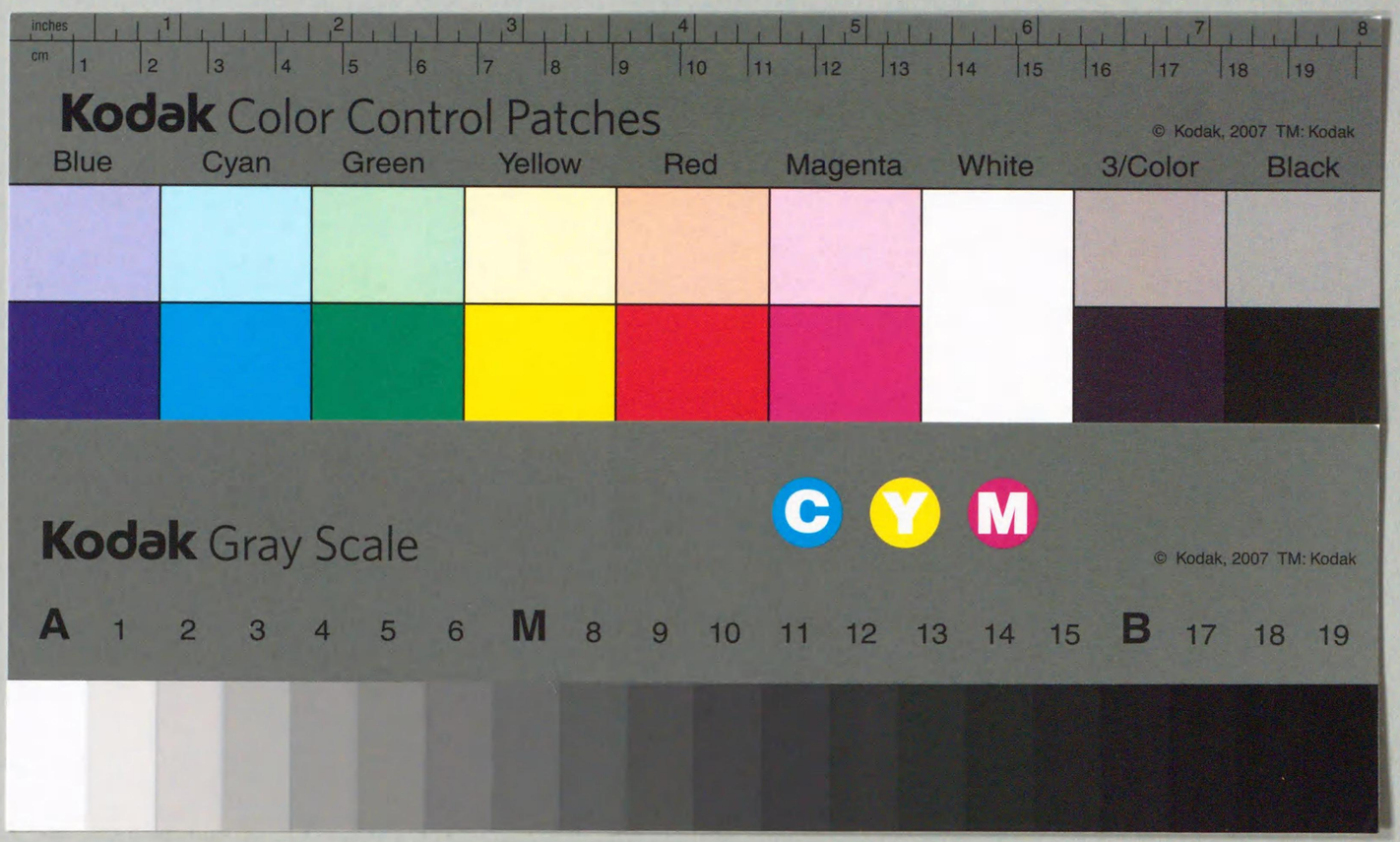
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

E2
E102
91WD2490

社會問題辭典索引

A	1	B	21	C	75	D	102
E	129	F	144	G	184	H	208
I	247	J	263	K	285	M	459
N	477	O	503	P	508	R	513
S	570	T	687	U	714	V	722
W	724	Y	729	Z	746	總目次	卷頭
						人名索引	卷末

高畠素之著

社會問題辭典

新潮社出版

高畠素之著

社會問題辭典

新潮社出版

E2
E102

國會圖書館藏書
3.4.12

贈寄
荒川氏殿

91W02490

序

思想の普及といふものは恐ろしいもので、日本に社會問題の思想がやや科學的の意味で萠し初めてから、まだ三十年にもなるかならないのであるが、その當時と今日とを比較すると殆んど別世界の感がする。當時一二の先覺者に依り、單なる外來思想として、又は珍奇なる專門思想として主張唱道され、これに對して特殊の興味を抱く少數の共鳴者もただ他動的に先覺專門家の說を聽いて、一般世人に通用しない知識の特權を獨占し享樂するといふ有樣であつたが、今日ではそれが全く趣きを一變してしまつた。今日、社會問題といふ對象は、もはや少數專門家の特殊研究にのみ屬するものではなく、社會的知識の水準となり、常識となつてゐるのである。

勿論、今日でも斯種の問題に殆んど何等の興味を感じない如く見える人々もある。然し少なくとも、多少の敎養あり、讀書慾を有し、社會、政治、文藝、宗敎その他萬般の知識的精神的生活部面に幾分の接觸を有してゐる人々で、社會問題に全然興味を感じないといふものはなく、この方面に於ける大體の概念を固め、知識資料を貯へずしては、時世の流れに棹して行くことはできない。嘗ては一部少數者の特殊專門的知識であつた社會問題の思想も、今や斯くして社會的知識の常識的水準となるに至つたのである。

尤もこの社會的知識といひ、常識的水準といふものにも、いろ〳〵な意義がある。たとへば嘗て、社會主義者を以つて人も許し、みづからも任じてゐる人たちの間に、アダム・イヴの富國論を云々し、マルクスの人口論を喋々したものがあつて物笑ひの種を蒔いたことがあるが、富國論といへばアダム・スミス、人口論といへばマルサス、資本論がマルクスで、レニンは共産

主義――と、いふやうな程度の知識なくしては、今日まとも赤面なしの世渡りは出來ない。この意味に於いて、かかる程度の知識は今日の社會における常識的知識水準となつてゐるといひ得るのである。

然し常識は固定のものではない。知識が常識化すると同樣に、常識そのものの知識水準が全體的に絶えず向上してゐることも事實である。富國論から聯想されるものがアダム・スミスであつて、アダム・イヴではないといふ程度の知識が常識的の水準を成してゐる時代もあつたが、その程度の知識を知識として表白することそれ自身が既に赤面の種となり、進んで富國論とは如何なる内容の書であり、アダム・スミスといふ人は如何なる經歷の人で、社會思想の潮流に對して如何なる位置を占めてゐるかといふやうなことを、專門的でないまでも大體は心得て居らなければならない。それを心得ることが特權でなくて、心得ないものが水準以下であるといふことになる。今日はもう其時代に入りかけてゐるのである。

私が『社會問題辭典』を編纂しようと考へた第一の動機は、社會問題に關する斯種の常識――謂はば高級常識の指針を與へたいといふことであつた。この目的を以つて編纂された本書は、老幼男女を問はず、職の甲乙を論ぜず、學生にも、主婦にも、勞働者にも、資本家にも、政治家にも、文藝家にも、僧侶にも、學校教師にも、必らず一讀せらるべきものであり、一讀して大きな益はないとしても、少なくとも私の謂ふ高級常識の溫室となり合財袋となるだけの效力は絶無でないと堅く信ずるものである。

だが、本書の目的は、單にそれだけに止まるものではない。私は本書を以つて更らにいま一歩進んだ目的にも役立たせたいのである。それは專門家の立場にある人が、專門外から專門に關聯した言論をなし、文章を書き、行動を處理するといふやうな必要に迫られた場合、それに對して極めて手輕簡便に參考の用を辨ぜさせることである。議員の立候補演説にも、今日ではもう昔ながらの、既成政黨がどうしたの、擧國一致がどうしたのといふ事だけでは通用しない。一切の政治が社會化して來る如く、社會問題も政治の重要な部分を占めるやうになるのである。そこで伏議士の演説に於いても、舊來の形式的政論のみでなく、經濟問題や、社會問題が可なりに主要な範圍を占めて來なければならない。文藝家が評論を書き、宗教家が青年の間に傳道し、資本家が勞働爭議の對策する場合についても同樣である。

これらの場合に對して、專門的に難解ではなく、輕便簡易にして而も相當根據ある指針と資料とを提供したいといふのが、本書編纂上の第二の目的である。

本書は私にとつて、第三回の試みである。私が初めて『社會問題辭典』の編纂に志したのは大正九年の頃で、助手も揃ひ或る程度まで起稿にも著手したのであつたが、種々なる事故のため著手後約半年にして中絶するの已むなきに立ち至つた。その後、大正十一年に至り佐野學氏との共同で再び此計畫に著手し、約一年間にして原稿も兎にかく整つたのであつたが、震災のため全部烏有に歸してしまつた。茲に刊行するものは、右の第二回のプランを基礎として、更に訂正を施し、その後に生じた新たなる事實をも追加して面目を一新させたものである。

本書は成るべく項目を多くし、廣い意味での社會問題に關聯した事項を出來得る限り多く包括させようとしたため、自然私自身にとつては專門外にわたつた對象にも觸れざるを得なくなつた。隨つて夫々の專門家から見れば、隨分不備な所も多々あるであらうと信じられるが、これについては各方面からの叱正を乞ふのほかはない。

また狹義に於ける私自身の專門に關した範圍内でも、錯誤、不十分、その他の缺點があり、且つ編纂上重要なる項目を逸して比較的重要ならざるものを採用したり、統計的事實に最近のものを收錄し得なかつたといふやうな不手際も決して少くないであらうと懸念されるのであるが、此等の訂正は總べて將來に待つこととし、茲に一先づ現在の形で江湖に見える次第である。

本書の校正進行中、慶大教授小泉信三氏から最近ラッポートなる人の『社會主義辭典』(Dictionary of Socialism by Angelo S. Rapport) がイギリスで發行されたことを敎へて下さつたので、參考にもと思ひ早速書肆に取寄せ方を依賴したのであつたが、遂に間に合はなかつた。玆に特記した、小泉氏の厚意を謝する。

大正十四年五月十二日

高畠素之誌す

凡例

一、各項目はアルハベット順に編輯し、嚴密の假名使ひに依らず、通用の棒讀みに從つた。例へば『勞働』は『ラウドウ』とせず『ロードー』とせる如くである。

二、歐米の地名は成るべく通用の漢字を使用することにしたが、便宜上片假名を以つてした所もある。

三、原語にてエルの頭字を有するものはアールの部に、ケーと同音のシーはケーの部に、エーと同意のユーはエーの部に包含せしめた。

四、日本人名は故人にのみ局限し、現存の人物は總べて削除した。

五、ヴイの頭字を有する固有名は、大體『ヴ』の言を守つたが、通用のもので『バ』行音に從つた所もある。

六、書き洩らした事項で校正中氣づいたものは、アルハベット各部の終末に補遺として附け加へることに努めた。校了後新たに生じた事件や、死亡した人物については、如何ともすることが出來なかつた。普通選擧法や治安維持法が僅少の補遺を除き殆んど全部書き洩らされてゐる如きは是非もない。

七、本書の編輯については、第二回の共編者たりし佐野學氏(序文參照)は言ふ迄もなく、知友小栗慶太郎、矢部周、神永文三宮崎市八諸君の助力を受くること少なくなかつた。此等諸君の勞に比すれば、著者の努力の如きは寧ろ至つて鮮少であつたことを明かにして置く。

總目次

A

アッペ……一
アウエル……一〇
アヴェリング……一一
アドラー(フィクトル)……一一
アドラー(フリードリッヒ)……一二
鴉片……一二
アイ・ダブリュー・ダブリュー……一二
アイコノクラズム……一六
愛國主義……一六
アイヌ……一六
阿直岐……一七
アカデミー……一七
赤旗事件……一七
アークライト……一八
尼……一八
甘粕事件……一八
天草一揆……一八
雨森芳洲……一九
アメリカの獨立宣言……一九
アナーキズム……一一
アナクロニズム……一三
闇齋學……一三
暗殺……一三
晏子……一三
安息日……一三
青木昆陽……一四
アポロ……一四
新井白石……一五
アリストクラシー……一五
アリストテレース……一五
アリストテレース說……一五
淺見絅齋……一八
足輕……一八
足尾銅山……一九
アスキス……一九
字……二〇

B

賣買結婚……二一
買辨……二一
賣淫……二一
バーヂァー……二二
バクーニン……二二
蕃國主義……二二
婆羅門教……二二
馬政……二二
バザール……二五
部……二六
ベーベル……二六
米價調節……二七
米國貨幣制度……二七
米國工場法……二八
米國救貧事業……二九
米國勞働聯合會……三一
米國勞働運動……三一
米國社會主義運動……三二
ベーコン……三三
ベェームバヴェルク……三三
辯護士……三四
辯證法……三四
ベンタム……三五
ベラミー……三五
白耳義貨幣制度……三五
ベルン協約……三六
美……三六
美學……三七
美術……三七
備荒……三八
跛行本位……三八
ビスマルク……三九
暴動……四一
貿易權衡說……四三
ボイコット……四三
母系……四五
母權……四五
墨銀……四六
ボリシェキーキ……四七
ボリシェキズム……四九
暴利取締令……五一
母性保護論……五二
紡績……五二
紡績職工……五三
物價……五三
物價定率……五五
物價と貨銀の關係……五六
佛教……五八
分益農……六〇
分業……六〇
分化……六二
文化……六二
文化國家……六三
文化生活……六四
文化主義……六四
文化運動……六五
文明……六五

文明病……六五
分産主義……六五
ブランデス……六八
ブラン……六八
ブランキー……六八
ブラッセル會議……六九
ブレンタノ……六九
ブルヂョア……六九
武士道……七〇
物資供給令……七一
物質……七一
ブース……七一
物々交換……七一
物理學……七二
部族……七二
平等……七三
ビュッヒアー……七四

C

チャーチスト運動……七五
チャーチズム……七六
治安警察法……七六
地代……七六
地代學説……七六
地代農地……七六
地域團體……七九
治外法權……七九
地行……七九
地方財政……七九
地方稅……八〇
地上權……八一
地價……八一
知覺……八三
治警十七條……八三
治警撤廢運動……八四
賃銀……八四
賃金奴隷……八六
賃銀基金説……八六
賃銀鐵則……八七
賃料……八九
地主……八九
地理學的社會學……九〇
知識階級……九一
地租……九一
懲役……九二
徵發令……九三
徵兵……九三
徵兵保險……九三
直接行動……九四
直接稅……九五
鑄貨……九五
中間階級……九六
中間階級運動……九六
中央集權……九七
仲裁裁判制……九七
中産階級……九八
中産階級運動……九八
中世ギルド……九八
中世手工業組合……一〇一
抽象……一〇一
中等教員……一〇一

D

大地主……一〇二
大英國鐵夫聯合會……一〇二
大逆事件……一〇三
代理商……一〇三
代替の法則……一〇四
男女同權主義……一〇四
ダンピング……一〇五
團體移民……一〇五
團體交涉權……一〇五
ダニエル（デ・レオン）……一〇六
ダーキン……一〇六
太宰春臺……一〇七
デブス……一〇七
デ・フリー説……一〇八
デモクラシー……一〇八
電氣工業……一〇八
傳來需要の法則……一〇八
電信……一〇九
田租……一一〇
電話……一一〇
デパートメント・ストア……一一一
動物虐待防止事業……一一一
同業組合運動……一一二
獨逸貨幣制度……一一三
獨逸革命……一一三
獨逸勞働運動……一一五
獨逸社會主義運動……一一八
土人問題……一一〇
獨裁政治……一一一
獨占……一一三
同盟罷業……一一三
同盟罷工……一一三
奴隷問題……一一四
動産銀行……一一六
動産稅……一一七
道德統計……一一八
同族結婚……一一八

E

エベルト……一四三
江戸……一四九
營業稅……一四九
英國貨幣制度……一五〇
英國勞働運動……一五一
英國社會主義運動……一五三
永小作制度……一五六
永小作權……一五七
演繹學派……一五八
演繹法……一五九
エンゲルス……一五九
遠遠法師……一六〇
營利……一六〇
營利資本……一六一
營利衝動……一六一
エルフルト政綱……一六一
穢多……一六二

F

ファランジュ……一六四
ファスシスチ……一六四
扶持……一六八
札差……一六八
フェビアン協會……一六九
夫役……一六九
フェミニズム……一六九
フェルリ……一八三
不具勞働者問題……一八二
不變資本……一八三
フィヒテ……一八三
巳々敎……一八三
フィジオクラット……一八四
フィリッポヴイッチ……一八五
婦人解放論……一八五
婦人問題……一八五
婦人勞働問題……一八五
婦人參政權問題……一八七
婦人職業問題……一八九
婦人運動……一九一
藤田幽谷……一九三
不熟練勞働者……一九三
不換紙幣……一九四
父系……一九六
不景氣……一九六
父權……一九六
復興院……一九七
復興審議會……一九七
富國論……一九七
服役結婚……一九七
複合國……一九八
複本位……一九八
複選擧制……一九八
福澤諭吉……一九九
複稅制度……一九九
フランクリン……一九九
フランス（アナトール）……二〇三
佛蘭西貨幣制度……二〇七
佛蘭西革命……二〇七
佛蘭西工場法……二〇四
佛蘭西救貧事業……二〇五
佛蘭西勞働運動……二〇六
佛蘭西社會主義運動……二〇六
浮浪……二〇七
不勞所得……二〇八
フリエー……二〇八
俘虜……二一一
不當利得……二一一
普通警察……二一一
普通敎育……二一一
普通選擧……二一二

G

外交……二一四
外國郵便……二一四
外國郵便爲替……二一五
概念……二一五
街娼……二一五
藝術……二一五
藝術衝動……二一六
藝術的社會主義……二一六
現物交換……二一七
原人……二一七
現實……二一七
限界效用……二一八
原告……二一八
言論壓迫……二一八
減債基金……二一八
原始狀態……二一九
原始期……二一九
原始共産制……二一九
元子論……二一九
原始社會……二一九
現象……二一九
元首……二一九
元素……二一九
藝者……二一九
藝娼妓……二一九
ゲーテ……二一九
議會……二一九

議會政治……一九五
義務……一九五
銀本位……一九六
銀座……一九六
ギルド……一九六
ギルド社會主義……一九六
義倉……二〇〇
義勇兵……二〇一
ゴッドキン……二〇一
五月一日……二〇一
合意結婚……二〇一
獄門……二〇一
合名會社……二〇二
ゴムパーズ……二〇二
五人組……二〇三
ゴーリキー……二〇三
合理主義……二〇三
ゴールドマン……二〇三
合資會社……二〇四
ゴッセン……二〇四
軍人……二〇四
軍需品……二〇四
軍國主義……二〇四
軍政……二〇五
群衆心理……二〇五
グレシァム法則……二〇五
行政……二〇六
行政法……二〇六
行政權……二〇六
行政裁判……二〇七

H

ハーデー……二〇八
ハーゼ……二〇八
ハインドマン……二〇八
排日……二〇八
配當……二一〇
博愛主義……二一〇
博物學……二一〇
ハックスレー……二一〇
販賣組合……二一〇
飯場制度……二一一
範疇……二一二
班田……二一二
班田收授法……二一三
汎獨主義……二一四
濱學……二一四
版權……二一四
煩瑣哲學……二一四
濱札……二一四
ハンター……二一五
ハンザ同盟……二一五
犯罪……二一六
犯罪學……二一六
犯罪人類學……二一六
犯罪階級……二一八
犯罪社會學……二一八
犯罪心理學……二一八
犯罪種族……二一八
破產……二一九
發生學……二一九
發生的心理學……二一九
ハウプトマン……二一九
併合罪……二一九
平均利潤率……二一九
平行本位……二一九
平民圖書館……二二〇
ヘンダーソン……二二〇
ヘルッカ……二二〇
ヘルツェン……二二〇
平和主義……二二〇
非賣同盟……二二〇
罷業破り……二二〇
非常徵發令……二二〇
被告人……二二〇
飛脚……二二〇
祕密結社……二二〇
貧民問題……二二一
比例代表制……二二一
ヒルデブランド……二二一
ヒルシュヅンケル組合……二二九
被搾取階級……二二九
被選擧權……二三〇
非職闘員……二三一
被支配階級……二三一
法……二三一
保安警察……二三二
ホブソン……二三二
法治國……二三二
保護貿易……二三三
保護國……二三三
保護勞働者……二三三
法醫學……二三四
ホイットレー案……二三五
ホッヂスキン……二三五
補助貨幣……二三五
法貨……二三五
保險……二三六
保險業法……二三七
封建制度……二三七

保險政策……二三八
俸給……二三八
俸給生活者問題……二三九
本位貨幣……二四〇
本刑……二四〇
放任主義……二四〇
本能……二四〇
法王……二四〇
法理學……二四一
法理哲學……二四一
法律……二四一
法律行爲……二四一
保釋……二四二
法定貨銀法……二四二
法的社會主義……二四二
報德主義……二四五
百科全書派……二四五
ヒルキット……二四六
ヒューマニズム……二四五
ヒューム……二四六

Ⅱ

帷幄上奏……二四七
市……二四七
舍人親王……二四八
英吉利貨幣制度……二四八
英吉利勞働運動……二四八
英吉利社會主義運動……二四八
移住民……二四八
一揆……二四八
生田國秀……二五〇
移民……二五〇
移民制限……二五一
因果說……二五二
インターナショナル……二五二
一夫一婦……二五六
一夫多妻……二五六
イリー……二五七
伊勢商人……二五七
石田梅巖……二五八
意志哲學……二五八
一妻多夫……二五八
板垣退助……二五九
伊太利勞働運動……二五九
伊太利社會主義運動……二五九
伊藤仁齋……二六一
伊藤東涯……二六一
糸割符……二六一
異族結婚……二六一

J

ジェヴォンズ……二六三
ジェームズ・ランゲ說……二六三
時代錯誤……二六三
時代精神……二六三
自治植民地……二六四
自警團……二六四
實驗社會學……二六五
自己意識……二六五
人文主義……二六五
人道教……二六五
人道主義……二六五
人爲的社會……二六五
人權宣言……二六五
人口……二六六
人口調査……二六六
人口論……二六六
人民主權說……二六六
人類……二六七
人類學……二六七
人類學的社會學……二六七
人身賣買……二六八
人種……二六九
人頭稅……二七〇
自作農……二七一
自殺……二七一
寺社領……二七一
自足經濟……二七三
實踐社會學……二七三
實證主義……二七三
實物支拂……二七三
實業補習學校……二七四
實利主義……二七四
自由貿易……二七四
自由勞働者……二七五
自由職業……二七五
自由都市……二七六
ヂョーヂ（ヘンリー）……二七四
ヂョーヂ（ロイド）……二七四
慈善……二七七
常平倉……二七八
女權擴張論……二七八
ジョレス……二八四
條約改正……二七八
剩餘價値……二七九
十字軍……二八二
從價稅及從量稅……二八二
重農主義……二八三
純正社會學……二八三
殉死……二八三
住宅問題……二八四

K

姓……二八五
カベー……二八五
株……二八五
株券……二八五
株金……二八五
株主……二八五
株式……二八五
株式合資會社……二八六
株式會社……二八六
價値……二八六
價値論……二八六
家長……二九〇
家長政治……二九〇
科學……二九一
化學工業……二九一
科學的實在論……二九一
科學的管理法……二九一
科學的社會主義……二九二
過激派……二九二
過激主義……二九三
貨幣……二九三
貨幣經濟……二九四
可變資本……二九五
貨幣數量說……二九五
貝原益軒……二九五
海外移民……二九五
戒嚴……二九五
海上保險……二九六
會計檢查院……二九七
開墾……二九七
階級……二九七
階級鬪爭……三〇〇
快樂經濟……三〇一
快樂主義……三〇一
替錢……三〇三
廻船……三〇三
會社……三〇三
買占……三〇三
會所……三〇四
海底電信……三〇四
海運同盟……三〇四
海運補助金……三〇五
海運政策……三〇五
改善說……三〇五
價格……三〇五
革命……三〇六
神……三〇八
カムパネラ……三〇八
家內工業……三〇八
看護婦……三一〇
監獄……三一〇
監獄衞生……三一一
官業……三一一
官業勞働者……三一一
簡易保險……三一二
簡易食堂……三一三
簡易特別裁判所……三一三
感情……三一三
感化法……三一四
感化院……三一四
感化事業……三一四
感覺論……三一五
感覺及び感官……三一五
官憲……三一五
勸工場……三一五
觀念……三一六
官報……三一七
韓非子……三一七
官吏……三一八
官僚……三一八
官僚政治……三一八
官制……三一九
間接稅……三一九
管子……三二〇
カント……三二〇
官有地……三二〇
關稅……三二〇
關稅同盟……三二一
關稅制度……三二一
家屋稅……三二一
カーペンター……三二二
カーライル……三二三
假出獄……三二三
感情……三二三
過勞……三二三
カルテル……三二三
家資分散……三二五
過小地主……三二五
寡頭政治……三二五
カウフハウス……三二六
カウツキー……三二六
家族……三二七
華族……三二七
家族經濟……三二七
家族經濟的工業……三二八
家族共產體……三二八
經營……三二九
經營協議會……三三一

刑法……三三一
經驗論……三三一
景氣……三三一
結婚……三三一
檢見……三三二
啓蒙……三三二
刑務所……三三二
檢地……三三二
建築組合……三三三
ケネー……三三三
憲狀黨……三三四
犬儒學派……三三四
健康保險……三三四
憲兵……三三四
憲法……三三四
權利株……三三五
權力……三三五
權力關係……三三六
憲政擁護運動……三三六
警察國家……三三六
警視廳……三三六
結社……三三七
血族團體……三三七
契約說……三三九
經濟學……三三九
經濟政策……三四〇
說辯學派……三四一
企業……三四一
饑饉……三四二
企業家……三四三
記述的社會學……三四四
歸化……三四四
機械……三四四
機會均等主義……三四七
機械的連帶……三四八
金銀比價……三四八
金本位……三四八
キニク學派……三四九
金爲替本位……三四九
筋肉勞働……三五〇
歸納法……三五〇
機能社會……三五〇
勤勞所得……三五〇
近世國家……三五一
禁酒運動……三五一
禁慾主義……三五二
金融……三五二
金融機關……三五三
金融市場……三五三
金座……三五三
キレネ學派……三五四
切米……三五四
基督教……三五四
基督教青年會……三五七
基督教社會主義……三五七
季節勞働……三五八
騎士……三五九
貴族……三六〇
貴族政治……三六〇
講……三六一
講境社會主義……三六二
公田……三六二
鑛毒問題……三六二
公營保險……三六三
鑛夫……三六三
鑛夫雇傭勞役規則……三六四
鑛夫勞働帳簿……三六四
小切手……三六四
小口保險……三六五
鑛業……三六五
工業……三六六
工業簿記……三六七
工業勤員……三六七
工業衞生……三六七
鑛業法……三六七
鑛業警察……三六七
鑛業權者……三六九
工業立國……三六九
鑛業勞働者……三七〇
工業裁判……三七〇
工業政策……三七〇
工業的封建主義……三七〇
工業的社會問題……三七一
鑛業特設電話……三七二
雇員……三七二
個人警察……三七二
個人主義……三七二
個人的快樂主義……三七四
工場……三七五
工場衞生……三七五
工場閉鎖……三七六
工場法……三七六
工場委員會制度……三七九
工場監督官……三八三
工場勞働者……三八三
工場制工業……三八五
工場的手工業……三八七
交換……三八七
膏血制度……三八八
公企業……三九〇

國家……三九〇
國家學……三九一
國家聯合……三九二
國家社會主義……三九二
國家有機體說……三九三
國庫……三九四
國教……三九四
廣告……三九五
鑛區……三九五
國學……三九六
國語……三九六
國號……三九六
國寶……三九六
國法……三九七
國民……三九七
國民道德……三九七
國民保險……三九七
國民經濟……三九七
國民經濟學……三九八
國民性……三九八
石盛……三九八
穀物條例……三九八
穀物倉庫業……三九九
國立保險……三九九
國債……三九九
國際道德……三九九
國債法規……四〇〇
國債價值學說……四〇〇
國際貨幣……四〇一
國際公法……四〇一
國際聯盟……四〇三
國際勞働會議……四〇三
國際勞働規約……四〇三
國際勞働者保護法……四〇四
國際私法……四〇五
國勢調查……四〇五
國籍……四〇六
國葬……四〇六
穀倉院……四〇六
國體……四〇六
國有林野……四〇六
公共組合……四〇七
米相場……四〇七
公民……四〇七
コムミユン……四〇八
小物成……四〇八
コンマーシァリズム……四〇八
小宮山昌秀……四〇八
鑛務署……四〇九
コムミユニズム……四〇九
コント……四〇九
コンドルセー……四一〇
混合保險……四一〇
コンラッド……四一〇
公任主義……四一〇
コ・オペレーション……四一〇
コレギア……四一一
公吏……四一二
功利主義……四一二
コロヌス・コロン制度……四一三
コルベール……四一三
公債……四一三
小作……四一五
耕作强制……四一七
小作人……四一七
高札……四一七
個性……四一七
荒政……四一八
戶籍……四一八
公設市場……四一九
公設浴場……四一九
興信所……四二〇
皇室費……四二〇
公娼……四二一
黃色組合……四二二
耕種組織……四二三
公衆的快樂主義……四二三
コスモポリタニズム……四二三
個體發生……四二三
交代本位……四二四
固定資本……四二四
古典學派……四二四
高等警察……四二五
幸德秋水……四二五
交通……四二五
交通政策……四二七
小賣……四二七
小賣商業……四二七
小賣大商店……四二九
雇傭者責任法……四二九
鑛山勞働者……四三〇
クバード……四三〇
口分田……四三一
苦汗制度……四三一
熊澤蕃山……四三一
組……四三一
組合……四三二
勳章……四三三
クラフト・ギルド……四三三
クラインズ……四三四

クラーク……四三四
君主政治……四三四
君主特權……四三五
栗田栗里……四三五
クロポトキン……四三五
クルツール……四三六
草間直方……四三六
空想的社會主義……四三六
苦痛經濟……四三六
キァピタリズム……四三七
競賣……四三七
協調會……四三七
共同經營……四三八
共同經濟……四三九
共同耕作制度……四四〇
共同市場……四四一
共業……四四一
協業……四四一
協業運動……四四三
共變法……四四二
教育學……四四三
教育統計……四四三
教化……四四四
教權主義……四四四
恐慌……四四四
局外中立……四四四
供給と需要……四四五
虛無……四四六
虛無主義及虛無黨……四四六
教理……四四七
共濟組合……四四七
共產主義……四四九
共產黨……四四九
共產黨事件……四五〇
共產黨宣言……四五一
强制保險制度……四五三
競爭衝動……四五二
供託……四五三
協約勞働……四五三
共和政治……四五四
救貧負擔……四五五
救貧收入……四五五
救貧稅……四五五
救助權……四五六
舊教社會運動……四五六
給料……四五七
救世軍……四五七

M

マーカンチリズム……四五九
マクドナルド……四六〇
マンチェスター學派……四六〇
マニュファクチュア……四六〇
マノール……四六二
マニュアリズム……四六七
マルチプル・ストア……四六三
マルク團體……四六三
マルクス……四六四
マルサス……四六五
マルサス主義……四六六
メー・デー……四六六
メンガー……四六六
メニシェキーキ……四六八
民本主義……四六九
民衆藝術……四六九
民衆娛樂……四七〇
民主主義……四七〇
民族心理學……四七一
ミラボー……四七一
ミル（ジェームズ）……四七一
ミル（ジョン・スチュアート）……四七二
ミルラン……四七二
モーア……四七三
模倣說……四七三
モンロー主義……四七四
モンテスキュー……四七四
モラトリウム……四七四
モーリス（ウォリアム）……四七五
ムッソリーニ……四七六

N

中江兆民……四七七
南北戰爭……四七七
日本文學史上の社會問題……四七八
日本法制史……四八〇
日本貨幣史……四八一
日本經濟史……四八四
日本工業史……四八六
日本農民組合……四八七
日本勞働總同盟……四八九
日本宗教史……四八九
日本財政史……四九〇
人間主義……四九一
農奴……四九一
農業……四九二
農業保險……四九二
農業金融……四九三
農業勞働者……四九三
農業政策……四九五
農業資本……四九六
農業信用……四九七

農業信用組合……四九八
農工銀行……四九九
農村問題……四九九
奴婢……五〇〇

O

王安石……五〇三
オーエン……五〇三
荻生徂徠……五〇四
オイケン……五〇四
溫情主義……五〇四
大安麻呂……五〇六
オッペンハイマー……五〇六
和蘭貨幣制度……五〇六
卸賣商業……五〇六
大鹽平八郎……五〇七
埃太利匈牙利貨幣制度……五〇七
オートクラシー……五〇七

P

パンカースト（エメリン）……五一二
パンカースト（クリスタベル）……五一二
巴里コムミューン……五〇八
パッテン……五〇九
プラグマチズム……五〇九
プライス……五〇九
プラトン……五一〇
プレハノフ……五一〇
プロミスクィティ……五一〇
プロパガンダ……五一一
プロレタリア……五一一
プルドーン……五一一
票……五一二

R

ラファルグ……五一三
ライン都市同盟……五一三
ラマルク……五一三
ラマルク説……五一四
ラルキン……五一四
ラッサレ……五一五
レヴィジョニズム……五一六
レードラー……五一七
歷史……五一八
歷史派經濟學……五一八
歷史哲學……五一九
聯合國家……五二〇
レニン……五二〇
リー……五二一
立法……五二一
リーブクネヒト（カール）……五二二
リーブクネヒト（ウヰルヘルム）……五二三
利益分配制度……五二三
利潤……五二六
リカルド……五二九
臨時物資供給令……五二九
利子……五二九
勞働保險……五三〇
勞働條件……五三一
勞働會議所……五三一
勞働階級……五三二
勞働權……五三三
勞働嫌惡……五三三
勞働契約……五三三
勞働組合……五三四
勞働組合法……五三九
勞働局……五四二
勞働問題……五四三
勞働及勞働力……五四五
勞働祭……五四六
勞働者……五四六
勞働者保護法……五四六
勞働者結社……五四八
勞働者教育……五四九
勞働市場……五五一
勞働植民……五五一
勞働爭議……五五二
勞働取引所……五五三
勞働運動……五五三
勞働全收權……五五五
老齡保險……五五六
勞兵會……五五七
ローヂァース……五五八
ロック……五五九
ロックアウト……五五九
ロックフェラー……五五九
ロンブロソー……五五九
ロンドン（ジアック）……五六〇
勞農政府……五六〇
論理學……五六二
ロリア……五六三
露西亞革命……五六三
勞資協調主義……五六六
ロッシァー……五六七
ロッス……五六七
ルクセンブルグ……五六七
ルロアボーリュー……五六八
ルッソー（ジァン・ジアック）……五六八

ルッソー（ワルデック）……五六八
ルーズベルト……五六九

S

サボターヂュ……五七〇
裁判所……五七〇
裁判官……五七一
歲計……五七一
最惠國條款……五七一
歲入……五七三
歲出……五七三
最低賃銀法……五七三
左傾……五七五
搾取階級……五七五
產業革命……五七五
產業組合……五七七
產業豫備軍……五七七
サンヂカリズム……五七九
產兒制限……五八二
三權分立……五八三
產婦保險……五八三
サン・シモン……五八四
サン・シモン黨……五八四
生物學……五八五
政府……五八五
政治學……五八六
關……五八七
赤衞軍……五八八
責付……五八八
赤十字條約……五八八
赤十字社……五八九
節儉の令……五八九
生命保險……五九〇
セーニアー……五九〇
選擧……五九〇
選擧權……五九一
選擧制度……五九二
戰鬪員……五九三
製錬業……五九四
セリグマン……五九四
生產……五九四
生產過剩……五九五
生產組合……五九六
生產力學說……五九八
生存保險……五九八
生存權……五九八
生存競爭……五九九
生存最小限度……六〇一
政黨……六〇三
正統學派……六〇六
正統派社會主義……六〇六
節慾……六〇六
節慾學說……六〇六
社會地理學……六〇七
社會學……六〇七
社會學的國家觀……六〇八
社會保險……六一一
社會意識……六一一
社會改良主義……六一二
社會契約說……六一四
社會民主主義……六一四
社會問題……六一四
社會連帶……六一六
社會政策……六一七
社會政策學會……六一九
社會進化……六一九
社會心理學……六一九
社會主義……六二〇
社會主義鎭壓策……六二五
社會主義借地人保護問題……六二七
奢侈稅……六二八
紙幣……六二九
司法……六三〇
私法……六三〇
資本……六三一
資本家階級……六三三
資本集中說……六三四
資本主義……六三四
資本集積說……六三四
シー・ヂー・ティー……六三四
市場……六三六
私刑……六三七
死刑廢止論……六三七
島田一郎……六三七
新聞紙法……六三七
新ダーキン說……六三八
新ヘーゲル學派……六三八
シンヂケート……六三九
新カント學派……六三九
進化說……六四〇
神權政治……六四一
新マルサス主義……六四三
新プラトン說……六四三
新ラマルク說……六四四
心理學……六四四
森林……六四四
森林組合……六四五
信用……六四六
信用貸付組合……六四七
信用經濟……六四七

信用組合……六四八
信友會……六四八
疾病保險……六四九
私設鐵道……六五〇
シスモンヂ……六五一
私娼……六五一
失業保險……六五一
失業者問題……六五二
自然法說……六五四
自然經濟……六五五
自然社會……六五五
氏族……六五六
小地主……六五六
衝動……六五七
傷害保險……六五七
小學校教員……六五八
少額保險……六五九
商業……六五九
商業會議所……六六〇
商業旅行人……六六一
商業政策……六六一
商業使用人……六六一
消費……六六二
消費組合……六六二
商品……六六六
消費者餘剩……六六八
職業……六六八
職業病……六七〇
職業婦人……六七〇
職業紹介所……六七一
食人種族……六七一
植民……六七一
職人……六七一
庶民的社會……六七四
少年裁判所……六七四
所得……六七五
所得稅……六七五
莊屋……六七六
所有權……六七六
集合意識……六七七
集合契約……六七七
收穫遞減の法則……六七七
主觀學派……六七八
主觀經濟學……六七九
主權……六七九
手工業……六八〇
宗教改革……六八一
シュメーリング……六八一
シュモラー……六八二
出版法……六八三
出版權……六八三
狩獵法……六八四
シュルツェデーリッチ……六八四
集產主義……六八四
修正派社會主義……六八四
集積說……六八四
出獄人保護事業……六八五
種族的社會……六八五
選擧權……六八六
帝國主義……六九三
テロリズム……六九三
鐵道……六九四
鐵道政策……六九四
哲學……六九五
鐵工業……六九六
ティレット……七一三
土地……六九七
土地制度……六九七
トインビー……六九八
問屋……六九九
統計……七〇〇
德川吉宗……七〇〇
得意廻り……七〇〇
特殊部落……七〇一
トーマ……七〇三
富……七〇三
トラスト……七〇一
トルストイ……七一三
取引所……七〇四
取引所稅……七〇六
トロェルストラ……七〇六
トロッキー……七〇六
都市……七〇八
トーテム……七〇八

徒弟制度……七〇九
外山正一……七一〇
ツァドルガ……七一〇
通貨……七一一
ツンフト……七一一
通商條約……七一三

U

宇宙……七一四
氏……七一四
氏神……七一六
氏子……七一七
ウクライナ……七一七
右傾……七一七
請負……七一七
請負賃銀……七一八
運上……七一九
運用資本……七一九
運輸……七二〇
ウルスター……七二一
ウズラ……七二一

V

ヴァイアン……七二
ヴァンダーヴェルド……七二三
ヴェルサイユ條約……七二三
ヴィヴィアニ……七二三

W

ワグナー(アドルフ)……七二四
ワイトリング……七二四
ワイズマン……七二四
ワイズマン說……七二四
ワレース(アルフレッド)……七二五
ワレース(グレーハム)……七二五
ワシントン(ブーカー)……七二六
ワシントン(ヂョーヂ)……七二六
ワット……七二六
ウエッブ(ビアトリス)……七二八
ウエッブ(シドニー)……七二七
ウエルズ……七二七
ウキルソン……七二七
ウヰードー……七二七
ウヲリーング……七二八
ウヲルフ(ウキリアム)……七二八

Y

野蠻……七二九
ヤング……七二九
欲望……七二九
養老保險……七三〇
輿論……七三一
豫算……七三一
幼少年勞働者……七三四
友愛會……七三五
唯物論……七三五
唯物史觀說……七三六
唯心論……七四〇
有價證券……七四一
ユニオン・レーベル……七四二
優生學……七四二
ユートーピア……七四三
優勝慾……七四五

Z

座……七四六
財……七四六
ザイデル……七四八
財產稅……七四八
財政……七四九
財政學……七四九
稅關……七五〇
錢座……七五〇
族制……七五〇
ゾムバルト……七五一
ゾンネンフェルス……七五一

人名索引……卷末

社會問題辭典

高畠素之著

A

アッベ（エルンスト）

エルンスト・アッベ（Ernst Abbe）は一八四〇年一月二十二日獨逸アイゼナハに生る。父は紡績職工である。實業學校を卒業後、イエナ、ギッチンゲン兩大學で、數學、物理學、天文學、哲學を學び、一八六一年『ドクトル』の學號を受け、暫くフランクフルト物理學校の教師を勤め、同六三年イエナ大學の私講師となり、七〇年助教授となり、七八年以後教授となり七七年以後大文臺長を兼ねた。是より先、一八六九年精巧器械製造業者カール・ツアイスの請を容れて事業に加はり、顯微鏡を改良して大に成功を收め、同工場の顯微鏡其他の光學器械は到る處に賞讃された。工場は世界一流のものとなり、一八八八年以後ツアイスの死によつて、アッベの單獨經營に移る事となつたが、彼は全事業をカールツアイス財團なる法人の所有とし、純益は各種の幸福增進設備、大學其他の公益事業の費用に投ずることゝした。彼がツアイス工場で試みた、勞働能率の實驗は有名である。一九〇〇年四月より翌年三月に至る一年間に於て、從來九時間であつた同工場の勞働時間を八時間として試みた結果、勞働時間の短縮は反つて生産額の增大を來し、勞働者の收入を增すことが證明された。アッベは一九〇五年に死んだ。

アヴェリング（エドワード）

エドワード・アヴェリング（Edward Aveling）は、一八五一年英國に生る。ケンブリッヂ大學に入り、ミハエル・ホスターの弟子となつた。卒業後單科大學の藥物學及生理學の教授となり、ロンドン病院に於て比較解剖學を教授し、而て一八八二年ロンドン學校會議の議員となつた。その後彼は、公然無神論を唱へて『英國無神論者協會』の代表者となり、社會主義論說家、著述家、戲曲家、新聞記者等となつた。マルクスの末娘エレナは彼の妻である。著書には、マルクスの資本論第一卷の英譯を初め、スチューデンツ・マルクス、スチューデンツ・ダーウヰン其他がある。

アドラー（フィクトル）

フィクトル・アドラー（Victor Adler）は一八五二年墺國プラーグ市に生れ同市の醫科大學を卒へた。一八九〇年頃より社會主義運動に參加し、八六年に至り社會民主黨の機關としてグライヒハイト紙を創刊し、二年の後之をアルバイテル・ツアイツングと改稱した。彼は瑞西、佛、英等に歷遊して、勞働問題を研究し、是に關する著書も少くない。國際社會黨大會には、每回墺國社會黨を代表して出席した。一八八九年墺國內の無政府主義運動に連座して、四ケ月の禁錮に處せられた。彼

は屢々下院議員に選ばれ、有力の地位を占め社會黨穩和派の主張を代表し、歐洲戰爭に際しては主戰論を唱へた。

アドラー（フリードリッヒ）

フリードリッヒ・アドラー（Friedrich Adler）はフイクトル・アドラーの子、一八八二年の生れである。父と同じく社會主義の運動に加はつたが、父が穩和派の代表者であり、主戰論者であつたに反し、彼は社會黨小數派の急先鋒として、絕對的非戰論を唱へ一九一六年四月の社會黨大會に於て平和問題に就き父と大激論を戰はした。彼れは社會黨左翼の機關カンプ紙の主筆であつた。一九一六年十月二十一日、彼れはウイナ街の一料理店で墺國首相カール・スチュルクを暗殺し、捕へられて死刑を宣告されたが、その後無期徒刑に減ぜられ革命後赦免されて自由の人となり、從前のごとく社會主義運動を繼續してゐる。

鴉片（アヘン）

【性質】 罌粟（ケシ）の實から製するもので、罌粟殼の切傷から流出する乳液を乾固させた褐色の粉末である。特殊の臭氣を有する痲醉性の毒物である。鴉片の含有する諸種のアルカロイドの中モルフィンが主成分で日本藥局方に從へば鴉片百分中モルフィンは十乃至十二を占めてゐる。鴉片の生理的作用は腦髓の痲痺であつて殊に知覺中樞を犯し、遂には呼吸の痲痺を起して生命を斷つに至る。適量に用ひれば、腹の蠕動機を止め下痢を停止し、且すべての疼痛を緩解させる效がある。支那人は之を喫烟料として用ひる。世界で最も多く鴉片を產する所は印度で、これに亞ぐものはペルシアである、又最も多くこれを需要するは支那であつて印度から輸入する額だけでも四千萬兩に及び同國輸入品の第二位を占めてゐる。

【鴉片中毒】 阿片の毒に中つて發する病氣であつて、急性症は頭痛眩暈し、呼吸は遲徐不整となり、昏睡に陷り、脈は小さく弱く、瞳孔縮小して皮膚は蒼白となる。慢性症は鴉片の慣用に依つて起り、身神の衰弱甚しく遂に精神に異狀を呈するに至る。

【鴉片問題】 支那人は喫烟料として鴉片を嗜好すること甚しく、肉體を害し精神を傷ふもの顧みず、亦財を費す事も甚しいので、清國時代から輸入を禁じたけれども、主としてイギリス人の手に依つて盛に密輸入が行はれ爲に支那と英國との間に政治及人道上に困難なる鴉片問題が起つた。西曆一八四〇年には之れが爲英清兩國の間に戰端が開かれた。鴉片戰爭は卽ち之である。後、鴉片輸入禁止命令は稍寬大になり、輸入年額を限つて許す事になつた。

鴉片問題は單に商工上の利害關係、諸國間の政治問題たるのみならず、由々しい人道上の問題として今猶未解決の儘に殘されてゐる。

【鴉片法】 鴉片の製法賣買上の事に關して其手續、取締方法等を定めた法規を云ふ。（三十年法律第二十七號）製造上注意すべきことは、まづ地方長官の許可を要し、既に製造すれば一定の期日（毎年十二月二十日まで）に其鴉片を政府に納付して政府の試驗を經ることを要する。試驗の上、モヒ含量が所定の度に適するものには、賠償金を交付し不適當品は無償で燒却される。賣買に關して注意すべきことは、鴉片は醫藥用品を限り政府が封緘を施して、賣下げるもの外、賣買授受所有又は所持することを許されない。犯す者は刑法第二三七條乃至第二四七條の處分を受ける。其賣下げに就いては、地方長官をして管內の藥劑師藥種商中にて相當の人員を限り卸賣人を指定する。購求するには規定の證書及醫師の處方箋を要する。其施行細則は三十年三月內務省令第四號にある。

アイ・ダブリュー・ダブリュー

【概說】 アイ・ダブリュー・ダブリュー（I・W・W）は米國に於ける一勞働團體である。

Industrial workmen of the world（世界產業勞

働同盟）の頭字をとつて通常斯く呼ばれてゐるのである。

米國最大の勞働團體たる米國勞働聯合會（A・F・L）や是に次ぐ鐵道從業員兄弟組合に比すればI・W・Wは其數に於ても其勢力に於ても、到底拮抗比肩するには足らない。殊に米國の歐洲大戰參加後I・W・Wの最高幹部は、戰爭反對運動の爲め、概ね獄に投ぜられ、今日では殆んど實力を失つて了つてゐる。然し乍らその主張に於て、其組織に於て、其運動方法に於て、I・W・WはA・F・Lと正に正反對の立場に在り、兩者は米國に於ける勞働運動の兩極端を示してゐる。しかし兩者は漸次接近の傾向がないでもない。

【其起原】 一九〇四年の秋、革命的勞働運動に從事してゐた六名の活動的な勞働者が、一會議を開き、當時米國の勞働者が當面してゐた狀態に對し、互に意見を交換し、討論した後、彼等は更に大なる會合を開催する爲め召集狀を發することに決定した。斯くて米國の急進的勞働運動及社會主義的政治運動に加はつて活動してゐた三十六名の人員に向つて、一九〇五年一月二日、シカゴ市に於ける祕密會議に列席せん事を要求せる案內狀が發せられた。會議は指定當日を以て開かれ四日まで繼續された結果、產業的組合の宣言書を起草し其宣言書中に述べられた主義に從ひ一團體を組織すべき目的を以て同年六月二十七日シカゴ市に大會を開くことを決議した。其宣言中I・W・Wの主義方針を示すと思はれる章句を示せば次の如くである。其主なる內容は階級鬪爭說、直接行動說、職業組合の排斥、產業的大組合の組織等である。

『社會事情は產業狀態の反映に過ぎぬ。近世の產業は機械を以て人間の技倆に代へ、且つ富の生產並に分配機關の所有を資本家階級の手に集中し其權勢を增大させた。

かゝる事實の爲めに、勞働者間の職業的區別と資本家間の競爭とは、等しく減殺消滅しつつある。階級的分裂は益々甚しくなり、階級的反目は深酷となり、あらゆる勞働者の機械に對する共通的隷屬は以て職業的分界線を沒却して了つて居る。絕えず生產力少なき機械を廢滅させつゝある新機械は、職業の凡ゆる區別を一掃し、勞働者 多數をば、職業なく希望なき失業者となし、失業者の群を絕えず增加せしめる。

人間と人間の技倆とは、機械的進步に依つて代られてゐる故に、資本家が勞働者を需要するのは、神經と筋肉とが最も活潑に働く短い期間だけに限られる。

土地と道具とから全く隔絕され、その手工業的技倆を不用に歸せしめられたる勞働者は、同一なる賃銀奴隷の集團に沈んでしまひ、其賃銀は勞働時間が益々長くなり、獨占價格が益々上ると同時に、益々少なくなつて行く。家主の誅求の爲めに、段々高くせり上げられて、勞働者の住める家は最早存在しない。かゝる絕望的狀態に在る以上、勞働者は雇主が課する如何なる條件にも從はねばならぬ。往時のニグロ奴隷が、賣買臺の上で賣られた時よりも、もつと嚴重な身體檢查及智識檢查を受ける、勞働者は最早、職業的技倆の差異によつて分類されるのではない。雇主はただ機械に應じて、彼等を配置せしむるのみである。配置上の區別は、勞働者間の技倆、又は利害上の差異を表はさずして、只雇主が勞働者を互に競爭せしめ以て工場內に於ける作業を促進せしめ、且つ資本家に對する一切の抵抗をば人工的區別によつて弱めしめんが爲に課せられたるものに過ぎぬ。

制限的な入會金は、職工をして意志に反して裏切者たらしむる爲めに作られる。その男性的意氣又は境遇の爲めに、一職業から放逐された職工は、彼等が新職業の組合に、その組

合權を移さんとする時、罰金を課せられる。

職業的區別は、勞働者の間に政治的無智を養成し、かくして勞働階級を、工場、鑛山、及製造所に於けるが如く、又選擧場裡に於ても分離せしめる。

職業的組合は獨占事業を建設し、物價の騰貴を誘致することに利用されるであらう。事實また利用されて來たのである。一組合の勞働者は、かくして他の組合の勞働者の生活狀態を益々困難ならしむることに利用せられて居る。

職業的區別は、勞働者の階級的自負の發達を妨げ、雇主と勞働者との間に、利害の一致が存するとの意思を育成する。資本家制度の永續と、賃銀制度を通して勞働者の恒久的隷屬とを計畫しつゝある。公民聯盟に依る資本家と勞働者の指導者との聯合を許す。

勞働階級の改善に對する從來の努力は、範圍が制限されて居り、且つ、行動に聯絡が缺けてゐた爲め、竟に徒勞に歸するに過ぎなかつた。

勞働階級を苦しめつゝある世界的の經濟的弊害は、世界的な勞働階級運動に依つてのみ、之を根絶する事が出來る。斯の如き勞働階級の運動は、別々な職業契約と賃銀契約とが、同一產業內に於て相互排擠的に行はれ且つ組合役員の個人的權力を增すに過ぎざる無益な職業統轄權の爭に精力を浪費しつゝある限り、到底不可能たるを免れない

勞働階級の運動は、地方的には是等の條件を成就すべき運動は、地方的には職業の自治を圖り、國際的には產業の自治を圖り、而して一般的には勞働階級の一致を圖れる、一切の產業を包括すべき一大產業的組合に依つて成立つものでなければならぬ。

それは階級鬪爭に基かねばならぬ。そしてその一般的行政は、資本家階級と勞働階級との、抑へ難き鬪爭の承認と一致して行はれなければならぬ。

それは如何なる政黨とも關係する事なく、勞働階級の經濟的團體として作られなければならぬ。

地方的、全國的、一般的行政は、ユニオン・レーベル、ボタン、徽章、移轉券、入會金、及び一人當課稅をひつくるめて、全然同一のもので無ければならぬ。

一切の組合員は、その從事せる產業に關聯する地方組合、全國組合、又は國際組合に籍を置かねばならぬが、然し地方組合、全國組合又は國際組合間の、組合員籍の移動は共通的外國の產業的組合から、組合員券を持參せる勞働者は、自由に團體に加入する事を得る。

一般的行政部は、組合全體と其原則とを表はせる出版物を發行すべく、それは一定の期日に凡ゆる產業の組合員全體に配布される。

中央防衞基金を設置維持して、組合員全體から平等に釀金するを要する。

故に、玆に揭げたる主義原則に同意せる一切の勞働者は、本宣言に則り勞働階級の經濟的團體を組織せんが爲めに、一九〇五年六月二十七日、シカゴに於ける大會に出席せられむ事を求む。』

【第一回大會】 指定當日の大會には、約九萬の組合員を代表せる州組合、地域組合、全國組合、及地方組合等の代表委員百八十九人の列席を見た。然しながら列席者は、必ずしも悉く信用するに足るものばかりではなかつたので、宣言書署名者たちは假設信任狀委員會を組織した。團體の代表權は、產業的組合の組織されたる際、該團體をその構成分子に加ふべき權能をばその代表團體より委任せられてゐる代表者に限り、各代表團體の組合員數に應じて增減せらるべく、此權能を委任せられざる代表者は唯一票を有するに過ぎざることを委員會は規定した。

蓋し宣言書署名者は、かくして、反對者が此大會を利用して邪魔妨害を試むることを豫防せんとしたのであつた。彼等の先見は的中した。何となれば同大會に列席した代表者の多くは、第一回大會の終りより今日に至るまで猛烈にI・W・Wを攻擊して居るからである。

新團體の構成分子として加盟せるは、團體數七、全團體員合計五萬六百餘人であつた。然し中には有名無實の團體もないではなかつた。

右大會は十二日間繼續して、序言を附した綱規を採用し、且つ役員を選出した。その序言は『勞働階級と資本家階級とは、何らの共通點をも有せず。數百萬の勞働者の間には、飢餓と窮乏とのみ見出され、而して資本家階級を構成する少數者のみ、生活の幸福を悉く所有せる間は、平和は到底望むべからざる也』といふ文句で始つて居て、かなり戰鬪的なものではあつたが、第一回大會に列席せる代表者中には極めて異なつた色彩を持てる者があつたので、勢、その綱規の序文に矛盾撞着が存してゐた事は止むを得ない。團體の第一年は、殆ど內爭の爲に費された。然し此等及其他の障害にも拘らず、尙多少の進步を遂げ、資本家階級と戰つて幾分の成功を得た。そして月刊の機關『I・W・W』誌を發行するに至つた。

【第二回大會以後】 第二回大會は一九〇六年九月に開かれ、約六萬の組合員を代表せる九千三人の代表者が列席した。この第二回大會は、議長を味方に有する保守派と、革命派との鬪爭であつた。が結局、多數派の革命派が勝利を得て議長を自派より選出した。第二年に入るや、團體は再び本部を設け（本部は從來保守派に占領せられてゐた）月刊の代りに週刊機關紙を發行するに至り、又その組合員は、條件改善の爲めに若干激烈な鬪爭を起した。第三回、第四回大會に至つては政治運動派と產業的組合主義者との反目益々激烈を加へて來た。そして其綱規の序言も改正せられて、『正當なる一日の勞働に對しては、正當なる一日の賃銀』といふ保守的標語の代りに、吾人の大旆には『賃銀制度の廢止』といふ革命的言葉を記さざるべからずなどいふ文句を其中に見出し得る樣になつた。

【其構造】 I・W・Wの構造は左の如く區分されてゐる。

（一）團體の單位は、地方產業的組合である。地方產業的組合は、一定の都市、町、又は地域に於ける一定の產業の全勞働者を包含する。

（二）同一產業の地方產業的組合は、悉く全產業的組合に結合される。

（三）密接に關聯せる諸產業の全國產業的組合は、部門的團體に結合される。例へば食料品の製造と、其取扱とに從へる一切の全國產業的組合は、食料部門に結合せしめられ、運輸業の蒸氣、空氣、水上、及陸上等、各全國的區分は、運輸部門を構成するが如きものである。

（四）產業的諸部門は、總同盟に結合せしめられ、それは又同一の國際的團體の一構成分子を成す。そして國際的團結を通じて、世界全土の勞働者の間に、協同一致と相互扶助とが打ち立てられるのである。

又便宜の爲め、國語支部、工場支部、部門支部、地域支部、地域評議會等が設けられる。產業的一地方の諸支部は、產業的組合を通じてのみ、雇主と交涉するものである。役員の事や總會に關する事は餘り長くなるから省略する。

【其運動方法】 I・W・Wの運動方法は、團體の勢力に依つて、其手段を有效ならしむるにあり、正邪善惡の問題には關係しない。雇主との媾和は決して最後の媾和でなく、賃銀制度の存在する限り、一切の平和は單に武裝せる休戰に過ぎぬ。故に機會だにあらば、產業

管理に向つて一歩を進むべき闘爭を再開すると言つてゐる。I·W·Wは長期の一同盟罷工よりも短期數回のものの方が有效であるとの見解の下に、如何なる部門に對しても雇主との期間的契約を結ぶを許されないで雇主の抵抗力の最も弱い時を見圖らつて、產業の全部を□□させようとする。同盟罷工の際ピケッチング(罷工破り監視)をやり、スカブ(罷工破り)を防ぎ、若し失敗した時はサボターヂュをやる事は勿論であり、失業者救濟の爲めには、勞働時間の短縮、作業速度の制限等に努め以て雇主をして止むを得ず勞働者の數を增加せしむる手段をとる。又多額の入會金や會費を徵收する事を禁じてゐる。一言にして之を悉せば、I·W·Wの主張する所は戰鬪的直接行動に在る。

【I·W·Wの現在】組合員は殆んど全部、不熟練勞働者を以て成り、其多くは織物業、製銅業、木材採伐業、鑛業、農業、及び鐵道敷設に從つてゐる。從つて其職業の性質上、織物業者を除いては多く各地に移動するので正規に會費を拂ひ込むものは三萬餘に過ぎない。然し從來發行した會員券は十二萬以上に及んでゐる。米國が世界大戰に參加して以來それに反對したI·W·Wは極度の壓迫を受けた。百六十六人は投獄され、フランク·リットルは暗殺され、シアトルの會員は歸還軍隊のために白晝公然と襲擊せられた。米國は近時平穩に過して來たから大した變化はないにしても、形勢は刻々に變化する故、現狀を以て將來を推することの出來ない狀態に在る。

アイコノクラズム

ギリシア語から出た言葉で、偶像破壞の義。偶像を破壞する者を、アイコノクラスト(又はイコノクラスト)といふ。基督教の初期の頃、殉教者及僧正等の偶像を寺院に安置してその功德を忘れざる記念とする風習があつたが、後世に至り次第に之を崇拜し偶像の前に燈を點じ香を焚きなどして尊崇する傾向を生じた。第四世紀の頃、東ローマ帝國に、此風習盛なる時、ローマ法王グレゴリー一世は、大に偶像崇拜を高唱したが、東ローマ皇帝レオが之を禁止した爲め、所謂偶像破壞事件が起つた。然るにローマ法王は皇帝の令に從はずして猶崇拜說を唱へたため基督教は遂にローマ正教とギリシア正教との二派に分離することゝなつたのである。現代に於て此語は社會的意義を帶ぶるに至り、一切の舊き傳統に反抗して之を破壞せんとする傾向を示すことになつてゐる。

愛國主義(アイコクシュギ)

國民各個の發展充實は一に國家の發展に依つてのみ成されるとの理論、及各個人の屬する國家に對する尊敬、依賴、矜恃等の感情を基礎としてゐる所の主義であつて『己を捨て先づ國を愛せよ』と敎へる。人類歷史上にかなり重大な役目を演じて來てゐる思想である。山川風物を同じうする事、民族を同じうする事、言語、風俗、歷史を共にし略、思想感情を等しうする事。政治、法律を等しうする事、宗敎、道德を等しうする事、或は國家により生命財產等の保護を受け居るものと感ずる事等は皆愛國心を喚起する原因といはれるだらう。それと同時に又排他心を喚起する原因ともなるのだから、愛國主義なるものは勢ひ排他主義を伴はざるを得ぬ。故に愛國主義は常に他との競爭、戰爭を豫想してゐるとも言はれるだらう。

アイヌ

日本の北部に住する一種族である。アイヌとはもと廣く『人類』といふ意を表はすアイヌ語である。昔は蝦夷又は蝦夷人といつた。現在北海道本島に存る者總數一萬七千、樺太に在る者は二千に足らず、千島にも多少棲息してゐる。アイヌの人口は次第に減少に傾いて

ゐる。皮膚褐色、目凹み、頭髮黑く、鬚髯多量にして且長きことは、世界の諸人種中稀に見る所である。性質は概ね溫和で、風俗には種々珍奇なるものがあるが、女子が入墨で肌を飾るが如きは、その著しいものである。常食としては現に穀物を用ひる者が多いけれども元來は百合の一種を用ひたもので副食物は主として魚肉である。耕作を知つてゐるが、漁獵を得意とする。嗜好品としては、酒煙草共に行はれてゐる。家は掘立柱と萱葺で周圍は簀を立て並べて造り、室內には筵の簀を敷く。中央に大なる爐を設け、家の傍には納屋を立てる。アイヌは往々熊の子を捕へ來つて二三年間飼育した後、これを殺して盛大な儀式を行ふ風習を持つてゐる。これが古來、熊祭又は熊送りとして甚だ有名なるものである。アイヌは日本に於ける主要な先住民であつたらしく、其戰鬪や、其衣服や、俘虜に關する記事は多く古代史に記されてゐる。我が日本の石器時代住民の主なるものは、アイヌであつた。其使用した土器は考古學上原日本人の使用した彌生式土器と峻別されてゐる。而して其人種系統については、西部アジアに居たカウカシアン種に屬するものであらうといふ事に一致してゐる。

阿直岐(アチキ)

阿知吉師とも書く。百濟の人、應神天皇十五年に來朝して、經典に詳しく皇太子菟道稚郎子の師となつた。又同國の學者王仁を朝廷に推薦した。日本に始めて支那文化を移植した媒介者として、文化史上最初の恩人である。その子孫は阿直岐史として永く朝廷に仕へて文敎に携はつた。

アカデミー

この語はギリシアの上古アテネの市外にあつた遊園アカデマイアの名から起つた。プラトンがアカデマイアの遊園に其學徒を集めて哲學を講じてから、此語は學術に關する種々の組織團體を呼ぶ名として用ひられた。現在では凡そ三種の意義に用ひられる。(一)プラトンの學說を祖述する學者を總稱してアカデミー學派といひ通例之を更に新中古の三派に分つ。(二)諸種の學校。ドイツ、オーストリア等では大學と同程度にして大學の如く數個の分科を有せず唯一種又は二種の專門に限る高等專門學校を呼ぶに用ひ、イギリス、アメリカでは多く中學校を指す。(三)文學技術及び科學に關する諸種の學會の稱として用ひられる。

赤旗事件(アカハタジケン)

日露戰爭後、日本社會主義運動が勃興の機運に向つた時、平民新聞紙上に『父母を戮れ』の一文を草し、且つ明治三十九年三月、東京電車賃値上問題の紛糾した際に、騷擾罪に問はれて下獄した山口義三(孤劍)の出獄を歡迎する意味に於て、明治四十一年七月、神田錦輝館に演說會が開催された。その日大杉榮、荒畑勝三(寒村)等を始め、菅野須賀子、神川松子、小暮禮子、大須賀里子等の婦人をも交へたる社會主義、無政府主義の二團が出席者中の溫和派たる西川光次郎一味に對する示威の目的を以て赤旗を押し立てゝ場內を練り歩き其餘波街頭に及ばんとするや、忽ち警官隊と衝突格鬪を演じて警視廳に拘禁された。そこで同志の堺利彥、山川均等は官憲に辯疏して大杉等を取り返さんとして反つて宇都宮、佐藤、村木等六名と共に一網打盡的に拘束收監され、後に前記の人々と同時に禁錮一年乃至二年の課刑に會ひ、千葉監獄に送られた。これ世に名高き赤旗事件である。當時政府の社會主義的運動に對する取締壓迫は嚴酷の極點に達し、赤旗事件の前後には堺利彥投獄される者相續き、石川三四郎、內山愚堂等も入獄した。かゝる事件は一部同志の反抗心を刺戟すること甚しく、後に起りし大逆事件の有力な

る一誘因となつたと云はれてゐる。

アークライト（サー・リチァード）（Arkwright, Sir Richard）は一七三二年英國ランカシーアのプリストンに生る。彼は若い時は理髪師であつたが、後年に至つて製糸機械を發明し、英國の木綿工業に大なる貢獻をなした。一七六八年、彼はプリストンに於てその機械を完成し、一七六九年特許を得た。同年頃からノッチンガムのニード及びストットなる者と協同し、一七七一年クロムフォードのダーウエントといふ所に一つの水力製絲工場を建て、大成功を收めた。續いて他にも工場を經營し、數年の間は綿糸市場を左右した。一七九一年、發明權に關する爭ひによつて彼は不利な判決を受けたが、その工場は益々榮え、一七八六年ヂョーヂ三世は彼を勳爵士に列した。一七九二年巨富を遺して死んだ。

尼（アマ）

尼は俗に比丘尼といひ、出家した女の稱である。梵語では一般に女を指す言葉である。その本義から言へば、五百戒を修する者にして初めて比丘尼といはれる。天竺では佛の姨母蘖訶闍波提を以つて比丘尼の始めとし、日本では敏達帝の十三年、司馬達等の女で島といふ者が得度して善信尼となつたのが最初である。支那では漢の明帝が劉峻の女に出家を許したのが最初である。基督教では女修道士が尼に當るもので、男子と別離して寺院に入つて修道を專らとする。天主教會の內には女修道士の階級があるが、新敎の方にはそれがない。

甘粕事件（アマカスジケン）

憲兵大尉甘粕正彥が我國無政府主義者の首腦たる大杉榮及び其妻伊藤野枝、甥橘宗一を殺害した事件である。蓋し大正十二年九月一日の關東大地震が、東京橫濱に大火を惹起した時、これは不逞鮮人が地震に乘じて復讐的に放火するもので、其背後に之を煽動してゐるのは社會主義及無政府主義者だと云ふ流言が益々行はれ、市民は自警團を組織し至る處に鮮人や危險思想者の虐殺が行はれた。當時帝都の警備に當つてゐた憲兵大尉甘粕正彥は此機に乘じて危險思想者の巨頭を殺害して、國家に貢獻せんと決心し、九月十六日に大杉夫妻と橘宗一を殺見し、取調べの件ありと稱して麹町區大手町の憲兵隊に引致し、大杉夫妻を甘粕大尉と憲兵曹長森慶次郎と共謀して絞殺した。甘粕は宗一をば少兒の故に殺害に躊躇したが、森曹長の發意により、他の部下に命じて殺害せしめた。大正十二年十二月八日、軍法會議に依つて甘粕大尉は懲役十年に森曹長は懲役三年に處せられ、宗一を殺害したる三名の部下は無罪となつた。此事件の發覺するや、戒嚴司令官、憲兵司令官及び所屬隊長は職を免ぜられた。

天草一揆（アマクサイッキ）

天草一揆は島原一揆ともいふ。寛永十四年より十五年の始めにかけて、肥前島原に行はれた基督敎徒の大一揆である。我が基督敎史上、流血の慘事は少くないが、天草一揆は最大なるものである。慶長以來、基敎の禁は漸く激しく、宣敎師を國外に放逐し、基督敎の書籍の舶載を禁じたるのみか、終には死刑を以つて脅かすに至り、該敎の根柢强き九州地方には一層、その方針が勵行せられ、或は火刑に處し、或は島原溫泉嶽の噴火坑中に投ずるなど、迫害は漸次に峻嚴を增した。殊に肥前島原の領主松倉某はあらゆる慘酷の方法を以て迫害した。今日世に傳へられる地獄の圖なるものは松原の敎徒迫害の狀を描寫したるものが多いと言はれてゐる。また農民に對しても租稅の誅求の激しかつたことが日本西敎史に記されてゐる。寬永十四年十月、九州地方は時ならぬに諸樹悉く花を開き、天燒け

て丹の如くなること數日に亙つた。小西行長の浪人たる、矢野松右衞門その他のものが『新に救世主たる神童現れて世を救ふべく、その時、樹々は一切に花をつくべし』といふ當時の浮說を利用し、同じく小西浪人の子なる十六歲の美少年益田四郎時貞を首領に頂戴き、叛旗を翻し農民三萬七千人と共に原城の故址にたて籠るに至つた。幕府は尋常一樣の百姓一揆にあらず事の重大なるに驚き、板倉重昌を遣はして攻めしめたが、其捗々しくないのを見て、更に老中松平信綱を遣はした。板倉は自己の輕視せられたのを憤慨し十五年正月に無謀の總攻撃を試みて死傷三千餘人を出し、自分も討死した。城中傷くものは僅かに十七人であつた。城中よりは領主板倉に對し『板倉殿は年貢をはたるには强けれども城攻めは弱し』などと嘲笑した。信綱到着後は兵粮攻めの策をとり、また盛に矢文を放つて降服を勸誘した。城中の山田右衞門なるものが內應した。二月二十七日信綱は總攻撃に出で、終に城が陷り、四郎時貞も戰死した。城中の老弱男女は『サンタ・マリア』を高唱し、或は討たれ、或は自刄した。梟首せられしもの一萬人に及ぶといふ。これより基督敎の禁は愈嚴しく、敎徒の勢力も次第に殺かれた。天草一揆はわが宗敎史上、社會史上の一大悲劇である。

雨森芳洲（アメノモリホーシュー）

江州雨森の人、名は東、字は伯陽、年少江戶に赴いて木下順庵の門に入り刻苦勉學した。順庵稱して後進の領袖となした程であつた。對馬侯に仕へ文敎を掌つた關係から、鮮人に交はる機會を得た爲め、文學者としてよりも朝鮮語及支那語學者として成功した。また一種の見識を有し、荻生徂徠の如きすら大に彼を推重した。漢學者流の偏見なく、儒佛道の三敎を通ずる根本主義を執つて、同中に異を認め異中に同を認るといふ所に、彼の識見を窺ふに足るものがある。またグリーンの倫理說と符合する所が多い。著書には橘窓文集、橘窓茶話、芳洲口授、たはれ草等があり、寬永五年正月八十歲の高齡で死んだ。

アメリカの獨立宣言（——ドクリツセンゲン）

北アメリカ東岸中部の英吉利移住民は、もと其祖先が多くは本國に於ける宗敎上の迫害を避けて移住したもので、彼等は獨力を以て困難を排し拓殖に從事して漸く繁榮に赴くを得た。アンナ女王の役及ヂョーヂ王の役の際、植民地は本國政府を助けてフランスの植民政策に打擊を與へ多くの領土を獲得したから進んで自治制を得ようとした。然るに本國政府は之に應じないばかりか、植民地の爲に國力を枯渴せしめ課稅に依つて本國の財政の困難を救ふべきものであると主張したので、兩者の間に利益及感情の衝突が起つた。一七六五年にイギリスの議會でアメリカ植民地に印紙稅を課する法案と本國の兵若干を駐屯させ其入費を植民から支出させる法案が通過した。十三州の代議士は相合して本國に此法案廢止を歎願したが、政府は印紙稅法を廢止したけれども、屯兵をアメリカに置く事を決行し又少許の輸入稅を課した。そこで植民地は稅の多少によらず大に反抗し偶々一七七三年にボストン港內でインド會社所屬の茶船に對して一部の植民地人が暴行を働いた。政府は兵力を以て之を威壓しようとした。一七七四年九月マサチューセッツ以下十三州が各代議士を出して、一の議會を組織し更に王に歎願したけれども本國政府は許さなかつた。一七七五年には植民とイギリス本國兵との間に、隨所

衝突が起り、フィラデルフィアの植民代議士會は防禦軍を募ることに決し、ヂョーヂ・ワシントンを總督に推戴した。翌一七七六年七月四日フィラデルフィアの國會は終に獨立の布告文を發表して其目的を遂行した。茲に全文を掲げる。

茲に人民あり。他の人民との政治的關係を絶ち、自然の法則の命ずるところに從ひ、世界列國の間に獨立平等の地位を占むるの必要生じたりとせば、其分離獨立の原由を宣言するは、正しく輿論に對し崇敬の誠を致す所以ならずんばあらず。

惟ふに、人類は平等にして天賦の權利を有す。生命自由幸福に對する權利の如き、その最も重要なるものなり。政府はこれらの權利を擁護せんが爲めに組織せられたるものにして、その權力の淵源は一に人民の合意にあり。故に政府にして、其目的を謬り其權能を全うする能はずんば、これを更革して更に人民の安寧を保持し、福利を增進するに好適なる主義組織を以て新政府を建設するは、固より人民の權利なりといはざるべからず。但し一旦政府の建設せられ年所を經る久しきに亙るや、其更革は容易にこれを斷ずべからざるを以て、政府の施設

彼は軍隊に與ふるに、獨立にして文官を壓倒するに足るの權力を以てしたるなり。

此宣言は近世民主々義運動上に於ける最貴重にして且最初の宣言である。有名なフランスの人權宣言を模したものであると言はれる。

アナーキズム

【意義】 アナーキ(無政府)といふ文字は希臘語の『無』anaと『支配』archeとの二語から成る。クロポトキンはアナーキを『政府なき社會』の意味に用ひ、オーウエンはアナーキストを定義して『支配せられざる人』と云つて政治及權力を□□してゐる。プルドーンも亦凡ゆる政府及び一切の權力を斥しく排斥してゐる。バクーニンは『一切の現存する制度を□□する』必要を切論してゐる。卽ち凡ての無政府主義に一貫したる思想は政治の□□、權力の□□、國家の□□である。『國家乃至一切の支配を□□することに依つて萬人の幸福を到來せしめる』といふことが、無政府主義の精髓である。

【沿革】 權力□□、支配□□、國家□□は凡ての無政府主義に一貫した共通の思想であるに拘らず、各アナーキストが無政府主義を主張する根據に於ても、その無政府主義を理想とする所に於ても——無政府の社會觀に於ても、凡てが一致してゐるといふ譯ではない。この點に就いて今少しく歷史的に考察を試みたい。アナーキズムの根本的特徵をなすは自由及び個性の二觀念である。權力を絕對□□し、何等の拘束なき自由社會を構成せんとする最終の標的は、一にこの二觀念を原動機としてゐる。この種の自由を愛し個性の發揚を重んずる思想は、社會文化が一定の階段により、個性の認識に基く文化內容が發生するや必然的に生じ來るものである。さればこの思想の發芽は歐洲に於ては遠く古代希臘哲學にまで溯ることができる。東洋に於てもその二大文化國たる印度及支那の文獻には古代よりアナーキズムに對するオリエント的憧憬の橫流するのを見る。卽ち印度にありては釋迦、支那にありては特に老子莊子の說に多くのアナキスチックな思想を見出し得る。アナーキズム及びプルドーン以來漸く明確なムの語は近世に及びプルドーンに至つたのであるが、限定的意義を帶ぶるに漠然たる意味では、洋の東西に共通して古くより一個の思想體系として儼存してきたことは拒み得ざる所である。

以上の如くアナーキズムは古き起源と傳統とを有するものであるが、而も其理論が組織的に說明せられ、且つ實際運動の壇場に上つたのは近世に於ける人類解放精神の先驅をなす所の啓蒙思潮及び佛國大革命を閱した後の第十九世紀に於てである。十九世紀より自由博愛平等なる貴重の精神的遺產を相續したのであるが、同時に大多數の民衆を奴隸とする資本制生產方法に依つて、物質的文明の繁榮を招來した。アナーキズムが此世紀に於て其理論と運動とを展開した事は怪むに足りない。而してアナーキズムが旺盛となりその理論が發展するに從つて愈々多岐に亙るに至れるも亦自然の勢である。アナーキズムの根本觀念は共通するところが有るが、その觀念の依つて立つべき基本概念、說明方法、實行手段に關する點に於ては、之を唱ふる人に依つて多くの根本的差異がある。例へば變他的なるゴドヰンに利己的なるスチルネルが對立し、一方には革命的なるバクーニンが在ると共に他方には極端に平和的なるトルストイの存するが如くである。クロポトキンは、今日アナーキスト中の明星として最も指導的な地位に立つ者であるが、而も猶社會主義を統括するマルクスほどに統括的でなく、到る處に或はプルドーン或はバクーニン或はトルストイの所說が高調されるのを見る有樣である。從來、多くの學者がアナーキズムの定義を與へたが

義に背き理に遵はざるものあるも、勉めて隱忍して其統治を甘受するは、吾人の屢々經驗するところなり。然りと雖も施設兇暴天道に戻り、民情を虐げ、專擅壓制の橫肆を恣にせんとするに至ては、蹶起して政府を顚覆し、以て人民の安康を將來に保維せんとするは、寔に人民の權利にして又其義務たらずんばあらず。我植民地の忍苦して世界列國の間に獨立平等の地位を占むるの必要生じたりとせば、其分離獨立の原由を宣言するは、正しく輿論に對し崇敬の誠を致す所以ならずんばあらず。

惟ふに、人類は平等にして天賦の權利を有す。生命自由幸福に對する權利の如き、その最も重要なるものなり。政府はこれらの權利を擁護せんが爲めに組織せられたるものにして、その權力の淵源は一に人民の合意にあり。故に政府にして、其目的を謬り其權能を全うする能はずんば、これを更革して更に人民の安寧を保持し、福利を增進するに好適なる主義組織を以て新政府を建設するは、固より人民の權利なりといはざるべからず。但し一旦政府の建設せられ年所を經る久しきに亙るや、其更革は容易にこれを斷ずべからざるを以て、政府の施設するなり。蓋し此權利や人民の最も尊重するところにして、暴君の最も畏怖するところなればなり。

彼の立法議會を召集するや、違例にして不便、且公簿の所在を隔絕せる地方に於てして、人民をして奔命に疲れしめんとせり。

彼は玆々として民權の擁護に勉むる議會を解散するもの一再に止まらざるなり。

彼は議會を解散して久きに亙るも、亦議員の選擧を命ぜざるなり。茲に於て乎、立法の機能は其用を全うする能はずして、國家は內憂外患の危憂に陷らんとす。

彼は外人の歸化移民の奬勵に關する法律の制定に反對し、土地獲得に關する條件を嚴密にし、以て我諸州に於ける人口の繁殖を阻碍したるなり。

彼は裁判權の確立に關する法律に反對し、以て司法權の活動を阻碍したるなり。

彼は司法官に對し、職司の保有、俸給の定額支給、一に自己の欲するところを縱にしたるなり。

彼は多數の官職を新設し、官司をして收斂誅求飽なきの慾を縱にせしめたるなり。

彼は議會の協贊を經ることなく、平時に於て常備軍を設置したるなり。

一言にして多種なるアナーキズムを包括することは不可能の如く思はれる。或は之れを以て、國家廢止を要求するものとなし（ベルンシュタイン）或は法律を否定するものとなし（シュタムラー）、或は個人の幸福を最後の目的とするものとなし（レンツ）、或は政治經濟上の系統となし（ギール）、或は個人の無制限なる權利といふ抽象的見地に依つて人類の行爲を規律するものとなす（プレハノフ）のであるが、何れもアナーキズムの全性質を一言に盡したものとは言ひ得ない。故に諸種の無政府主義說の根本概念、及びこれに依つて生ずる諸說間の差異については、各主張者に依つて研究するの外なく、吾人は唯『自由と個性の二觀念を組織とする無權力自由社會』の系統的說明といふ抽象的定義を以て滿足する。

【分類】 アナーキズムは二種に分類される。即ち(一)自然科學的アナーキズム(二)と觀念論的アナーキズムとがそれである。前者を代表する者にクロポトキン及びバクーニンがあり、其說明方法は全く發生論的であつて、其實行手段は革命的威嚇的である。然しクロポトキンは純然たる共產主義者であるに反し、バクーニンが集產主義者であるといふ重大な差異が認められる。觀念論的アナーキズムに屬するものは、ゴッドキン、スチルネル、プルドーン、トルストイ等であるが、彼等の一致する所は其說明方法が演繹的であることと、其實現手段が平和的（但しスチルネルだけは反平和的）であることのみで、それ以外の細目に於ては種々なる差異がある。

第二の分類方法はアナーキズムを(一)個人主義的無政府主義、(二)集產主義的無政府主義、(三)共產主義的無政府主義の三に分つものである。個人主義的無政府主義の唱導者はステルネルである。彼は極力『自我の本來自由なること』を主張し、自由を三種に區別し政治上の自由、社會上の自由、人道上の自由は凡て徹底的なる個人主義の下に於てのみ實現せられることを說いてゐる。

第二の集產主義的無政府主義を主張するはバクーニン及び其の門下のブルース及びレクルス等である。彼等は元より革命主義者ではあるが、個人主義に反對し、且つ共產主義の分散團體的なるに反對し、其の根本原則として集中團體主義を採り、特に財產上の集中主義、卽ち集產主義を骨子とするところに一大特徵を有するものである。彼が『人類を以つて集合的存在なり』とする點に於ては之を首肯し得るも之を財產の問題に演繹擴充し、以て團體主義を主張することの矛盾なることについてはマルクス、クロポトキン等より痛烈なる非難を浴びせられた。近世アナーキズムの主流をなす共產的無政府主義の創設者は實にクロポトキンである。彼の所說は深き思想上の產物であつて、彼の功績は燒久に埋沒せられないと稱せられてゐる。彼は社會を以つて、人力の最小限の消費に依つて、最大の幸福を產出すべく組織されたる偉大なる全部なりとし、社會成立の基礎を說くに共同利害觀念を以てせず、『人間は相互に同一であるとの觀念』を以てしたのである。隨つて彼の社會觀の精髓となるのは『相互扶助』である。彼は一般生物界並びに人類世界の生活現象を精密に發生論的及び進化論的に論證し、更に相互扶助から共產主義論に進んでゐる。卽ち生產及び社會の凡ての需要を充たすべき手段は、凡ての人々の共同の努力によつて造られたものであるが故に凡ての人の處分の自由に委せらるべきものとし、凡ての人は富の生產者並に消費者として同一の立場に立つべきものなる事を主張し、之がためには自由共產主義が最も合理的なるものとし、而して共產主義は中央集權的支配から自由なるべき事を說いて無政府主義と共產主義とを結合したのであ

る。

如上、無政府主義の各派に亙つて說明したが諸說各々盛衰ありて未だ全然統轄的地位を占むるものはない。而して無政府主義說に對してはその反對論者によつて幾多の矛盾を指摘され非難されるのであるが、その主なるものは、無政府主義があまりに人間性に關して樂天的觀察をなすことを第一の誤謬とするもの、凡ての無政府主義が政治について失當に悲觀的なることを論難するものである。これらの論爭を詳細に比較檢討することは、玆に省略する。けれども少くとも無政府主義が現在に於て諸種の分派に分れ、歸一するところなき事夫れ自身が無政府主義の一大缺陷、煩悶を物語るものと見てよからう。現在の儘ではアナーキズムは尙ほ空想的なりといふ非難を免れ難く、之に因つて現在の政治的、社會的、經濟的組織、及び諸制度を顚覆すべくあまりに合理的根據の薄弱なることを如何ともすべからざる有樣である。さり乍ら時運は刻一刻アナーキズムの無限に迅速なる發展を促しつゝあり、確固たる科學的體系を形成するの日の近きにあるを信ぜしむる。

アナクロニズム

アナクロニズム（Anachronism）は時代錯誤の義である。敍述描寫された事實が其時代の實情と合はないこと例へばシェクスピアが其戲曲ジョン王に大砲を用ひたのは明にアナクロニズムである。大砲はジョン王の死後凡そ百年にして初めて用ひられるに至つたからである。現代の如く變化と進化との急激な社會では思想上、生活習慣上、處世上、舊時代の事物に執着するを指して、アクロニズムと呼ぶことが甚だ多い。

闇齋學（アンサイガク）

山崎闇齋の唱へた學說をいふ。闇齋の學は南學より出で、嚴に朱子の學說を崇奉するものである。闇齋は會津藩主保科正之の知遇を得て獻替する所頗る大なるものがあつた。晩年には神道を敬し出口延佳及吉川惟足から之を傳へて垂加神道の一派を開いた。これは宋儒の說を以て神道を解釋したものである。闇齋の門下で最も卓越した者は淺見絅齋、佐藤直方、三宅尙齋の三人であるが淺見、佐藤は闇齋が晩年に唱へた垂加神道說を排して信じなかつた爲めに門籍を削られた。其他の門下は皆よく闇齋の說を奉じた。其後彼の門弟にして水戶に入り彰考館に於ける大日本史編纂の業に從事した者が少くなかつたから闇齋學は水戶派に種々の影響を與へた。そして闇齋學は時勢解釋の一潮流ともなつた。

暗殺（アンサツ）

欺計又は突然の襲擊を以て自らするか或は他人をして備なき人を殺害せしむる事をいふ。其原因は私怨にもとづくこともあり、或は公憤に出でることもある。就中政治上若くは宗教上の主義を異にする處から特に要路の人物を殺害する場同が多い。凡て社會狀態の轉換期混亂時代に多くこの現象を見るのである。維新前に於ける櫻田の變や、近くは原首相暗殺の如きである。

晏子（アンシ）

齊の夷維に生れた。名は嬰、字は仲、平は其の諡である。齊の靈公、宗公、景公の三帝に歷仕した。節儉力行を以て鳴り、身は一國の相であつて弊衣粗食に甘じると云ふ風であつた。溫厚謹嚴の資を以て能く民政に盡した。節儉力行の美風を養成するを以て治國安民の要件となした彼は、君主の驕奢を切諫して、ひたすら民力の休養に力めた。

安息日（アンソクビ）

昔時ユダヤ人が一週間の第七日、卽ち土曜日を呼んだ名である。此日ユダヤ人は凡百の俗事を廢して宗教的な儀式を執行するを常とした。基督教徒にあつては第七日を變じて第一

日卽ち日曜日を以て安息日とした。基督が復活した日であるが故に新約書には主の日として聖別してある。遂にこの日が基督教の聖日となつた。しかし基督教徒の中にはなほ第七日を安息日として、これを聖日とする者がある。かくして安息日は初めは宗教的の意味しか持つてゐなかつたが、十八世紀頃から漸次宗教的意義から遠ざかつて來て、最近に至つては社會的意義を持つ樣になり、勞働者の要求すべき休日として、やかましい問題となつて來てゐる。

靑木昆陽（アヲキコンヨー）

【略傳】攝津の神官飯倉末國の裔なりとも、江戸の商家の子なりとも傳へて居るが詳かでない。通稱は文藏、昆陽はその號である。伊藤東涯に學び大岡忠相の知遇を得て幕府の儒者となり、拔擢せられて書物奉行となつた。明和八年死す。享年七十二。

【事業】嘗て遠島流罪者の頻々として餓死するのを嘆息した彼は、凡そ罪囚と云へども均しく人間である以上、彼等も亦天壽を全うさすべきが至當である、然るに今、遠島の多くは僅かに海產木實の他には流人の食むべき糧とてはない。これを知りつゝ彼等に餓死を强ひるは不可、よし又豐穰の地といへども不測の凶年に備ふべきであるとなし、甘藷の試作に懲心し、其效果を說いて幕府を勸かした。卽ち『蕃薯考』一卷を天下に流布して頻りに甘藷栽培の急務を宣傳し、遠く種子を薩南の地に求め諸國に向つて栽培を奬勵した結果、數年ならずして培植の範圍は全國に洽ねく、悲慘なる多くの窮民を救濟することが出來た。時人呼んで『甘藷先生』と言つた。然しながら、後世彼を目するに有數の經濟學者となすは當らない。陳套なる支那流の重農論者に過ぎず、何等系統ある學說を唱へてゐない。彼の長は寧ろ漢學者たるにあつた。夙に蘭學の忽せにすべきでないのを觀破した彼は、自ら長崎に遊び蘭人と交り、舶來江戸に於ける蘭學勃興の濫觴をなした、久しく鎖國の夢に恥つて居つた祖國をして、潑剌たる西歐の文化に向はしむる機運を促進した點に於て、彼の功績は永く沒すべきでない。

【著書】經濟纂要前集。同後集。同續集。官職異記。刑法國字譯。昆陽漫錄。同續錄。國家食貨略。國家金銀錢譜。同續。答問小錄。奉使小錄。對客夜話。夜話小錄。一夕話。續一夕話。雜集。郡名考。和蘭勸酒歌解。和蘭櫻木一角說。長崎聞書和蘭文字略考。和蘭語譯。同後集。草廬雜談。同續。秋夜談。職原抄注。和蘭貨幣考。雜集。明官略記等。

アポロ

アポロ（Apollo）とはユピテルとレトとの間に生れた神の名であつて、ギリシア、ローマの神話の中で重要なものである。もと古代ギリシア人が天然崇拜から太陽を神化したものである。この神は一面すべての暗黑卽ち破壞的努力と戰ふ光明の神復活の神たると同時に一面怖るべき死の神である。それは日光が時として生物を枯死させることがあるのに基いてゐる。この光明の神は又道祖神、魔除けの神、身心の病苦を醫する神でもあり音樂の神でもある。其他アポロがギリシア國民の生活上及政治上に至大な關係を及ぼしたのは豫言の神であつた爲めである。卽ち至上神ユピテルの意を承けて豫言を與へる神であつた。歷史上及文藝上に有名なデルフィの豫言といふのが之である。美術上この神の表顯は初めは男性的の靑年として表はされたが、後には次第に女性的性質を帶びて來た。其の神像の中 "A. Musagètes", "Aof Belvidere" は美術上有名な彫刻像となつてゐる。近世に於てニイッチエがアポロ的といふ言葉を使つたが、これは夢幻的、想像的、繪畫的、又は意識的等の意に用ひられる。

新井白石（アライハクセキ）

【略傳】名は君美、字は在中、白石は其の號である。明曆三年二月江戸に生れた。少年時代から大志を抱いて居たが、木下順庵の門に入るに及んで、盛名天下に鳴つた。夙に、將軍家宣の殊遇を享け召されて侍講となつた。大小の政務に獻替頗る務め、從五位下筑後守に任ぜられた。享保十年五月、六十九歲で歿した。

【事業】正德元年朝鮮使節接伴の衝に當つた彼は、古制禮式の卑屈を捨てゝ大いに幕威の發揚に力めた。正德三年上書して、當時の財政缺乏は上下驕奢の致す處となして速に戒むべきを說いた。四年再び上書して貨幣の國外流出を防止すべきを極論した。寬永六年勘定奉行荻原重秀名を將軍御所の造營に籍り、或は擅に金貨の改造增鑄を名として私腹を肥やし、奸政至らざるはなかつた。白石起つて天下の幣を除くべしとなし、書を上つて彈劾した。ために重秀は職を奪はれた。貴金主義を標的となした彼は極端なる鎖國主義者であつたが、蘭學に關する采覽異言、西洋紀聞等は洋學唱道の權威をなすものである。家宣の卒するや亦昔日の意氣なく、晩年俗塵を厭うて古今の典籍に耽つた。博識多才、詩人史家として優に一家をなし、著述三百餘種の多きに上つた。

【著書】瀋齋譜。采覽異言。餘論。古史通。殊號事略。外國通信事略。經邦典例。堅夷志。南島志。西洋國說。殊方通信錄。阿蘭陀風土記。和蘭記事。朝鮮禮聘事。聘事文案。應接事議。本朝軍器考。列朝寶錢。琉球事略。蝦夷事略。市舶議。改貨議。改貨後記。癸巳三月議。白石建議等。

アリストクラシー

アリストクラシー（Aristocracy）とは本來、貴族政治を指す語であつたが今は汎く貴族を指稱する。此語は往昔ギリシアに於て或は血統或は財產或は才能によつて社會の上流に位する者又は國政の權を握つてゐる者を呼ぶに用ひた。アテネ、ローマ、カルタゴの政體はアリストクラシーであつた。今日では各國の政權は君主又は一般人民の手に歸して社會の上流者のみが政權を有するといふことはなくなつたから、この語は一般に貴族に列せられて爵を有する者の社會を意味するに至つた。貴族社會に政治の權力を委すべしと主張する論者をアリストクラット卽ち貴族政治論者といふ。

アリストテレース

アリストテレース（Aristoteles）は西紀三八四年トラキアの都市スタギラなるギリシア人の植民地に生れた。父ニコラスはマケドニア王アミュインタスの侍醫であつたが、兩親とも早く死し、アリストテレースはアルタノス人プロクセースの許に養育教導せられた。十八歲のときアデンに赴きプラトンの門下となり、師の歿する迄凡そ二十年間之に事へた。三四二年、マケドニア王フィリップの太子アレキサンドロス（後歷山大王）の師となつた。三三四年アデンに來り、近郊リュカイオンに學校を起し諸生を敎導した。彼れはもと自由民の下なる第三階級に屬する身分であり、奴隸の娘を妻として下流社會の事情に通曉すると同時に王の師である所から貴族社會の事情にも精しく、プラトンの貴族的な所を受けついだと共に、平民的な點を多くもつた。アレキサンドロス歿後アテネを去つてカルキスに赴き西紀前三二二年を以て生を畢つた。

アリストテレース（說一セツ）

【經濟學史上に於ける地位】古代希臘の學術史上に煌々たる光輝を發したソクラテス、プラトンと相並んで三大明星とせられたアリストテレースは其師プラトンの後を承けて、希臘哲學綜合の偉業を完成したるのみならず、

其學相を改新して凡ての學理を科學的に研究する事に於て一段の進歩を示した。蓋しプラトンの學系は之を理想派と稱し、主として希望を逃べ、アリストテレースは現實派の祖であつて、實際問題を論議したから後世社會的諸科學の根柢は概ね彼によつて築かれたものと稱せられてゐる。加之歐洲中世の終りに於て、亞剌比亞と西歐羅巴との交通が開け、亞剌比亞の文明を西歐に輸入したとき、アリストテレースの希臘語の原本を歐洲に傳へ、之と共に有益な註釋書が數多傳來した。從來歐洲に傳はつたアリストテレースの書は拉典譯のものばかりで、隔靴搔痒の感があつたが、茲に於て彼の學說は大に流行し社會上、經濟上、及び學問上に影響する所頗る大なるものがあつた。故に彼の學說を知る事は一方に於て經濟學史の源泉を極めると同時に、歐洲中世の思想界の變動を明かにすることを意味する。

【學說】 アリストテレースは富を定義して、『富とは、家族又は國家の要する資本の總額を稱す』と言つた。ミルはこの定義を哲學的には正當であるとした。蓋し如斯觀念の淵源する處は彼の社會階級說にあるといはなければならぬから先づ之を說述する。

(一)社會階級說 彼はプラトンの說に基いて社會階級は表面上三階級であるけれども其實二階級であつて治者及被治者の階級が卽ち之れであるとした。惟ふにこの時代に於ては自己の收穫によつて生活した階級は滅亡して、政治の局に當るものと勞働するものとの二階級になつてゐたのである。此二者は各其身分に應じて經濟上の地位を有する。卽ち上流の ものは、專ら政治の點より經濟を見、下級の ものは純然たる經濟の點より經濟を研究する 前者は自然的の財產を以て經濟上の基礎となし後者は勞働(交換卽ち彼の所謂不自然的のも のを以て經濟上の根據とする。右の如く治者と被治者の二階級に分ち、各其職分より經濟の觀察上も異つた方面から出發した。然るに彼はこの外尙ほ奴隸を第三の階級に數へた。彼と雖も、奴隸は天の命ずる所とはしなかつた。けれども經濟行爲には二種の道具を要する。一は生命ある道具卽ち奴隸にして、他は生命なき道具卽ち機械である。若しこの生命ある道具たる奴隸がなければ、前記二階級は自ら勞働しなければならぬ。是れは社會全般の福利から見て大なる損失であるから奴隸を認めるのは、止むを得ざるに出づるものとして、奴隸は身分及法律上の犯罪によつて自由民の權利を失つたものを以てすることを至當とした。

(二)經濟二分說 彼は總て人間の社會上の經濟行爲を、經濟方面の性質に依り自然的及不自然的の二つに分つた。その分類の標準は、交換價値と使用價値、卽ち彼の用語によれば順用と逆用との區別によつて設けたものである。自然的とは例へば生物に對する自然的食物卽ち小兒の母乳に於けるが如き天賦の資料を獲得するものを指して言ふ。何となれば、是れは、其の使用價値を發揮させることを、目的とするものであつて、卽ち順用であるからである。是等の自然的獲得と不自然的獲得との中間に彼は林業及び鑛業を置いた。穀物を耕作するものは自然的であるが、鋤鍬を製造するもの、又はその材料を獲得するものは自然から離れた階級にあるが爲めである。不自然的獲得卽ち彼の所謂逆用とは交換を目的とする經濟行爲を謂ふのである。此論旨は後世アダム・スミスが使用價値と交換價値との區別をしたのと頗る類似してゐる。而して彼の順用逆用は、凡ての財貨についてのみならず、人間に就いても同じことが言へると唱へた。彼は分業論に於て政治は人間の自然の本性を治むるにあるから順用であるとした。經

濟に於ては、自ら養ふの經濟は順用であるが夫れ以上に貨殖することは、逆用であるとした。而して不自然的經濟は、所謂家計以上の經濟であつて、無限的であり、得るに從つて益々增殖するのである。然らば何故に無限的の增殖をするかと云ふに、是れ實に貨幣あるが爲である。卽ち貨幣の存在すると否とによつて經濟に根本的の差別を生ずるものとして彼の貨幣論を構成した。

(三)貨幣論 貨幣の存在せぬ經濟に於ては人と財物上の關係は單純であつて人と物とが直接交涉するのである。然るに貨幣が存在するときは必ず貨幣を通過せねばならぬ。而して貨幣を通過する每に、價格を增大し遂に無限に增殖するものである。然らば貨幣はその性質として價格を無限に增殖せしむる力ありやと云ふに『ニコマカイヤ倫理論』に說く所によれば、貨幣そのものは單に價格の尺度であつて、凡ての財物の價格を見積り得るもので最も便利な交換の媒介となり、需要の慣用的交換上の代表物にして、金及銀はこの職分を最もよく盡す。卽ち其れ自身に於て有用なると同時に、運搬に便に、且つ價格の變動も亦他の財に比して少いけれども、其の使用價値は、麵麭に於ける、水の渴に於けるが如くにあらずして、唯だ獨占の力を有するが故に、其の所有主より觀るときは無限の增殖をなすが如く見えるのである。卽ち敢て價値を產出するものには非ずして、貨幣が轉々流通する間に、觸るゝ所のもの、價を悉く附着して、一人の所有主に集めるが爲めである。例へば當時 ミレット 島にターレスといふ學者があつた。或る人が其の空論にして遂に實益なきことを譏つた所が、天文學上から當年の橄欖油製造の豐熟すべきことを知り、直ちに橄欖油製造機械を買占めた。然るに秋收の時に至つて豫期の如く橄欖が豐熟したから、ターレスは製油機械を貸與して大利潤を得た。由是觀之、ターレスは人間社會全般の上に寸毫も福利を增殖したものではなくて、他人の所得たるべきものを自分の許に集めたに過ぎない。卽ち獨占である。貨幣が轉々して無限に增殖するのと同樣の理である。彼の貨幣所以を知ることができる。

(四)貨殖經濟論 貨殖經濟の不自然な種類には(イ)商業(卽ち問屋、卸賣、店舖營業、行商、船主業、運送業等を包含するもの)(ロ)金貸業(是れは更に一層不自然なもの)としたのである。何となれば貨幣の使用たる交換の便宜の爲めでなくて金が金を產む爲に使用するものだからである。彼の持論は貨幣は貨幣を產むものに非ずといふにあつたから、金を貸して其の利息を收むるを以て最も卑むべき事となしたのは怪しむに足らない。唯だ彼は、歐洲中世の學問思想界に至大の影響を與へ、實際上利息を禁じ、或は利息を收納するやうな業務を卑しめた。加之商業にも利潤を得ることは非として之を卑しめた。卽ち商業と雖も、其の目的によつて之れを二分し、單に糊口の資を得るものは卑しむべきものではないけれども、利益を目的とするのは自然に反したものとし、之によつて獲得せられる貨幣も亦實に自然に反せるものとした。かくの如く貨幣が自然に反して所有主が其の糊口以上の利を收むる爲めに使用せられるのは最も不當な事とした。是れ後世マルクスの餘剩價値を主張するに至つた根柢である。(ハ)貨銀勞働に關して曰く勞働の爲めに奴隸といふ階級がある以上、粗巧勞働者たると不精巧勞働者たるとに論なく、自由民が貨銀勞働をなすは自然に反するとした。けれどもこれに反して、法律上には適當な論據を發見し得なかつたものゝやうである。

アリストテレースの經濟上の意見は、總て彼の倫理思想に其根柢を有するものである。卽

ち人間最終の目的は人たるの行爲であつて、財の生産ではないといふにあつた。此理想並に奴隷の存在を認容せる社會に包容せられたる彼は、其の先入思想のため經濟上の權成につき、實相に通曉することができなかつたらしい。されば富に關する科學即ち經濟學の基礎を築く間に於ても、倫理的且つ政治的の觀念の桎梏を脫するを得なかつた。その『ニコマカイヤ倫理學』に於て、財の價格なるものは生産者の價値、即ち勞力によつて定められるゝものと考へたものゝやうである。されば正當なる交換は、其の價格の割合によつて規制される相互の行爲でなければならぬ。例へば靴屋と農夫との間に交換の行はれる場合には、農夫は靴屋が彼から受取つた穀物と同等の價値ある靴を受取るものとするのである。しかして貨幣は貨物の價格を度量し得るが故に、單に其物の數量のみを以ては、其の價格を秤量し難い物資を交換するに當り、貨幣の數量によつて換算せられ、且つ相互に損益なからしむるやうな職分を盡すのであると。是を以て見れば、彼の意は、生産に於ける各人の一定時間の價値（勞力）を以て換算率となし、以て交換すべき高を定めんとするものであることを了解するに難くない。

（五）政治觀　更に社會上政治上に關する彼の意見を見るに、彼は食物が動物をして群居せしむるか、散居せしむるかの慣習を養成せしむるが如く、人類社會も亦其の産業の如何によつて、組織形態を異にすると主張した。即ち牧畜、狩獵、漁業又は農業、或ひはそれ等の組合せによつて其時代時代に異れる狀態がある。而して牧畜を最初に置くは、是れ最も野蠻なりといふ意味ではなくして、最も開散であるといふことに基いてゐる。その政治論には經濟條件によつて群居するに至つた場合に於ては牧畜の共同團體は農民の共同團體よりも强固にあらず、是れ牧畜業は農業に比して遙かに單純であるからである。又經濟條件の方面から言つても、人口の點から言つても都市は最も著しい經濟狀態に發展するものとした。植民に關しては、彼は植民地は人口增殖のため、過剩の弊害を除く吐出場と見做した。彼は自由民の私有財産を均等ならしめ、國家の繁榮を永續せしむるには一國家は永久殆ど同一の人口を維持しなければならぬ、是れ經濟上に於ける彼の理想國家であるから、人口の過剩を防ぐために適度に植民すべしと唱へたのである。

淺見絅齋（アサミケーサイ）

山崎闇齋の門人、氣節の士である。近江高島の人、名は安正、若くして螢雪の苦を嘗め、赤貧の中にあつて處士を以て自ら任じ、諸侯に召さるゝを屑しともしなかつた。正德二年六十歲で歿した。

彼は楠公を讃美して至忠大功と稱し、尊氏を罵つて亂臣の魁となすといふ態度であつた。『靖獻遺言』は、忠孝節義の精神を宣傳した書で、後年の志士を奮起せしめた。

著書には靖獻遺言、同講義、程子論、性諸說、聖學圖講義、六經編考、父母存說考、絅齋文集等がある。

足輕（アシガル）

昔の步卒の稱で、輕裝して足輕くよく走るといふところからこの名が起つたものである。源平盛衰記や、太平記にも既にこの名が見える。室町時代に至つては漸く盛に用ひられたものと見えて土御門帝の明德三年の軍令に記されてある。永錄以後には大名がみな之を用ひたもので輕捷な斥候等の任務に當らせた。足輕を戰爭に用ひるには初は單に旗幟等を持たせたが、元弘の頃からは弓、長柄の類の武器を携へさせて交戰に用ひるやうになつた。鐵砲の渡來以後には之を銃兵とした。山鹿流では足輕で戰ふことを足輕合（あしがるあはせ）

といひ、之を率ゐる者を足輕大將と稱した。足輕隊の編成は山鹿流では一隊を與力十騎乃至四十騎と足輕十名乃至百名とし、謙信流では十騎乃至二十騎と足輕五十名乃至百名を以て組織した。又戰爭の際には戰場の警固又は偵察等の任務に足輕を當らせたものである。德川時代に至つては足輕とは武士の最下級の稱となり諸藩みな之を設けて、平時には門衞斷役その他の雜役に用ひ、事あるときには先陣の卒とした。足輕の隊を統べる者を足輕頭と稱した。明治維新に於ける藩制改革の際に一時足輕を卒と稱したが後に之を廢止して士分と均しく士族に入れられた。足輕が我國社會史上に現れたことは民衆の勢力の多少進んだことを意味する。卽ち戰鬪は武士の一騎打的なるものより、平民をも參加せしめる散兵戰となつたのであつて、源平以後の戰爭には足輕を無視するを得なくなつたのである。

足尾銅山（アシヲドーザン）

栃木縣足尾町に在る銅山で利根川の一支流渡良瀨川の上流と、其支流庚申川との間に横はる。地質は古生層とこれを貫く流紋岩とより成る。鑛床は鑛脈で主として流紋岩中を走り又流紋岩に接する古生層を貫いてゐる部分もある。鑛脈の延長二百尺乃至二千尺、其最長なるものは六千尺に達する。鑛脈は其走向によつて二種の脈聯に類別され、卽ち第一類を六〇度鑛脈聯と稱し大抵此六〇度東の走向にして主として北西に傾斜し、第二類を一〇〇度鑛脈聯と稱し一般走向北八〇度西、主として南方に傾いてゐる。鑛脈の總數三百有餘其內開坑してゐるものは六〇度鑛脈聯のもの四〇條あり、鑛脈を構成する金屬鑛物は黃銅鑛及黃鐵鑛を主とし少量の磁硫鐵鑛、硫砒鐵鑛、方鉛鑛、閃亞鉛鑛を隨伴する。脈石は石英を主とし時に方鉛石を産する。酸化帶には斑銅鑛、輝銅鑛、銅綠、孔雀石、藍銅鑛、赤銅鑛、自然銅、自然銀を産することがある。又稀には藍鐵鑛、ラドラム鐵鑛、螢石、重晶石、隣灰石、自然蒼鉛、輝蒼鉛鑛、鐵、重石等を産する。鐵道足尾線は桐生に發し、足尾及間藤を經て本山に達す。電車は本山、古河橋間〇・八哩・本山高尾木間一・六哩及本山、製煉所間〇・七哩梁室察道は十六條二七哩八（六五正六年月調）あり、大七年に於ける産銅額は約二千五百萬斤である。この銅山は慶長十四年に農民が之を開き、翌十五年日光座禪院の座主がこの事から幕府の直轄になつた。同十六年銅吹を開始し爾來連綿として繼續してゐる。日光、芝、上野の諸廟及江戶城の銅瓦はみな足尾の産といふことである。又足鐵と稱する寬永鐵は、足尾で鑄造したものである。貞享年間一時年産額二百四十萬斤に達したことがある。明治初年日光縣の所轄となつたが、明治四年民業に移り同十年に古河市兵衞の經營に歸した。明治三十八年日光清瀧に電氣製銅所を設けて足尾産の粹銅を電氣分解法に依つて精製するやうになつた。

足尾銅山の勞働者は其盛時に於て一萬人にも及んだが、大戰後の不景氣のために漸減して近時四千餘人となつてゐる。而して同山は勞働爭議地としても有名であつて、近時二回の大同盟罷工が行はれて我國勞働界の耳目を驚倒せしめた。

アスキス（ハーバード・ヘンリー）

アスキス（Asquith, Herbert Henry）は一八五二年英國ヨーク州のモーリに生れ、幼時倫敦市の學校で教育を受け、次いでオックスフォード大學のベリヨル・カレッヂに學び、一八七六年辯護士となり、一八八六年スコットランドの東ファイフ區より選ばれて國會議員となり、自由黨の花形となる。一八九二年グラッドストンの第四內閣に內務大臣となり雇主事

務令を議會に提出した。一九〇二年、ローズベリー卿を會長とする自由同盟の副總理となり、熱心に南阿戰爭の繼續を主張した。一九〇五年カンベル・バンナマンの自由黨內閣に大藏大臣となり、勤勞所得稅を減じ、相續稅率を高めた。一九〇八年バンナマンの後を承けて總理大臣となり、アイルランド自治法案を完了せしめんと努め、アルスター州の反對を受く。一九一四年大戰起り、アルスター問題は暫く影を潛めた。が、アスキス內閣は一九一六年十二月總辭職して後をロイド・ヂョーヂ內閣に讓つた。

字（アザナ）

（一）實名の外に付ける一種の名である。交名の義にして人と交はるために呼ぶ名だからかく言ふとの說がある。本來支那の風に倣つて生じたもので、我國固有の習俗ではない。仁賢天皇紀に『億計天皇諱大脚字島郎』とある。平安朝時代に學生が大學に入學の時、文章院の堂監が書き出す名籍に字を書いたから後には儒者たるものは必ず之を付けるに至つた。四季草に『字の事、唐土にては人を喚ぶに名乘をよぶをば不敬として字をよぶなり、字は人々たがひによびかはす常の名なり、日本にては古より人ごとに必字付けることはなし、稀には字付し人も有りしなり古書の中に名乘の事を字と記したるものあり誤なり、何太郎、何次郎を字と記したるものあり、是も字に能叶ひたりとは思はれねども、常によぶ名なる故字に似たるが近世の儒者、或は書家などみな字をつくれども、人その字を以てよぶ事なければたゞみづから唐人のまねをしたるのみにて、その字は世に用ひられざるなり』とある。德川時代に至り儒學の盛なるに及んで漢風更に行はれて苟も文字に親むものは皆字を用ひるやうになつた。しかし後世に於て俗に『あざな』と『あだな』を混同するものが兩者の間には明かに區別がある。

（二）市町村制に於て市町村內の更に狹い區域の稱である。通常單に『あざ』といふ。大字と字との別がある。大字は町村制の施行以前に町名又は村名であつたものが施行後に市制町村制の下に在ることゝなつたものをいふ。例へば數村を合して一村とした場合に舊村名は大字とされるやうなものである。字は大字の下にあつて、更に狹い範圍の地をいふのである。

補選

アウエル（イグナツ）

獨逸社會黨領袖イグナツ・アウエル（Ignaz Auer）は、一八四六年ドンメルシュタットに生れた。家は鞍匠であつたが、早くから社會主義に興味を抱き、一八七一年から七七年迄の間、漢堡社會民主黨の書記となり、一八七七年には『ベルリナー・フライエ・プレッセ』紙の編輯局長となつた。一八七八年アウエルバッハから選ばれて、國會議員となり、其後三度び同議員に當選し、實際政治家として手腕を發揮したが、一九〇七年病を得て死んだ。

B

賣買結婚（バイバイケッコン）

賣買結婚はまた購買結婚ともいひ、結婚の方法より見たる一形式をいふ。經濟生活の幼稚なる時代にあつては、女子が重要なる勞働力を有する故に、その屬する家族に取つては、一種の財產の如く見做されてゐた。故に他群より女子を奪つて來てこれを妻とするか、然らずんば女子の屬する家族（父長）に報償を拂つて、これを購買する形式によるか、その何れかであつた。つまり妻を買ふといふ意味は女子をその年頃まで養育した費用と、今後その財產を失ふ損失に對する報償を意味してゐたものであつた。この形式は一個の儀式として各民族の間に遺風を傳へてゐるが、わが結婚の風習の如きも、また當然女子購買の形式を儀式化したものと認めざるを得ない。

買辨（バイベン）

これは支那に於てのみ存在してゐるもので、頗ろ複雜な性質を持つてゐる。卽ち、外國商人に代つて、支那人に對する一切の商取引を總管し、代金及び諸雜費等を立換へて、一定の手數料と利息とを得る事を目的とする一種の仲介業者である。支那は昔、鎖國主義をとつて外國人の國內に足を踏み入れる事を禁じてゐたので、その後外國との貿易が行はれるに至つても外國人は支那の國情に通ずることが容易でなく、貿易を營むに甚だ不便を感じてゐた。そこで支那人の外國語に通じ、商務に熟達してゐるものを雇ひ、之を代理として繰かに交易を行ふ事を得た。これが買辨の始めで、爾來來人の支那に通商する者は、擧つて此の買辨（歐米人はコンプラドルと呼んでゐる）を用ふるに至つたのである。然し乍ら、今日では支那も全く門戶を開放して、何れの國人とも商業取引を結ぶに至つたので、買辨の仲介による必要は次第に薄らいで來た。而も今日猶斯の如き仲介業者が盛に活動してゐるのは、支那官吏は概ね大にして外國人に接する者などは、是非とも官位を有する買辨を雇ひ入れる必要があるからである。買辨はいづれも支那人で、英語に通じ支那商務に熟達したものである。彼等は一般に財產を持ち、多かれ少なかれ支那人間の信用あるもので、中には幾分品位を持つてゐるものも少くない。買辨は外國人の經營する商館、銀行汽船會社等の何處にも附隨して居つて、種々の外交的事務に當り、賣買の直接交涉人式の職務を帶びて苦力の使用、貨物の取引等に從へば、會計係となつて、幣制統一せず混沌としてゐる貨幣の鑑別に當つたりしてゐる。彼等は單なる使用人ではなく身元保證を收め一切外國人の代理となつて働いてゐるので、その收入も亦僅少なものでない。俸給は五十兩乃至二百兩程のものであるが、これ等は彼等の車代を償ふに過ぎず、目差す處は何れも手數料と、立替金の利子である。而も種々の私收入も自然に伴つてくるので、高級なる買辨の收入は實に莫大なるものである。然し彼等は屢々市況の趨勢を看取して見込買を爲すもので一旦相場に狂ひが生じ、見込の外れた場合には、往々にして破產するものが少くない。

賣淫（バイイン）

【意義】賣淫とは歐洲語の Prostitution（自己を提供する）といふ意味であつて、その自己を提供するとは他人の要求に應じて相當の報酬を得て色情を藏ぐの義である。レイの定義によれば、淫行を目的とする婦人が、代償を得て自己を男子に提供するを意味するとい

ふ。卽ちこの定義を分析すれば、淫行を目的とする事、男子を相手とする事、必ず報酬卽ち金錢の授受がある事を以て特質とする。然しこの三條件を具備すれば何れも賣淫と稱すべきかといふに、それは更に常習的に反覆して始めて賣淫と稱するを得るのである。從つて親の難儀の爲めに唯だ一回代償を得て淫行をなしたのは、狹義の意味で賣淫と稱すべきものではなく、更にこれを繰り返す事によつて、始めて賣淫といふ事が出來る。故に賣淫とは營業として男子から代償を得て淫行をなすの意味と解すべきである。

【起源】 賣淫の起源には接待賣淫、祭禮賣淫、宗教賣淫の三種がある。然し前二者に於ては近時の特質たる金錢授受の關係はなく、宗教賣淫に於てのみそれを認める事が出來る。宗教賣淫は古代バビロンに行はれ、後希臘に傳はり、孟買には今ほ行はれてゐるといふ。寺院の殿堂で巫女もしくは舞妓が、參詣者の希望によつて肉體を提供し、一種の報酬賽錢を得たものである。その賽錢が轉化して玉代となり祝儀となつたのであるが、然し事實的には古代のそれと近代のそれとの間には差違がある。卽ち古代賣淫は宗教的なものであり近代の賣淫は經濟的なものである。賣淫婦そのものが親の難儀を救ふためであると、彼女自身のパンを得る爲めであるとを問はず、その特質としては生活問題に起因してゐる。これ社會に貧困といふ事實を抹殺する事は出來ない理由である。精神病理學の立場より、或は賣笑婦そのものが娼婦型とも稱すべき一種の精神的缺陷があると見做す議論もあるが、然しそれらは除外的な事例で、其の多くは貧困の爲めにパンを得る手段として身體を提供するのである。產業革命以來、新に無產階級が發生して以來、その特徵は著しくなつて來た。結婚によつて性的滿足を購ひ得ざる男子が、安價にして且つ容易に性慾を滿たし得る機關を必要とすればする程、この要求に應じて賣笑婦の數も增して來る譯である。故に賣淫なるものは、需要者に取つても供給者に取つても、共に貧困といふ事情に發生したものであり、從つて無產階級が新しく社會階級として發生して以來、殊にその特質を深からしめたものである。

【對策】 英國の皮肉な批評家が Civilisation is Ciphilization（文化とは梅毒化なり）といつたことがある。賣淫併發者等は口を揃へて賣淫は正婚以外の性交を遂げるために起つた文明史上の事實であるから、宮殿に雪隱があると同じく到底絕滅は望まれぬといつてゐる。國家も亦これを宗教道德、又は社會衞生上のみの問題とすることを得ずに、各國共に種々なる對策を講じてゐる。

A、禁絕主義　これは賣淫を絕對的に禁ずる制度で、理想からいへば適切なものであるが裏面には却つて怖るべき種々の害毒を流布すること從來の事實に徵して明白である。

B、自由主義　賣淫に對して何等の制裁をも加へずに公許したものであつて、人智の程度の低いために放任されてゐる場合か、もしくは禁絕主義にも制限主義にも效果を認め得ずしてこの諸策を採つた場合である。

C、默許主義　賣淫に對して自由を與へず、さればとて禁止をも斷行し得ず、已むなく默許してゐる形で、文明諸國は賣淫禁止の困難と、開放の弊害とを鑑み、大抵已むなくこの制度を採用してゐる。

D、制限主義　又は干涉主義ともいふ如く、賣淫を一種の營業と見做して公許したものである。卽ち政府の規定したる命令の下に、賣淫業者は公然營業を許され、その取締の如きも政府自らこれを行ふもので、我國の制度の如きは卽ちそれである。これを稱して公娼と

いふ。公娼を取締る制度には二種あつて、一は集娼制であり、一は散娼制である。集娼制とは日本の遊廓制度の如く、一定の場所を限つて營業を許す制度であり、散娼制とは何れの地に於ても營業が出來る代りに、ある一定の鑑札を携帶してゐて、新規の檢査及び其他の制裁を監督官廳から受けねばならないものである。散娼は一名街娼ともいつて、獨逸佛の諸市に多くある。これ以外の賣春婦は、官廳の許可を得ない密娼卽ち私娼である。歐洲の統計によれば、人口百萬以上の都會は百萬に對して三千の公娼を有し、これに對する私娼の數は十倍乃至二十倍に當るといふ。この比較から見れば明治四十三年以來の平均員數六千四百十一人の公娼を有する東京は、最少に見積つても尙六萬餘人の密娼を有する勘定である。

バーヂァー（ヴィクター）
米國の社會主義者ヴィクター・バーヂァー（Victor Berger）は一八六〇年、塊太利匈牙利のニードル・レーブッヒに生れ、ブダペスト及ウキンに學んだが、家業に失敗を來した爲めに一家擧つてアメリカに移住し、彼はこゝで初め金屬磨きの勞働に從事して後、小學校の教師となつた。而して終には、米國に於ける社會主義建設の卒先者として、社會民主主義及社會黨の闘將となり、社會民主黨の創立當時より引續いて執行委員會の委員となつてゐる。彼はミルウォーキー選擧區の市長及び上下院議員の社會民主黨候補者として濫擧毎に推薦されてゐる。

バクーニン（ミハエル）
ミハエル・バクーニン（Michael Bakunin）は一八一四年五月八日トルツヨックに生れた。ペテルブルグで修學し、波蘭の一士官となる。一八三八年哲學を研究すべく官職を抛つてモスコーに行く。一八四一年ベルリンに赴き、ヘーゲル、ショーペンハウエル、スチルネル等の學を修めた。一八四七年パリに赴いてプルドーンに逢ひ、一八四八年プラーグの汎スラヴ會議に出席した。一八四九年ドレスデンの暴動に參加し、捕へられて死刑を宣告されたが露政府に引渡されてペテルブルグに幽閉され後更にシベリアに流された。一八五〇年日本、亞米利加、英國を經て瑞西に逃れ、こゝに革命黨本部を作つた。一八六三年ポルトガルの暴動に助力した。一八八五年インターナショナルに加盟し、極左黨を率ゐてマルクスに當り、伊太利其他に於て屢に革命を宣傳した。一八六九年のバーゼル會議に多數を率ゐて參列し、一八七〇年のスヰス會議に於てマルクス派を退かしめて新たに『ユラ同盟』を創設し、一八七一年リヨンのコムミュン一揆に參加した。かくて彼は益々極端な破壞主義者となり、無政府主義を鼓吹して社會主義に反對した。一八七二年マルクスがヘーグにインタナショナル會議を開いたときにはバクーニンは事故の爲に臨む事を得ず、所謂『無政府共產黨』は敗北した。マルクス派はその後本部をニューヨークに移した。バクーニンはユラ同盟に據つて爭ひを續けたが、健康を害して瑞西ルガノ湖畔に引退し、一八七六年七月一日ベルンに於て死す。

萬國主義（バンコクシュギ）
『コスモポリタニズム』又は『インターナショナル』を見よ。

婆羅門教（バラモンキョー）
【その發生】 約三千年の昔、中央亞細亞の遊牧民（アーリヤ人種）はアフガニスタンの山脈を越え進んで西北印度に入り、後東南に進んで遂に全印度に擴がつた。然るに印度の自然は中央亞細亞と異り、强烈の光線熱砂を射るかと思へば、季節風のモンスーンが時を誤らずに襲來し或は又暴風淫雨が時として大洪水となつて、人畜を奪ひ收穫を失はしめるなど

幼稚未開な彼等他郷人を脅威せしむべき天變地異の起ること頻々たるものがあつた。アーリヤ人は畏怖の念を生じ、自然現象は人間以外の何者かゞ爲すものであると爲し、遂には神の爲す業だと信ずるに至つた。彼等は暴風は風伯の起す所、驟雨は雨師の司る所とし、一一の自然現象を意味深きものとした爲め、從つて、多數の神なるものを假想する事となつた。アーリヤ人が假想し信じてゐた神の數は一々羅列するに堪へぬが、大體天上の神祇、空中の神祇、地上の神祇の三種に區別する事が出來る。曙光を神格視するウシャス、神明星を神格視するアシュバ神、太陽の蘇利耶神、天のヴィシャス神は何れも天上の神であり、暴風驟雨の神たる因陀羅配下の風伯師は空中の神に屬し、燃ゆる火の神の阿耆尼、酒の神の蘇摩などは地上の神である。これ等多數の神は、始めは何れも個々別々の神であり、個個別々の働きをしてゐるので、その間には何等の聯絡も系統もないものと考へられてゐたが、後に至つて人知が發達し、思考力が進んで來ると共に、之に系統を附し統一を造る傾向が起り、因陀羅、阿耆陀の如きは最も威力ある神とせられ、崇拜供儀を集中される事となり、他の多數の神は漸次之に吸收せられた。

然し時代の進むと共に人心の要求は、唯一神の排他崇拜に進んだので、遂に梵天なる唯一神が確立され崇拜されるに至り、玆に自然崇拜の多神教は一神教となつた。爾來數千年、印度の社會を支配してゐたが、後佛教が盛になると共に、一時衰退した。そののち更に八世紀頃に至つて佛教を驅逐し再び印度教として勢力を挽回した。

【經典及法典】 婆羅門教の經典は、大體根本經典と祭典との二種に分つ事が出來る。根本經典はリグ吠陀、サーマ吠陀、シュール吠陀アタルヴァ吠陀の四吠陀で、吠陀とは神の啓示といふ意味であり、リグ吠陀はアーリヤ民族が印度に流浪して行つた當時の、偉大なる天然現象に對して讃嘆、驚怖した頌歌であり且つ又、アーリヤ文明を語る最古の文獻である。サーマ吠陀は祭祀の際に唄ふ句で造られた詠歌集で、植物から搾つた神聖なる酒をソマ酒神因陀羅に供へて吟唱される。又、ヤシュール吠陀は、吾國神道の祓詞の如く、呪語及祭文を集めたものであり、アタルヴァ吠陀は最も後世に出來、四吠陀中最も其容を有するものである。然し此の吠陀は祈願的悲觀的なものであつたので後に至つて印度教なる平民迷信的な宗教を成立せしむるに至つた。そして又祭祀經典にはブラッフマナ(梵書)、スートラ(修多羅)の二種があるが、前者は吠陀の深義を解說したものであり、後者は律法又は教條とも言ふ可く教義信條を簡潔に叙述したものであつて、ブラッフマナの成立後八百年程を經て出來上つたと云はれてゐる。

初め婆羅門僧は、祈禱祭祀を專門としてゐたが、後に誕生、婚禮、死亡等の儀式をも司どる事となり、その儀式の條項を一定した。これがスートラであるが、地方地方に依つて、何れも異式異樣の有樣で、事實に於いては決して一定されてゐなかつたのである。然るにその後、マヌと云ふ者の家に傳へられた法式に依つて出來たスートラが、漸次に發達して遂に婆羅門教の憲法となつた。卽ちマヌの法典と稱するものがそれである。此の法典が完成して以來、婆羅門教は隆盛となり、社會制度も亦此法典に準據して確立し、政治は宗教と共に婆羅門教が掌る事となつた。婆羅門教は神政を布き祭祀を司り、僧侶は立法、司法行政の大事から、家庭の小事に至るまで干渉し、マヌの法典は之を裁判する法文ともなつた。然るにマヌの法典は印度の社會に、婆羅門族(僧侶)、刹帝利族(帝及武人)、毘舍族(農

商人)、首陀族(農工に從事する奴隸)の四種の階級制度を確立せしめ、異れる階級に屬するものは結婚は愚か、卓を同うして飲食する事をも禁じた。これは婆羅門僧が自己の權勢を擅にする爲に行つた事で、印度は爲めに腐敗と墮落の中に陷らねばならなかつた。僧侶は各處に蟠據して國家を形造り、王族を壓倒して西曆紀元前八百年頃に於ては、全く婆羅門の天下となつてゐるのであつた。此の階級制度は全く一個の傳說から現はれたもので卽ち梵天の口より生じたものは婆羅門族で、刹帝利族は腕より生れ、毘舍族は膝、首陀族は脚より生じたものであるが故に、僧侶は三族の上に立ち、刹帝利族は政治及軍務、婆舍族は貿易商業、首陀は農工稼穡に從事す可きであると言ふのである。

【教理及修行】 婆羅門教は、世界を梵天なる一神より生じた者と爲すのである。世界の存在しなかつた太初には、自存のみが渾沌たる暗黑中にあつた。然るに自存は自己の本質より萬物を創造して見んとの欲望を生じ、最初に水を造つて卵を入れ自存は梵天となつて卵より生じ、自ら卵を二つに劈り上は天となり下は地となり、其の中間は中空となつた。そこで梵天は自己の本質を二分して其の一半を男とし、他の一半は女とし、女よりして一切の生物を生じ、且つ地、水、火、風、空の五個の物素と喜、憂、暗の三性質を以て世界を整理し、遂に人間の祖先たるマヌも出來上がれば、凡ゆる宇宙は成立したのである、と言ふのが卽ちその宇宙創造論である。婆羅門教は又、萬象の原因は悉く業にあるとしてゐる。この業は三世に亙つて必ず業果を受く可きもので、世界の萬物は必ず善德、憂德、闇德の三性質を具有するが故に、善業には善德が伴ひ、惡業には憂德、愚行には闇德が從ふとされてゐる。それ故に此の世に善業を行ひつゝあるものは、來世に於いて善德に報いられ、惡業、痴業を恣にする者は退步して動物に生れる、と言ふ事を說いてゐるのである。若しそれ、此の輪廻の苦行を解脫せんとするならば、觀法と修行を爲し、愛慾を捨離して五官の束縛を脫し、知惠の光明に從つて我は卽ち梵天なり、梵天は卽ち我なりと達觀すれば、業因感果の連鎖は斷たれ、梵天の劫波も輪廻の苦痛も超越し、梵我一如の無差別となり、遂に梵涅槃を得て卒尼となると云ふのである。然らば此の輪廻の苦行を脫す可き修業は、如何にして爲されるかと云ふに、粗食、節食、斷食をなし、甚しきものは糞を食し破衣を纏ひ毛髮を斷たざるもの、裸形を爲すもの、或は樹上、露錢、水火中に起臥するもの、或は爪牙を拔き皮膚を破り、四肢を傷つけ、呼吸を抑止するものなど、あらゆる手段を以て自己の身體を苦しめる事によつて、始めて達せられ得べきものと信じられてゐる。その一方如何なる不倫、悖德も祭祀に依つて償はれるものとなす教義は、遂に印度の國家を亡ぼさしむるに至つたものである。

馬政 (バセイ)

馬政とは馬匹を改良し、その供給と需要との關係を圓滑ならしめんとする國家の政策を言ふのである。多くの國家は、その爲に政府自身が種馬牧場、種馬場、種馬養成場等を設け、馬匹の改良、供給に從事してゐる計りではなく、又一般民間の事業をも保護し、奬勵政策としては、產馬奬勵法を設け監督產馬共進會、馬籍整理產馬調査等の規定、或は馬匹に關する市場の取締を行つたりしてゐる。

バザール・サン・アマン

バザール・サン・アマン(Bazard St. Amand)はサン・シモンの門下にして出藍の譽ありと言はるゝ人である。一七九一年九月十九日、巴里に生れ、一八三二年七月二十九日四十一歲で死んだ。

佛國に於ける所謂炭燒黨(Carbonalisti)の領袖であつて極端な共和主義を奉じ、一度はセヌ縣の一屬吏となつたが、共和主義を說立し暴動を企て、捕へられて死刑の宣告を受けた。免されて出獄するや直ちにアンファンタンと共にサン・シモン主義の普及と確立に務め、社會主義村落の經營などを行つたが、婦人解放問題に關してアンファンタンと意見を異にし、遂に分離した。

部(べ)

部は日本の古代に於て存在してゐた部族團體であり又伴とも云ふ。その部には、中臣部、忌部、物部、鍛臺部、王作部、石作部等と呼ぶ特殊の部族的職業を有するものと、皇后、皇子等の名を後世に傳へる爲めに設けたもの即ち典代名代などのごときものとがある。前者は部の原始的なるものであり、後者は比較的後代に血緣的團結の形體に準據して造られたものである。又これを組織の上から見れば蝦夷、海人等の原住民族からなるものと、朝鮮、支那から渡來した歸化人から成るものと更に天孫民族に附屬して來た血族團體とに分つことが出來る。

當時は小さなる血族團體、即ち部族が至る處に存在してゐた時代であつて(『部族』參照)天孫民族は、他の部族をも征服隨從せしめて渡來した。日本書紀の神代紀に天照大神が中臣の上祖である天兒屋命など五部神(イットモノヲカミタチ)即ち五つの部の祖神を、天孫降臨の時に隨從せしめたとあるのは、即ちこの事であらう。古事記にも同じ記事がある故に部は、初めは他の諸國に於ける部族團體同樣、血緣に依つて結ばれ、特殊の部族的產業を有してゐたものであるが、後代に至つては單に模倣する團體が造られた。この事が部は血族形體でないとの說を生むに至つたもので、高橋氏文に膳大伴部の編成に當り、諸國の人民を集めて大伴部と名けた事を記されてゐるが、これは即ち比較的後世出來事であつた。部には夫々首長となるものかあつて、伴造(トモノミヤッコ)、伴緒(トモヲ)等と呼ばれてゐた。部に屬する人民はこの首長に對して絕體的なる尊崇畏敬の念を有し、極めて鞏固な社會的團結を作つてゐたのであつた。然し人類を結合する紐帶が次第に複雜となり、社會の廣大化が行はれるに伴れて、恰も他の諸國に於ける部族團體の如く、我國の部も亦自然に崩壞した。此部が大化新以前に於ける我國の最も主要の勞働組織であつた當時、『やつこ』と呼ばれる奴隸があつたが、奴隸の勞働力は當時に於て主要のものでなく、次の奈良朝時代に至りて奴隸が最も主要の勞働者となるのである。

ベーベル(アウグスト)

アウグスト・ベーベル(August Bebel)は、一八四〇年二月二十二日獨逸ライン河畔のケルン近郊に生れ十三歲にして孤兒となり、自活の爲めに轆轤職工となり、二十歲の頃フライブルヒにて職工同盟に加入し大いに得る所あり、一八六〇年ライプチッヒに赴いて職に就くや同僚と共に雇主に對して食物の改善、勞銀の增加、勞働時間の短縮等を要求し、彼が最初の勞働運動を試みた。翌年『勞働者改善會』に加盟し、幹事に選ばれ、一八六三年(此の時同會は『勞働者教育增進會』と稱した)會長となり、社會主義運動に奔走して、勞働者間に大なる勢力を得、リープクネヒトと相識り、共に『民主週報』を發行した。一八六七年ザクゼンより選ばれて北獨逸議會の議員となつたが、一八七〇年大逆罪の名の下に入獄し、出獄するや忽ち再び同罪名にて入獄すること前後合せて四年半、彼はこの期間を利用して經濟學、歷史を研究した。彼は一八七一年在監中にザクゼンから選出せられたのを初めとして、以後ドレスデン、ハンブルヒ、及び

ストラスブルヒより再三選出せられて帝國議會に列すること四十餘年、一八八一年別にザクゼン王國の議會にも席を得た。而して一方には、一八九〇年社會民主黨大會の牛耳を取り、翌年同黨の機關紙『フォールヴェルツ』の幹部となり、一九〇三年の總選擧に百方奔走して社會民主黨議員八十二名を議會に送らしめた後は、社會黨運動には直接關與せず顧問の如き地位に立つて聲力する所があつたが、一九一三年病氣の爲めに瑞西チューリッヒに赴き、同年八月十三日近郊ベスグに永眠した。齡七十二。

ベーベルの著として有名なる者に『婦人と社會主義』がある。元來ベーベルは、社會主義者中ベルンシュタイン派の所謂修正派に反對したマルクス主義正統派の驍將であり、民主黨の主腦者であつたが、リープクネヒト及びエンゲルス等が、過去に於ける社會の變遷を究め、將來は必ず社會主義社會の實現すべき事を說くが、果して如何なる社會が來るべきかを詳論せず、詳論せぬことを以てその學說の科學的なる所以としたのであるが、ベーベルは右の著書に於て社會主義社會の狀態を詳論し、その時には婦人も男子と同じく勞働し、一般の勞働時間は大に短縮されて、文化的生活を享くるに至る事を論じた。本書は既に十四ヶ國語に譯され、原文の書のみでも十數萬を發行した。以て如何に廣く讀まれたるかを推知するに足る。

米價調節(ベーカチョーセツ)

日本人の如き米食人種に於ては、生活に關する直接問題として、米價の高低が重要なる關係を持つてゐる。米價が餘りに高すぎる時は消費者としての國民に脅威を與へ、又これと反對の現象を呈する時は、生產者たる農民の困憊となる。然るに農民の疲弊は、直接に國家としての景氣に至大の關係を及ぼす事になる。玆に於て米價の安定を維持する事は政府としても特別の注意を要する點である。即ち大隈內閣當時に於ては、米價が餘りに安すぎたが爲めに米價調節を令し、寺內內閣は高すぎたが爲めに米價調節令を發した。原內閣は常平倉案を出して、大規模なる米價の調節機關たらしむべく策したが、これも一種の彌縫策に終つて。兎に角、米價の如きも他の諸物價と同樣の關係に於て、その高低が變動してゐるのであるが、これを調節するが爲めには、煙草や鹽の如く、これを國營とせざる限り、眞の調節は行ひ得ないといふ議論がある。米を常食とする國民に取つて、米價の高低が直接の關係を有する限り、米の國營といふ事は必要事項でなければならない。

米國貨幣制度(ベーコククヮヘーセード)

【沿革】米國は一七七六年に英國の羈絆を脫して獨立するまで、英國の貨幣制度をそのまま用ひてゐたけれども、實際に流通するのは英國銀貨のみならず、佛蘭西、葡萄牙等の貨幣もあり、且つ主に用ひられたのは西班牙貨幣であつたので、通貨は全く混沌として不便極まる狀態にあつた。そこで獨立宣言と同時に幣制は直ちに改められ、銀貨を本位とする十進法で、金貨も亦併用される複本位制となつたのである。然るに一八〇年頃より銀價格が漸次に低落して來た爲め、實際市場に流通するものは銀貨のみとなり、殊に英國が金單本位制を採用するに至つて、金貨は悉く英國に吸收されて了つた。そこで金貨の流出を防ぐ可く、幣制上の改革が再度まで行はれたが一八五〇年、カリホルニア及び濠洲に大金鑛が發見されてからは、俄然として金價が低落し、反對に銀貨の流出が著しく、小銀貨の流通は殆んど杜絕の狀態となり、日常の不便は一方でなかつた。その後、この難關を切り拔ける爲めに銀貨の量目を削り實質價値を低減せしめたが、而もこれによつて、何等複本位

制の効果を表はす事なく、實質に於いては全く金單本位制と變る所なき有樣であつた。其處で政府も亦不徹底なる複本位制を支持してゐるよりは寧ろ金單本位制を採用することの利益なるを覺つて、一八七三年以來、金單本位制を採用し、銀貨は東洋貿易に用ひる特殊のものの外は、半弗以上の補助貨幣のみに限つた。

かくて米國の通貨難は一と先づ片付くやうに見えたが、當時の米國市場には南北戰爭時代に發行された巨額の不換紙幣が殘殘留して盛に流通してゐたので、折角の新制度も十分の成績を擧げる事が出來ず、正貨は不換紙幣に驅逐されて影を消すに至つたのである。それが爲めに、不換紙幣を回收す可く『回收條例』が實施されたが、その結果はたゞ物價を低落せしめ、財界の不況を齎らしたのみであつた。

複本位制度論は、是に於いてか米國の上下に充滿し、一八七八年に及んで再び複本位制が復興したのである。一弗銀貨は再び鑄造されて本位貨幣となつたが、而も銀貨の自由鑄造は許されず、たゞ一箇二百萬弗より四百萬弗までの銀塊を購入し、造幣局をして鑄造せしめたのであつた。然るに此の際採用された金銀の比價は、一八〇八年當時と同樣に一對十六だつたので、米國の通貨は更に新しい難關に追ひ込まれた。何しろ銀價の地金價格は、公定價格より著しく低廉であつたので、市場に於ける銀價の流通量を巧みに調節して置かなければ、金貨が銀貨によつて驅逐される事は瞭かである。金貨と銀貨とを圓滑に流通せしめる爲めに、銀貨の大部分を國庫に保有して置くなどと云ふ救濟策がしきりに行はれたが、これらの救濟策も何の效果なく、通貨の不安は依然として止む時がなかつた。一八九三年に至つて、政府は遂に金、銀貨の併行を斷念し本位貨幣としての銀貨は鑄造を停止する事とした。一九〇〇年には遂に新貨幣法が制定された。これは現在猶行はるゝ所のもので、比較的金單本位制に近い跛行本位である。

【現狀】 米國の幣制は、かくの如き徑路を經て、現行の跛行本位に達したので、現在米國に流通するものは、金銀、白銅、銅の鑄貨と紙幣とである。金貨には二十弗、十弗、五弗二弗半の四種があり、銀貨には一八三七年の法律によつて鑄造された、一弗本位貨が殘存してゐる外、五十仙、二十五仙、十仙の補助貨幣がある。また銅、白銅貨には、五仙白銅と一仙銅貨があり、共に支拂制限高を二十四仙と規定されてゐる。紙幣には金貨證券、銀貨、政府紙幣、國立銀行紙幣等があつて、何れも市場に流通して居る。

米國工場法（ベイコクコーヂョーホー）

米國の工場法は元來英國初期の工場法に倣つて制定されたものであつてその立法は各州の權限内に屬する。されば同じ合衆國内にあつても、州の異るに從つて工場法規を異にするのである。米國工場法の内容は普通、勞働者の保健に關するもの、災害の防止に關するもの及び勞働時間に關するもの〻三部門に分けて論ぜられるのが常である。勞働者の保健に關するものはまた次の如くに分類される。

(一)工場内の通氣に關するもの。カリホルニア、マサチユーセッツ、ニューヨーク其他十四箇州にこの法規が存する。その規定に依れば、五人及び五人以上の勞働者を使用する工場に於ては、作業に依つて生ずる埃やガスのために勞働者の健康を害せざる設備をなすことが必要である。

(二)光線及熱に關するもの。工場監督官に對して、箇々の場合に就て、衛生狀態の可、不可を決定し得べき權能を委ねてゐる。かくの如き法規を有するのは、コネクチカット、ニューヨーク其他十州である。

(三)研磨機、破碎機等より生ずる粉塵や、有

毒煙、ガス等をエキゾースト・ファンズ其他の十分なる裝置によつて工場外に排除すべしとする法規は、カリフォルニア、コネクチカット其他十五箇州に規定されてある。

(四)壁、天井等を一定の時間に於て清淨にし消毒をなすべき法規は、或る州に於ては總ての工場に適用され、他の州にはパン工場のみに適用された有樣になつてゐる。インヂアナ、ヅクーその他の四州にこの規定が存する。

(五)密集勞働に關するもの。或る州では晝間勞働は二百五十立方呎、夜間勞働は四百立方呎を最少限度とする空間が、勞働者一人づつに割當てらるべきことを規定し、或る州では工場監督官の判斷によつて、必要空間量を決定することになつてゐる。インヂアナ、メリーランドその他の大州にかくの如き法規が存する。

(六)最後に便所、着衣室、洗面所等を男女兩性の爲めに別々に備へるべきことを規定してゐる州と、鑄造工場だけに限つて洗淨室を設ける樣に規定してゐる州とがある。前者にはカリホルニヤ以下十八州が屬する。勞働に伴ふ災害の防止に關する工場法は普通との工場にも適用されてゐるのであるが、特に婦人及小兒を使用する工場のみに適用されるものもある。これも亦次の如くに分れてゐる。

(一)機械掃除に關するもの。運轉中の機械を掃除することに關して設けられた法規は、婦人及幼少年勞働者のみに適用されるのが常である。コネクチカット、イソフイス其他の一州にこの法規が行はれてゐる。

(二)危險のおそれある機械その他の設備に對して、周到なる防護方法を講ずべきことの規定。これはニューヨーク、コネクチカット其他九州に行はれてゐる。

右等の外になほ動力傳送用のベルトに關する特別なるエレベーター卷揚げ、竪坑等の掩蓋裝置、爆發物を製造し又は取扱ふ場所に於ける豫戒、工場内より外部の景色を見得る樣に窓を取附け、就業中閉鎖せざること及び非常口等に關する法規が各州に行はれて居る。また或州には、工場内の階段に手摺をつけること、危險なる機械には標識を附すること、小兒による危險なる機械取扱の禁止等の法規が存する。

勞働時間制限に就ては、大人に對するものはパン製造、藥品、鑛道、鑛山等の產業に於ける勞働及び官業勞働等に於て見得るのみであるが、カリホルニヤ州にては藥種商の雇人は一週六十時間に限られ、ニューヨーク州にては七十時間に限られてゐる。またニュージヤージー州のパン工場勞働者は一週六十時間、ペンシルヴエニア州にては一週六日間と限定されてある。

工場法の最も重要なる部分は、勞働時間、及び婦人勞働者、小兒勞働者の勞働狀態に關するものである。これには夜業の禁止、一定休息時間の必要、一定年齡以下の小兒の雇傭禁止、完全なる洗淨室、便所及び女子の爲めに腰掛を設くべきこと及其の他の條項が含まれてゐる。是等の條項に關しては何れの州にも規定する所あり、工場監督官を置いて法の實行を期するのが一般である。

パン製造所及菓子製造所に對して特に法規を設ける州も若干ある。それから又洗濯業の勞働に對する法規を特に存する州、及び之を工場法の中に含まして置く州がある。

次に建築勞働者を保護する法律がカリホルニヤ、インヂアナ、カンサス其他の諸州で行はれてゐる。その保護法は工場監督によつて執行される所もあるけれ共、通常は建築監督官か地方官憲によつて執行される。その法規は足場、綱、ブロック、滑車、未完成建築の假床等を安全ならしむることを目的とするのである。以上に言及した『工場監督官』なるも

のは、二十七州に設置されてゐる。彼等の職務は、工場、手工場又或る場合には、商業用建造物、パン製造所、洗濯屋、菓子製造所及建築場などを見廻り、之を檢察し、適法の所置を爲すにある。工場監督官が、災害事故の統計を作成することになつてゐる州では、その管轄下にある總ての工場、手工場主が監督官に對して、自己の工場内に起つた事故を報告することを要するのである。若干の州に於ては、工場監督官は只工場法の規定を執行するのみでなく、通常は特設の官吏によつて監督される。エレベーター、ボイラー、建築、鑛山其の他の監督を兼ねてゐる場合がある。またカンサス、カリホルニヤ等の十五州の監督官は、勞働統計局官吏の任命をも兼ねてゐる。

米國救貧事業（ペイコクキュー　ヒンジギョー）

米國は國家として特別に貧民救助の施設はないが、各州にはそれぞれの特長を有する救貧施設を行なつてゐる。元來、米國の救貧制度は、英國のそれに模倣したものであつて、南部諸州、ペンシルヴニヤ、ミネソタを除くミスシッピー以西の諸州、中央太平洋沿岸諸州及びニューイングランドは、主として地方の役人を以て救護員たらしめてゐる。然し各州は大體に於て貧民の流れ込み、又は移住に對して嚴重に取締り、浮浪人や無賴漢に對しては、規則を設けて夫れ〴〵處罰する方針を採つてゐる。浮浪人は特に監禁し、或は勞役を强制する事もある。これらに關する條文も各州に於て異なるは當然であるが、概して東部諸州は峻嚴であつて、ある州の如きはこれらの浮浪人、無賴漢に對しては手錠を嵌める事さへある。その他往々にして役人が報酬を得るため、徒らに浮浪人を捕へて監禁するやうなこともあつた。然し此等は貧民といふよりも寧ろ暴民と稱すべきものであつて、眞の貧民と總稱する者の中にも、貧民たるの已むなかりし事情に於て三種に辨別する事が出來る。卽ち勞働し得ろも、家庭的なる種々の事情の下に貧困なる者、不具なるため勞働をなす能はざる者、及び孤兒の三種である。而してこの第一の貧民に對しては、慈善院と稱する救濟制度が各地に設けられてゐるし、各都市には慈善課と稱する特別なる機關もあり、各州には社會課と稱する一課も施されてゐるが、然しこれは直接に貧民救濟事業に當るといふのではなく、寧ろ救濟の諸機關を指揮監督し、救濟員といふものも他と關聯して、單に義務的に事務を果たすに過ぎない。特に南部の諸州の如きは、一般に之が實效を擧げられてゐないやうである。

第二種類の貧民に對する救濟制度は漸次發達し、盲人に對する教育施設の如きは、法律に依つて費用が給與され、且つ又生活も保護されてゐる。狂人に對してもオクラホマを除く諸州は相當の保護をなし、白痴に對しては三十三州が特別な施設をなし、癲病及び肺病患者に對しても完備した設備を施してゐる諸州もある。孤兒に對する救貧設備は、嘗て慈惠院に收容する方針であつたが、夫は却つて惡結果を齎らす者として、ミチガン州の如きが率先して彼等を慈惠から解放した。その他東部及び中部諸州には小兒保護に對して、頗る進歩した制度を採つてゐるのも數多に及んでゐる。ミチガンを始めこれらの諸州では、多數のそれらの孤兒を州の監督の下に教育を施し、悉くこれを學校に收容する方針を取つてゐる。以上は、州としての公的な設備であるが、その他米國には個人としての救貧事業は頗る發達してゐる。ハーガンスの統計によれば、國家、州、町、村、教會、布教團體の慈善事業に消費したる金額、及び私人の慈善事業にして五千弗未滿を要したる額を合計すれば、一

八九三年に於て二千九百萬弗に達し、一九〇三年には九千五百弗に及んでゐる。而してこれらの大團體の外に、尙ほ現在各市に在在する下宿屋組合、勞働者宿泊所女工倶樂部、少年及男女合併倶樂部、婦人救護團、保險組合法規擁護會、貯蓄組合、貯蓄銀行、施療院、圖書館、コーヒー店、小兒援助會、新舊兩教會の慈善事業等が存在してゐる。

米國勞働聯合會（ベーコクロード　ーレンゴーカイ）

米國勞働聯合會 American Federation of Labour は通常A・F・Lと呼ばるゝところの、世界最大の勞働組合である。A・F・Lはその始め『北米合衆國職工勞働者同盟』と呼ばれたもので、一八九一年の夏、各地に散在せる九十五の勞働組合を結合して設立したに由來してゐる。これら九十五の組合は勞働騎士會の態度に慊らず、職業本位の健全な運動者の基礎を作らんとして企てられたのであつたが、同年冬その組織を變更して米國勞働聯合會なる現在の名稱に改めたのである。而して勞働聯合會の趣旨はその會則の序文の宣言に見る如く、全國各地に堅實鞏固なる勞働者の適當なる分配を得んとするところにある。故にその事業の如きも勞働統計局の設置、義務教育の實施、小兒勞働の禁止、八時間勞働、外國契約勞働者の輸入禁止等が、主要なる事項であるが、これらはその手によつて着々實現されつつある。今日に於てこれに加入せる組合は、中央に於て百十一、地方に於て數百に及び、會員の總數の如きは、既に二十萬を越えてゐる。尙ほその組織に就て見るに、自治團體であつて、これを統轄管理するのが聯合會の職能であるが、その中樞機關には會長一人、副會長八人、會計一人、祕書一人を以て幹部となしてゐる。現在の會長はサミュエル・ゴンパースであるが、聯合會が今日の盛大を招いたに就ては、第一次以來の會長たる彼の努力が與つて力がある。この組合は、中央機關紙を有し、各地の支部との聯絡が密接であつて、そのストライキは世界の經濟界を震撼させる程である。それだけに組合員を選擇することも嚴密であつて、悉く熟練職工のみを集め、その組合の運動の如きも、多く自己組合の利益となるごとき勞働條件の改善に對してのみなされるといふ有樣である。只最近に於て(一)市街鐵法律上八時間勞働を是認する事、(二)市街鐵道、水道、瓦斯、電氣事業の國有、(三)電話電信、鐵道、鑛山の國有、(四)土地私有權廢止及びそれに代る土地の使用收益權の實施の四大旗幟に向つて、立法的要求を出だしてゐる。

左に會員增加の趨勢を示す。

一八九七年	二六四・八二五人
一九一一年	一・七七〇・一四五人
一九一四年	二・〇二〇・六七一人
一九一八年	一・九四九・三四七人

米國勞働運動（ベイコクロー　ドーウンドー）

米國の勞働運動並に社會主義運動の淵源は、遠くロバード・オーエン及びフーリエー派の理想鄕建設のために渡來せる時、その共產主義的な思想を鼓吹された事に由來してゐる。しかし米國は南北戰爭以前までは、少數の覺醒せられた勞働者によつて組合が設けられても、政府の壓迫によつて大をなすことが出來なかつた。然るに南北戰爭の結果奴隸制度が廢止せらるゝや、自由勞力の經濟界に於ける地位と、これに關聯する種々の問題が生じ且つ除隊兵に多數の失職者を出だしたのみならず、一方に於ては工場制生產が大規模に行はれ、貧富の懸隔も甚だしくなつてゐたので勞働組合設立の希望は急轉直下の勢を以て進轉し、遂に米國全土に亙つて各種の勞働者が聯合を組織した。これが勞働騎士會（Knights

of Labour) である。尤もかゝる大合同が起されざる以前にも大規模の合同運動が起されてゐた。例へば紐育の二十三勞働組合は一八三三年、ボアトンの十六組合は一八三四年に、それぞれ結合し、更に一八六六年に成立せる國民的勞働組合は事實上全國の組合を合同したが、戰爭に熱したる結果、僅か二年にして解散したのである。これらに比して勞働騎士會は最初祕密結社の形式を假り、費府の仕立職工ウィリアム・スチヴンスが同志七人と共に起つたのが第一聲である。騎士會は漸て祕密主義を棄てゝ會員を迎へ、一八八六年には二十萬の會員を有するに至つたが、次第に政治運動に組合が加擔するやうになり、且つストライキを續けて敢行した結果、遂にその存在すらも認められざる程に沒落してしまつた。

これより先き一八八一年に於て、勞働騎士會に慊焉たりし八十六の組合は、純然たる勞働組合の組織を企て翌年の冬これを米國勞働聯合會『ゴムパース』參照)。勞働聯合會は、純然たる自治自助の職業本位的な結合團體であつたが故に、その態度を快しとせざる勞働者は、更に階級的なる自覺の上に立てる急進的なる組合を組織するに至つた。これが即ちI・W・Wであつた。I・W・Wとは Industrial workers of the world の頭字を取つたものであるが、この革命勞働運動が判然と組織されたのは一九〇五年一月のことである。蓋し、勞働騎士會が衰頽すると共に起れる聯合會は只管に職業を本位とし、組合員の資格に幾多の制限を加へるのみならず多額の入會金を徵する等のことがあつた故に、これに不平を抱ける者がI・W・Wに投じたのである。かくの如くI・W・Wは飽くまでも組合を以て階級鬪爭の機關と見なし、聯合會とは正反對の方向に進みつゝある。I・W・Wはその後設立一年にして十萬の會員を數へたが、端なく戰術の上で意見の相違が生じ、一部の社會主義者と溫和派とが退會するに至つたけれども、一九〇九年に頻發した諸種の大同盟罷工に際して、再度勢力を挽回するに至つた。然し乍ら、世界戰爭後の武斷的鎭壓策の結果、今や數の上では微力なものとなつてしまつた。(『I・W・W』、『米國社會主義運動』參照)。

米國社會主義運動(ベイコクシャカイシュギウンドー)

米國はオーエン及びフーリエーの二大空想的社會主義者によつて、理想鄕の建設を企てられたところであるだけに、社會主義といふ言葉の入れられたのは古い時代である。(『オーエン』『フーリエー』『ユトーピア』『ファランステリー』參照)然し乍ら社會主義なる言葉は南北戰爭までは一個の空想的社會主義としか理解されなかつたが、南北戰爭以後それまで何らの統一のなかつた勞働組合が結合され、一八七二年、其本部が紐育に置かれるや、ラッサレ派及マルクス派の社會主義者が、これに投ずるやうになつた。この同盟が後年の社會勞働黨の礎地をなしたのである(『米國勞働運動』參照)。此社會勞働黨が組織さるゝに至つたのは、勞働組合に投じた多數の社會主義者が、勞働組合を社會主義化する目的のために一七八七年に至りそれまで合衆國勞働黨と呼ばれてゐた團體を改稱したのであつた。大體米國の社會主義は一八七〇年に至るまで、マルクス正統の國際主義派とラッサレ系統を引く政治主義派との二者があつて、相互に抗爭してゐたものである。この抗爭は社會勞働黨が成立して後も續けられ、革命派及び溫和派として黨内の爭議の中心となり、今日に及んでも勞働組合的社會主義者と政治的社會主義者の二派に分れてゐる有樣である。それは兎に角として、社會勞働黨が微弱ながらも成立したる後、一八八六年に勞働騎士會が起るに至つた。社會勞働黨はこの兩團體を社會主義化せんとして努めたが失敗したるを以て、既に成立したる勞働團體を社會主義化することの困難なる事情あるを悟り、この兩團體に對抗する必要上『社會主義職業勞働同盟』を設立した。この同盟は一八九六年の總會に於て公然社會勞働黨と提携する事を宣言し、政治運動に參加して來た。依つて茲に社會勞働黨と社會主義職業勞働同盟とが中心となり、その他の小社會主義團體及び勞働團體をも加へ、一八九九年に米國社會民主黨とが成立した。その指導者はダニエル・デ・レオンに外ならなかつた。一九一四年彼が歿すると共に、社會黨内の左右兩黨の分離は殊に甚だしくなり、黨内の左黨はジョン・モスト、エム・マ・ゴルドマン等を中心とする無政府主義者と提携し、無政府主義者が露西亞に放逐さるると共にI・W・Wと提携するやうになつた。これに反して社會黨内の穩和派は、同黨内のスパルゴーを始めとして、ラッセル、サイモンズ、ゲイーロード、ベンソン、ウォーリング等は米國が歐洲大戰に參加すると共に大いに主戰論を唱へ、新に愛國的團體を組織してゐる(『米國勞働聯合會』參照)。而して社會黨の黨員の增大の率は次の如きものである。

一九〇七年	九・〇〇〇人
一九一〇年	二四・〇〇〇人
一九一四年	五二・〇〇〇人

尙ほ米國の社會主義運動に特記するを要するはI・W・Wである。I・W・Wは現文明國に於て最も左傾せる勞働團體であつて、ボリシエキはその戰術をこれに學んだといはれてゐる。この團體は佛蘭西のサンジカリストと似た立場を持つてゐるが故に、アメリカンサンヂカリズム等と呼ばれてゐるが、その起りは米國特有のものであつて、寧ろ勞働騎士會より發生したものである。(『I・W・W』參照)

ベーコン(フランシス)

フランシス・ベーコン(Francis Bacon)は、一五六一年一月二十二日倫敦に生る。十三歲の時劍橋大學に入學し、三年にして學院に轉じた。同年駐佛大使館附となつて赴任したが、一五七九年露國して法律の研究を續け、一五八二年辯護士となり、一六〇七年には宮廷大法官に就任し、一六一三年には檢事總長に轉じ、一六一六年樞密顧問官となり、一六一八年總理大臣となり男爵を授けられ、一六二一年子爵を與へられたが同年收賄事件の爲めに投獄された。在監數日にして皇帝の慈悲によつて免されるや、ハイゲートに退き著作に沒頭し一六二六年四月九日病を得て死んだ。

ベーコンは元來法律學者であるが哲學の造詣深く、文學經濟學に通じてゐた。彼は經濟的正義を主張して金權主義に反對し、個人の手に集中した財產の全國的撒布、小農制度、救貧施設を提唱した。また利息制限法の必要を論じ、投機的商人に對する貸金利子は八分、その他の貸金利子は五分を以て最高限度たらしむべしと論じた。

ベェームバヴェルク(オイゲン・フォン)

オイゲン・フォン・ベェームバヴェルク(Eugen von Böhm-Bawerk)は、カール・メンガーと共に墺太利學派の柱石たる經濟學者で、數理的研究に加ふるに、心理學的研究を以てし、價値並に代價を論ずるに主觀的方法を以てした。

彼は一八五一年二月十二日、墺太利メーレンのブリュンに生れた。維也納大學で法律學及國家學を修業し、一八七二年大藏省に入つて財務官となり、一八七五年『ドクトル、デア、レヒテ』の學位を得、在官のまゝでハイデル

ベルヒ、ライプチッヒ、イエナ諸大學に遊學して經濟學を研究すること二年、一八八〇年官を辭して維也納大學の講師となり、次にインスブルク大學に赴任し、一八八一年正教授となり經濟學講座を擔任する事前後十年、一八八一年辭職し維也納に歸りて大藏省顧問に任官し、一八九五年大藏大臣となつて直に罷め、一八九七年再び藏相に選ばれてその椅子に就き、一九〇〇年また藏相に選ばれてその椅子に就き、一九〇四年退いて維也納大學の經濟學教授となり、一九一四年に死んだ。

辯護士（ベンゴシ）

辯護士は當事者の委任を受け、又は裁判所の命令に從つて、法律上一定の仕事を行ふ者である。辯護士の仕事は頗る範圍の廣いものであるが、その重なるものは原告の委託を受けて訴訟代理人となる事と、民事、刑事に關する被告の爲めに、辯護の勞をとる事である。辯護士なる名稱は卽ちその爲めに生じたのである。

辯護士は官吏乃至公吏ではない。彼等は單なる自由職業者である。一定の資格を有するものが、辯護士名簿に登錄し辯護士會に入會すれば、直ちに開業する事が出來るのであつて官公吏のごとく、任命乃至選擧に依つて其の地位を得るものではない。辯護士となる資格は辯護士試驗に合格した者、判檢事たる資格を有する者、帝國大學法律學科を卒業した者等に限られて居り、辯護士法に依つて一定の義務を負はされて居る。

辯證法（ベンショーホー）

辯證法（Dialektik）なる語は、本來論辯によつて事物を論證することを意味する。論辯とは必しも他人と議論を交ふることのみではなく、又思想家の心中に見出さるゝ幾多の意見を比較して、其間の矛盾を暴露し其關結を求むることを意味する。されどこの言葉の意味は、古代希臘のツエノン、詭辯學派、ソクラテース、プラトンを經て次第に變遷し、ヘーゲルにおいて全く獨特の新意義を有するに至つた。

ヘーゲルに依れば、一の思想は必ず其反對の思想を伏藏するものである。而して此伏在的思想が顯在的となるに及び、茲に矛盾せる兩思想の對立を來たす。此兩思想は更に高級なる一思想に依つて綜合せられ、かくして右の矛盾は解決されるに至るのである。然るに、此三の思想は、又その正反對の思想をば自己の內より生み出して新たなる綜合を促し、かくして更に高級なる思想に上進してゆくのである。卽ち思想發展の常道は、『正』―『反』―『合』の行程を經て發展し、此行程を踏んで思想は、次第に低級より高級へ進みゆくのである。ヘーゲルの辯證法は實に斯くの如き徑路に依つて思想を展開しゆくものであるが、然し此辯證法は單に論理的の意義を有するのみでなく、又形而上學的意義をも有してゐるのである。なぜならば、ヘーゲルに依れば絕對者は理性卽ち思想である。隨つて右に說く辯證法は單に人間思想の發展の徑路を示すに止らず、又宇宙思想の發展の徑路をも示すことになる。

ヘーゲルの一面を踏襲せる所謂ヘーゲル左黨なる一派は、ヘーゲルの辯證法中より右の形而上學的方面を廢棄し、『正』―『反』―『合』の行程を以つて專ら物質的發展の徑路を說明せんとするに至つた。此傾向はカール・マルクスに至つて、更に社會的發展の說明に應用せられ、その唯物史觀說（其項を見よ）、階級鬪爭說（其項を見よ）等の基礎をなすに至つた。例へば、經濟上の變遷に就て見るに、生產者が直接その生產機關を私有すると云ふ狀態（卽ち個人的私有）は資本制度の發達に依て一定せられ、生產機關は直接的勞働者の手から勞働せざる人の手に移轉すること、なつた。然

るに此資本制的私有は、更に自ら自己を否定して、今度は生產機關の共有に基く個人的所有を生ぜしむることゝなるのである。社會の發達に對するマルクスの見解は、徹頭徹尾かくの如き『否定の否定』に立脚するものであつて、彼の階級鬪爭論や革命主義は總て此處から出發してゐるのである。

ベンタム（ジェレミー）

ジェレミー・ベンタム（Jeremy Bentham）は一七四八年二月十五日倫敦に生れた。彼は功利主義の哲學者で、スミス、リカルド、及ミル父子等の思想に大なる影響を與へ、マルクスによつて、勞銀基金說の創始者と呼ばれ、またロバート・オーエンの事業に參加した。一八六〇年十三歲にしてオックスフォード大學に入り一八六八年バチェラー・オヴ・アーツとなり、二年の後更にマスター・オヴ・アーツの學位を得、リンカーン法學院に入り、一七七二年辯護士となつたが、その後廢業して專ら法律學、政治學を研究し、一七八五年露國に赴き、滯在三年の後歸國し、一度は健康のためにメキシコに渡らんとしたが、斷念して一八一四年フォード・アッベーに移り、一八三二年巴里に赴いたが、一八三二年六月六日、八十五歲にして、ウェストミンスターに死んだ。

ベラミー（エドワード）

エドワード・ベラミー（Edward Bellamy）は一八五〇年ボストンに生れた。其名著『回顧錄』を書いたのは一八八〇年であつた。同回顧錄は目下二十數ケ國語に飜譯されてゐることを以ても想像し得る如く、世界に於て最も讀まれたる書物の一である。日本に於ても數種の飜譯がある。彼は當時紐育イヴニング・ポスト紙會主筆であつたが、その思想は一種の國家社會主義であつた。然し彼はそれを國民主義と呼び、自ら國民黨を組織して政界に乘り出したが、この運動は失敗に畢つた。一八九〇年に歿す。

白耳義貨幣制度（ベルギーカヘーセード）

【概說】白耳義はその建國當時から政治上の援助者でもあり、且つ富有な國家であつた隣國佛蘭西の幣制を其のまゝに取り入れて自國の幣制としたのであつた。爾來白耳義の幣制は佛蘭西の幣制と相伴つて變遷し幣制上の難關に逢着する每に、此の兩國は扶け合つて來た。從つて今日でも白耳義は、佛蘭西が中心となつてゐる拉典貨幣同盟の參加國として佛蘭西同樣の跋行本位を採用してゐるのである。

【沿革】白耳義は和蘭の羈絆を脫して獨立すると同時に、從來行つてゐた和蘭の幣制を廢止し、佛蘭西の幣制をそのまゝ模倣する事とした。これは一八三二年七月の事であつた。然し白耳義がかくして採用した幣制は、佛蘭西そのまゝの複本位制であつたが爲めに、金銀價格が動搖し、その差異が生ずる每に、或は金貨が流出するといふ間隙を惹起し、それが爲めに受けた損害は、實に莫大なものであつた。その最も甚しかつたのは、一八四九年に北米合衆國に金鑛が發見された當時である。政府はこれによつて金價の低落する事を恐れ從來法貨として國內に流通せしめてゐた外國金貨、卽ち和蘭のナフロリン金貨と、佛蘭西鑄造の四十法、二十法の金貨との禁止を行つたのである。從つて、これを補充する爲めに多額の新銀貨を鑄造して、國內に流通せしめた。然るに白耳義鑄造のものと全く同一であり、白耳義に許されてゐた唯一の外國貨幣であつた佛蘭西の五法銀貨は金價の下落するに伴つて盛にその本國から排出されるに至り、滔々たる勢を以て白耳義に流れ込んだのであつた。その中には、粗惡なものや、磨損してゐたものなども交つてゐたので、グレシャムの法則は明白に行はれて、白耳義の良貨は次第に國外へと驅逐された。政府が驚いて、此の不利益な新鑄を停止した時には、最早回復

する事の出來ない損害を蒙つてゐたのであつた。斯の如き苦難を繰返す事は一再でなかつたので、政府でも民間でも、通貨救治策に就いて、熱心な研究が行はれるに至つたが、地理上、金單本位國、銀單本位國の間にゐる白耳義では、仲々通貨政策の效果が擧らなかつた。これは白耳義のみではなく、等しく佛蘭西の幣制に則つた瑞西、伊太利の兩國でも早くから此の通貨政策に惱まされてゐたので、一八六五年に至つて、此の四箇國では巴里に委員を派して通貨會議を開く事とした。これが拉典貨幣同盟の始りである。此の同盟會議に依つて、『各同盟國は他の三箇國の金貨を銀制限上流通せしめ、補助貨幣たる二法以下の小貨幣には一定の制限を附し、その範圍内に於いてのみ流通を認め、發行國は他の同盟國に對して金貨又は五法貨幣を以て引換へる義務を持つ』と云ふ條約が結ばれた。これに依つて小銀貨の國外流出は防がれたが、この條約たるや、元來複本位制の完全なる實施を目的とするものであるから、五法金貨を本位貨幣とし、その鑄造を自由にしたのであつた。然るに一八七〇年普佛戰爭が終結すると共に、獨逸は各聯邦の幣制を統一し、金單本位とする事にしたので、（然し中途で挫折したが）金の需要は忽ち增加し銀の供給增加と相俟つて金銀比價の激變を來らしめたので、白耳義、佛蘭西に向つては奔流の勢を以て獨逸の銀が流入し、從つて金貨はこれに伴ひ流出してしまつたのである。斯くして折角の條約も何等の效果をも奏せず、寧ろ反對の結果を招致したので、白耳義の官民の間では、複本位制の得失が盛に論議される事となり、遂には單本位論が國内を風靡するに至つた。政府も亦佛國の幣制にのみ信賴したる過ちを悟り、單本位論に耳を傾けるに至つたが、同盟條約が存在するのみならず、他の事情も亦單本位制の採用を許さないので、五法銀貨の鑄造を禁止し、二種の跛行制度とする事にしたのである。同盟各國に於いても、同樣なる難關に遭遇したので、一八七八年の同盟會議に於いて、五法の金貨及び銀貨の鑄造を停止する事を決議し、單本位に近き跛行本位制度を採用する事としたのである。現在白耳義に行はるゝのは即ちこの制度で、拉典貨幣同盟もそのまゝ今日へ引續いて來てゐるのである。

【現狀】 かくの如く白耳義の幣制は跛行本位制であるが、その基本單位は法で、一法は品質九百位の金貨・三二二五瓦か、或は銀五瓦として、參（サンチ）と呼ばれてゐる。現在流通する貨幣は左の通りである。

（1）金貨は二十法、十法、五法の三種で、五法金貨は品位九百位の金一・六一二九瓦の總量を有し、他はすべて之に準ずる。

（2）銀貨はまた（イ）五法銀貨、（ロ）補助銀貨の二種に分れる。（イ）五法銀貨は品位九百位總量二十五瓦である。但し一八七六年以來鑄造を禁止されてゐる。（ロ）補助銀貨は二法一法、五十三の三種があり、一法は品位八百三十五位で五瓦の總量を有する。他は之に準ずる。

（3）白銅貨二十三、十三、五十三の三種で品位は九百位。

（4）青銅貨二十三、十三の二種で、品位は白銅貨に等しい。

（5）兌換券は一千法、五百法、百法、五十法、二十法の五種で何れも白耳義國立銀行の發行する所である。

ベルン協約（――キョーヤク）
『國際勞働者保護法』を見よ。

美（ビ）
美とは如何なるものなるかを研究するのは美學の職分である。美は一方に於て現實美（即ち自然美、人事美、歷史美等）と藝術美とに

分れ、また一方に於ては優美、崇高美、悲壯美、滑稽美等に分類することが出來るが、最狹義に云ふときは優美を指すことになつてゐる。

美が眞と善と共に三位一體となすと云ふ思想は、東西いづれの所に於ても古くから認められる所であるが、美とは果して何ものぞと云ふ問題は未だ解決されざる問題である。始め美は善といふこと、眞といふことゝ分つべからざるものと考へられた。殊に美と善とは、『よし』といふ同一の言葉で言ひ現はされるのが常である。併し乍ら道德的にいふ『よし』と美的にいふ『よし』との善は、如何なる原始民族、自然民族の間にも認められるのである。眞と善と美とを區別せんとする最初の考へ方は、美とは何等の理由なしに直接に滿足を與ふるもの、善とは個人的又は社會的に與へられた所の規範に從ふもの、眞とは客觀的實在と考へられた或關係に該當する主觀的觀念を我々が有するといふことゝして區別せんとするのである。斯くの如く考ふる場合には、眞や善が一々意識的に實在や規範に關係せしめられるのと異り、美は直接に滿足を與へる故に、眞なりしもの、善なりしものが長期の經驗の後に美として感ぜられるに至ると云ふ學說が出づるのである。美は直覺的な眞若くは善の意識であると云ふ說のほか、美の特徵として數へらるゝものは、美の假象性、無關心性である。如何なることかと云ふに、美は善や眞と異り事物が實在するか否かと關係がなく、從つて吾人の實際的必要とは沒交涉であるといふことである。この學說に對しては議論が少なくないが、美と呼ばれるものが假象的であり、無關心的であり、又直觀的であることは何人も承認する所である。

美學（ビガク）
美學（Æsthetics）とは、自然、人生、藝術に現はれる美に就て研究する學問、即ち美に關する學問である。自然美、人事美、藝術美とはいかなるものか、いかなる內的及外的條件に基いて美と呼ばるゝ現象が生ずるかを考察し、心理學的、社會學的、哲學的に研究を進めることが美學の職分である。而して眞、善、美は吾人の精神活動の三大要素をなすものであるが故に、美學の精神科學界に於ける地位もまた重要といはなければならぬ。殊に近代に於ては、藝術の人生に對する意味が認められ、他の文化要素の間に重要視されるやうになつて、藝術を富然その研究の主要題目とすべきものとなつたのである。

美術（ビジュツ）
美の最も顯著な特質は、實際の世界に對立すること、換言すれば實際の世界を離脫したところにある。茲に實際的と云ふのは吾人の生命を維持發展せしむる經濟的、政治的其他の活動を指すのであつて、吾人はかゝる實際界の人たると同時に、他の一面には、實際的生活の爲めに拘束されない美の世界を有する。花月と親しみ、詩歌を賦し、音樂を愛するごときは、吾人の實際上の生活維持發展には何の關係もないことである。美は大別すれば天然美と人爲美となる。天然美は云ふ迄なもく花鳥山水の美を云ひ、人爲的の美とは人爲によつて作出された美の謂であつて、詩歌、音樂等が之に屬し、總括して藝術と云ふのである。然らば藝術とは何ぞやと云ふ問題に至つては紛々たる議論の存するところで、茲に手を着ける譯には行かない。たゞ注意すべきことは、藝術なるものは（廣くは美をも引き括めて）凡て感覺の上に成立すると云ふことである。換言すれば美の一特質は具體性にあり從つて藝術なるものは感覺を離れては存在しないと云ふことである。かく云へばとて藝術はこの精神的、抽象的方面を含まないのではつたのである。

ない。ただ哲學や科學は深遠微妙な思想感情を分析綜合して、論理的抽象的に取扱ふに反し、藝術は飽くまで之を感覺の內に、又は感覺を通して顯現すると云ふ相異があるのである。感覺は心理學上高級感覺と下級感覺とに大別される。視、聽二覺は前者に屬し、味、嗅、觸其他の感覺は後者に屬する。高級感覺は下級感覺に比して(一)外界を識別することが鋭敏で且つ明細なこと、(二)再生作用(記憶、聯想想像等の諸作用が)鋭敏で自由なこと、(三)生の實際上の目的以外に作用する餘力を存すること等の長所がある。是等の長所があるが爲めに視聽兩感覺は藝術上に重要な意義を有し藝術は主として此兩感覺の上に成立するのである。この點よりして藝術は次の如く分類することが出來る。

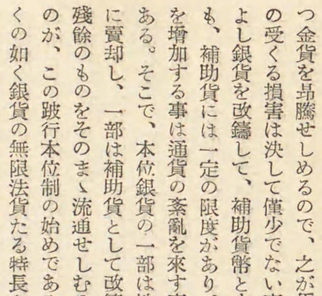

右の表の視覺的藝術とは視覺に訴ふる藝術のことであつて、美術と云ふのは即ちこれである。而して視覺上の現象は色彩と形とに外ならぬものであるから、美術とは、要するに、色或は形を手段として美感を惹起する藝術であると解し得るのである。尙ほ表中に工業美術と云ふのは、實際上の生活に多少とも目的を有してゐる物品が裝飾せられるものであつて、應用美術とも云はれ、建築、繪畫、彫塑を總括して純正美術と云ふのと對立するのである。

備荒（ビコー）

備荒とは凶年に際し、その災害を可及的に防備するため、事前にこれに對する政策を施す事をいふ。例へば農桑事業を奬勵したり、植林政策を施したり、屯倉、不動倉、常平倉等の如き種々の倉儲を豐富にしたり奢侈浮薄を戒しめて貯蓄をなさしむるが如きは、これ悉く備荒と稱するものである。資本主義以前の封建時代には何れの國にも此種の思想と政策とが見られる。我國の備荒は思想を支那に學んだ(『荒政』參照)。

跛行本位（ビッコウーホンイ）

【槪說】跛行本位とは、北米合衆國及び拉典貨幣同盟參加國に於いて、行はれてゐるもので、金貨と銀貨とに等しく無制限な支拂の效力を與へ、無限法貨たらしめてゐる點に於いて複本位制と類似してゐるが、銀貨に對しては金貨の如く自由な鑄造を許さず、一定の制限を加へてゐる所の一貨幣制度である。この制度の下に於いては、銀貨の鑄造が制限されてゐる結果、恰も金單本位制の下に於ける補助貨と同樣、銀貨はその實質以上の價格で流通してゐるが、而も金單本位と異つて、銀貨は單なる補助貨である計りでなく、また本位貨幣たる特權を有してゐるのである。銀貨を本位貨幣たらしめてゐる點に於て、この制度は又金爲替本位制とも一致してゐる。金爲替本位が主として經濟的發達の幼稚な處に行はれ、金貨はたゞ標準貨幣として存在し、實際には通用されてゐないのに反して、跛行本位は、經濟上の發達の進んだ國に於いて採用され、その流通する銀貨は主として金貨であり金單本位制を採る事の出來ぬ事情の爲めに、止むなく銀貨の本位貨幣たる事を許してゐるものである。

【發生】社會の經濟狀態が、發達するに從つて、貨幣の流通は次第に頻繁となり、社會の銀貨に對する要求は、容積に比して價値の小なるものより、また次第に大なるものへと推移して來るのである。斯くて貨幣制度は、複本位制より金本位制へ、銀本位制より金本位

制へと變遷して來たが、複本位制乃至は銀本位制より金本位制に變更する場合には、從來本位貨幣であつた銀貨を廢止して、之を地金銀市場に賣り出さねばならぬ。然るにこの銀貨の賣り出しは、銀價を著しく低落せしめ、且つ金貨を昂騰せしめるので、之が爲めに國庫の受くる損害は決して僅少でない事となる。よし銀貨を改鑄して、補助貨幣とするにしても、補助貨には一定の限度があり、濫りに之を增加する事は通貨の紊亂を來す事が明かである。そこで、本位銀貨の一部は地金銀市場に賣却し、一部は補助貨として改鑄した上、殘餘のものをそのまゝ流通せしむるに至つたのが、この跛行本位制の始めである。然しかくの如く銀貨の無限法貨たる特長を、そのまま存續せしむるのみならず、且つ自由鑄造をも許すならば、再び複本位制の昔に歸る恐れがあるので、現在行はるゝ如く銀本位貨の鑄造は嚴重に制限したのである。それ故にこの制度の發生は極めて近代の事であり、複本位制又は銀單本位制を離脫し、金單本位制に達せんとする、經濟的發達の進んだ國家に於いて、金單本位制採用に伴ふ損失を避けんが爲めに行はれるものである。(沿革及び實例は『米國貨幣制度』『白耳義貨幣制度』『佛蘭西貨幣制度』『伊太利貨幣制度』『瑞西貨幣制度』『英吉利貨幣制度』參照)

【得失】金單本位制の採用に伴ふ銀價の低落と、金價の騰貴とに依る政府の損失を防ぐ爲に生じたこの跛行本位制度は、金銀價格の激變に依る經濟界の動搖と、政府の損害とを防ぐ消極的利益計りでなく、また實に小價値の貨幣を有效に流通せしめる利益がある。貨幣は元來交換の媒介者であるから、實質價値が如何なるものであらうとも、交換の圓滑を計る事が出來れば事は足りるのである。實質價値がその名目價格の半ばにも及ばぬ場合は、佛蘭西その他に於いて常に見る所であるが、而も名目價値丈けの職分を盡してゐるのは確かにこの制度の一特徵といふ事が出來る。然し乍らかくの如き特徵は、その運用が巧みに行はれてゐる場合にのみ表はれるので、一と度び均衡がやぶれ、銀貨の供給が過多となつた場合には、その價値は著しく低落し金貨との間に比準の相異を來し、通貨の紊亂を釀らすのである。而も私鑄を盛んにし流通不便なる銀貨を、夥しく通用せしめる虞のある事は、この制度の最も甚だしい缺點である。銀貨はかつて自由鑄造を許されてゐた事のあるもので、今日これが禁止されてゐるにしても仲々容易に絕滅する事が出來ない。而も實質價値の二倍以上で流通する銀貨を私鑄する事は、莫大な利益を收め得るものであるから、其取締宜しきを得ない時には、恐る可き通貨の紊亂が生ずる事を避ける事が出來ないのである。——要するに此制度は完全なる貨幣制度ではなく、一個の過渡的制度として、功罪相半ばするものと言ふ外はない。

ビスマルク（オットー・エドワード レオポルド）

ビスマルク(Bismark Otto Edward Leopold)は一八一五年四月一日獨逸ポンメルンの由緒ある家に生れ、初め伯林で教育を受け、一八三二年ゲッチンゲン大學に入つて法律を修むること二年、再び伯林に歸つて一八三五年國家試驗に及第し、同三七年行政官に任官したが元來外交官となる望みを有したので、翌年一年志願兵として兵役に服したのを機として鄕里に退いた。後再び中央に出で、一八四七年及び四九年の兩度伯林の聯合議會に議員として列席し頗る保守的な思想を代表し、一八五〇年エルフルト會議には、プロイセンを聯邦議會の下に立たせるに忍びずとて合併運動に反對し、一八五八年以來プロイセンの代表者として、フランクフルト聯合會議に列席し、駐在八年、大に外交手腕を發揮し、普墺の均

勢を承認せしめんとして果たさなかつたのに憤慨し、プロイセンを盟主とする小獨逸主義を抱懐するに至つた。一八五九年駐露大使となり、一八六二年駐佛大使に轉じたが、間もなく召還されて一躍樞密院議長となり、外務大臣を兼ね、一八六五年伯爵となり、一八六七年プロイセン首相となつた。この時代前後十年間程は所謂帝國統一の時代であつて、佛、伊と結んで墺太利と戰ひ、北獨逸同盟の首相となり、普佛戰爭に戰利を獲、一八七一年南獨逸諸國を併せて遂に獨逸帝國を統一し、其宰相となり、公爵を授けられた。翌年一たび樞密院議長を辭したが程なく復職し一八七八年プロイセン王國の商務大臣を兼ね皇帝の信任類る厚かつたが、一八八九年皇帝が崩御するや忽ち變化が來り、新帝ウヰルヘルムと意見合はずして退隱した。ラウェンブルヒ侯に封ぜられ、翌年帝國議會の議員に選ばれたが一度も出席せず、一八九八年七月三十日八十三歲で死んだ。

ビスマルクは國家は單に平和維持てふ消極的意味を有するに止まらず、社會の福利を增進する爲に、個人の行爲に對し場合によつては大に干渉すべきものと認めた。彼はフェルヂナンド・ラッサレに對して相當の理解をも有し、勞働者に對してかなりの同情を有した。

一八四九年には工場工業の壓迫より救はんために手工業者の組合を復興させ、時勢に適せざるを見るや更に近世的干渉に歩を進め一八六三年には勞働問題調査及び結社法討議の爲めに委員會を組織し、一八六五年には、シュレジーンの職工團體に、英國式の生産組合を組織せしめた。かくて一方に勃興し來つた社會主義は、彼の社會政策や、シュルツェ・デーリッチ等の産業組合に顧慮する所なく、漸年勢力强大となり、一八七七年には、社會黨の代議士は數に於て、十四政黨中第五位を占むることとなつた。而して、ビスマルクは是に對して格別目に見えた干渉もなさなかつたが一八七八年ウヰルヘルム老帝に對して、二回まで暗殺が企てられるや、之を社會黨の責に歸し、彼等を撲滅する目的を以て同年社會黨鎭壓令を發布した。然し乍ら一方にかゝる强壓手段を振りかざすと同時に、彼れは熱心に社會政策を行ひ、兩々相俟つて難局を救はんと試みた(『社會主義鎭壓策』參照)。

ビスマルクの社會政策の施設に努めたうちで、最も注意を傾けたのは、勞働保險であつた。雇傭者責任法よりも、工場法よりも、疾病、變疾、傷害、老朽等の場合に勞働者の收得を確保することを優れりとし、この目的のために、統一的勞働保險制度を確立し、經費は國家、雇主、勞働者の分擔とし、國營をもつて强制的に行ふことを提議した。提議の全部は採用せらるるに至らなかつたが、一八八二年、勞働者が三分二、雇主が殘部を負擔する相互責任主義に基く私營の强制疾病保險制度が議會を通過し、次ぎに傷害保險は一八八二年疾病保險と共に議會に提出され否決となつたが、ビスマルクは一八八四年、雇主をして强制的に『鑛業組合資金部』『建築業組合疾病資金部』『地方疾病資金部』『都市疾病保險』のうち何れか一つに加入せしめて保險掛金の全部を負擔せしめ、勞働者の傷害に對して保險金を支拂ふの案を提出して通過を見、一八八五年より施行された。この保險は疾病保險に連絡し、疾病給與十四日以後は傷害保險に引繼がれる組織であつた。その適用範圍は、工場勞働者階級の全部、小官吏並に陸海軍に從事する者、農業勞働者、商業使用人、公私事務員等を包含してゐた。最後に老衰保險は夙くよりビスマルクの企てゐた所であるが、一八八九年に、製造業職工、日傭勞働者、家僕、書記、助手、徒弟及び年所得二千馬克以下の小官吏、船員、獨立小經營者を義務加入者とし、雇主と勞働者とに保險掛金を分擔せしめ、政府より年金に補給を添ふる案を議會に提出し通過した。

暴動（ボードー）

【意義】 暴動とは政治的、社會的、經濟的、宗教的其他の抑壓迫害に對する反抗運動であつて、民衆が兇器暴力等を以て暴行に出でた場合をいふ。而してその特質とすべきは個人もしくは數人の暴行を指すものではなく、一種の組織を有する多衆の暴行を意味する。大正七年八月に於ける米騷動の如きは、その代表的なる一例である。

【原因】 暴動は必らず原因を有するものである。原因と目的とを有せざる暴動といふものは、決してあり得ない。醉つた機嫌でやり出す暴動にした所で、必ず鬱積した潛在目的を伴なつてゐる。而してその原因を類別すれば次の六種と見ることが出來る。

(1)飢餓の暴動　暴動の最も直接的な原因をなすものは、飢餓の力が最も有力である。佛蘭西革命に於ても飢餓が直接原因であり、大正七年八月の米騷動の如きも、亦飢餓がその直接的な動機であつた。然し飢餓に由る暴動とはいふものの、飢餓其者よりも、何らかの不正手段によつて飢餓を招いた時に勃發する方が多い。古來の百姓一揆の跡を見れば、その點は殊に分明である。

(2)政治的暴動　政治より起るものには、積極的なものと消極的なものとの二種がある。積極的なものは民族暴動とも稱すべきもので、支那の義和團事件の如きがそれであり、消極的なものは各國の奴隸解放の暴動の如きがそれである。

(3)經濟的暴動　經濟的暴動にものと消極的なものとの二種がある。積極的なものはストライキ等に伴ふそれである。ストライキは必ずしも暴動を伴ふものでは勿論ないが、運動團體その物が組織體として完成されてゐなかつた場合、よく暴動を隨伴するものである。最近に頻發するストライキ騷きの如きは、大抵多少なりとも暴動を伴つて來た。また消極的なる暴動とは、新しき生産器具等が發明された時に起るもので、自己の職業の範圍を侵された勞働者が、暴動を起して器械に突擊するといふ事が、殆ど無數にあつた。一例すればアークライトの紡績器械發明に際しては、かの有名なるルダイト暴動を惹起した如きものである。

(4)教育方面における暴動　教育制度から起る暴動は、日本の如き國情に於ては殆ど見出し得ない。學校ストライキが暴動と化した早稻田騷動の如きもあるが、それは教育制度に發したものではない。然し外國にあつては、この教育制度に對する暴動は屢々繰り返されてゐる。たゞこれは日本名物の學校騷動とは面目を異にしたものである。

(5)宗教的暴動　宗教上の軋轢、もしくは宗教的迫害の結果が、暴動を惹起した例は東西古今に珍しくない。ローマ時代のメシア暴動は遂に帝國を滅ぼし、基督教の傳播、佛教の傳來等は、幾多の流血事を見せてゐる。政治的暴動に次いで最もその數の多かつたのは、何といつても宗教的暴動であつた。

(6)反社會性の暴動　犯罪者が獄内で暴動を起す如きは、これは反社會的の暴動と見る事が出來る。日本の如きはこの種の暴動の數は稀であるが、米國其他に於ては囚徒が群集の力を以て破獄を企てるが如き事例が、決して少なくはない。殊に社會それ自身が薄弱な司法力によつて執政されてゐる時は、殊にこの種の反社會性を帶びた暴動が多い。古來革命と監獄暴動とは不可分のものであつた。

【心理的特性】 暴動に現はれた心理的特性には種々あるが、これを大別すれば、左の十種

に分類する事が出來る。

(1)歡喜性　暴動には必ず歡喜性を伴ふ。暴動に際しての群衆は、決して養俠的にそれに參加するのではなく面白くてさうするといふべきである。米騷動に現はれた群衆は、自分の家の燒け落ちるといふ騷ぎにも萬歲！の叫びを擧げてゐる。

(2)表示性　群衆は、言語による思想の傳達が不完全なるものである事を知つてゐる。それ故にビラ、指物、廣告等の文字によつて思想の統一を計らうとする。『資本家を倒せ』『閥族を討滅せよ』といふが如きは、その代表的なものである。この政策を最も有效に利用したものはレニンであつた。暴動に際して紛々として流布される流言蜚語を統一するには、これが最も大事である。蓋し暴動は一個の意志表示であり、然も行動に移した意志表示である。

(3)狂氣性　暴動は盲目的だとよくいふが、暴動は最初の標語に目的を失なつて、ヒステリー狀態に陷るのが通常である。それは暴動の盲目性を辭明すべき有力なる證據であるが、一旦暴動がヒステリー狀態に陷れば思はざる人間が、思はざる突飛な事をやり出すが例である。その狀態は發狂狀態に置かれたものの如くになる。憲政擁護運動の際無學の四十女が演說して捕へられた如きは、その代表的なものと見る事が出來やう。暴動に狂氣性を附與する他の條件としては酒精である。景氣をつけると稱して醉を借りた結果、暴動の發狂性は增大して行くのが常である。

(4)極端性　暴動は極端が必ず勝利を占むるものである。思想に於ても、行動に於ても、暴動に際して中庸は決して勝利を占めた例はなかつた。暴民にも思想目的は元よりあるが、これを意志表示に移して暴行の形式を採ると、それまで思想によつて曳ずられてゐた行動は却つて思想を隨伴して進むやうになる。ロシア革命の跡を檢覈してもロッヂアンコよりケレンスキーへ、ケレンスキーよりレニンへと、つまり最極端の頂點まで突進してしまふのである。茲に暴動の極端性を窺ふ事が出來る。

(5)組織性　暴動は抑壓迫害に對する反逆が主因となつて現はれるから、どうしても强力意志が加はることになる。而して强力意志の目的は破壞である。然しそれを成し遂げるためには、どうしても一種の組織を必要として來る。茲に生ずるのはピケチング(守衞制定)であり、暴動が起されれば警察權以外の警察—即ちピケチングが現はれて來るやうになる。一九〇五年のロシア憲法革命には數ケ月間鐵山地方に於ける勞働者が代理知事を勤めた實例、大鹽平八郎の暴動に際して、暴民が米屋を襲擊しても、決して米を盜み出さなかつた實例の如きは、よく暴動の組織性を證明するものである。民衆は組織されたる一個の良心を持つものと見て好い。

(6)殘忍性　暴動が發狂性を帶びて來ると、どうしても殘忍性を增して來る。斯くしてキエフ虐殺、セント・バルトロミオの虐殺等の如き非道なる殘忍性が働らいて來る。更に佛蘭西革命は、溺殺　ギロチン等を以て人命を絕つたのは勿論のこと、少女を姦し、幼兒を突き殺し、あらゆる殘忍性を發揮した。かくて佛蘭西革命は歷史家の記述によれば、百萬の人命を屠殺したといふ。一九一八年のロシア革命も亦然りであつた。

(7)速急性　暴動は迅風の如く來たり去るものである。尤も組織ある暴動は永曳くこともあるが、一般の暴動は速急性を有する。それは暴動が永續すれば恐怖時代が出現し、暴動が民衆に飽かれるといふ政略からも來てゐるが、暴動それ自らの特質として、加速度的なる速急性を有するものである。

(8)迷信性　時代が變調を來たすと、いつの時代でも迷信が殖えて來るがこの理法は暴動に際して殊に甚だしい。これは暴動に際して民衆が理性批判を失ひ、一種異樣な偶像を造り上げる。クロムウェルの亂の時に幾多の豫言者が輩出し、佛蘭西革命には民衆が多神教に走り、露西亞革命も亦邪教的雰圍氣を形成してゐる。暴行の取付騷ぎに際して行はれる誣言の如きも、この心理の一應用と見て好い。

(9)傳播性と回歸性　暴動には必ず傳播性と回歸性とが伴ふものである。富山縣滑川に起された米騷動の如きは、僅々一ケ月に滿たざる間に、三府三十八縣に傳播してゐる。ストライキの同情罷工といふが如きは、この傳播性を敎理化したものに過ぎない。百姓一揆、革命等、一として暴動に傳播性を有せざるものはない。暴動は斯くの如く傳播性を有すると共に、また他面に於て一種の回歸性を有する。日露戰爭後に於ける日比谷公園の騷擾は、日本に於ける示威運動の皮切りとなつたものであるが、以後事件さへあれば日比谷公園が其中心となつてゐる。これなどは暴動の回歸性を說明し得べき證據であらう。

(10)群衆性　暴動は群衆の後援がなければ起り得るものでない。從つて暴動は都會に起り易く、田舍に起り難い。從つて群衆を背景とするために現在では暴動は勞働階級及び□□□級から起され易いことになる。而して暴動が□□□□□□□□、□□□□□□□□同樣の結果を收める。斯くして巴里暴動は佛蘭西革命となりペトログラード暴動は露西亞革命となつた。

貿易權衡說(ボーエキケンコーセツ)

貿易權衡說とは、一六二三年伊太利のアントニオ・セラが始めて唱導した學說であるが、マーカンチリズムの貿易論の精神を、そのまゝ繼承し整理したもので、要するに、輸出價格を輸入價格に超過せしめれば、超過價格だけ金銀の輸入となつて、國富を增進せしむる事が出來ると言ふのである。然し、一國の貿易額のみによりて、財の出入が決定されると考へ、また貿易を以て正確に其國の金銀の出入を示すものであると云ふ貿易權衡說の前提は全く誤れるものであつて、よし貿易なるものが、其國の一切の財の出入を表現するものだとしても、輸出と輸入の價格は算定の標準を異にしてゐるので、貿易の差額を以て財の出入の差額だと云ふ事は出來ず、又金銀出入の原因は貿易差額のみによる者でない故に、貿易差額が金銀出入を決すると言ふのは、聊か無謀なる獨斷だと言はねばならぬ。

それ故、この說に對しては、其後諸國の學者からしきりに反駁が起り、貿易の差額と云ふ有形の輸出入のみならず、無形の輸出入、即ち國際債務の如きものをも計算し、且つ貿易統計を完全ならしめ、更に貿易以外の原因に依る金銀の出入をも加算しなければ、國際間の經濟上の一切の差額を知る事が出來ぬとの修正說が出た。殊にアダム・スミス以下の正統派經濟學者に至つては、全く此說を否定し、且つ貿易權衡說の中核たるマーカンチリズム的思想に對して、根柢より之を破壞せんとの試みをさへ敢てした。然し國民經濟の發達するに伴れて、信用取引は進み僅少なる正貨に立脚する信用貨幣が流通するに至つたので、金銀貨は更に重要の地位を有する事となり、今日の學者間には、この貿易權衡說、殊に修正されたる貿易權衡說には重大の意義ありと爲す者が多くなつた。

ボイコット

【概說】　一八八〇年の事であつた。ボイコットと呼ぶアイルランドの農場管理者が、その小作人に對して、常に苛酷な處置をとつてゐたので、バァネルと云ふ者が、之に憤慨するあまり世人の同情に訴へて、爾今一切ボイコ

ットとは取引乃至交際の關係を絶つと云ふ同盟を造つた。これがボイコットの起源であつて、これ以來人を排斥する爲めに、その商品の購買、卽ち取引を絶つ同盟をボイコットと呼ぶに至つた。非賣同盟とはこの事である。然るにこのボイコットは、排斥される者に對して非常なる打擊を與へ得るのであるから一農場管理者ボイコットは、かくの如き同盟を造られた結果、遂に其地を去つて終つた程である—約三十年以前から階級鬪爭の一戰術として、歐米の勞働階級の間にも採用されるに至つた。現在では『日貨排斥』と言ふが如く、或る國家又は團體を排斥する爲めに行はるゝ場合と、勞働運動の戰術として行はるゝ場合とが最も多い。勞働爭議の戰術として行はるゝものには、また組合標章がある。これは勞働組合に屬する勞働者が製造したものには、一定の標章をつけて、この標章なき商品は購入しないといふ方法である（『ユニオン・レベル』參照）。

【効果】 ボイコットには、直接排斥す可き者、卽ち勞働階級の戰術として用ひられる場合には、直接の使用に反對して行はれる場合と、これ等の排斥さるゝ者と取引關係などのある第三者とを、同時に排斥する場合とがある。

これは、その時の事情によつて、前の方法のみでは十分に目的を達する事の出來ぬ場合に行はれるもので、例へば新聞に對してボイコットを行ふ場合に、新聞を排斥する丈けで十分に目的が達せられないならば、その新聞の廣告者に對してもボイコットを行ふと言ふが如きがそれである。斯の如きボイコットが行はるゝならば、排斥さるゝ者は實に甚大な打擊を受けなければならない。殊にそれが勞働階級の日常必需品について行はれるならば、ボイコットの繼續中のみならず、其停止後に至つても長く影響が續くのである。それは一度ボイコットが行はれると、引續いて他の生產者のものを購入する習慣が生ずるからで、その爲にこの武器は更に偉大な效果を現し得るのである。斯の如く有效な排斥方法が容易に行はれないと云ふのは打擊を與へる事が甚しいと共に、また實行者自身にも非常な不便と困難とを齎すからである。生活上の必需品を排斥するとなれば、勢ひ他に之が代用物を求めねばならぬ事となり代用物の供給は非常に困難になつて來るのみならず、價格も亦從つて騰貴して來る。ボイコットの實行者はそれが爲めに高價な代用品を購入して必要を充たさねばならなくなり、少からぬ損失を覺悟しなければならないからである。

【實例】 人種的反感などの爲めに、他の國家の製品を排斥することは、吾々のよく耳にする所である。支那に於ける米貨排斥、日貨排斥と云ふが如きは、何れもこのボイコットの大なるもので、地方的、人種的に同盟を造り他國の製造品の購買を絶つのである。この人種的ボイコットは、何等かの事情によつて、他の人種、他の國家に對して反感を抱くに至るならば、反感の猛烈になると共に、この方法によつて反對を表明する事は、最も簡易なる方法として屢々行はれてゐる。斯くの如き場合には、一都市乃至一地方に於ける人種的感情が、忽ちにして一致し得るので、ボイコットは比較的容易に行はれ、其效果も少くないのである。然るに資本家に對する戰鬪として行はれる場合には、戰鬪の當事者たる組合員のみでは、十分に其效果を擧げる事が出來ず、他の勞働者の同情を喚起しなければ行はれ得ないので仲々困難なやうである。これを勞働爭議の爲めに、最も多く用ひてゐるのは北米合衆國、獨逸等の勞働者であるが、獨逸では主として麥酒釀造業、麵麭燒業、仕立業、製靴業、煙草業等の勞働者間に於て次の順序を以て行はれてゐる。先づ一地方の職工組合全

部の決議を經、且つ多くの場合には、勞働黨などの政黨と交涉して其贊成を求め、愈々ボイコットが成立すれば、その成立を告知し、之が執行に伴ふ費用を悉く發企者たる組合が負擔し、勞働者に不便を感ぜしめない爲めに、同盟に關係のない製造者からの物品の供給に注意して、組合員乃至はその關係者に非賣の義務を固く負はしめるのである。これに對する法律上の取締は、獨逸に於いても北米に於いても、猶甚だ緩漫である。獨逸ではボイコットの宣言、監視、通告等は違法と認められず、たゞ公衆を煽動する場合にのみ、損害賠償の責任を負はされることゝなつてゐる。蓋し自由主義に立脚する資本制度の下では、商品の賣買は當然自由であるから、之を禁ずるの理由がなく、よしボイコットを禁ずる法令を造つても、結局何等の效果もないからである。然し他人の信用を傷け、公然他人を誹謗する事は何れの場合にも許されてゐないことであるから、ボイコットの場合に制裁を加へられることも、亦當然の勢である。米國ではボイコットを禁じてゐる州もあるが、これとて偉力のあるものではない。結局何等の制裁も加へてゐない處と、事實に於て異らない。ボイコットを禁ず可きか否かといふ事は、屢

問題とされてゐるが、實際に行はれてこそ有力なる排斥方法ともなれ、種々困難なる事實に妨げられて、徹底的にボイコットが行はれると云ふ事は、稀にのみ見られる所だから、之を制裁する爲めに、特別の法律を造るまでもないと言ふのが、今日普通に行はれる意見である。

母系（ボケー）

生物學的推論と事實上の考證とによつて、歷史上プロミスクィテートの時代は否定されてゐるが、（『母權』參照）然らばその時代に、婚姻關係は如何に行はれてゐたか。勿論、その當時に於ては、今日の文明社會に見るが如き婚姻はなく、從つて、それに出發した家族制度もことなつてゐた。卽ち原始時代の家族制度は、今日の如き小家族制ではなく、單に兩親とその子女のみならず、その配偶者、兄弟、姉妹及びその配偶者、並にその子孫數代の血族者を含む所の大家族制であつた。この家族制度を支持してゐる時代に於ては、勞力として重用なる女子を、夫の家に行かしめることは、生家に取つて經濟上の損失が重大である爲めに、夫が妻の家に通ふといふ習慣を取つてゐた。經濟生活の幼稚な時代にあつては妻が永く生家に止まつて、夫がこれに通ふといふことはあり得べき事であり、且つ又事實上にも立證されてゐる所である。この事實は上古日本に於ても多く存してゐな。ただこれに就て問題となる事は婚姻の結果として生れた生子に關してである。然し生子は常に母の生家に止るのが習慣であつた。母方の生家に止まる結果、母方の姓氏を繼ぎ、母方の生家に屬する者として成育されてゐたのである。これを稱して母系といふ。然しこの時代に於ても生子に對して家系の支配權は確立されてゐなかつたのである。勿論生子が母方の家族として養育されてゐる關係上生子の父の權力は及ぶ筈はなかつた。其の生子は母方の家（大家族）の家父權によつて、支配されてゐたのである。この意味に於て、子が母の系統により尋ねられた時代、卽ち母系時代は存在してゐたけれども、母權は確立されてゐなかつた。從つて母系は必ずしも母權を伴なふとは限らなかつたのである。

母權（ボケン）

現在の家族制度の下に於ては、家族の支配者は家父であつて、家族の全員はその父權に服從するものである。この狀態は原始時代以來引續いて來たものであるとは、數十年以前までは一般的に信ぜられてゐた。然し婚姻に關

する歴史が研究され、現存せる原始氏族制が分明するに及び、從來の父權に對して母權說が現はれるやうになつた。この說によれば、一家が父權の支配の下に立つが如きは、全く一定文化の所産であつて、その支配が生ずる前に、必ず母權支配があつたと推論し得る。此假說の生ずる所以は、最原始の人類は、男女の關係が獸類と同樣の時代があつたと假定する所から出發してゐる。卽ちその時代に於ては人類には如何なる形式に於ても、婚姻といふ事實が存在せずして、禽獸と同樣の性慾生活をなしてゐたといふのである。然し、この假定に示さるゝが如き狀態に男女關係が置かれてゐたとすれば、生物學上、人類は夙に絕滅に歸してゐなければならなかつた筈である。從つて生物學上の純理論から推す時は、事實に於て斯くの如き時代はあり得なかつたと云ふ結論に達せざるを得ぬ。其上、現在に至る迄、その時代の存在を示すべき確實なる證據を提示し得ないので、斯くの如き假說は、學理的にも事實的にもなかつたといふ事に大體決してゐる。從つて又この假說を基礎として立論されたる母權なるものは、理論的及び事實的にもあり得なかつたといふ事になつてゐる。母權の理論的基礎は、原始人類が確定の夫婦關係を有しなかつた故に、生子に對する母の存在は明瞭であるが、父は常に不確實なるを免れなかつた筈である。故に親子の關係は、母方の系統を追ふ事によつてのみ尋ね得べきものであり、從つて男子は子を有つことが出來なかつたと見る事が出來やう。この時代に於ては、男子が子を有ち得ないのであるから父權のあるべき筈もなく、全ての子は母に屬すべきものであり、從つてまた母の支配下に置かれてゐたものである。斯くの如く家族制度の發達を歷史的に見て、婚姻關係に先ち、卽ち父權確立に先ち、この母權時代が存在せざるを得ないと推論するのである。然し生物學上からも、考古學上からも、人類の歷史に夫婦關係のなき時代（これをプロミスクィテート（promiscuity）といふ）が存在し得ないと觀ずべきであるならば、このプロミスクィテートの假說に建てられた母權の主張も、當然に潰滅せざるを得ない筈である。この母權の說はプロミスクィテートの行はれてゐた證明にはならない。

墨銀（ボクギン）

墨西哥は甚だ豐富な銀鑛を有する國で、一四九三年から一九〇〇年までの約五百年間に於いては、世界銀產額の三割七分五厘を占めてゐた程である。この多額の墨西哥銀は一五三五年墨國政府が造幣局を確立し、銀貨を鑄造する事となつてから、一種の重要產物として外國に輸出され、南北亞米利加、比律賓、佛領印度支那、支那等の廣大な範圍内に流通しその輸出額は今までに約三十億内外に及んでゐる程であるから、一時は全く世界的貨幣たるかの觀を呈してゐた。この銀貨を墨銀と呼ぶのである。然し乍ら、斯くの如く旺盛を極めた流通も、外國政府が次第に貨幣の獨立を計るに至つて、漸次その勢力範圍を狹められ、今では海峽植民地及び佛領印度等に於いても殆んどその影を沒し、たゞ支那に於いてのみ流通してゐる。それは、支那に於いては銀產額が少なく、銀貨に對する需要が極めて盛なるが故である。且つ支那市場には各國の銀貨が混淆として流通してゐるが、墨銀の品質はそれらのものの中で、最も卓越してゐるので、現在でも猶最も樞要なる貨幣として流通してゐるのである。然し乍ら支那も漸次幣制の統

一を企てゝゐるので、墨銀が支那に於ける地位を失ふ事も、遠い將來の事ではないであらう。

ボリシェキーキ

【意義】 ボリシェキーキ（Polishewiki）とは單に語義的にいへば『多數派』の意味である。卽ち露西亞に於ける『多く』（Bolishoi）の比較級形容詞たる（Bolishshi）を名詞に替へ、而してこれを複數となしたるものである。英語に於ける（majority）は正しくその言葉に該當するもので、單純に『多數』といふ意味以外に何物をも含んでゐない。これが政治的社會的に重要な意味を持つやうになつたのは、一九〇六年ストックホルムに第三回の露國社會民主黨大會が開催された時、運動政策に關する意見の相違から、プレハノフ派とレニン派との二派に分裂した。その時レニンを頭目とする過激分子が多數を占めたので、それを普通にボリシェキーキと呼ぶやうになつた。故に嚴密な意味に於ては『露西亞社會民主勞働黨多數派』といふ如きで、露西亞の一政黨の名稱である。然しその分離當時は、假令露西亞人にしても特別なる興味を社會運動に注いでゐた者ゝ外、餘りに一般的に理解されてゐなかつた。所が世界大戰が開始されて以來、此語の意義は著しく擴大され、嚴密の意味に於けるボリシェキーキ黨員のみでなく、極左黨とか過激論者とかに對しては、一切これをボリシェキーキと總稱するやうな傾向を示して來た。現在的意味に於けるボリシェキーキはロッキー一派の勞兵會、マルトフ一派の國際主義論者や、チェルノフ一派（Zensitwa）等を糾合したる一大勢力を指してゐる。新聞記者に依つて輸入されたボリシェキーキは所謂『過激派』であつて、今日一般的にはこの通稱を以て呼ばれてゐる。蓋しボリシェキーキの思想が急進過激であつて、其の紙の如きも之れを Russian extremists もしくは radicalists と呼んでゐる如く、その直譯的命名であつたらしい。然しボリシェキーキの本來的な意義は、決してそれらの意味を含んではをらない。

【沿革】 露國は元來農業國といはれるだけあつて、近世的大農業組織を採用したのは、十九世紀の中葉、卽ち農奴解放令が發布された以後の事に屬する。外資の流入、政府の保護政策、鐵道網の普及等と相俟つて、昨日の農奴制度の國が一躍して大資本主義國と轉化した。この急激突變的なる轉化は、やがて社會主義的思想を培養する礎地ともなつた。然し當時に於ける露西亞の社會事情は一方に於てはこの資本主義的生產を採用すると共に、他方に於ては中世紀時代の農村經濟の遺風を傳へ、眞に雜然混沌たる有樣であつた。この基礎に立脚したる社會主義思想とても西歐諸國のそれと異なれる露西亞獨特のものであつた事は當然である。彼の虛無主義、恐怖主義、無政府主義の如き一派があるかと思へば、また官許社會主義、警視廳社會主義などと稱する矛盾的な一派も存在してゐた。これに對する政府の防遏壓迫も亦露西亞獨特のもので、シベリア氷原に悲風慘雨の憂を見る者、斷頭臺上の露と消える者は數知れずあつた。これらの運動の中樞となつてゐたものは、知識階級（Intelligentija）の靑年であつた。彼等は正當の手段に依て主義の傳道を許されず、政府の極端なる迫害に備ふために直接行動を採るの已むを得なかつた。然しそれは更に倍加して、政府の迫害を購ふに過ぎざる事を知つた時、純西歐流の社會民主主義が當時の專政運動と提携して發生するに至つた。この傾向の先導者は、卽ちプレハノフであつた。彼は同志と謀つて社會主義の新政黨を組織し、ミンスクに第一回大會を開催した これが『社會

民主勞働黨』である。然し政府側の壓迫は依然として劇しく、經濟派は勞働運動を純然たる經濟問題に局限すべしとの理由より反對を唱へ、當初氣勢が擧がつたに似ず成果を收むる事が出來なかつた。然し社會民主黨の政治派に屬する急先鋒たるウラヂミル・ニコラウィチ・レニンが現れるに及び、政治派の議を纏めて、遂に黨議を以て政權と爭鬪するに決した。『焰』『曙光』等の機關誌を發行し小册子を刊行し勞働者の赤化に努めた。一九〇三年第二回大會をロンドンに開催し政治派は愈々その綱領と組織約款とを完成し、一切の問題を政、治運動と連結せしめ、政爭方法の如きも中央委員會の指揮命令を待つて、地方の支局に於て革命手段を講ずるといふ方法であつた。然しこの黨議の解釋に就ては、比較的溫健な思想を有するものと、過激論者との間に差違が起つた。卽ち委員制度を極端に强力なものとし、これが一切の權力を揮つて勞働者を革命の前衞軍に當らしめ、直ちに政府及び資本家に向つて戰鬪を開始すべきか、或は中央委員會をして勞働組合を圓滿に纏める爲の一機關たらしめ、勞働組合に經濟的實力を與へて、中央委員會を單なる產婆役たらしむるかといふのであつた。卽ち前者の意見はレニンの無資產者の專制主義であり、後者の意見はプレハノフの無資產者の共和主義である。この意見の相違は一九〇六年の第三回大會をストックホルムに開くに及び、遂に爆發を見るに至つた。この爆發は畢竟するにプレハノフの純學究的性格と、レニンの狂熱的性格との軋轢であり、更に兩者の唯物史觀的漸進主義と政治的直接行動主義との衝突に外ならなかつた。レニンは直截簡徑なる理論を提げてプレハノフと鬪ひ、遂に來會者の贊否を決するに際し、レニンが多數の投票を得て、玆に始めて『多數派』と『少數派』の兩派を對照的に命名するに至つた。その後プレハノフは更に少數派よりも分離して、遂に多數派、少數派の間に衝突は繰り返へされ、三月十日に至つてチヘイゼは勞働者及びペトログラード守備の兵卒を糾合して勞兵會を組織し、ミリュコフ、ロヂァンコ、グチュコフ、ケレンスキーと共に皇帝に退位を强要した。新內閣は法相ケレンスキーの決斷に依つて國事犯人の大赦を敢行した。それと共に續々として歸國したのはレニンを筆頭とするボリシェキーキ其他の亡命客であつた。卽ちレニンはジノヴィエフ以下三十二名の同志を引率して獨逸戰線を通つて歸國し、トロッキーは米國にある過激分子を率ゐて入國し、瑞西よりはプレハノフ、コヴァレスキー、西伯利よりはプレシュコウスカヤ女史等が續々として歸國した。この多くの亡命客の中にあつて少壯有爲の活動家たるレニン夫妻、カメニェフ、トロッキー、リアザノフ等は忽ち握手し、軍隊及び勞働者の赤化運動に着手し、その巧妙なる宣傳によつて勢力を得、遂に同年十一月ケレンスキーを首班とする內閣を顚覆し遂に政權を掌握するに至つた。

【施設】 一九一七年十一月十日ケレンスキー內閣を倒したレニンは、軍事革命委員會に依る內閣を組織し名付けて全露勞働者兵卒及農民會內閣と命名した。これ卽ち略稱して勞農政府と呼ぶ組織である。而して在來の勞兵會を改めて人民委員會と變更し、內閣員はこの人民委員會によつて選擧する方法を採り、そ

の結果人民委員會總裁としてレニン、外務兼軍務委員としてトロッキー、其他ルナチァルスキー、グーコヴスキー、グレボフ、スターリン、ヴァヒトフ等純然たるボリシェキーキ黨員のみを以て組織する事となつた。一九一八年五月十四日首都をモスクワに遷し、ペトログラードには『ペトログラード共產委員會』なる別働隊を置くことになつた。レニンは勞農政府の『デクタツーラ』を以て任じトロキーは外務委員の職をチチエリンに讓り、自からはレニンの理想たる赤衞軍の編成に奔走し、ペトログラード共產委員會としてはジノヴイエフが總裁として專らこれに當つた。共產委員會には新に新聞及び宣傳委員が設けられ、ウオロダルスキーが全世界的なる運動に着手した。ボリシェキズム宣傳學院『インスチツート』もその目的の下に設けられた。主義宣傳のために用ひられた對外政策は斯くの如きものであるが、更にその一切の施設はマルクス流『社會主義國家』の現實的證明として、頗る注目に價するものがある。勞農政府は政權を簒奪すると共に、卽刻『土地民有令』を發布して皇室御料地、寺領地、貴族特權地を拂下げて細民に分配し、次いで十二月十日に至り、この命令を『土地國有令』と改め、一切の土地私有を禁じて土地委員會に於て管理せしむる事にした。更に銀行國有令及び貯藏金徵發令を發して復報的手段を講じ、外債の破棄を宣告し、外國貿易を官營となし、一切の產業を統轄して勞働者に特權を與へ、商工人民委員會、國民經濟高等會議によつて管理統轄せしめた。

【組織】 勞農政府に於ける執行の權力は、全政府委員會と總裁との掌中にある。而して勞農政府の組織に參與する人民委員會は、純然たる兵卒勞働者、農民、被傭人の契約に依れる全露勞農會とその中央執行委員會の選擧によつて決定され、而してこの中央執行委員會は、全露勞農會中より特に三ケ月の期間を限られたる委員を以て組織し、その勢力は絕對の意味に於て純然たる勞働者の獨裁政治である。この傾向は單に行政方面のみでなく、產業の領域に於ても窺はれる。卽ち外國貿易に關しては、內閣委員中の或者、產業統轄の中央委員會代表者、產業組合中央機關、商工同業組合、輸出入業者中央機關を以て商工人民委員會を組織し、これを以て貿易事業を管理してゐる。又勞働者の賃銀や勞働時間に關しては、勞働者の選出に係る工場委員會が管理し、この工場委員會は、產業組合及勞働組合と共に全露勞農會議によつて統轄される。更に國民經濟高等會議なるものが設置されてゐて、これは全國の經濟生活を整理し、總ての支配團體を統一してゐる。從つてそれは農工業の生產を統轄し、國家財政の管掌、工業及商業機關の沒收、差押及合同等の事務に當つてゐる。尙ほ、國民經濟高等會議の職能は一村の公共經濟の整理に關する法案を人民委員會に提出する組織となつてゐる。これらの諸組織は、嘗てレニンが革命以前より企圖計畫してゐたところのものであつて、ボリシェキーキの施設及組織は、この意味に於て、重要なる試驗時代に置かれてあると見るべきである。

ボリシェキズム

【意義】 ボリシェキズムとは社會主義の一派であつて、露西亞のボリシェキーキに依つて實行された主義である。ボリシェキーキの盟主たるレニンの言ふところに依れば、ボリシェキズムこそ眞正のマルクス主義である。卽ち正統派社會主義はカウツキー的凡俗學究の手によつて換骨脫胎されたマルクスの殘骸であり、ボリシェキズムはその革命的精神を傳ふるものだといふ。この點に關する論戰は

幾度かレニンとカウツキーとの間に取り交はされた。それは兎に角としてボリシェヰキズムが生產手段の國有を主張する限り、勞働階級に依る中央集權制度を維持する限り、集產主義であり國家社會主義である。從つて少くともボリシェヰキズムが、マルクス主義の流れを酌めるものたるは疑を容れない。この意味に於て、ボリシェヰキズムはマルクス主義の革命的修正と見做しても差支へない。然しボリシェヰキズムはレニン自身のいふが如くんば、マルクス思想の中核に突入した眞正のマルキシズムである、事實ボリシェヰキズムの理想そのものは、マルクスを一步も踏み出したものではない。從つてレヴィジョニズムの如くサンヂカリズムの如く、マルクス主義そのものゝ修正をなさざる限り、それと同列に置く分類法は妥當でないかも知れない。正統マルクス派とレニン派との相違は、その目的理想に關する問題ではなくして、その實行方法に關しての問題である。即ち正統派が議會制度及び勞働組合に依る漸進主義を採るに反し、レニン派は急進主義、政治的直接行動主義を採るといふ相違である。

【發生】 正統マルクス主義とボリシェヰキズムの相違を闡明するには、遠く溯つてボリシェヰーキとメンシェヰーキの分離事情を考察する必要がある(『ボリシェヰーキ』參照)。當時プレハノフ一派とレニン一派との見解の相違は、運動政策に關する分離に過ぎなかつた。最初に於てその見解の相違は、單に第二回大會に於ける黨の決議に對する解釋の相違と考へてゐたけれども、解釋の相違は畢竟するに思想的基礎に容るるべからざる溝渠が橫たはつてゐたのであつた。プレハノフは人も知る如く『露西亞社會主義の父』と呼ばれる程の正統マルクス派の使徒であり、常に學者的態度を以て社會主義の合理的實現を研究し、唯物史觀說の敎ふる漸進的なる施設によつて、社會革命の効果を悉く勞働者の手に收めようと努めてゐた。これに對するレニンも亦一個の學究であるには相違ないが 政治上社會上の迫害を具さに身に味ひ、當時の專制政治とその基礎たる資本主義經濟とを呪ひ、官僚と資本家に對する慘酷な復讐心は狂熱の如く燃えてゐた。彼はその意味に於て、プレハノフの如く、『大衆』に民主的組織體の力を求めるといふ姑息的態度には慊らず、自ら戰鬪の第一線に立ち、勞農階級の赤衞軍を指揮しつゝ、その中央集權的組織體を完成せんとするに急であつた。この兩者の相違は一九〇六年の第三回大會に於て遂に爆發した。レニンは公然とプレハノフの曖昧なる態度を攻擊し、極端なる勞農階級の獨裁主義によつて、露國在來の資本家、地主、及政體の秩序を轉覆せざるべからずと强調した。即ち、彼の意見に從へば、委員會制度を極度に强力なものたらしめ、これが一切の□□を揮つて、勞働者を□□□□□□□□□、□□□□□□□□つて戰鬪□□□を開始すべしといふ彼が政治的直接行動主義の持論であつた。然しプレハノフは委員會制度を以て、單に勞働組合を圓滿に纒めるための一機關となし、勞働組合が經濟的實力を貯へたる後、これを基礎として議員を選擧し得るものたらしめよといふ議會政策主義の主張者であつた。この兩者の相違は、端的に正統マルクス主義とボリシェヰキズムの相違と見做して好い。從つてボリシェヰキズムの發生は、正統派の運動政策に對する絕緣狀であつたのである。

【特色】 ボリシェヰキズムに於ける最大の特色は、勞働者專制といふ點に存する。第三階級ブルジョア階級、所有階級を拒否して、勞働者の支配を固執するところに、最顯著なる面目を看取する事が出來る。ボリシェヰキズムに於ての人民とは、勞働階級に屬する人々のみを內容とするものであつて、資本階級は人民と認めないばかりでなく、寧ろ人民の敵として考へてゐる。その『勞兵會全露社會主義聯合共和國憲法』第十三章の第六十四條及六十五條を見れば、謂ふところの、働かざるもの喰ふべからずの主張に立ち、工業、商業、農業等に使用されつつある勞働者及び被傭人、陸海軍の兵卒等のみが、勞農政府の選擧權及被選擧權を有し、營利目的の爲に勞働者を傭つた者、土地財產等より不勞利得をなした者嘗て警官、憲兵、密偵、僧侶等たりし者は、それらの一切の權利から除外されてゐる。而して勞農政府の執行權力は、懸つて全政府委員會と總裁とにあるのであるが、この人民委員會なるものは純然たる兵卒、勞働者、被傭人、農民等より成る全露勞農會とその中央執行委員會の選擧によつて決定されるのであるから、その政治上に於ける行政組織は純然たる勞働專制、即ち勞働階級の獨裁政治 (dictatorship)である。非難する者は、これを稱してデモス(全)のクラシー(支配)ではなく、勞働階級のクラシーであるといふ。然しレニンの見解によれば、かゝる獨裁政治は資本主義制度の解體と共に、產業生活の混亂を來す爲、已むを得ず採らねばならぬ必要な政治であつて、つまり眞のデモクラシーに至るべき社會進化の一階梯であると見なしてゐる。この點はボリシェヰキズムに現れた最も代表的な特色である。次の特色は政治的直接行動主義である。サンヂカリズムが經濟的直接行動主義を採るに對して、ボリシェヰキズムは明らかに政治的直接行動主義を採つてゐる。レニンはその著『露西亞の政黨』の中で明らかに議會制度を否認してゐる。議會制度とは要するに、資本階級の利益を擁護するための形態であつて、資本主義社會下に於ける特有現象と見てゐる。從つて彼は正統派社會主義の主張する如き議會政策を否認して、政權の中樞に對する勞働者の直接行動主義を主張してゐる。一九一八年の革命の跡を見るに、ボリシェヰーキの運動は疾風迅雷的に政權を奪ひ、而して全國に號令して强固の中央集權制度を實行してゐる。漸進的なる議會政策を認めずに、政治的直接行動を採る所にボリシェヰキズムの戰術に關する特色を認めざるを得ない。然しボリシェヰキズムは議會を認めないとはいへ決して非國家的のものではない。議會政治に反對するのはそれが資本家の爲の制度であるといふ意味であつて、決して國家そのものを否定してゐるのではない。寧ろ勞働國家を重視するために、却つて議會制度を否認するといつた方が適當である。何となれば、ボリシェキズムはサンヂカリズムの如く、勞働者に產業に就ての全支配權を許さず生產機關の國有を主張してゐる。その意味に於てボリシェヰキズムは集產主義 (collectivism) の立場を採り、從つて國家社會主義である。レニンの諸著書に散見する持論を見ても勞兵會の宣言を見ても、之は明白に認め得る所である。トロツキーのごときは『コレクチヴィズムは社會民主黨が政權を得た場合の規律であるとともに、また政權を獲得するまでの規律である』と斷じてゐる。これによつて見るも分明なる如く、ボリシェヰキズムは決してサンヂカリズムでもなく、無政府共產主義でもなく寧ろこれと正面に對應すべき國家社會主義の立場を持してゐる。ただ正統派と異なる點は、勞働者獨裁と政治的直接行動主義である。ボリシェヰキズムが議會を否定してソヴィエット制度を採用するは、何人もこれを知る所であらう。

暴利取締令(ボーリトリシマリレー)

暴利取締令は大正八年に發布されたる臨時法令である。當時政府は寺內內閣で歐洲戰亂の影響を受けて物價の變動甚しく、奸商が物資

の買溜め賣惜しみをなして、故意に物價を吊り上げんとするに至り、政府は幾度か警告を發したけれども徹底せず、爲に時の農商務大臣仲小路廉は暴利取締令を發して、不自然なる物價昂騰を抑止せんとしたものである。然しこの人工的なる法令發布によつて、諸物價の低下を招く能はず、依然として買溜め賣惜しみをなす商人も少なくなかつた。

母性保護論（ボセーホゴロン）

近世産業の發達は、從來温い家庭の裡にあつて、產兒とその敎育とに從つてゐた婦人を、漸次に搾取と過勞の生產界に狩り出して終つた。今や彼等の多くは、男子と競爭し營々として賃銀勞働に從つてゐる。かくて彼等の心身は疲れ、その母性は次第に失はれやうとしてゐる。かくの如き傾向に對して、子供を生み且つ育てゝ行く事が婦人の職分である事を高調し、その職分を守り、母性を傷けしめない爲めに、國家は當然婦人を保護しなければならない——と說くのが、この母性保護論である。これは主としてエレン・ケイ、ドール夫人及エッチ・ヂー・ウェルス等が主張する所で、エレン・ケイは『人の全生涯を決するものは、その年少時代にあるのだから、敎育者なる者は兒童の性質を日毎に觀察する機會を有し、その特質を助長し、不斷に善良な感化を與へ得なくてはならない。そして、かかる事は、家庭以外の仕事に從事する母には到底なし得ざる所である』と說き、婦人をして靈魂の敎育者たる責任を果さしめ、其母性を完からしむる爲には、國家が相當の保護を加へるのは、當然だと言つてゐる。エッヂ・ヂー・ウェルスも、若くして健全なる母たらんとする女が、或はタイピストとなり、或は工場勞働者となつて、家庭外の勞働に沒頭してゐるのは、婦人の天性に反くものであり、且つ子を生み育てゝ行く職分を果す能はざらしめるものであるから國家は子供の生れない前から婦人を保護し、子供の生れた後には健全な家庭に於いて適當に育て得るやうにしなければならぬと力說し、母は國家から權利として十分の年金を受けるのが當然であると主張してゐる。ウェルスは又、國家は母親に年金を與へるのみならず、兒童の敎育にも任じなければならないとも說いてゐる。エレン・ケイは兒童敎育は母によつてのみ完全に行はる可き事を主張する人であるから、國家をして兒童敎育の任に當らしめると言ふウェルスの說には贊成しないやうであるが、然し國家が婦人に年金を與へる以上、國家は又婦人をして敎育者としての任務を、完全に行はしむる爲に、强制的に（それは恰も軍隊に於ける軍事敎育の如く）國民經濟學とか、家政調理上の根柢となる衞生上又は審美上の原理の理論的課程、衞生學、心理學、健康狀態並びに病的性質を持つてゐる小兒の敎育に關する學理的課程、並びに婦人が母となる前及び母となつてからの生理學及心理學上の義務の學理的課程、或は又人種改良學上の根本原理の課程などを學ばしめなければならないと主張してゐる。

紡績（ボーセキ）

英國を始めとして十九世紀に於ける歐米工業界の中心は、紡績事業であつたといはれてゐる如く、紡績機械の發明は、產業上に一大革命を與へた。紡績機械について最初の發明をなしたものはハーグレーブスであつた。然しこれは單に作業機と稱し得べき物のみであつて、これと同時に動機を以て紡績に應用せんとする者もあつたが、アークライトが人力に代ふるに、水力を以てすべき機械を發明し、次いで一七七九年クロムプトンが以上の諸式を折衷して新機械を發明した。更に一八二五年に至りケリー及びロバーツが、協力して自動紡績機械を發明した。然しこれは規模が小なるものであつて、大工業に使用する事は不

可能であつたが、遂に一七八五年エドマンド・カートライトが動力使用の機械を發明するに至つた。該機械は發明當時未だ一般的に使用されるに至らなかつたが、一八〇〇年以後、漸次在來の機械を驅逐して、遂に十九世紀の紡績中心時代を現出するに至つた。日本現在の紡績事業は、鐘淵、日清、日本絹毛、東洋、東華、同興、大阪合同、大日本、富士瓦斯、岸和田等の諸會社を筆頭として、一九三の工場がある。その職工總數十八萬六千百一人を有する（大正八年末統計）。その內譯成年男工（十五歲以上）四三、二〇九人、成年女工一一七、九四四人、少年男女工（十二歲以上十五歲）四〇、〇〇三人、幼年男女勞働者一五〇人といふ勘定である。而してその平均賃銀は成年男工八十四錢、女工五十四錢、少年工四十錢、少女工三十三錢を算し就業時間は平均十三時間となつてゐる。統計に於ても分明なる如く、紡績工は多く女工なるが故に、勞働時間につき特に女子勞働問題と一大關係を有してゐる。

紡績職工（ボーセキショクコー）

『紡績』を見よ。

物價（ブッカ）

【意義】 物價とは市場に於ける商品の、一般的價格を呼ぶに用ひられる言葉で、個々の商品の交換される場合の價格を言ふのではない。吾々は米一升の價格が五十錢だとは言ふが、米一升の物價が五十錢だとは言はない。又他のすべての商品が從前通りの價格を持つてゐるのに、一商品の價格のみ上騰した處で、吾々は物價が騰貴したとは言はない。物價が騰貴すると言ふ事は、單に米なり薪なりの個々の價格が騰貴するのではなく、多くの商品の價格が一般的に上騰することで、此際には一二價格の低落した商品があつてもそれが一般的上騰を打消すに足る程のものでない限り問題とならぬ。それ故に、物價の騰貴乃至低落と言ひ改めた方が、一層明瞭に事實を表はし得る事となる。然るに物價を價格若くは代價と同意義に用ひてゐる人もあるが、これは誤だと言はねばならぬ。價格乃至代價なる言葉が、個別的、具體的なる場合に對して用ひられるに反し、物價なる言葉は總體的抽象的なる商品價格に對してのみ用ひられる可きもので、これ等の言葉の間には判然たる區別を附して置かなければならない。

【物價の基準】 然らば物價は何によつて決定され、何によつて動搖せしめられるのであらうか。それは次の理由に基く。

（1）商品の價値量　物價なる言葉が個々の商品價格の總體を抽象したものである以上、物價の基準を究めるには、個々の商品價格が何によつて決定されるかと言ふ事を調べねばならぬ。商品の價格はもとより、種々多樣な原因によつて左右されるが、その最も基本的な原因は、商品に體現される價値量の大小にある。即ち、價値量の大きい商品價格が高く、價値量の小さい商品ほど、價格が低いのである。然らば價値量の大小は何によつて定められるかと云へば、それは商品の生產に必要なる勞働の分量、即ち、社會的に必要なる勞働時間である（『價値論』參照）。個々の商品に於ける價格が、斯の如くその價値量によつて決定される以上、物價もまた商品の價値量に基く。それ故に、機械の發明、勞働組織の改良等が行はれる事に依つて、社會の生產力が進歩すれば、個々の商品に費やされる勞働量は減少し、商品個々の價格は低落する。物價も從つて低落せねばならない。然し乍ら、市場に於ける事實は必ずしも此法則のみに依つて左右されるものではない。物價の低落は必ずしも社會的生產力の增加に基かないのと同樣に、騰貴も亦社會的生產力の減少にのみ依る

ものではない。商品價格隨つて物價は尙他の理由にも支配されるからである。此事は商品價格が價値量の大小に依つて決定されると云ふ法則と矛盾するものではない。物體の落下するのは重力の理法に依る。然し事實に於いて、鉛と羽毛が同様の速さで落下し得ないのは、空氣の抵抗と云ふ他の理由があるからでこれに依つて吾々は重力の理法を否認する事が出來ない。價値量の理法も之と同様である。物價の基準が價値量にある事は重力の理法と同様に眞理であるが、他に之と牴觸する事實の存在する事も見逃す譯に行かぬ。然らば物價の場合に於ける抵抗物は何であらうか。その最も顯著なるものは、即ち需要供給の關係である。

(2)需要供給の關係　資本制生産は全く無秩序、無統一に行はれる。商品の需要と供給とは、多くの場合一致してゐない。需要多くして供給の伴はない物もあれば、供給のみ多く需要の伴はない物もある。而も資本家は需要多くして供給の少い生産部門に投資する事によつて、多くの利潤を得ようと努めてゐるので、此の關係は常に、全く動搖、混亂の中にある。供給少く需要の多い商品は價格が高騰し、反對のものは價格の低落する事は自明の理だと言はねばならぬ。例へば、白米を要求する者五名に對して、供給が五名の需要を悉く滿す事が出來ぬならば、需要者間には自ら競爭が起る。彼等は互に多額の代價を支拂ふ事によつて、その供給に與らんとするので、白米の價格は著しく騰貴する。若し白米の供給が多い場合には、供給者は價格を低減する事によつて、相手の需要を挑發するの外はない。この場合に價格を決定するものは、決してその商品、例へば白米に體現された勞働量ではなく、全く需要供給の關係である。この間隙に喰ひ入つて暴利を貪る投機業者の存在は、かゝる關係をして更に有效ならしめる。白米の供給が需要の全部を充たすに足りる場合でも、之を買占めて市場に出さず、價格を騰貴せしめる事は勿論、場合によりては之を燒棄して市場の供給高を尠なからしめ、これによつて利益を計らんとするのである。斯の如き場合に於いて、價値法則が暴風中に於ける重力の理法と同樣、何等の偉力もない事は當然で、今日の生産、分配が何等の組織も統一もなく、全く無政府的に行はれてゐる限りまた止むを得ない現象なのである。生産の不足、買占めに依る供給不足が、一二の商品にのみ現はれる場合は、猶物價騰貴、價格平準の上騰とはならないが、若し生活必需品の多くがこの關係に置かるるならばそれは物價騰貴となるのである。多くの必需品が、供給の不足に依つて一様に騰貴する事は、決して珍らしい現象ではない。天災等に依つて農作物の收穫が減るならば、白米のみならず、麥その他の穀物の供給は不足となり、これらのものを主要食料品とする勞働者の生活費が膨脹し、從つて賃銀も高騰し、一般生産費が增加して、一般商品の價格が騰貴するに至るのである。この供給不足が、投機業者等の人爲的手段によつて行はれる場合もまた同様である。

(3)貨幣價格の下落　以上二個の理由は、物價の高低を決する最も重要なものであるが、而もこれのみで物價高低の理由は盡きてゐる譯ではない。物價が年を逐うて漸次に騰貴すると云ふ動かす可からざる事實は、以上の說明を以つて解決されてゐるものではない。吾吾は日常物價の騰貴する毎に、過去十數年、數十年間に於ける物價の急速な騰貴に驚かずにはゐられない。米一升幾錢と言ふ時代は、左程遠い昔ではなかつた。米が主要食料で、米價の高下が他の商品の價格を支配してゐる以上、當時に於ける一般商品の價格も亦從つて低廉であつた。然るに今日米價は、常に五十錢内外を彷徨してゐるのは何故であらうか。すべての商品の價格が騰貴してゐるのは何故であらうか。商品の供給が年毎に不足する筈もなければ商品に體現される價値量が增加して來る筈もない。社會の生産力は年々に進んで來てゐる筈である。社會の生産力が進めば生産される商品の量が增す事は當然であり、個々の商品に體現される價値量は低減して來る。それにも拘らず斯の如く騰貴して來るのは、米產額が之に伴つて增加しない事と文明の發達に伴れて、社會一般の生活が向上し、勞働者の生活も亦向上する結果、勞銀が一體に騰つて來たと云ふ事實を割引して考へて見ても、尙解釋する事の出來ぬ現象だと言はねばならぬ。然らばこれは何に基く現象であるかと云へば、實にそれは貨幣の相對的價値が低下して來る處にある。貨幣も亦一個の商品であり(『貨幣』參照)、他の商品同様にそれ自身價値を有し、價格を有する。然るにその價値は次第に低落し、價格も從つて低下して來てゐる。それは貨幣たる職分を附與されてゐる貴金屬の生産に要する勞働量、即ちそれに必要な社會的勞働時間が次第に減少して來たからである。隨つて現在の社會に流通する貨幣量は著しく多くなつて來た。一個の五圓金貨に體現される價値量が、昔に較べて著しく少くなつて來たと共に、此處にも需要供給の關係は働いてゐるので、價格も亦その影響の下に低下して來たのである。價格測定の尺度たる貨幣の價格が、かくして下落し來つた以上、この尺度に現はされる他の商品の價格も勢ひ尠ない事となる。從つて他の商品の價格に變動なしとするも、相對物たる貨幣價格が低下するに從つて、一般商品の貨幣價格は次第に高騰するに至るのである。

物價定率(ブッカテーリッツ)

【概說】物價定率とは各種商品の價格を(その中には勞働力の消費に對する賃銀も勿論含まれるが)賣買當事者の自由に任せず、政府又は公共團體の手によつて公定し、之を基準として取引を行はしむる所のものである。これは主として一般消費者の利益を保護せんとするもので、國家又は公共團體は、個人の生活を保護し、その物質的精神的幸福を計る可きものであるとの理由から來るものである。事實に於て、投機業者等の人爲的手段による物價の引上げが、一般民衆の生活を傷ふ事は鮮少でない。夫故に、一切の物價がこの定率によつて支配される事は、甚だ望ましい事なのであるが、自由主義に立脚する今日の社會に於ては、一切の生産も賣買も、自由に不統一に行はれてゐるので、この物價定率は完全に行はれず、却つて自由競爭の障害物と見做され、漸次に影を沒して來てゐるやうである。從つてこれは消費、生産共に少數の分量に限られてゐた當時、又中世ギルドの時代に於ける獨占より生ずる生産業者の橫暴を掣肘する爲めに行はれた當時に於ては、可成りに有力な意義を現したものであるが、現在では交通業その他の少數獨占的事業に於てのみ行はれて居り、社會全般の物價に對しては、結局何等の掣肘力をも有しなくなつて終つてゐる。

【沿革及現狀】物價定率の沿革は甚だ古く、古代希臘の都市國家、及び羅馬時代の昔にその端を發してゐる。當時、生活必需品を低廉に供給せしめる爲などに、國家がこれ等の商品の價格に一定の制限を附してゐた事は、明白にこの定率の濫觴と見る事が出來る。羅馬では古くから契約の自由を認め、貨物の價格は當事者間の自由契約に委する事を原則として認めてゐたが、而も當時の社會狀態は今日と違つて、消費者を保護せねばならぬと共に都市手工業者をして生活を營むに足る收入を得せしめる必要があつた事と、教會法學者等

が賣手にとつて損失とならず、買手にとつて過重の負擔とならない處の公正なる代價、卽ち定率を定むる事の必要を論じてゐた事とに依て、遂に物價の定率を定めるに至つたのである。然るに其後、手工業者の地位が次第に重要となり、彼等がギルドを結ぶに及んで、其獨占權を濫用して橫暴を極むる事、實に甚だしいものが在つた。其處で各都市の當局者は消費者をしてこの苦患より脫せしめる爲に商品價格の決定權をギルドより收奪し、公定々率を定むるに至つた。先づ始めは貯蓄する事の出來ぬ必要生活資料、卽ち麵麭肉類の如きものに之を適用し、漸次にその範圍を擴大して凡ゆる種類の商品價格を、この支配下に置く事としたのである。その制規は頗る綿密を極めたもので、麵麭燒製造の場合などの如きは、小麥代價の外に製粉賃、製粉業者の利得、精選賃　運賃、各種租稅、燃料燈火の費用等をそれ〳〵幾何と定め、此等を合せた處の金額を麵麭價格とし、且つ一定の價格に於いて販賣する商品は凡て同一の分量とす可き事を規定してゐたものであつた。この定率は事情の變動に應じて絕えず變動せしめられる一時的のものもあり、又原料品の價格が幾何の時は生產物の價格は幾何にす可しと云ふ風に、永久的に決定されてゐた處もあつて、何れも甚だ有力なものであつた。然るに十九世紀に入つて生產技術は急激なる發達を爲し、生產力は著しく增加し、商品の種類は殖えて價格の測定が困難になると同時に、自由主義の思想が次第に勃興し、生產の自由、交換の自由が强調されるに至り、物價定率の制定はこれに伴つて其偉力を失ひ、範圍は漸次に狹められて來た。それ故に、この物價定率は、或る特殊の部分にのみ限られ、何等一般物價を左右する力とてはなくなつて終つたのである。然るに之が現に行はれてゐる範圍は、例へば獨逸に於いて醫師、藥劑師、測量師、競賣取拔業者、交通業者の報酬に限られてゐるが如く、極く僅かな種類のみである。日本に於いても、鐵道、人力車賃等の公共的性質を有する一二のもののみに行はれてゐるのが今日の有樣である。要するに、此物價定率は一般消費者をして、投機業者及商業資本家の專橫より免かれしむる爲には、誠に意義あるものであるけれども、營業自由の資本主義社會のであるけれども、結局完全に行はれ得ない處のものである。

物價と賃銀の關係（プッカトチンギンノカンケー）

【概說】物價と賃銀とは常に互に因となり果となつて、離る可からざる關係を有してゐる。物價の構成される重要々素が賃銀であると共に、賃銀を決定するものは又物價だからである。それ故に、此兩者の關係を說明する爲めには、先づ物價と賃銀との構成を說明しなければならない。本來、物價は個々の商品の生產に費やされる勞働量、卽ち社會的に必要な勞働時間によつて決定さる可きものである。斯の如く商品の生產に勞働力を消費するには、一定の報酬卽ち賃銀を支拂はなければならない。此賃銀は實に、價格を又　價を構成する重大な要素であつて、需要供給の不一致等の事情が存在しない限り、此費やされた勞働賃銀の上に、資本の利潤及一定の企業利得が加へられたものが、個々商品の價格とされ、從つてまた物價となるのが常である。一方勞銀は、勞働力それ自身が商品であるから、勞働力を生むに必要な勞働量、卽ち勞働者がその當時の社會的に普通とされる生活を營み、その肉體を保ち、且つ次第に失はれて行く自己の體力に代る可き子孫を生み育てて行く費用によつて決定される。卽ち、勞働者の生活費が、直ちに勞銀とされる事、恰も商品の生產費が　その價格を決定すると同樣である。斯の如く、此兩者は相互に入り組んだ關係を

造つてゐるので、物價が變動すれば從つてまた賃銀が變動し、賃銀が變動すれば、又物價が變動すると言ふ結果を生むに至るのである（『物價　及び『賃銀』則ち參照）。かくの如く重要なる關係を持つてゐる兩者が、何等かの事情に依つて變動する場合には、他の一方のものは如何なる影響を受けるであらうか。之を先づ物價の變動が賃銀に與へる影響より說明すれば次の如き事となる。

【物價の變動】賃銀は實際上、勞働者をして社會的習慣的に必要とされる生活を、營ましめ得るものでなければならぬ。そしてその必要なる賃銀は、一定の貨幣價格となつて決定されてゐる。しかるに、若し何等かの理由に依つて物價が騰貴して來るならば、勞働者は一定された貨幣賃銀のみを以て、從前通りの生活を營む事が出來ない。卽ち貨幣賃銀と實際上必要なる賃銀との間には、差違が生じて來るのである。賃銀なるものは由來物價と相對してゐるものであるから、物價が上騰して來る事は、實際賃銀をして低下せしむる事となる。かくの如き場合には、多かれ少なかれ賃銀も亦上騰するのであるが、賃銀の上騰が物價のそれに伴はない場合には、貨幣賃銀、卽ち名義上の賃銀が如何に增加して來ても、實際賃銀は矢張り下落してゐるのである。また反對に物價が低落すれば從前通りの名義的賃銀を受けてゐても、同一賃銀の實際上の購買力は增加するのであるから、實際賃銀は上騰した事となるのである。賃銀低廉にして物價が騰貴してゐるならば、勞働者の生活は著しく困難となり、卽ちその勞働力を再生產する事が苦しくなるので、勞働者自身の自衞的運動や、或は又、轉業、移住等による勞働力の供給不足を齎し、結局賃銀は物價に伴つて上騰するに至るのである。物價が下落する場合に、勞働者の賃銀が從前通りの貨幣價格に停つてゐるならば、勞働者の生活は向上し、餘裕を生ぜしめるに至るけれども、企業家の利益は是に伴つて減少するので、經營難事業縮小等を生む事となつて、自然に勞働力の需要を減ぜしめ結局貨幣賃銀も下落するに至るのである。然し此場合、如何に物價が下落して實際賃銀が上騰するにせよ、勞働力の供給不足して、その需要が大なる場合には、貨幣賃銀は低下しない。從つて勞働者の生活は著しく向上して彼等の社會的經濟的地位は改善される。然るに物價は上騰しても勞働力の供給が增加するか、生產技術の發達によつてその需要が激減するならば、勞働者の受ける貨幣賃銀は毫も增加しないのである。此場合には、勞働者の實際賃銀は下落し、勞働者の社會的、經濟的地位は、著しく低下する。卽ち原則としては、物價の高低は直ちに賃銀の高低を伴ふきであるが、然し時によつては、貨幣賃銀の增減を齎らさぬ事もある譯である。

【賃銀の變動】賃銀の變動も亦直ちに物價に反映する。勞働階級が賃銀增加の要求を起す結果、物價が是に伴つて上騰し、結局鼬ごつこの觀を呈する事は、吾々が常に目擊する所である。何等かの事情に依つて賃銀が增加する結果は、生產費の膨脹を齎らすので、從つて物價が高騰するのは當然である。然し乍ら玆に注意す可き事は、物價の騰貴は他の事情が是に伴ふので、その低下の場合に於ける程容易には行はれない。それは習慣乃至社會的個人的勢力が之を妨げるからで、若し一企業家のみが商品價格の値上げを斷行するならばその賣行きは減少して終ふ。それ故に同一產業部門の企業者間に、無意識的にでも値上げの要求が一致する迄は、之は結局行はれ得ない。然しこれ等の事は些々たる障害であつて、賃銀が上騰する事による物價の騰貴を防ぎ得る程のものではない。是に反して、何等かの事情に依つて賃銀が下落するに至るなら

ば、生產費の減少する結果生產は增加し、從つて供給は潤澤となり、忽ち物價を下落せしめる事となる。ただ例外的現象として、賃銀が假りに增加するとしても、機械の發明、生產方法の改善等の結果、生產費を增加せしめる事なしに、從前通りの生產が行はれるならば、物價は爲に何等の影響も受けぬ事があり、又新機械の採用等によつて不變資本が增加し、可變資本、卽ち勞働力の購買に宛てられる資金が減少するならば、特殊の勞働者に對しては賃銀が增加するけれども、一般の勞働賃銀は上騰せず、物價も亦變動しない場合がある。然しこれ等は何れも極めて特殊な現象で、賃銀の變動が直ちに物價に反映すると云ふ一般的原則に影響する程の物ではない。また賃銀の增加は漸次物價を高騰せしめ、資本の貯蓄を困難ならしめ、遂には一部勞働力の需要を減ずる傾向があると共に、一面には勞働階級の購買力を增進せしめ、それに應ず可き供給の爲めに、新たなる勞働力を要求するに至らしめる傾向もある。それと同時に、賃銀の下落はまた結局物價をも下落せしめ、購買力の增進と資本の貯蓄を容易ならしめ、遂には一部勞働力の需要を多からしめる事もあり、物價の下落がこれに伴はない場合には、購買力を減少せしめて、勞働階級の消費物に對する需要を減退せしむるに至る事もあり得るのである。

佛教（ブッキョー）

【發生】佛教とは釋尊によつて創められた宗教で、印度を始めとして支那、日本等に廣く行はれ、日本に於いては今日でも猶ほ、最も勢力あるものとなつてゐる。釋尊は、西曆前五百六十四年、中印度迦毘羅城主の一子として生れ、極めて幸福な月日の下に生長したが常に出家得道の志篤く、二十九歲の暮に至つて、遂に一切の名譽と財寶と妻子とを捨て入山の途に上つた。當時婆羅門教の苦行僧が至る處の深林に瞑想をこらしてゐたので、釋尊は道々彼等を訪れて法を問うたが、何人の教へにも滿足する事が出來なかつたので、遂に象頭山の麓に赴いて、樹下石上を座とし草根木皮を食してあらゆる難行苦行を積んだ。かくの如き事六年、三十五歲の春を迎へるに及び、彼は豁然として大悟する所があつた。そこで彼は自ら體得した教を擴める爲めに、山を下つて諸方に行乞したが、彼の教は忽ち婆羅門教を逐うて全印度を征服し、遂には支那日本にも及ぶに至つたのである。

【教理】佛教の教理は大小二乘に分れてゐる。これは始め釋尊が人の器の大小を見て、小器には小乘を大器には大乘を說いたとの說もあり、又釋尊の眞弟子に二派あつて各々その說く所を異にしたからだとの說もある。何れにせよ、小乘は自己の得度を目的とせし寂靜的、空無的であるが、大乘は自他共濟を目的とし、活動的、救濟的である。然し乍ら、宇宙の萬有を論じて時間的には無始、無終とし、空間的には無量、無邊と說き、因果應報の理を基礎として萬有の生起を論じ、迷を轉じて悟に入らんとする根本目的に於てはこの二乘とも全く同一である。次に大小二乘の大意を說き、佛教の未來觀を述べて見よう。

(1)小乘　小乘は四諦、十二因緣、七科支、八聖道等に分れてゐるが、何れも宇宙の森羅萬象を過去、現在、未來の三世に涉る因緣によるものとし、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上の六道輪廻說を立て、惡人は惡に墮落し上人は善に向上するもので、時間的には無始、無終、絕えず輪廻してゐるものであるから、この輪廻の苦を遁れんとするならば、四諦の法を修養しなければならぬ。四諦の法を修養すれば有餘涅槃に入る事が出來、死ねば肉體も凡夫の精神も共に亡んで終つて、全く無餘涅槃に入ることが出來ると云ふのであ

る。尙、小乘の三世因果論は、人には事物に迷ひ理に迷ふ惑なるものがあり、惑が因となり業を造り、業に依つて果を生じ、其惑に見惑、修惑の二があると云ふ。見惑とは因果の理に迷ふを云ひ、修惑とは事物に迷ふ事を云ひ、修惑の中に根本惑と枝末惑とがあり、貪、瞋痴、慢、疑等は根本惑で枝末惑は根本惑に隨伴して起る放逸、不信、懈怠、無慙、無恥、煩惱等である。人は是等の迷によつて業を作り、(業の中に善と惡と無記とがあり無記とは善とも惡とも付かざる業のことを云ふ)果を招くに至る。この業によつて果が報いられる時は、必ずしも一定してゐず、順現、順次、順後、順不定の四に分たれてゐるが、遲かれ早かれ、その果を與へられねばならぬといふのである。(2)大乘　大乘は小乘に比べて更に深奧、精緻なもので、これには權大乘、實大乘、華嚴教等の種類がある。華嚴教によれば、宇宙の森羅萬象は一々眞如であり現象界の活動はすべて皆眞如界の波瀾と觀ぜられ、これを四法界に分類してゐる。一は事法界で、宇宙の萬象中に現はれてゐる事物の現象を云ひ、一は之を理法界とし、宇宙界の事物は如何なる微細なるものと雖も合理的理法を有してゐる事を說き、三は事理無碍法界で、宇宙の事物の現象はその理法と合一し、秩序的に統一的に事理相卽して事は理を妨げず理は事を妨げざる合理的宇宙の存在を云ふ。更に第四のものは華嚴教中の最も深奧の教義で之を事々無碍法界と云ひ、事理相離れず相卽する以上は事の內に理を含み理の中に事を含み、之を分つ事が出來ぬものである故に、事物の現象と現象とは相提携して衝突す可らざるものである事を說いてゐるのである。(3)未來觀　佛教の未來觀は他の宗教と同樣に、無限に世界が續くものとしてゐる。靈の存在は地球の一表面に止らず、その活動は朝露のごとき一生に限られたものでない。無限の時間を繰返して進化して來た人間の太靈は、身體の滅亡によつて消ゆることなく、更に連續し進化して行くものであるから、來世なるものは必ず存在し地獄極樂があり、地獄に百三十六の別があり、極樂に二百十億の種類があると言つてゐる。これは宇宙が空間的時間的に無量無邊であるごとく、善惡苦樂の世界も亦無量無數だと云ふ處から來るのであらう。それ故に萬人は、現世の爲許りではなく、來世の爲めにも、信仰を篤くし修養を積み、理想的佛身を受けて極樂に住むように努めねばならぬ。若し信仰なく修養が淺かつたならば、來世に於いては地獄の境界に彷徨しなければならぬ——と云ふのである。

【派別及現狀】佛教は一時印度の國教として頗る盛な勢ひを示し、支那日本にも擴つて東洋に於ける最大の宗教となり、東洋思想の基調を爲してゐたが、その後漸次に勢ひを失ひつつある。然し日本に於ては現在も猶最も盛な宗教として、國民の大多數をその信者としてゐる。試みに日本に於ける宗派の別と寺院數を擧げて見れば次の如くである（大正七年末現在の調査による）。

一、天台宗（寺門派、眞盛派等。寺院四五四八）。

二、眞言宗（高野派、御室派等。寺院六六九八）。

三、眞宗（本願寺派、佛光寺派、出雲寺派、誠照寺派、三門徒派。寺院一九七六三）。

四、臨濟宗（天龍寺派、相國寺派、建長寺派、圓覺寺派等。寺院六〇六三）。

五、曹洞宗（總持寺派、永平寺派。寺院一四二二八）。

六、淨土宗（寺院九四五〇）。

七、新義眞言宗（智山派、豐山派。寺院五七二四）。

八、黃檗派（寺院五二三）。

九、眞言律宗（寺院六〇）。
十、律宗（寺院二三）。
十一、日蓮宗（寺院三七〇三）。
十二、顯本法華宗（寺院四三五）。
十三、本門宗（寺院二一七）。
十四、本門法華宗（寺院三三四）。
十五、法華宗（寺院一六四）。
十六、本妙法華宗（寺院八二）。
十七、日蓮正宗（寺院七〇）。
十八、融通念佛敎（寺院三六一）。
及其他の寺院八十二と、境外佛堂三六一〇九とがある。

分益農（ブンエキノー）

分益農はまた分益小作ともいはれ、土地所有者が總收穫の一定部分を得て、土地及び附屬物に加ふるに、農業用資本改良費用の二分の一に相當する資本をも合せ、これを他人に使用收益せしむる土地管理法をいふ。この制度が代表的に行はれてゐるのは、伊太利中部地方である。此處では大抵、十二町歩位ゐに一の分益農場が設定せられ、分益農夫は地主に對し、農業用の資本及び土地改良費の半額に相當する價格を拂込み、茲に始めて小作關係に入る事が出來る。その契約は大抵一年限りで、總收穫物を地主と小作人とが等分に分配する事になつてゐる。蓋し、この制度は資本と勞働とを同一の地位に置き、その損益は共同經營による平等の負擔となす趣旨である。しかし契約期間乃至分配方法は必ずしも以上に限られてゐるといふのではなく、何れかが四分六分の場合もあり、數年乃至數代の間小作關係を續けてゐる場合もある。現在かかる分益小作の方法を採る所は、伊太利以外に餘りその例を見ないけれども、これを普通小作に比すれば、資本家と勞働者が共力して農業經營乃至土地改良を行ひ得る點、凶作に際しても普通小作の如く困難せざる點等の利益をもつてゐる。しかしそれだけにまた他の半面には、地主の收益が兎もすれば多きに失する嫌ひがあるばかりでなく、普通小作の場合よりも地主の干渉がより甚しい點、農業經營上の統一が缺け易い點等幾多の短所も見られるのである。

分業（ブンギョー）

【意義】分業については、學者に依つて種々なる定義が與へられてゐるやうだが、要するに一個の仕事の各部分が、異れる人々に依つて、分擔遂行される事である。即ち早晩統合されて初めて完成する仕事が、それぞれ分離して行はれる事である。分業に對する諸學者の定義の中で、最も要を得てゐると思はれるものは、カール・ビュッヒアーとフヰリポヴイッチとのそれで、ビュッヒアーの說く所は『分業とは人間が有意的に（本能的、衝動的でなく）作り出した經濟發達上の一組織で、それに依つて從來一人でやつてゐた經濟上の仕事を多數の人に當らしめ、各人が全體の仕事に就いて、それ〴〵異つた部分を擔任する事である』と云ふにあり、フヰリポヴイッチのは『共同の目的の爲めに別々の勞働に從事する事が分業である。それ故に一の單位の上に立つて見るならば、各人の勞働はそれ丈けで完成し存立するものでなく、一の大なる全體の一部分と看做す可きものである。この單位は社會全體たることもあり、又社會の部分なる一組織であることもある』といふにある。前者は經濟的、後者は聊か社會的であるが、兎も角も肯綮を穿つてゐる者と言ふ可きである。

【類別】分業の內容は複雜である。政治家、學者、實業家、官吏、勞働者と言ふ風な萬般の職業的分離も分業であれば、一本のペンを作るに必要な異れる人々の異れる勞働も、亦分業なのである。それ故に分業は、社會內に於ける分業、即ち社會的分業と、一作業內に於ける分業、即ち作業的分業（或は技術的分

業）の二つに大分することが出來る。ビュッヒアーの所謂職業分業、專業分業、生產分業等は皆この社會的分業の中に含まれる。職業分業とは家族乃至氏族經濟が崩壞して、交換を目的とする生產が盛になると共に生じて來た者で、農業、工業、商業等の職業がそれ〴〵分離獨立してゐる事であり、專業分業とは同じ鍛冶屋あり刀劍專門の鍛冶屋があるといふやうな分離のことである。又生產分業とはかゝる專業の更に細別されたもので、例へば從來は麻布製造といふ一の生產單位であつたものが、紡工、織工、練屋等に分れることを言ふのである。然しこれ等の分業は、それ〴〵獨立の企業となつてゐるものであるから、恰も官吏あり、宗敎家あり、實業家ありと言ふ分離のごとく、社會的な分業であると言ふ可きものである。然るに作業分業は、——かゝる分業が更に細別されるに從つて行はれて來たものであるが——社會に於て生產的一單位である仕事の、一部分を爲してゐる處の一勞働單位が分離するのであつて、その個々の勞働は、社會的に獨立し得るものではないのである。アダム・スミスが富國論の中で擧げてゐる有名な留針製造の實例などは、この作業的分業の事で、經濟的に問題とされるのは主として此種の分業である。これは例へば、針製造と言ふ一種の作業が、多數の異つた勞働者に、分擔遂行されるもので、必ず協業と關聯して來るものである。一作業の異つた一部面に從業してゐる勞働者があると言ふことは他の部面の勞働に從ふ者なしには許されない事で、かく力を合せて一作業を完成すると言ふ事は、個々の勞働から見れば、協業であり、作業全體の上から見れば分業となるのである（『協業』參照）。

【發生】分業の最も原始的なものは男女の性別に依る仕事の分擔であつた。男子は外に出でて狩獲戰鬪の任に當り、女子は內にあつて調理や農耕に從事してゐたのがそれである。これは生產方法が進み生產物の種類が複雜になつて來るに從つて、次第に細分されて來たもので、現存の未開民族の間に行はれてゐるやうに、遂には原始民族團體の中にも高級なのであつた。然し乍ら種族團體は崩壞して、終に其內に芽ぐんでゐた分業が社會的に獨立して來たのであつた。これは總ての生活資料が交換に依つて得られることを條件としてのみ、可能なことであつたのである。個々の企業者は社會的に見れば分業である處の、自己の專業に從事してゐる事に依つてのみ、他の生產物を得る事が出來るやうになつた。それ故に、生產方法が進み生產物が殖えて、個人の消費生活が複雜となるに伴ひ、分業は益々盛になつて來た。職業の單位、生活の單位は次第に分化されて來、一生產乃至一職業に於ける勞働の階級はそれに反比例して縮小されて來たのである。この傾向は、產業の發達が止まざる限り、決して阻止されるものではない。今日の社會の雖然たる職業別は卽ちこの分業に依つて生ぜしめられたものであり、更に今後も益々進んで行く可きものなのである。作業的分業も亦かかる社會的分業を齎した處の、生產技術の發達が生んだ現象であつて、十六世紀の中葉から十八世紀の終りまで、歐洲の生產界を支配してゐた工場手工業（『マニュファクチューア』の項參照）の中に發足したものである、工場手工業の下では、同じ生產物を作る作業の爲に、多數の勞働者が一作業場の內に集め

照）、種族團體は崩壞して、終に其內に芽ぐんでゐた分業が社會的に獨立して來たのであつた。これは總ての生活資料が交換に依つて得られることを條件としてのみ、可能なことであつたのである。個々の企業者は社會的に見れば分業である處の、自己の專業に從事してゐる事に依つてのみ、他の生產物を得る事が出來るやうになつた。それ故に、生產方法が進み生產物が殖えて、個人の消費生活が複雜となるに伴ひ、分業は益々盛になつて來た。職業の單位、生活の單位は次第に分化されて來、一生產乃至一職業に於ける勞働の階級はそれに反比例して縮小されて來たのである。この傾向は、產業の發達が止まざる限り、決して阻止されるものではない。今日の社會の雖然たる職業別は卽ちこの分業に依つて生ぜしめられたものであり、更に今後も益々進んで行く可きものなのである。作業的分業も亦かかる社會的分業を齎した處の、生產技術の發達が生んだ現象であつて、十六世紀の中葉から十八世紀の終りまで、歐洲の生產界を支配してゐた工場手工業（『マニュファクチューア』の項參照）の中に發足したものである、工場手工業の下では、同じ生產物を作る作業の爲に、多數の勞働者が一作業場の內に集め

られてゐた。始めの中こそ、生産物例へば針の製造に必要とされる作業の全部が、それぞれ一人の勞働者に營まれてゐたのであるが、この種の作業場に集められる勞働者の數が殖えると共に、それぞれの作業が異つた勞働者に受け持たれる事となつて來る。卽ち針製造なる一單位の勞働は幾種かの部分に分たれてそれ〴〵の勞働者に受け持たれるのである。この作業の分化は生産技術の發達と共に、次第に複雜となつて來るのである。アダム・スミスの擧げた例に依れば、當時に於ける留針製造は十八種の勞働に分割され一日一人よく五千本を作る割合であつたが、同一の針を製造することも、今日では幾十種と云ふ多數の仕事に分割され一日一人百二十萬本を作り得るに至つてゐる。

【結果】 分業は生産方法の進歩發達に伴つて生じて來たものであり、且つその發達はまた生産の進歩發達を助勢してゐる。故に今日の資本主義社會が成立したことに就いて、分業も亦一半の責任を頒たなければならぬ。經濟的發達が尙甚だ幼稚であり從つて分業の發生しなかつた當時の社會では、如何なる生産も消費も社會の統制の下に行はれてゐた。然るにかかる社會團體が崩壞して、それ〴〵の生産、それ〴〵の職業が社會的に獨立することとなると、これらのすべては社會的統制から免かれることになつた。そして獨立の職業者を關聯せしむるものは單に生産物のみとなつた。この種の作業場に集められる勞働者の數が殖えると共に、それぞれの作業が異つた勞働者に受け持たれる事となつて來る。卽ち針製造なる一單位の勞働は幾種かの部分に分たれてそれ〴〵の勞働者に受け持たれるのである。この作業の分化は生産技術の發達と共に、次第に複雜となつて來るのである。アダム・スミスの擧げた例に依れば、當時に於ける留針製造は十八種の勞働に分割され一日一人よく五千本を作る割合であつたが、同一の針を製造することも、今日では幾十種と云ふ多數の仕事に分割され一日一人百二十萬本を作り得るに至つてゐる。

【結果】 分業は生産方法の進歩發達に伴つて生じて來たものであり、且つその發達はまた生産の進歩發達を助勢してゐる。故に今日の資本主義社會が成立したことに就いて、分業も亦一半の責任を頒たなければならぬ。經濟的發達が尙甚だ幼稚であり從つて分業の發生しなかつた當時の社會では、如何なる生産も消費も社會の統制の下に行はれてゐた。然るにかかる社會團體が崩壞して、それ〴〵の生産、それ〴〵の職業が社會的に獨立することとなると、これらのすべては社會的統制から免かれることになつた。そして獨立の職業者を關聯せしむるものは單に生産物のみとなつた。この種の作業場に集められる勞働者の數が殖えると共に、それぞれの作業が異つた勞働者に受け持たれる事となつて來る。卽ち針製造なる一單位の勞働は幾種かの部分に分たれてそれ〴〵の勞働者に受け持たれるのである。この作業の分化は生産技術の發達と共に、次第に複雜となつて來るのである。アダム・スミスの擧げた例に依れば、當時に於ける留針製造は十八種の勞働に分割され一日一人よく五千本を作る割合であつたが、同一の針を製造することも、今日では幾十種と云ふ多數の仕事に分割され一日一人百二十萬本を作り得るに至つてゐる。

ルト等の獨逸西南學派の新カント派哲學者等は、自然と文化とを區別する事によつて、その哲學上の發足點を決定してゐる。例へば『草木が生長する』とか、『水が流れる』とかいふ思想は、對象の存在を考量したところの思想であつて、單にその思想の對象が『如何にあるか』を言ひ表すだけであつて、それ以外の何物をも語るものではない。これは卽ち自然科學の對象となる世界であつて、どこまでも存在するものとしてあるが儘に叙述するより仕方のない世界である。然し思想の型としてこれに對立すべきものがある。それは『如何にあるべきか』といふ世界である。『人間は如何に行爲すべきか』、『眞理は如何に眞なるべきか』といふのが夫である。『如何にあるか』と『如何にあるべきか』とは最後まで原理的に異なつた質問である。『如何にあるか』を問ふものを事實原理といふべくんば、『如何にあるべきか』と問ふものを、價値原理といふ。斯くして事實原理といふものが自然科學であり、『如何にあるべきか』を問ふものが哲學である。さて斯くの如く存在と價値とが峻別されたとすれば、第三にはこの價値と存在との間に存在する思想が考へられる事となる。その思想は一面から見れば存在であるが、然しそれは自然科學の取扱ふ世界ではなく、ある價値を負荷せられた世界である。この世界を稱して『文化』といふのである。卽ちこの意味に於て文化は文化として存在する點では一種の存在世界であるけれども、又存在が文化として取扱はれるためには、それは人生の價値によつて、染色されねばならないものである。例へば『草木』『水』はその儘では自然科學の取扱ふ單なる存在に過ぎないけれども、これらのものは、ある時に法律上の物權となり、ある時に經濟上の貨物となつてゐる。然らばこの物權の目的といひ貨物といふは、單なる存在に、何らかの價値が加はつたものである。學問上ではこれを價値關係と呼び、または價値が存在に內在するといつてゐる。從つて文化とは價値が存在に內在した一の意味的存在である。それは時空的、又は自然科學的存在をたすものではなくして、それとは離れた、その立場より超越した所の現象價値的存在をなすものといふことが出來る。さらにそれを例證的に說明すれば、玆に一本の樹木がある。その高さが六尺あつて、靑い葉と赤い花を持つてゐるといふのは、單なる存在に就ての見方である。而して其樹木が拾圓の價格を有するものであり、彼の所有物としてその所有權を第三者に主張し得ると考へることはこの樹木を文化の一物として考察した見方である。而して又この樹木の花は美しく、その花は愛護すべきものであると考へるのは價値を考慮してゐるのである。斯くの如く文化とは單なる存在ではなく意味的存在である。法及び經濟等に就ていへば、社會的議論としての法及び經濟は存在の世界であり、文化學としての法及び經濟は、どこまで意味的存在の世界であり、兩者は區別すべからざるものとされてゐる。

文化國家（ブンカコッカ）
文化國家（Kultur-Staat） 又は形而上學的國家とも呼ばれ、ヘーゲルによつて樹立された國家觀である。彼の觀察に從へば、國家といふものは個人のそれを超越した客觀的の意志であるといふ。卽ちそれは個人の意志のやうに有限なものでもなく、不純なものでもなく、不合理なものでもなく、相對的のものでもなく、全く無限にして眞理、合理的にして絕對の存在である。從つて國家は自由である。國家の法律とはこの自由の發現に外ならない。故に個人は國家に絕對服從する事に依つてのみ、客觀的、無限的、合理的、絕對的な眞意志に合致し得るのである。ヘーゲルはこの國

しむるのみならず、少年婦女をも家庭から狩り出して勞働人員たらしむる事となつた。而も此事は、二重の原因から勞働階級の一般的賃銀を低減せしむるのである。その第一は修業期間の短縮に依つて、勞働力の再生産費卽ち一人前の勞働者を作り出す費用を減じ、勞働力の價値を減ずるからで、賃銀が主として勞働力の價値に左右されるものである以上、亦避け難いことである（『勞働及勞働力』『價値論』『賃銀』參照）。又第二の理由は勞働人員が增加されることである。從來は父又は夫の扶育に待つてゐた少年婦女が、勞働の供給者となることは、需要供給の關係から勞働の價格を、卽ちその賃銀を低下せしむるに至るのである。

分化（ブンカ）
單一體が多數體に分割されて、量の多數化が同時に質の多樣化を伴ふ作用。

文化（ブンカ）
文化とは獨逸語の Kultur の譯語であつて、英語の civilisation に該當すべき語義ではない。獨逸語に於けるクルツールも、通俗的には種々の用語例もあるけれども、學問的に殊に哲學的にこの語を使用する時はある特定の意義を有する。ヴィンデルバンド及びリッケ

家觀に出發して、遂に文化國家の觀念を創生した。卽ち彼は斯くの如くして國家をば文化の擔任者と認め、世界を擧げて、この文化國家の下に光被せんとしたものである。然しヘーゲルの斯かる國家哲學は、當時のプロイセン國家を理論的に肯定すべく與へられたといはれてゐる。卽ちウオルフが絕對主權說の理論の代表者となつた樣に、カントが法的制度としての國家の辯護者となつた樣に、彼の法理哲學は、國家を道德力の最高代表者と認めることによつて、プロイセン國家の發生及完成を說く哲學であつた。この觀念が、やがて歷史の回歸說と結び、ベルンハーディーの軍國主義と結んで、獨逸の世界統一策が妄想的に築き上げられたといはれてゐる。

文化生活(ブンカセーカツ)

文化生活とは森本厚吉博士の主唱にかゝり、吉野作造博士、有島武郎等によつて贊助された主張である。その主張によれば、我々が生活上種々の享樂を、高尙に、上品に充たして行くことが、謂ふところの文化生活らしい。その意味に於て森本博士の如きは、西洋にはずつと以前から文化生活があつたが、日本もそれを取り入れて、よりよき衣食住の享樂を充たすべきであるといふやうな論を述べてゐる。これに對して彼等の文化生活とはブルヂオア的理想であるといふ意味から、大山郁夫、權田保之助其の他の諸氏によつて一矢酬いられた。然し文化の語義そのものが斯くの如き通俗的の概念決定を許されない以上(『文化』及び『文化主義』參照)、斯かる所說は學問的には存在し得ない。ただ通俗的に、會話語として使用される所に從へば、生活上の享樂を豐富に滿たし得る生活を意味してゐる。それと共に、其の主張が餘りに高尙で、餘りに上品であるため、無產階級に對しては何らの感興をも與へてをらない。

文化主義(ブンカシュギ)

文化主義とは一言にしていへば新理想主義の謂である。十九世紀末の自然主義に對しての二十世紀初頭の新理想主義をその對立的な意味から通例文化主義と呼んでゐる。蓋し新カント派たる新理想主義者の見解によれば、自然と文化とは明瞭に區別さるべきものであり(『文化』參照)、從つて自然の上に立脚した世界觀を自然主義と呼び、文化の上に立脚し且つまた文化價値の實現を目的とする世界觀を文化主義と呼ぶのである。從つて嚴密なる學問的用語としての文化主義とは、嚴密なる純粹形而上學上の一主張である。通俗的用語例によれば、文化生活とか文化運動とかの造語は、よりよき生活またはよりよき生活へ到るの道と考へられてゐる。然し文化とは價値關係の所產であつて、決して價値判斷の所產ではない。この點は文化主義の概念決定に關して、最も重要なる焦點である。その點からいへば、嚴密な意味に於て、文化を生活理想となす事は、何らの意味もない事になつてくる。然し文化生活者に於ての生活の理想とは、意味的存在としての文化ではなく、それの本源に交つてゐる文化價値である。換言すれば文化そのものを生活理想となすのではなくて、文化價値の實現に努める主張を稱して文化主義と呼ぶのである。何となれば文化とは價値判斷の所產ではなく、單なる價値關係によつて生じたる意味的存在であるが故に、直言すれば善い文化も惡い文化もあり得る譯である。例へば玆に甚だしい惡法があつたとしても、一個の文化たるに相違ないのである。文化そのものが斯くの如き性質を有する限り、これを生活理想とする主張は存在し得ない筈である。斯くて文化主義とは文化價値の實現に對する主張とならざるを得ない。文化價値の實現に努むる事は、いふ迄もなく價値を顧慮しての主張であるが故に、新理想主義の哲學は沒價値的の生活理想論を指して自然主義と呼び、これに對して新理想主義哲學を稱して文化主義と呼ぶのである。この意味で純哲學上の用語としては、民衆文化主義、プロレタリア文化主義等の造語は存在し得ない。それは文化そのものが價値判斷の所產でないといふ一點によつて明白に術語としては拒否さるべきものである。

文化運動(ブンカウンドー)

文化運動も亦文化生活の如く、至極通俗的に理解され、使用されてゐる言葉である。その理解に從へば、よりよき生活を招來するための一切運動は、總稱して文化運動といふ名目に總括する習慣となつてゐる。從つて社會主義運動も、普通選擧運動も、治警撤廢運動も、共にその名目の下に總括されてゐる。雜誌『文化運動』、結社『文化學會』等も、此通俗的理解の下に附せられた名稱であるやうに思はれる。然し『文化』『文化主義』の條項に說ける如く、文化には斯くの如き通俗的使用を許さぬとすれば、文化運動とは究極するところ文化價値の實現に努力するための運動のみに限定さるべきものである。

文明(ブンメー)

文明 (civilisation) とは元來學問上の術語としてゞはなく、通俗的な用語として一般的に使用されて來たものである。英語の civilisation は語義的には、拉典語の civis (都會)より出でたもので、單に都會化するといふ程度の意味のものである。この單純な意味の言葉が後に至つて種々な內容を持つやうになつて來たのである。ウォードが『純正社會學』に於て述べた定義に從へば、文明とは自然的なる物質及び力の利用であるといふ。卽ち自然力及び物質に人工を加へて、人間の利益に適應させるといふ事であつて、その性質上人工的なものである。斯くの如く、文明とは所謂物質文明に外ならぬものであるが、現在に於ては文明の概念中に自然の支配といふ事ばかりでなく、更に精神の向上をも含むやうになつてゐる。

文明病(ブンメービョー)

文明病とは正確な意味に於て、生活の各樣相が個々的に分裂してゐて、その統一的見地が立つてゐない事をいふ。その原因は社會文化の各樣相が支離滅裂となり、甲文化と乙文化と相卽せられるところの、その球窩關節が失はれてしまつてゐるからである。一例すれば日本人は政治生活に於て、國力充實して五大國の一となり、經濟生活に於ては、生產が增大し、輸出は增加し、その財力は戰前夢想だにしなかつた程膨脹してゐる。その他藝術生活、思想生活を顧みても、一として向上せられてゐないものはない。然し畫家は自分の勞力と手腕の値打に顧慮せず、成金といふ分裂生活の經濟家を利用して法外の高値に賣り付ける事のみに腐心し、成金はまたそれを藝術品として鑑賞する感覺はなく、ただ廣告代りとして、斯る高價なものを持つてゐる事を誇示せんとする。斯くの如きは皆嚴密な意味に於ての文明病に冐されたるものである。然し一般的な理解に從へば、文明病とは近代人のデカタン的な生活に對して、特定的に用ひられてゐるやうである。卽ち意識が無限に分裂し、興味は無限に錯綜してゐる近代人の一時性たるデカタンを稱して、文明病と呼んでゐる。然しその名稱の生れた所以は近代人の生活の各樣相が錯裂してゐて、相互の文化に對する統一的見地を失なつてゐる事から出發してゐるのである。

分產主義(ブンサンシュギ)

【概說】分產主義 (distributism) なるものは集產主義 (collectivism) に對比して用ひられた言葉で、この文字が一般的に使用されるやうになつたのは最近の現象である。從つて分

産主義なる語義の内容は、これを解繹して二樣の意義に分類する事が出來る。即ち一は共産主義であり、而して他の一は私有財産主義である。即ち集産主義は經濟上の富を國家に集中すべしと主張するに對し、共産主義は個個の社會團體の共産に移すべしといひ、私有財産主義者は之に對して各人に分配すべしといふ。個人たると團體たるとを問はず、資本の國家的集中に反對して分産を主張する點から見てこれを分産主義者と見做して好い。然し今日の一般的概念によれば、共産主義に對してはこれを分産主義に數へてをらない。その是非は兎に角として、分産主義といへば現在の資本主義を否定した後の社會組織に對する提案に關し、財産を各自に均等に分配すべしとなす一派を指してゐる。私有財産主義の內容に就て分析して見ても、ある一派は現在の社會組織を肯定した上での私有を認め、更に他の一派は現在の組織を否定した上での私有を認める。この意味に於て、私有財産主義にも二面的な意義があるけれども、玆で分産主義と呼ばれてゐる所のものは、特定的に後者に對する所の概念と見做して好い。斯くの如き分産主義の主張の正非は度外視しても、現在社會の經濟的缺陷は少數者が大部分の富を壟斷する事に依存してゐるが故に、これを匡救せんがため、各人の富に何らの兼併なき均分狀態を來たさしめよといふ主張も存在し得る。分産主義とは正にその道を選んだ異色ある社會思想である。

【理論】 分産主義が頽りに主張されるのは英國であつて、その代表的鬪士はヒレェア・ベロック(Hilrair Belloc)である。然しそれは實際社會運動としての勢力も持たず、且つまた一個の社會理論としても、一般的な注意を引いてをらないやうである。ベロックの代表的著作たる『奴隷的國家』に於て明らかに說かれてゐる如く、現在の國家をもつて搾取階級と被搾取階級の對立と見なし、而して現行の社會制度を否定する點に於ては、他の新しき社會思想と異なる點はない。只だ然し分産主義者は、これに經濟的平等の基礎を與ふるために、社會主義者各派の理論の如き、生産器具の集中と社會的所有を排斥して、一般的な分資と分産との形式を採るのである。彼等の見解に從へば、社會主義——殊に國家社會主義(集産主義)は非個性的、器械的であるが故に更に個性的にして、有機的なる社會形態として分産主義社會を主張するのである。ベロックに從へば集産主義とは、生産手段が共同社會の政治的役人の手にあるべき社會であつて、これは再び資本主義に見たと同樣の奴隷國を再建する道だといふ。蓋し資本主義はあろ少數者による財産の所有なりしに反し、集産主義は一の大なる財産所有者を設立するに過ぎないのである。成程生産者は集産主義の國家によつて、彼等の安全性は與へられるであらう。然しそこでは人間の多衆が法律の强制によつて少數者の儲の爲めに勞働を强制される事になる。彼等は國家より賃銀を支拂はれ、且つまたその境遇は改善されるかも知れない。けれども彼等生産者が、これによつて精神の安定性を得る代りに受けるものは奴隷的精神そのものである。而してこの奴隷的精神の上に築かれた社會は、現在の資本主義國家よりも、更により鞏固なる奴隷的國家である。その精神的墮落を防ぐためには、分産主義の形態及び方法を採るべきだとなすのである。以上の理論に於ても明らかなる如く分産主義の使徒達は、ベロックを初めとして悉く中世紀への復古論者である。資本主義によつて損はれた人間の靈魂を、中世紀への復古によつて救濟しようとするのである。此點はギルド社會主義の諸論者、殊に地方的ギルドの首唱者(ペンティー)との共通性が窺はれる。

ただギルド社會主義者は富の所有を全體の共同社會に移し産業の支配だけを所謂産業自治論によつて、ギルドの掌握するものとなしてゐるに反し、分産主義者は産業の支配のみならず、富の所有をもそのギルドの各成員間に分有せしめんとするのである。然しこれは決して程度の差違ではなく、寧ろ根本的なる種類の相違であつて、看過すべからざる重要事項である。これを要するに、分産主義者が資本主義の排擊者として、他の如何なる社會主義諸派に比しても遜色を有せずして、然も尙ほ私有財産主義を固執するのは次の如き論據を執るからである。即ち第一は心理的原因とも目すべきものであつて、財産欲は人間に固有する欲望であるといふ考へである。而して第二は經濟的原因であつて、これには二つの推論方法が樹てられてゐる。即ち『自由』なるものゝ經濟的基礎は財産なるが故に、先づ財産の恢復が必要だといふ考へ方と、更に現代社會の經濟的惡原因は、少數者への財産の集中なるが故に、これが救濟策としては直ちにその逆を取り財産の分散を主張しなければならぬといふ考へである。而してこの理論の背景となつてゐるものは、ベロックもいふ如く一種の傳統主義であり、而して復古主義である。然り中世紀への復古主義である。彼等は奴隷的國家制度下より、奴隷的精神の解放を企圖してゐると見るべきである。

【方法】 分産主義は前述の如く、その理論に於ても、一般的な興味を喚起してゐないと共に、その實際運動としては何等の形態をも備へてをらない。それは畢竟分産主義の唱導者が、單なる理論的指導者といふ域にも至らざる、一個の理想的解說者に過ぎないといふ所に、その重要なる根據を求める事が出來る。元來ベロック自身が一個の歷史家であつて、將來社會の詳しい樣相や、これに到達する細密の方法を提示してゐないのである。然し彼の見解によれば、財産それ自身が有害なのではなく、只だこれが少數の使用者に專有されてゐるから弊害が起るので、これを救ふには先づ、所有者の數を可及的に增大する事である。而してこれが最大的に增大された狀態が即ち分産主義の時代である。然らば即ちこの理想を實現するためには、如何なる方法を採らんとするのであるか。これに就てはベロックは何等言及する所はないが、その門下なるマンの說明によれば、强力を以て財産を悉く沒收しこれを平等に分配せよといふのではなく、第一に分産主義の理論の宣傳によつて輿論を喚起する方法を採り第二には立法的救濟方法に據るといふのである。而してその方法の標準なるものは、飽くまでも所有權が少數者より多數者へ移るやうに、念願すべきもので、これが不平衡を防がんがために、生産組合を完全なものとしなければならないといつてゐる。これによつても推察し得るごとく、分産主義に於ては消費よりも生産に重きを置いてゐる。ベロックの他の門下生ショヴァースによれば、消費者の組合は賃銀制度の存續を前提としてゐるが故に、眞のデモクラシーは産業的デモクラシーでなければならないといふ。この産業デモクラシーに立脚した國家こそ、資本主義及び集産主義のそれの如き奴隷的國家ではなく、各人の自由の上に建設された國家である。彼はこれを『聯合的國家』(アソシェーチヴステート)と呼んでゐる。ベロックはこれを單に『自由社會』(フリーソサイテイー)と呼んでゐるが、彼の信念によれば、確かなる實例と、直接の宣傳によつて、それが奴隷的國家への傾向を破壞するに相違ないと考へて居る。然しそれ以上に如何なる手段と方法とを以て、彼の所謂自由社會を招來せしむべきかに就ては、何等の言葉をも發してをらない。斯くの如き態度が嬰て分産主義に

對する一般的注目を滅殺せしむる所以となつてゐるのである。

ブランデス（ゲオルグ）

ブランデス（Georg Brandes）は一八四二年、丁抹の首都コーペンハーゲンに生れた。彼は純粋の丁抹人の子孫でなく、猶太人の出であるがために、少年時代から人種的な偏見に苦しめられてゐた。十七歳の時に首都の大學に入り、始めは法律を勉強したが、後に文科に轉じ、ゲーテ、ヘーゲル、スピノザ、キエルケゴルド等の研究をなした。一八六二年に『古代運命論』なる一文を草して金牌を受け、やうやく文壇に知られるやうになつた。一八六六年巴里に遊び、六八年には伯林、七〇年には巴里、倫敦、羅馬に遊び、テーヌ、ルナン、ミル等と交友を深くした。『美學の研究』『批評と描寫』等の著書を公にしたのはこの頃であつたが、哲學博士の學位を得て七一年に母校の教授に擧げられた。彼の名著『十九世紀文學の主潮』はこの講演を後に纏めたものである。コーペンハーゲン大學では一八七七年まで急進的な主張を述べてゐたが、やがて辭して伯林に行き、一八八三年には四千クラウンの年金を受くる國家の學者として迎へられるに至つた。かくして彼は『十九世紀文學の主潮』を始め、『近代戯曲文學の人物と事業』『近代精神』『沙翁論』等を出し、一八八七年に露西亞に遊んで、『露西亞印象記』及び『波蘭印象記』の收穫を擧げ、數年前に死んだが、他にも尚幾多の著作を殘した。

ブラン（ジァン・ジョセフ・ルイ）

サン・シモンとフリエーとは、佛國社會主義の元祖たる最高地位を占め、ルイ・ブラン及びプルドーンはその次ぎに現はれた最大の社會主義者である。而して、さきの二者が、宗教的、道德的、感情的一言でいへば空想的の社會主義者であつたに反し、ルイブランは、社會主義を科學的現實的なものとなし政治と連結し、マルクス、ロドベルトス、ラッサレ等の所謂科學的社會主義の先驅をなした人である。ブラン（Blanc Jean Joseph Louis）は、一八一三年十月二十八日スペインの首都マドリッドで生れた。父は佛蘭西人で、一時其地に住居し居たのである。ブランは少年の日を母の生地コルシカに送り、一八三〇年學問の爲めに巴里に上つた。父が革命の爲めに死んだので彼れは自活せざるを得なくなつた。で、初めは寫字や教師をなし、次いで文筆をもつて立つに至つた。一八三四年民主主義新聞ボン・サンに入り、同三七年主筆となつたが、新聞の持主と意見に相違を來にたため、三八年に至つて辭職した。彼はその前から種々の民主主義、急進主義の新聞雜誌に寄稿してゐた。一八三九年『進歩雜誌』を創刊し、これに載せた『勞働組織論』は彼の名を高からしめた名著である。また一八四一年に著はした、『十年史』（一八三〇―四〇）は彼の歷史研究として最も有名なもので、此等の書は多大の反響を惹起し、革命を促進するに與つて力あつたものである。一八四八年二月、革命の結果出來た假政府に、彼は重要の地位を占めた。勞働委員會を招集してその議長となり、又國民授産場を設けて、勞働者の幸福を圖らんとしたが、その計畫は失敗に了り、勞働者及び一般の反感を買ひ、一八四八年五月遂に白耳義に逃れ、次いで倫敦に渡り、一八七〇年巴里に歸つた。歸國の後、巴里より選出されて國民議會の議員となり、一八八二年十二月六日カンヌに死んだ。

ブランキー（ルイ・オーギュスト）

ブランキー（Louis Auguste Blanqui）は一八〇五年二月七日プゲテニールに生れた。巴里に於て法律及び醫術を研究したが、夙に革命運動に興味を有し、一八三九年には、遂に暴動

に參加し處刑を受くるに至つた。二月革命の際漸く出獄したが、一八四八年また暴動を起して再び十年の禁錮に處せられた。一八七一年三月十八日の『コムミューン』一揆に際しても、大に劃策する所があつたが事敗れて終身刑に處せられた。一八七九年、赦免されて出獄し、一八八一年一月二日巴里で死んだ。彼は頗る過激な思想を有し、その理想實現の爲めに、一つの過激な政治團體を組織した人は彼の名を取つて『ブランキー』黨と呼んだ。此團體は一八七一年倫敦に開かれた國際勞働會議、その翌年のヘーグ會議で所謂自主黨及び『バクーニン』の一派と共に、『マルクス』主義に支配された萬國勞働會議を覆さんと謀り、畫策大に努めたのであつた。

ブラッセル會議（――カイギ）

歐洲戰爭終熄後、國際財政會議をブラッセル市に於て開催した。これを通常ブラッセル會議といふ。この會議の決定がどの程度まで有力なものであるか、または眞劍味を有するものであるか、それは未だ明白に知る由もないが、兎に角、各國の代表者が商議して財政に關する討究を交換した。その中に於て最も重要なるものと認むべき一項は、次の決議と見て好い。曰く、物價の低落及び繁榮の恢復は生産の增加に依る。而して政府の經常費が常に收入に超過し、豫算に不足を生ずる事は、（A）信用並に通貨に今日以上の膨脹を來し、（B）內國通貨の價値の今日以上の低落を招き外國爲替に大なる變動を惹起し、（C）今日以上に物價と生活費を上騰させる所以である。是等の諸事象は生産に對する多大の妨害となら ざるを得ないのである。豫算に於て收入不足を告ぐる國は、一般的に廢類に誘はるる危道を步むものであつて、各國は如何なる犧牲を拂つても、此危地を脫するに骨を折らねばならぬ。故に各國政府は社會的並に財政的改革に於ける第一步として、左の諸政策を實行するの義務に服しなければならないものである。

(1)經常費を削減して經常收入と均衡を保つに至らしむること。

(2)軍事費の削減は國家の安全を保證する程度と兩立する限りに於て、嚴重にこれを實行せらるべきこと。

(3)總ての不生産的臨時費を廢棄すること。

(4)生産的經費及物品は事情の許す限り最低度まで低減すること。

尙ほこれと共に外國爲替に關する委員も通貨收縮の必要を決議し、各國は通貨の基礎となる眞實の富を增加すべく努力すべしと述べてゐる。

ブレンタノ（ルヨ）

ルヨ・ブレンタノ（Lujo Brentano）は一八四四年十二月十八日獨逸アシァッフェンブルゲに生る。獨逸にて修學後英國に渡り、特に其地の職工組合制度を研究して歸つた。一八七一年伯林大學の講師となつたが、翌年再び英國に赴き歸來直にブレスラウ大學の教授となつた。一八八二年轉じて維那高等學院教授となり僅か一年にしてライプチヒ大學の國家學教授に轉任した。一八九一年ミュンヘン大學に移り、國家學教授の主任となり、傍ら經濟學經濟史及び財政學の講座を受持つた。現在は教職を退いたが、獨逸に於ける社會改良主義經濟學者として、世界的に有名であり、また社會政策學會に籍を置いてゐる。

ブルヂォア

ブルヂォア（bourgeois）とは語義的に見れば、burg（城堡）なる文字に發してゐる。卽ち城堡を圍んで形成してゐるのが burgh（都市）でありブルヂォアとはその市民町人を指したものに過ぎなかつた。封建時代に於ける階級的類別は、僧侶を以て第一階級となし、國王、貴族、諸侯を第二階級となし、この貴族僧侶を

包含せる兩階級が當時の上流階級に屬してゐた。次に當時の中流階級（middle class）に所屬する一團は、ブルヂアと呼ばれる市民町人の一團であつて、これが第三階級と稱してゐた。最後の第四階級は賤民奴隷の一團であつて、これは輕蔑の意味からプロレタリア（proletarier）と呼ばれてゐた。この意味に於てブルジアとは、本來の意義に於て中間階級を指すものである。從つてブルヂアなる言葉の語源は單純なる一般市民を表示するに過ぎなかつたものである。然るにブルヂアが封建制度を倒した後產業革命の結果として複雜高價なる機械を使用するやうになり從來のブルヂアは茲に分化せざるを得なくなつた。即ち產業革命以前の家內工業時代にあつては單純なる器具道具を使用し、多くは自宅に於て、而も二三の職業を兼ねてゐたブルヂアが、到底斯くの如き單純なる形式を持續する事を許されなくなつた。動力機械を最も有利に使用する爲には、可及的多くの職工を同一工場內に收容し、一定の時間、連續的に使用する必要も生じ、而も註文を俟つて始めて生產に從事するといふやうな緩慢な方法を採つてゐられなくなつた。それがためには巨大なる資本を必要とするやうになつたのであるが、斯る巨額の費用を各人が自辨する譯には行かないために、それの出資を目的とする一種の社會階級が形成されて來た（『產業革命』參照）。勿論斯る出資をなし得る者は當時のブルヂアに於ても富裕なものであつて、その費用を自辨し得ざる者は、已むなく自己の勞力を提供して賃銀を得、而してそれを以て生計を立てて行かねばならないやうになつたのである。斯くして比較的貧乏なブルヂアは金持のブルヂアに支配されるやうになり、從來のプロレタリアと同一の地位に墜落されてしまつたのである。

武士道（ブシドー）

武士道なるものは古往今來日本民族の歷史を貫いて顯現した固有の尊むべき道德なりとする說は、屢々唱へられる。されど武士道といふからには武士の間に發達した道德であつて武士が最も隆盛を極めた時代に、その道德も頂點に達したるべき筈のものである。然ればこそ武士道は單に日本のみが獨占すべき性質のものでなく、何處に於ても武士の存したる所へば鎌倉時代より德川時代の終末にかけて、武士は社會の全階級の人民を支配したのである。この時代には直接に社會を支配する最高權威者は大名であつて、多數の武士が是に附屬し、平時にあつては格段の勤勞を提供することなく、十分なる祿、卽ち扶持を受けて農工商を驅使し、萬一その大名が兵力を要する場合には直ちに君侯の馬前に立つて戰場に馳せ向ふのを本分としたのである。されば武士は平常生活を保證された故に何等貨殖に奔走するの必要なく、武を磨くを最も重要とし、平常の恩顧に報ずるためには、生命を鴻毛よりも輕しとするを理想としたのである。抑も社會の成員を拘束する道德は、その社會が小であつて、成員相互の間を結ぶ紐帶が緊密なる程、有力なものとなるのであるが、封建社會は之を現代國家に比するときは頗る狹小な社會であつて、その社會內に一角を形成する武士階級なる社會は勿論更に小なるものであつた。この小なる武士社會の道德が甚だ嚴格なるものであることは驚くに足りないことである。今武士道の內容に擧げられるものは、忠義、武勇、節義、廉潔等の諸德である。前述の事實を念頭に置いて一々是等の德を檢するならば、武士道なるものは畢竟封建社會の產物なることが會得されるのである。西洋で

武士道を代表するのは騎士である。騎士は武士と同じく封建社會に於て王侯を守護し、庶民を搾取した人々である。

物資供給令（ブッシキョーキューレー）

『臨時物資供給令』を見よ。

物質（ブッシツ）

過去幾世紀の間、哲學者や科學者は宇宙の根本的實在を發見しようと努め、その結果近世思想家を二派に對立せしめた。實在は力から成ると主張するのが其一であり、物質の中に終極の實在を求めようとするのが他の一である。前者を代表する者にはスペンサーがある彼の見解によれば、物質とは力の中心に過ぎないといふ。是に對して他の一派を代表するウォードの如きは、物質を以て根本の實在と見做してゐる。彼の言によれば、物質の定義を與へる事は不可能であり、物質は他の總ての定義に於ける終局的な限界であるといふ。卽ちもし物質に對して、物質とは見える通りのものだといふならば、それは定義を許す範圍內に於て定義してゐるに過ぎないものである。然し物質といふ言葉は定義されなくとも物質の終極的な構成に就ては何事かを語り得るのみであると。

ブース（ウヰリアム）

救世軍の創立者ブース（William Booth）は一八二八年英國ノッチンガム市に生る。十三歲の時父を失ひ母の手で二人の姉妹と共に育てられた。十五歲の時、深く感ずる所があり同志の少年數名とノッチンガム市の貧民窟に入り貧民窟傳道を始めた。二十歲の時倫敦に入つて實業に從事したが、傳道事業こそ一生の事業なれと決心し、二十四歲の時再度決心をして一八六五年七月東倫敦の貧民窟に特別傳道を企て、東倫敦傳道會なるものを組織した。これが卽ち救世軍の濫觴である。彼が特に傳道政策に軍隊制度を採用した所以のものは、規律節度を重じ、步調を一にして前進する必要あるを思ひ、聖書の句を取つて救世軍と呼ぶに至つたのである。彼の救世軍はかくして一八九〇年その妻を失ひたる年、彼は『最暗黑の英國及其救濟法』なる著書を公にして傳道方針を一新し、更に世界的なる運動を起した結果、一九〇四年の救世軍大會には各國人七萬人の示威運動參加者を算するに至つた。一九〇七年には日本へ傳道に來た。一九一一年八月、八十三の高齡を以て逝いた。（『救世軍』參照）。

物々交換（ブツブツコーカン）

【意義】 貨幣或は信用貨幣に仲介せられることなく、直接に勞働生產物が交換せられることを、物々交換または直接交換と言ふ。これは人類の經濟的發達が猶甚だ幼稚であり、交換が偶然的にのみ行はれてゐた時代に於ける現象であつて、何等かの生產物例へば家畜、寶石、穀物の如きものが一般的等價物となり多くの種類の生產物の交換がこれ等の等價物を通じて、間接に行はれる事が普通となると共に、その影を潛めて終つたものである。物物交換と云ふ意味は、決して生產物と生產物との交換と云ふにあるのではない。それはただ、等價の仲介を經ない所の生產物の交換にのみ用ひらるべき言葉なのである。若しこれを、生產物との交換と云ふ意味に解するならば、上古の日本に行はれた、米を等價とする間接交換は勿論、現在行はれる貴金屬を介する交換も、更に金屬貨幣の支拂なく爲替手形等によつて相殺する信用取引も、皆物々交換の一種だと言はねばならぬ事となる。然し乍ら、米と云ふ生產物と他の生產物とが交換されるからと云つて、これを物々交換とは云ふ

事が出來ない。この場合の米は一般的等價物として、恰も今日貴金屬貨幣が帶びてゐると同一の役目を、卽ち貨幣としての職分を盡してゐるのであつて、それは明かに間接交換であり、賣買である。信用取引が物々交換だと云ふ事は、全く誤謬で、貨幣の代表者たる爲替手形等の信用貨幣は、明白に交換の仲介をしてゐるのである。卽ち物々交換とは、交換が不規則的に、甚だ稀に行はれてゐる場合にのみ存在するものであつて、一と度び一般的等價か（如何なる種類の生產物がその役目を受持つにしろ）現はれてからは、全く廢れて終つたものである。

【發生】物々交換は、交換の最も原始的な狀態であるから、物々交換の發生を尋ねるには是非とも交換發生のあとを尋ねなければならない（『交換』參照）。交換は原始種族團體の間に於いて、その生產力に餘裕が生じ、その種族内の要求を充し得る以上の生產が行はれた場合に於いて、始めてその萠芽を發したものである。かくの如く餘剩勞働力を持つ種族團體が、互に接觸する機會を得ると共に、自ら生產し得ざる若しくは他に優つて生產し得ざる生產物と、自團體に於いて有り餘つてゐる生產物を交換したのが、恐らく交換の行はれた最初のものである。當時の交換が多く相互的な贈與の形式を踏んだ事は、現存未開人間の風習によつても推定することの出來るもので、それが物々交換であつた事は論ずるまでもない。然るに、偶發的な交換が繰返されてゐる間に、それは次第に秩序正しくなり、一般的となり、交換を希望する者は一定の場所に集合して、市場を造るに至つたのである。今日猶、到る處に見る市場の起源はかくして發生したものである。市場に依る交換も矢張り物々交換であつた。交換は此處で互に己の要求する生產物の所有者を探ね、これと交換する外はなかつたのである。甚だ困難な事であつた。假りに甲の要求するものを乙が持つてゐたとしても、乙の欲するものは甲の持つ生產物ではないかも知れぬ。彼等が適當な相手を見出す事は仲々容易でない。よし相手方を見出したとしても、その生產物の交換比例を決定する事が、また厄介な問題であつた。この問題は生產が次第に交換を目的として營まれ、生活資料などの必要な消費物が、交換によつて得られる事が多くなるに從つて、益痛切に感じられるに至つたのである。かくて、此不便と困難とを救ふものが現はれた。それは、一般的に等價となり得る生產物である。卽ち一般的等價物である。それは直ちに他の生產物の價値を體現するもので、何れの生產物とも一定の標準で交換される。それ故に、此職分を帶びた生產物は、何人も希望する事となり、交換は次第に、此等價物の仲介に依つて行はれる事となつたのであつた。等價としての役目は、始めには種々たる生產物に、一時的に與へられたものである。牛が等價物である事もあれば、貝殼などの裝飾品がそれである場合もあつた。然しその中に、此役目に最も適した生產物が、規則的に等價物の役目を演じ、遂には此役目と密着して離れ難くなつて來る、鑄貨の媒介なくして行はれる交換は、すべて物々交換であるかに考へられるのは、現在この等價物となつてゐる貴金屬が、全く其職分と密着してゐるからなのであつて、牛であれ、米であれ、一般的等價物として働くものが出來てからは物々交換、直接交換は漸次に驅逐されて終つたのである。卽ち、物々交換は、交換の發達が或る段階に進むと共に全く終焉を告げて終つたのである。

物理學（ブツリガク）

物理學は希臘原語にて『フェージケー』と云ひ『フェージス』卽ち自然といふ意の語より

起つたものであつて、『自然』の學と云ふのが元來の意味である。物理學の意味は古來非常な變遷を重ねて來てゐる。初め希臘の學者はこれを一般事物の性質の學であるとし、有機心意の兩界に通ずる知識を包含せしめたが、其後に至り第一に自然と云ふ考よりして心意界を除去し物理學は單に物理界を攻究するのみのものとし、心意生活の科學としての心理學は物理學の圈内より脫して、獨立の科學となつた。然るに其後に至り、其領域は益々縮小され、物理學は僅かに物理界の研究の一部分に過ぎざるものとなつた。卽ち、化學、礦物學、生物學等の如き物質の特殊の顯現を研究の對象とする諸科學は今日では皆物理學より分離して、物理學は唯だ（多少の例外はあるが）主として一切の物質に通有の性質及び作用のみを研究するものとなつた。

部族（ブゾク）

同一地方に生活するところの氏族は同一の人種である。同一の言葉を話し、同一の傳說を傳へるものである。これは同一地方に異人種の生活し得ない事と、同一地方に同一人種の增殖して行つたことに因る。故に天災地變等其他の特殊な事情がある時これらのものは結合して大團體を成すのである。これを稱して部族といふ。部族としての經濟上の條件は、耕作に從事するものと、牧畜によつて生活するものとの二種に分れる。牧畜をなすものが良好の地を發見する時は定住して耕作に從事するのが例である。然し、これを發見し得ずに遊牧の生活を續くる者には滿洲西藏の漂遊族の如きものもある。これを呼んで漂遊部族といひ、農耕に從事するものを定住部族といふ。漂遊部族と定住部族とに就て、その相違を見るならば、前者は主として肉食し、山野を跋涉してゐるが故に、性獰猛なるを免れないが、後者は一般に溫和である。また漂遊部族は斯くのごとく遊牧し歩くに際し、もし定住部族に遭へばこれと闘ひ、多くはこれを征服してゐる。この際もし被征服部族が異人種であつた場合は、放逐するか、或は賤役に從事せしめるのが常である。奴隸制度の起つたのは、畢竟するにその結果であると見られる。

平等（ビョードー）

平等には大體において二種の解釋が行はれてゐる。卽ちその一は天賦人權說に由來したる親念上のそれであり、他は政治上、社會上、經濟上、その他一切の權利に對して、これを獲得參與する機會の平等を要求するものである。親念としての平等說はギリシア時代から既に存してゐたものであつたが、これが一般化したのは、十八世紀に至り天賦人權說なるものが說かれるやうになり、自然法說が傳へられるやうになつてからである。卽ち當時に於ては國家が制定したる制定法以外に、寧ろそれを超越して自然法なるものの存在する事が認容されてゐた。從つてこの自然法が存在する限り、これに對して自然に享有するところの權利卽ち自然權なるものがなければならないと考へられてゐたのである。換言すれば人は生れながらにして天賦の權利を有するものとされてゐた。而してその天賦の權利なるものは如何なるものであつたかといふに、それは各人の自由と平等とである。北米合衆國の獨立宣言、佛蘭西立憲議會の人民及公民權宣言の如きは、この人間天賦なる自由と平等との確立に外ならなかつた。かくの如くして平等說なる物は唱へられたものである。然しながらその平等說は抽象的、親念的であつて人は何人も貴賤貧富の別なく、平等なる權利を以て生れ出でたものだとなすにあつた。元よりかくの如き說は當時の封建主義、父老主義、敎權主義に對應して起された主張であつて、これを打破するに於ては重大な貢獻をな

したものであつた。然しながら事實の示すところは、人生れながらにして具有する能力の上に、賢愚長短の差違あることが語られてゐるを以て、人生れながらにして平等であるとの觀念は、單に一個の架說に過ぎない事が立證されたのである。かくして、かゝる觀念に基いて唱へられた平等說なるものは、やがて一般から顧みられないやうになつた。斯くして新に唱へられたものは、各人が社會上、經濟上政治上等の各般の『機會』に對しこれに參與する權利を享有する上に於て平等たるべしといふ說である。これ即ち新しき意味に於ての平等の觀念であり、從つて新しき意味に於ての平等主義の立場であつた。この說によれば、元より各人生れながらにして、能力の差違が與へられてゐることを認めてゐる。然しながら現在の社會に於ける不平等は、決してその生れながらの能力の差違のみでなく、平等なる參與權を奪はれてゐる結果として生ずるものが、特に多いことを力說するのである。即ち現在の社會に於ては、一般に平等なる權利が分配されてゐない事が、幾多の悲劇を生むと解するのである。政治上に於ける普通選擧の要求の如きその一例と見做し得る。這は畢竟するに十九世紀以來の自由放任主義より生ずる不公平と不合理を匡救せんとして、即ちそれが反動として近來殊に論ぜられる主題である(『自由主義』『放任主義』參照)。社會主義の諸主張の如きは、この意味に於て絕對的平等主義に立脚する者とも見るべく、自由競爭ならびに私有制度を破壞して、新社會を建設せんとするに外ならない(『社會主義』參照)。即ち各人が一切の機會に對して、これに參與するに平等なる權利を許されたる新社會を、建設せんとするものと解すべきである。かくの如きは何れにもせよ、新しき意味での平等說を基礎としたものである。然しながらかゝる主張も、決して今日に至つて初めて論ぜられたのではなく、既にプラトンの如きが理想國家の說を唱へてゐた事實を見ても、ギリシア時代から存在してゐた事が明らかである。

ビュッヒァー(カール) ビュッヒァー (Karl Bücher) は一八四七年二月十六日獨逸國キーアベルヒに生れ、一八六六年より一八六九年までボン及びゲッチンゲン大學で歷史、哲學、及び國家學を學び、一八七二年ドルトムンドの高等學校の教授となり、次でフランクフルト・アム・マインの『ウォーラーシューレ』に教鞭を執り、一八七八年辭職して『フランクフルテル・ツァイツング社』に入り社會及び經濟を擔任すること二年、一八八一年ミュンヘン大學の經濟學政治學講師となり、翌年統計學教授としてドルパト大學に招かれ、一八八三年バーゼル大學の經濟學財政學教授となつて在職七年、一八九〇年カールスルーエ高等工業學校の經濟學教授に轉じ、一八九二年更に轉じてライプチッヒ大學の教授となり、その翌年からは經濟統計學研究室の指導を擔任した。ブッヒァーは經濟の歷史的研究家として有名である。人類經濟の發達階段を、生產及び交換の過程より見て自足經濟、都市經濟、國民經濟の三階段に分つて論じた其著『國民經濟成立論』は諸國に愛讀され、英、佛、露、伊、ボヘミア等の國語に譯されてゐる。

C

チャーチスト運動(——ウンドー)

チャーチスト運動とは、一八三八年より一八四八年にかけて英國に起つた所の急進的な改革運動である。普通我國ではこれを『勞狀黨』と稱してゐる。チャーチスト(Chartist)もしくはチャーチズム(Chartism)なる語源は、彼等が六箇條の『人民憲章』を提示したるに由來してゐる。然らば即ち彼等が如何にして此要求をするに至つたかといへば、一八三二年の議會改革法案を通過せしむるに先ち、中等階級は政略として勞働階級にも政治上の權利を與ふべしと揚言し乍ら、何等の滿足をも與へなかつたので、茲にチャーチストの運動が開始された。尤も該運動が起された直接原因はこの不滿に發したのであるが、その副因とも見るべきは、產業革命の結果、生產者たる勞働者に失職の不安を與へてゐたこと、當時の經濟界が不振を極めてゐたことにも、間接の動因が存してゐた。ゾムバルトの記述によればチャーチスト運動はプロレタリア・スピリットの充溢したもので、近世に於ける社會主義運動、もしくは勞働運動の先驅だといふ。斯の如くチャーチスト運動は假令それが政治的方面によつてなされたものとしても、近代的運動の濫觴とされてゐる。斯くの如き諸原因を包藏して起されたチャーチスト運動は、一八三八年六ケ條の要求を提げて議會に迫つたが、遂に成功を收める事は出來なかつた。この六ケ條より成る政治的宣言は、下院議員六名と勞働協會を代表する八名との協定起草になつたものであつた。(一)男子にして二十一歲に達したる者は何人も選擧權を有す、(二)選擧は投票による事、(三)議會は每年開會する事、(四)議員は財產上の資格を要せざる事、(五)議員に報酬を支給する事。——これが起草された宣言であつた。チャーチストの運動はこの憲章を土臺として起されたものであつた。斯くしてチャーチストの大會は全國到る處に於て催され、會衆の多い時は二十萬三十萬の人數が集る程の盛會であつた。同時にチャーチズムは指導者オーコンネルの主宰する『北星』によつて宣傳せられてゐた。一八三八年に至りて、該運動は盛んに壓迫を加へられ捕縛されたり投獄されたりする者を出だした。翌年バーミンガムに開かれた大會に於ては、同市駐在の軍隊と衝突するの慘事をすら現出する程に及んだ。次いで同年六月該運動の主張實行に關する百二十八萬人連署の願書を下院に提出した時、下院が議事に附すべき日を祕密にしたので紛爭は更に增大して、遂に同年十一月ニューポートの暴動となり、多數の死傷者をさへ出すに至つた。これをチャーチスト運動の第一期とする。其第二期は穀物條令廢止の反對を中心としたもので、前者がより多く政治的であつたに比し、後者は聊か社會的なものと見られる。チャーチストの見解によれば穀物條例の廢止は穀物の市價を引下げ、從つて勞働賃銀の低落を來すべしとなし、その反對に全力を盡した。恰もその時(一八四八年)佛蘭西革命が起されたので、チャーチストの運動は猛烈を極めた。三月グラスゴーに起された騷擾は全スコットランドに及び、中心はその後ロンドンに移された。四月一日の大示威運動は五十萬の大衆を以て開催され、當局はこれに對して二十萬の警官を備へたといはれてゐる。然るに指導者たるオーコンネルは示威運動が禁止さるゝに及び會衆を鎭撫して漸やく事なきを得た。然しこれを最後としてチャーチストの組織的運動は跡を絕つて

しまつた。それは穀物條例が廢止されて目標を失つたこと丶、政治上の要求の如きも少し宛採用された事等が原因である。要するに第一期第二期を通じてチーチスト運動の特色は、勞働階級の地位を進めんとして爲された議會改革運動であつて、その目的を達するために起された、議會への示威運動に過ぎなかつた。然し近代的な社會運動の濫觴である意味に於て注目すべきものである。

チーチズム

『チーチスト運動』を見よ。

治安警察法（チアンケーサツホー）

治安警察法は國家及び公共團體に對する危險を防止するといふ目的のために、明治三十三年三月に制定された法律である。治安警察法には、結社、集會、演說、多衆運動、屋外運動、及び同盟罷業その他公安を害する虞ある行爲を取締る規定が設けられてある。從來、保安條令を以て治安警察に關する事務を扱つてゐたのであるが、自由思想の瀰漫、社會主義思想の浸入、勞働爭議の惹起等漸やくこの種の事件が繁雜となるにおよび、治安警察法なる法律が制定されたのである。この法律が制定されると共に、警察權の活動に大なる威力を加へたが、それだけに政治的及び社會的な諸運動は、この法律によつて阻止せられる傾向もあつた。（『治警十七條』『治警撤廢運動』參照）。

地代（チダイ）

『地代學說』を見よ。

地代學說（チダイガクセツ）

【沿革】 地代とは土地の賃借料を指す言葉であり、それが何に依つて生ずるかと言ふ事を論究するのが地代學說である。地代の發生に關する研究は、一七七七年ジェームス・アンダーソンに依つて始めて行はれた。其後エドワード・ウエスト、マルサス等の學者に依つて、それ〴〵異れる研究が發表されたが、デギット・リカルドが出づるまでは、尚、學說としての體系を與へられたものと言ふ事が出來ない。リカルドの地代學說はアダム・スミスに負ふ所が多く、『地代とは土地に固有する、且つ不滅なる力の使用に對して支拂はれる代價であり、當該土地から生ずる生產物價格の、市場までの運送費をも含む全生產費に超過する部分がそれに當てられる』ことを說き、土地の肥度の相違及び位置の便否、收穫漸減の法則、人口の增加等が地代を發生せしむるに至るものであり、且つ異れる土地に對する地代の差異をも生ぜしむるにいたると言つてゐる。何人も最も豐饒な土地で自由に耕作する事の出來た時代には、何れの土地にも地代はなかつたのであるが、收穫漸減の法則や人口の增加に依つて、次第に劣惡な土地までも耕されることとなり、從つて最も優良な土地を耕さんとするには、その所有者に地代を支拂ふ事となつた。劣惡なる土地は同一の資本を投じて耕作しても優良な土地と同樣の收穫を得る事が出來ない。それ故に優良の土地と劣惡な土地との收穫の差異に對して地代が拂はれその額が決定されるのである。最も劣惡な土地の生產費が一般生產費である。されば最低土地の劣惡さが進むに伴れて優良な土地の地代は漸次に騰貴して行くと言ふのが、リカルド說の大意である。これに對しては、バスチア、ケリー、ジョーン等の學者が、猛烈な反對論を唱へたけれども、遂にその根柢を衝く事が出來なかつたので、リカルド說は今日も尚、經濟學上の定說として一般に支持信奉されてゐるのである。

【マルクス說】 然るにマルクスが出づるに及んで、地代說の上にも全く異れる解釋が與へられて來た。マルクスの剩餘價値論に依れば放下總資本の額は同一であるにしても、資本の組成——勞働力の購買に宛てられる可變資

本と、生產機關の設置に費やされる不變資本との比率——が異る場合には、その資本に依て生ずる剩餘價値、即ち利潤の額は異つて來なければならぬのである。それは價値を造出するものが、不變資本の投ぜられる生產機關ではなく、可變資本に依つて購入される勞働力たるが故である。生產技術が比較的發達してゐて、機械の使用される事が多く、又大規模の工場建築物等の必要が多い生產部門では、不變資本の額が大きく、可變資本の比率は低いのである。即ち一人の勞働者に對して比較的多額の機械價値、建築物價値等が配合されるが故に、總資本額の大きい割合に可變資本額即ち賃銀額は少ないのである。

マルクスは之を『高位組成の資本』と言つてゐる。反對に生產技術が比較的後れて居り、機械の使用や大建築物やらの必要が比較的少ない生產部門に於ては、一人の勞働者に配合される不變資本額は少く、總資本額の割合に可變資本額は多大である。『低位組成の資本』とは之である。それ故に資本の組成が高い時には利潤率が低く、資本の組成が低い場合には反對に利潤率が高い事となるのである。これは利潤を生むものが勞働力である以上、當然の事なのであるが、かゝる利潤の相違がある爲めに、利潤を得る事のみを最高の目的としてゐる資本階級は、資本組成の低い生產部門にのみ投資せんとするのである。その結果はかゝる種類の生產物の供給は需要を超過することゝなり、その商品の價格が著しく低下して來る。一方、資本組成の高い生產部門は投資者が少なくなるので、供給は減少して需要に伴はず、商品價格は高騰し利潤率は增加して來る。斯くの如き需要供給の作用が働くために、高位組成の資本と低位組成の資本との間には、漸次に利潤の平均が行はれて來る。同じ百の資本を投下しても甲の生產部門では可變資本と不變資本との比率が四と五であり、乙の生產部門では六と七であると言ふやうな資本組成の相違があるとしても、利潤額は次第に均一的となつて行く傾向を生ずる。之を利潤平均化の傾向と言ふ。然るに農業の場合に於ては資本の組成が頗る低いのである。それは生產技術の發達が猶甚だ後れてゐるからで、機械など不變資本の投ぜられる必要が甚だ少く、資本の大部分は賃銀として勞働者に支拂はれて終ふ。即ち農業に於いても亦著しく高い事となるのである。故に若し農業だけが、此利潤平均化の傾向に加はらぬものとすれば、その利潤率は工業方面の利潤率に比べて、常に高くなければならぬ筈である。然るに農業は實際この利潤平均化の傾向には加つてゐないのである。それは、土地が獨占されて居り、需要供給の作用に支配される事がないからであつて、恰も工業方面に於けるトラストが需要供給の作用に超越してゐるのと同樣の現象である。それ故に若し等しく百の資本が放下されるならば、農業の利潤率は工業方面のそれに比較して、著しく高い事となるのである。假りに工業方面では百に對して十パーセントの利潤が得られてゐるものとすれば、農業の利潤率は十五パーセントにも上らねばならない。かくの如き場合には農業の利潤は工業方面のそれよりも五パーセント丈高い譯である。かく農業の利潤丈けが他の企業の平均的利潤を超越してゐるならば、多くの企業者は何れも競つて農業にのみ從事しようとする事となるが、然し農業企業家は多くの場合耕地を借り受けなければならない。土地所有者が自ら企業家として耕作に從ふと言ふ事は歐洲各國に於て殆んど例外的の現象である。彼等企業家は恰も日本の農村に於ける小作人の如く、耕地を賃借して企業

するのである。然し日本の小作人が純然たる勞働者であるのと異つて、彼等の多くは大企業者で多數の勞働者を雇入れて農事に從はしめてゐるのである。何れにもせよ、耕地を借り受ける以上、これに對して一定の賃借料即ち地代を支拂はなければならない。それ故に農業の利潤が他の均一的利潤と同額であるならば、農業企業は地代を拂ふ丈け、他の企業よりも利潤が尠い事となる。農業の利潤が十五パーセントであり、他の平均利潤が十パーセントであるとしても、この平均利潤に超過する處の利潤は地代として支拂はなければならないので、假令利潤平均化の傾向に加らないとしても、農業の利潤は矢張り他の平均利潤と同一の處に止つてゐるのである。この場合の五パーセントの超過利潤は地代の最も原始的な形態であり、マルクスに依つて『絶對的地代』(absolute Rente) と呼ばれてゐるものである。かゝる地代は土地が痩せてゐるものでも、不便な處にあつても、必ず存在するものであり、耕地を借り受ける事に依つて行はれる企業には、必ず附屬するものである。然るに又、此絶對的地代を生ずる土地よりも豐饒便利な土地があるとすれば、同一の資本を放下しても、より以上の利潤を上げる事が出來る。かゝる場合には或は二十パーセントの利潤が得られるかも知れぬ。此場合平均利潤率に比べて十パーセントの過剩利潤が生ずる。夫故に、此の十パーセントは地代として支拂はれるのである。卽ち地代に差異が生ずるのは、土地の肥度及位置に依つて利潤率が異るからで、如何なる場合にも地代として支拂はれるものは、この平均利潤に超過する額でなければならない。斯樣な土地の肥度及位置に依る種々なる階級の地代を、マルクスは『對差地代』(Differentialrente) と言つてゐる。卽ちリカルドの說く處は、土地の差異に依つて地代が生ずると言ふにあるが、マルクスは平均利潤と農業利潤の差異より生じ、土地の差は地代に種々なる差異を與へると說くのである。尙地代は必ずしも耕作地にのみ支拂はれるものでない。他のすべての企業の爲めの借地、或は住宅地としての賃借にも伴つてゐるものである。企業の爲に借り受けられる場合は耕作地の場合と同樣の理法に依つて決定されるが、單なる住宅地として用ひられる場合には他のすべての獨占貨物の場合と等しく、需要、供給の關係に作用される外は、たゞ獨占者の任意に決定されてゐるのである。

地代農地(チダイノーチ)

貨幣又は穀物より成る一定の地代、及び償還金を附せられたる特定の農場に對して、一定の期間その支拂をなす事により、該農場の所有權が債務者に還る制度を地代農地といふ。故にこれはある意味に於ける永世地代の下に成立する農場であるが故に永世地代制度が廢止されると共に、一般に廢止せられたところである。然るに最近プロイセンを始め墺太利丁抹等の諸國に於て農業勞働者を土着せしむる手段として、又は地方に於ける小農者の繁榮を計るためにこの制度を復活させるに至つた。プロイセンにては十九世紀前半に於て、自由貿易主義の農業立法を行ひたる結果、從來の土着農民が減じ、單なる農業勞働者乃至日雇人の數を增し、加ふるに大工業主義が確立された結果、農業勞働者にして工業勞働者に轉ずる者多く、ために益々土着の農民は其數を減ずるに至つた。茲に於て農業會の代表者は土地と關係の深い農民を地方に留め、而して土地保有の道を講ぜんとし、往時の永小作制度の再興を政府に迫るに及んだ。其結果一八九〇年所謂地代農地法なるものが發表されるに至つた。その後幾度か改正されて、實質に於ては昔の永小作と變らざる制度が採用されるやうになつたのである。墺太利及び丁

抹等の諸國の該法案も、プロイセンと同樣な因由を以て成案されたものである。

地域團體(チイキダンタイ)

地域團體とは、或地域に集合せる人間の團體をいふ。群、氏族、部族、家族、村落、都會國民等は、悉く地域團體である。地域團體の特質として擧げ得べきものは、自然的に發生して來た事、男女兩性を含む家族集合なる事、主としてその團體內の出生を以て維持繼續される事(但し近世の發達したる都會及び國家の如く移入の盛んに行はるゝは例外とする)等がある。故に地域團體はこの特質により自然的社會、または歷史的社會とも呼ばれてゐる。斯くの如く地域團體に包括さるべき範圍は極めて廣汎なるものであるが故に、その大小は一定してをらない。その大なる者に至つては、その中に種々の社會機關たる機能團體を生ずる(『機能團體』參照)。古代の氏族にあつては、地域團體が同時に機能團體であつた。

治外法權(チガイホーケン)

治外法權とは他國に滯在する時、その統治權の全部または大部分に服從せざるの權利あるをいふ。元首、使臣、軍艦等は國際普通公法によつてこの權利を享有して居る。また支那の如く領事裁判制度の行はれる處には、條約によつて普通の外國臣民にもこの權利を授けてゐる。日本も嘗て諸外國から法權の束縛を受け、在留外人に對して治外法權を認め、領事裁判なる特權を與へて居た。所謂條約改正問題なる紛糾は、主として治外法權といふ國辱的條約を改正し以て獨立國としての體面を維持せんとしたもので明治三十二年十一月十七日以來、新條約の實施を以て今日に及んだものである。

地行(チギョー)

地行とは國語の『シル』と同義であつて、本來目的物の何たるかを問はず、總て事物に主宰する事に用ゐられたものである。然し普通地行といふのは、單に土地に關して用ゐられる地行である。土地に關して用ゐられる地行にも、本來の語義によつて土地の支配を意味する場合と、その意味から轉化した封建制度に於ける采地を意味する場合とがある。地行が土地を支配し領掌する意味に用ゐられたのは、平安朝時代からであつて、當時の土地に關する觀念は、土地そのものゝ下地及びそれに附帶せる所當をも含んで居た。故に當時に於ては莊園の領家領主の如く、土地田益權と所有徵收權を併有する地行と、本家職地頭職などの如く、單に、一定の所當徵收權のみの地行とがあつたのである。斯くの如く地行とは、本來私法上の支配の目的たる土地に就てのみの名目であつたが、武家時代に入りて封建制度の發達するに伴ひ、領土權の客體たる土地そのものを地行と呼ぶやうになつた。卽ち幕府よりある土地に對して、所當の徵收權とそれに附帶する公法上の支配權の行使を許された封土を稱して、これを地行と稱する樣になつた。江戶幕府の如きは、萬石以下の旗下に給與した石高を地行といひ、その采地を地行所と稱してゐた。この采地は決して土地そのものの所有權を意味するものではなく、その土地を支配し、一定の租稅を徵收する權を幕府から與へられてゐたに過ぎなかつたのである。この意味に於いて、江戶時代に意味した地行とは、下地の地行、卽ち土地の用益權を含まずして、單に所當徵收權から轉化したる石高そのものに對して呼ぶやうになつてゐたのである。

地方財政(チホーザイセー)

【概說】地方財政とは、地方自治體の政治を運用するに必要なる費用を徵收し、これを支出する全體を稱するの意義である。國家に國家財政あるに對し、地方自治體の財政を指し

ていふのである。この意味に於て國家の財政機關が中央政府なる如く、地方の財政機關は地方自治體の政治機關である。斯くして國家が財政權を有する如く、地方自治體も財政權を有するが、國家の支配權の下にその機能を行使するに過ぎない。換言すれば地方自治體は一面に獨立して行政及び財政の事務を有するが、他の一面に於ては國家の重要な成立分子として、國家の職分を盡くすのである。斯くの如く、地方自治體は行政及び財政の事務を行ふに就て、また國家の職分を果す上に就て、何程かの費用を必要とする。かかる費用をば地方費と稱し、この地方費並に國費負擔の財政事務を取扱ふを稱して、これを地方財務といつてゐる。而して國家財政機關の一分派としての地方自治體は、それらの諸費用を負擔し、更に國家の命令する強制事務に必要なる費用(例へば教育費)の如きをも負擔せねばならない。以上の意味に於て明らかなる如く、地方公民として負擔すべき義務職分的費用と更に國民として負擔すべき自治的費用との二種に分つ事が出來る。而してこれらの諸經費は何れから捻出するかといふに、(A)地方自治體が地方財政權を行使して、その行政區劃內に於ける自治公民に對して、課稅するところの『公的收入』と、(B)地方自治體が私人の如き經濟行爲によつて收得する例へば市町村の財產、又は企業等より收得する收入の如き『私經濟的收入』と、(C)而して『補助金』の形式を取つて國家より給付せられる所の收入(例へば市町村への教育費の補助の如き)の三財源である。

【機關】 地方自治體は府縣、郡、市町村の三級に分れてゐて、地方財政の機關はそれに從つて三種に分類する事が出來る。

(一)府縣 府縣の收入となるべき財源は是を分類して四種となす。(A)府縣稅、これも附加稅と特別稅とに分れる。前者は地租割、營業稅割、所得稅割の三種で、後者は營業稅、雜種稅、戶數割又は家屋稅である。(B)營造物又は公共財產の使用より生ずる使用料、手數料。(C)國庫よりの補助。(D)府縣が負債償還の目的のため、又は天災地變等のために借り入れる府縣債。

(二)郡 明治二十三年に公布されたる郡制により、國家の行政機關たると同時に自治體たるなつた郡の財源はこれを分ちて同じく四種となす。(A)郡費分賦金、郡にあつては直接課稅する事なく所要の郡費は各町村に分賦する。而して此分賦の割合は、その擬算に屬する年度の、その前々年度に於ける各町村の直接國稅府縣稅の徵收額に依るものである。(B)郡は郡費の外に、必要の場合には夫役及び現品を、郡內の一部町村に賦課する事が出來る。(C)造營物又は公共用財產の使用に對する使用料、手數料、又は過料。(D)郡債。

(三)市町村 市町村自治體にあつては市及町村との間に格別なる相違はなく、且つまた市町村組合及び町村組合も亦ほぼ同樣と見做して差支へはない。(A)市町村稅にもまた國稅府縣稅の賦課稅、及特別稅の二種がある。市町村の特別稅とは別に稅目を起して課稅する必要ある時に賦課するものである。(B)夫役及び現品の賦課徵收。(C)市町村有財產より生ずる收入、使用料手數料、過怠金等。(D)府縣及び國庫よりの補助。(E)市町村債。

地方稅(チホーゼー)

文明の進歩と共に國家が種々の設備を要求すると同じく、各地方團體も亦同樣の理路の下に、種々の設備を要求してゐる。この要求を充さんがためには收入を必要とする。この費用の財源に關しては、私經濟的收入に依る事もあるが、其大部分はこれが財源を租稅の徵收に置いてゐる。これを稱して地方稅といふ。

地方稅の理論は國稅と同じであるが、然し地方稅の徵收に關しては、地方政府は中央政府の指揮を受け、その租稅の如きも國稅と衝突せざるやうになすべきは勿論、更に國稅の幾割かを地方稅として徵收するやうになつてゐる。この場合、國稅の課稅せざる方面に對しての徵稅は特別稅と呼び他の幾割かを賦課するものに對しては、これを附加稅と呼んでゐる。日本の地方稅は特別稅と附加稅とを併用する主義を採り、明治十三年四月八日、太政官布告第十六號によつて地方稅規則は決定されてゐる。これによれば(一)租稅、營業稅、所得稅に對する附加稅。(二)營業稅竝雜種稅(この營業稅とは國稅を課せられざる商工業に對する課稅である。)雜種稅とは飯食店、湯屋、理髮人、藝人、興業場等に課する稅。(三)戶數割の三種が卽ち夫である。この規則は明治四十一年三月三十一日、法律第三十七號地方稅制限に關する件によつて制限を設けられてゐる。尙ほ市町村稅に至りては、市制及び町村制によつて、(A)國稅及び府郡稅の附加稅、(B)特別稅の二種となし、府郡稅と雖も國稅の附加稅たるものに對しては、市町村稅を附加し得ざるものと規定されてゐる。

地上權(チジョーケン)

地上權とは他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲め、其土地を使用する物權をいふ(民法二百六十五條)。——これによつても明らかなる如く、地上權とは他人の土地に存する工作物または竹木を所有する權利にあらずして、その工作物又は竹木を所有するがために、他人の土地を使用するの權利である。換言すれば地上權の物體は工作物または竹木にあらずして、土地そのものをいふのである。斯くの如く地上權の本體は土地の使用權であり、その使用目的は工作物及び竹木を所有するにある。從つて建物の如き地上の權利も、共に含まれたるものと見るべきである。

地價(チカ)

【地價の成立】 總べての商品價格は價値を基準としてゐるもので、唯需要供給等の關係が作用する爲めに此基準を中心として上下に動搖してゐるものである。然るに土地には價値がない。商品の價値とはその商品の生產に支出された社會的勞働の總量を言ふのであるが、土地は人間の勞働に依つて生產されたものではなく、天與の自然物なのである。それは他の商品と均しく使用價値ではあるが、商品價値ではないのである。卽ち全く無價値なるものである。然し乍ら、この無價値なる從つて無價格なる土地は、事實に於いて明かに價格を有してゐる。他の商品と、一定の比率を以つて、交換されもするし、貸借される場合には一定の貸借料も受授されてゐる。卽ち他の交換價値を有する商品と同樣に、一定の價格を與へられてゐるのである。價値のみが價格の基準となり得ると言ふ理法は、土地の場合には適用する事が出來ない。然らば此理法に從はずして、土地に價格を賦與してゐるものは、果して何であらうか。

土地には商品價値は含まれてゐないが使用價値のある事は事實である。故にこの使用價値を消費する事に依つて、吾々は一定の土地利潤卽ち地代を得る事が出來るのである。この地代は恰も利子と同樣に、土地を所有する限り必ず生じて來る。それ故にこの土地より生み出さるゝ地代を利子と見做し、斯かる利子を生み出すに足る資本と同樣の或る一定の價値が存在してゐると假想する事に依つて、是に對する價値卽ち地價が決定されるのである。土地は嘗て何人にも自由に耕作され、必要な丈けその使用價値を享受することが出來たと言はあるが、商品價値ではないのである。卽ち

ふ事もなければ、從つて價値を有してゐる事もなかつた。然るに社會の發達が進み人口が增加して來ると共に、限りある面積の土地が何人にも自由使用され得ると言ふ事は、事實上行はれなくなり、土地には私有權が認められる事となつて來た。而して土地の使用價値は、その占有者のみが獨占する事となり土地所有者は恰も一定の財産を所有する者と同樣に、常に地代を得て行く事が出來るやうになつて來たのである。かくして他の、土地を所有しない者がその使用價値を享有せんとするには、之を購買し若くは賃借する外は無くなつた。斯くの如き狀態の下で、土地所有者がその占有に依つて得る事の出來る地代を、何等の報償なしに放棄すると言ふ事は、あり得ない事だからである。彼等は當然その代償を求めた。卽ち土地を交換する場合には、その土地と同一の利潤を生むに足る貨幣商品とのみ代へられたのである。この交換の對象となり得る商品が卽ち土地の價値であつて、これは土地に依つて與へられる利潤の如何に從つて相異するものである。

【地價の變動】 地價は土地より生ずる利潤に依つて測定されるものであるから、地價を變動せしむる最も大なる原因は、この土地より生ずる收益の如何にある。然し、他の商品が價値のみに依つて價格を決定されないと同樣に、地價もその收益のみに依つて變動せしめられるものでない。需要供給の關係、金利の高低、土地に對する投機、土地に關する法制等種々なる事情が常に土地の價格の上に變動を齎らしてゐるのである。需要供給の關係が價格の上に甚大な影響を與へる事は、今更らら言ふ迄もないが、地價が土地と貨幣商品との交換に際して行はれる價格である以上、金利の上下に依つて動搖せしめられる事も亦避け得る事が出來ない。金利が低下するならば一定の土地の收益と同樣の利潤を得る爲めには、金利の高い當時に比べて、必ず多額の貨幣商品を必要とするからで、卽ち金利と地價とは反比例する事になるのである。又射倖心の爲めに土地を買ひ占め、人爲的に地價を高めんとする投機的賣買も、地價を動搖せしむるに力あるものである。これは多く都會に近く且つ比較的廉價な農耕地に於いて多く行はれる處で、或は蔬菜地として牧場として、其當時は收益が僅少であるにしても、所有してゐてる地價の高騰すると共に、賣り放つのである。此種の投機賣買は、近來到る處に行はれるもので その結果は地價及地代を高め、借地人借家人を苦しめるに至るのである。尙、國家の土地に對する法制の如何（卽ち地租の如何、公有地の大小、賣買制度の如何）等も、地價の高低に與つて力あるものであると言はねばならぬ。

【法律上の地價】 法律上の地價とは地租負擔の標準として、土地臺帳に記入されてゐる土地の想定價格を言ふのである。實際の地價は上述の如き種々の原因に依つて、常に變動極まりなきものであるが、法律上の地價は單なる課稅標準として假想されるもので、實際上の土地價格を表示する事なく、一定の年限內は變更せしめられる事がない。我國の地租負擔上の地價は、明治四、五年頃に査定されたのが嚆矢であつて、明治六年布告の第二七二號地租改正條例に依れば、地價は每年の作益を見積つて査定し、各町村地目每に、其地位等級を定め、更に一郡內に各町村の村位を定め、各縣內に郡位を定めて各地目各等級每に一反當りの地價を算出する事とされてゐる。又同條例は地價の算測法として平均檢高を定め、相當利率に換算してこれを土地の總收入高とし、種籾肥料代として收穫の一割五分、村入費として地租の三分の一及地租を控除し、その殘額に相當の利潤率を乘じて元金に換算したものを自作地價とした。小作地に就いては、小作米を相當の利率に換算し、その內から地租地方費を引き去り、殘額を換算して地價としてゐるのである。地價の修正はその後再三行はれたが、この法例は今日も尙存續して、法律上の地價を決定する爲めに用ゐられてゐる。

知覺（チカク）

往時は知覺と云ふ語を廣く認識若くは認知と同義に用ゐ、狹義に於ける觀念卽ち自由表象（現實の刺激なくして起る表象）及抽象的思考等の作用に至る迄をも其中に含ませた。而して今日と雖も、或る心理學者等はこの用法を用ゐてゐる。

然し乍ら今日廣く行はれる用法は、知覺を以つて感覺と觀念（自由表象）との中間に位するものとするのである。感覺は現實の刺激により起るものであつて再生の要素を含まず、觀念は現實の刺激なくして起る過去の經驗の再生である。而して知覺は感覺と再生觀念の兩要素を含む認識作用である。換言すれば、現實の刺激より起る神經傳流が腦髓に達するや否や、毫も過去の經驗と連合せずして直ちに意識に上り來る結果が感覺である。此現在の結果と過去の經驗と連合して起る結果が知覺である。さは云へ感覺と知覺とは峻別さるゝものではなく、程度の差に過ぎぬとは輓近の心理學に於いて一般に認められるゝところである。嚴密な意味に於ける感覺卽ち毫も過去の經驗を混へざる感覺は、具體的の事實としては決して存することなく、唯思想上の抽象に於て存するものに過ぎない。從つて具體的には感覺と知覺とを區別せんとするときは、再生の要素の極めて少なきものを感覺とし、多きものを知覺とするより外はないのである。尙、今一つの感覺と知覺との區別の標準は、吾人が單に或る刺激に關して何事も知らぬ時は感覺であり、若し刺激を感ずると共に其刺激に關して何事かを知るときは知覺であるとするのである。例へば瞳起するに當つて唯何となく明るく感ずるのは感覺であり、十分覺醒の後、夜が明けて日光が室內に流れ込んだことを知るのは知覺であると云ふ如きである。

治警十七條（チケイジューシチジョー）

治警十七條とは治安警察法第十七條を簡略に呼ぶ言葉である。該條項は主として同盟罷工に關する法規が明示されてゐるので、勞働問題の喧しき折柄、治安警察法中で最も論議の種となる項目である。法文を摘記すれば次の如きものである。

第十七條　左ノ各號ノ目的ヲ以テ他ニ對シテ暴行脅迫シ若シクハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若シクハ煽動スルコトヲ得ズ

一　勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲナスベキ團體ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ防ゲコト

二　同盟解傭若シクハ同盟罷行ヲ遂行スル爲使用者ヲシテ勞働者ヲ解雇セシメ若シクハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絕セシメ又ハ勞働者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若シクハ勞務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絕セシムルコト

三　勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ强ユルコト

耕作ノ目的ニ出ヅル土地ノ賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ强ユルカ爲相手方ニ對シ暴行脅迫シ若シクハ公然誹毀スルコトヲ得ズ

第三十條、第十七條ニ違背シタルモノハ一日以上六日以下ノ（重禁錮）ニ處シ（三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加）ス、使用者ノ同盟罷行ニ加盟セザルモノニ對シテ暴行脅迫シ若シクハ公然誹毀スルモノ亦同ジ

以上によりて明らかなる如く、第十七條は勞働爭議に對して直接の交涉を持つが故に、そ

の廢止もしくは改正を目的とする運動が頻りに起されてゐる(『治警撤廢運動』參照)。

治警撤廢運動(チケイテッパイウンドー) 治警撤廢運動とは治安警察法を時代錯誤の惡法なりとし、これが廢止に運動するをいふ。然し今日一般に運動されてゐるのは、實は撤廢と稱してその一部改正の運動である。主として叫ばれてゐるのは、同法十七條の主文中『誘惑若シクハ煽動シ』といふ文字を除去すべしといふのである。蓋し治安警察法は明治三十三年の制定に係り、當時の企業は小規模であつて職工の知識程度も低く、從つて該法は政談集合、結社等に關するものを主とされてゐた。從つて又四十七條の運用が經濟界に及ぼす影響如何等に就ては、當時一般的に注意が拂はれてゐなかつた。然るに我が產業狀態は急激に達し、大生產組織に進化すると共に賃銀勞働者の數も激增し、勞資兩階級間の問題も漸やく複雜になつて來た。然るに治警十七條は勞働者の團結を禁じると同樣な効力を有するために、勞働者に取つては頗る不利なるものとなつてゐる。卽ち先づその點に於て該法の撤廢若くは改正の要求が起されるのは當然で、勞働運動といへば幷節を合する如く『治警撤廢』を旗印とするやうになつた。勞働團體としては、友愛會が大正三年三月十五日五千六十八名の贊成を得て、請願書を議會に提出した。同議會に於て小山松壽外二名が主文中『又ハ』以下を削除すべしといふ改正案を出したが、通過しなかつた。政府は同條を以て『拔かぬ寶刀』と號してゐる。

賃銀(チンギン)

【概說】 勞働力が商品として交換される價値の、貨幣に體現したものを賃銀と言ふ。それ故に、勞働力が商品としての形態を帶びて表はれる場合の外は、如何なる勞働に對する報酬も之を賃銀と言ふ事は出來ない。例ば自作農の勞働力などは商品でなく、從つてその勞働に對する報酬は賃銀と言ひ得ない。彼等にとつてはその勞働に成る生產物の一切が、直ちに報酬として彼等自身に屬するのである。この場合の報酬が賃銀でない事は、何人も明かに理解することが出來るのである。是に反して工場勞働者などの勞働力は、全然商品であると言はなければならない。從つてその勞働力の提供に對して與へられるものが賃銀である事は言ふまでもない。彼等は自己の勞働力を消費する事に依つて成る生產物に對して全く何等の權利をも持たない。一定の價格を以つて勞働力を賣り渡した以上、その生產物が如何なる徑路を以て、如何に處分されて行くかと言ふが如き事は、全く關知する事の出來ぬものである。かくの如き場合、彼等の勞働力は、明白に商品であり、その代價は必ず賃銀でなければならぬ。それ故に賃銀なるものは交換が普遍化し、生產物の多くが商品化して來て以來、始めて表はれたものである。卽ち經濟的發達の段階が進んで、勞働力も亦商品としての社會的關係に投入さるゝに至つて以來始めて生じて來た所の現象である。此賃銀は支拂ひの方法に於いて必ずしも一樣でない。時間賃銀、箇數賃銀、請負賃銀、利潤分配付賃銀等數種の區別があるが、如何なる方法に依つて支拂はれるにせよ、勞働力の價格として支拂はれる限り、これ等のものが一樣に賃銀である事は勿論である。

【賃銀決定の法則】 然らば賃銀は何に依つて決定されるであらうか。それは實に勞働力の價値を水準として常に當時の社會的事情に依り動搖せしめられてゐるものである。一切の商品の價値が、その生產に要せられる社會的勞働の量に依つて決定される以上、勞働力の價値も亦その再生產に要する處の社會的勞働量に依つて決定されなければならない(『價値論』參照)。然し乍ら、勞働力なるものは、勞

働者の肉體から離す事の出來ぬものであり、從つてその生產に必要な勞働量も商品の場合に於けるが如く容易には計算され得ないものである。勞働力の生產に要する勞働量は、兎も角も先づ勞働者の肉體から勞働力を生み出すに要する量でなければならぬ。然し勞働者の肉體は永久無限に勞働力を生み出し得るものではない。老衰、老死と云ふ事は、何人にとつても避け得ざるもので、勞働者の肉體が勞働力を生み出し得るのも、彼等が猶健全である間である。それ故に彼等が勞働力を生み得る期間は略一定してゐて、勞働者をしてこの期間あらしめる爲めには、それ以外の期間卽ち少年、老年時代なる間をも生活せしめなければならないのである。故に勞働力の生產に要する勞働量は、勞働者がその生活を營み得る生產物に必要な勞働量と同一であると言はねばならぬ。彼等が自己の肉體の衰滅を補ふ爲めに、卽ち絕えず一定の勞働力を提供する爲めには、子供を生み且つ育て行かなければならないのである。彼等の普通の生活費は直ちに彼等がその勞働力を絕えず生み出して行く爲めに必要なる勞働量を表言ひはすものである。斯くの如く、彼等の生活費が直ちに勞働力の生產に要する勞働量であるとして見ると、今度はその生活費の程度が甚だ疑問になるのである。マルクスはこの生活費の程度を、社會上習慣上必要とされる勞働階級の一般生活費と言つてゐるが、この程度なるものは處と時に依つて常に異つてゐるものであつて決して一定してゐるものではない。生活費なるものは一定の範圍に於ては常に伸縮自在のものである。一ヶ月五十圓宛の勞働者の生活費は四十圓三十圓にも引下げる事が出來れば又六十圓七十圓にも引上げる事が出來るのである。それ故に一般的に必要とされてゐるものは、決して明瞭な勞働階級の生活費なるものは、決して明瞭な數を以て表はす事は出來ない。然し乍ら多くの場合略一定してゐるものであつて長期間に亙り一定線以下の賃銀を以つて生活することの出來がたいのは、卽ちこの理由に依るのである。賃銀が斯くの如く勞働力の價格に基いて決定される事は、文化程度の高い國に於ける賃銀が一般に高く、是に反して文化の低い國の賃銀が一般に低いと言ふ事とが證明してゐる。文化程度の高い國民間では、勞働階級が一般的に必要とする生活資料が、文化の程度の低い國民に比べて著しく多量だからなのである。歐米の勞働者に比べて、日本の勞働者の生活費は著しく低廉であり、支那朝鮮の勞働者は日本の勞働者よりも更に低廉な費用で生活し得る。從つて賃銀額も略同樣の比例を以つて相異してゐるのである。

【賃銀の變動】 賃銀はかくの如く勞働力の價値を基準とし、他の種々なる關係に影響されて變動してゐるものであるから、その變動も勞働力價値の變動に依つて行はれる場合と、他の事情が變動する事に依つて行はれる場合とがある。

一、勞働力の價値變動　勞働力の價値の變動は、勞働階級の習慣の變化、及び勞働生產力の變化に依つて行はれる。勞働階級の習慣が變化する事に依つて、勞働者の生活資料が一般的に減少する事となれば、卽ち勞働力の價値は下落する。資本家階級が勞働者に對して節儉、禁酒と言ふやうな『美風』を造らしむ可く望んでゐるのは、卽ち此が爲めである。然し國民の文化生活が進み、勞働階級が更に豐富な生活を送る習慣を有するに至るならば、勞働力の價値は著しく增加し、他の事情に變化のない限り賃銀も亦增騰して來なければならない。勞働生產力が進む事は、勞働者の生活資料に要する勞働量を多くの場合低下せしむる事となる。一定量の生活資料に含まれる價値が低下する以上、他の關係が同一なる限り

勞働力の價値もそれ丈け低下しなければならないからである。

二、一般價格の變動　然し乍ら勞働力の價値が變動する事は、直ちに勞働の價格の、卽ち賃銀の變動とはならぬ場合が多い。實際の取引市場では、他の商品と同樣に需要供給の關係等に支配されるので、需要が多く供給が少い場合には賃銀が高騰し、その反對に供給が多く需要　少い時には平時の標準以下に低落して終ふ。是は一切の商品の生產と消費、勞働力の需要と供給との間に何等の脈絡も統一もない現在では、常に價格に重大な影響を與へてゐるものである。また一般的商品の價格卽ち物價が變動する事も、賃銀の高低と密接な關係を持つものであり(『物價と賃銀の關係』參照)、貨幣の價格が變動する事も亦他のすべての商品價格と一樣に賃銀を變動せしめるのである。これ等の理由の外に、勞働階級の賃銀値上げ運動等、勞働取引上の關係から賃銀が變動せしめられ得ると言ふ現象も、また吾々の見逃すことの出來ないものである。(『賃銀鬪爭』參照)。

【名目賃銀と實質賃銀】　賃銀卽ち勞働力價格の貨幣額は、假りに變動しないとしても、一般物價が變動するならば、(貨幣の價格が變動する場合にも)賃銀は必ず變動する(『物價と賃銀の關係』參照)。同一の賃銀に依つて購ひ得る生活資料の分量は著しく相違して來る。此貨幣名に表はされた賃銀を名目賃銀と言ひ、實際上生活資料を購入し得る賃銀を實質賃銀と言ふ。名目賃銀と實質賃銀とは一致し得ない場合が多い。例へば物價の騰貴が三割なり四割なりの率で行はれてゐる場合に、賃銀の騰貴は一割乃至二割に止るやうな事があれば名目賃銀は高騰してゐても實質賃銀は却つて低落した事となる。また名目賃銀が以前と同樣であるにしても、物價が低落する事となり同一の名目賃銀によつて購入し得る生活資料が多くなれば、實質賃銀はそれ丈け、騰貴して來た事になるのである。

賃金奴隷(チンギンドレー)　十八世紀の終り、十九世紀の初期頃から、奴隷若くは半奴隷制度は全く文明諸國に跡を絶つた。勞働者は法律上完全な人格を認められ自由契約によつて雇主と勞働關係を結ぶに至つた。今や勞働者は何處に赴き如何なる雇主に對して、如何なる條件の下に其勞働力を賣らうとも彼れの自由である。以上の樂天的な意見に對して今や次の說が提唱されてゐる。卽ち今の勞働者は如何にも法律的には奴隷ではないであらうが、彼れは生產に必要な條件を所有せず、之を所有する資本家に雇はれて、勞働賃銀を獲るよりほかに生きる道がない。或る資本家が提供する勞働條件が不滿足であるとして、そこに勞働することを拒むとも、勞働者は結局何處かで賃銀を得るのでなければ、餓死する外はない。勞働者は常に實力に於て資本家に劣り、飽く迄で自己の意志を伸ばすことは出來ない。結局資本家が欲する所の條件の下に雇はれて、働くより外はないのである。斯かる狀態は、云はゞ一生を賃銀の爲めに縛られたるに等しく、之を賃銀奴隷と呼ぶのは、實際に合致したことである。かくて賃銀奴隷なる名稱は、現今の勞働者を云ひ表すものとして使用されたるに至つたのである。

賃銀基金說(チンギンキキンセツ)

【概說】　賃銀基金說とは、一定の時一定の國民經濟に於いて賃銀に差し向けられる資本の部分は豫め一定して居つて、一般勞働者の賃銀は、總て此基金中より分配せらるゝものであり、賃銀の高低は、此基金の量と勞働者の數とに依つて決定されるものであると說く學說で、アダム・スミスの國富論に始り、多く彼の亞流を汲む正統派經濟學者に依つて主張

されてゐるものである。スミス以來シマルツフルダ、クラウス、サートリユース、リユーデル等多くの學者が、此說の紹介敷衍に努めてゐたが、何れも何等獨創的見解を持つものではなく單なる祖述者たるに過ぎなかつた。後ち正統學派の殿軍の驍將とも言ふ可き、ヂョン・スチュアート・ミルが出でるに及んで、始めて完全な學說たる體系が與へられたのである。ミルの說く處に依れば『凡そ賃銀なるものは勞働の需要、卽ち人口と資本との比例に依つて決定される。それは或る國の或る時代に於いて、賃銀の支拂ひに當てられる爲めの資本は、あらかじめ一定されてゐるからであつて、この資本額はその國に於ける總資本額の一部分を爲すものである。この賃銀に向けられる資本額は、產業の狀態社會の習慣等によつて、時々變動するものであるが、然し或る一定の時間をとつて見れば必ず一定してゐる。それ故に一の勞働者が多額の賃銀を得る事があるならば、他の者はそれ丈低廉な賃銀を受けねばならぬ事となる。卽ち勞働問題を解決するには、賃銀基金を增加するか、或は勞働人口を制限するか、この二つの方法に依る外はないのである』と。

【賃銀基金說の誤謬】　これに對して最も早く攻擊を加へた者はローンジであるが、ロドベルトス、ブレンタノ等が反對するに及んで、此說は根柢より破壞された。それ以來、賃銀基金說の信奉者は次第に減少し、現今では殆ど稀であり、正統派經濟學者の中には、スミスは決して此說の提唱者でなかつたと辯護してゐるものさへもある。一定の賃銀基金が前以つて確定されてゐると言ふ事は全く誤謬であつて、勞働人口の制限によつて賃銀が引き上げられるとの說は、かかる誤つた前提の生むものである。今日の生產は資本の增殖を最高の目的として行はれてゐるものであつて、營利の目的が達せられ得る見込のある場合にのみ資本は投じられる。その場合に於いて、賃銀に宛てられる資本卽ちマルクスの所謂可變資本と、生產機關に用ひられる不變資本との比率が如何に行はれるかと言ふ事は多くの場合一定してゐない。何故ならば生產力の發達―卽ち機械の發明、生產組織の改造等が絶えず行はれてゐるからで、資本の組成はその場合々々に應じて、異つて行くからである。それ故に資本の組成の絶えざる變化が、可變資本額を常に動搖せしめてゐると共に、營利の目的の達せられる機會の多少が、また社會の資本額を決定してゐる。卽ち賃銀として支拂はれてゐる金額は、あらかじめ決定されてゐるのではなくて、その時々の以上二個の理由に左右されてゐるのである。『一定の時』なる言葉は元來甚だ曖昧であるが、これを假りに一瞬間と解釋すれば、勞働賃銀の總額が一定してゐる事は明かである。然し此事は何等基金說の實在性を證明することにはならない。此說の說く所は、一定時代の賃銀に向けられる資本は豫め一定してゐるもので、何等の伸縮性もないと言ふ所にある。資本が常に流動し伸縮してゐる以上この說は遂に一顧の價値もないものだと言ふ外はない。

賃銀鐵則(チンギンテッソク)

【意義】　勞働階級の人員は、マルサスの所謂『輕率なる習慣』によつて、社會の生活資料が增加する以上に、卽ち勞働力の購買に用ひられ得る可變資本の增大率以上に膨脹して行く勞働の取引市場には、かくて實際上資本家が雇傭し得る以上の勞働力提供者が現はれて來るのである。その結果は失業を生み飢餓を生み、それ等のものに基く種々の悲慘と罪惡とを生む事となる。かくの如き狀態が繼續すると、結婚の困難營養の不足等の原因が重り、勞働階級の產兒は自然に制限される事となり、その人員は從つて減少するのである。勞働人

口の減少が進むに伴れて、勞働取引の市場では需要、供給の關係が逆轉し、勞働力の供給が需要に伴はなくなる結果、勞働力の價格、卽ち賃銀が著しく昂騰する。賃銀の昂騰するに從つて勞働者の生活は一般的に向上し、その場合に於ける社會の可變資本額は、實在する勞働者を養ふ以上の餘剩を生ずるので、產兒は增加し人口增殖の勢ひは再び盛になり、勞働力の供給が增大する結果、賃銀は再び下落するに至るのである。斯くの如く絕えず循環しつゝ勞働階級の消長を支配して行く法則を、賃銀の鐵則と呼ぶ。この名稱は獨逸の社會主義者フェルヂナンド・ラッサレが、一八六三年三月ライプチッヒ勞働團體に與へて、此冷酷なる法則の支配から遁れる事の出來ない勞働階級の悲慘な運命を說き、この桎梏の下から放たれるには、生產組合を組織し總ての勞働者を企業家たらしめ、現在の賃銀制度を根底から驅逐しなければならぬと論じた公開狀の中に、初めて用ひられ、それ以後かゝる法則に對して一般的に用ひられるに至つたのである。尤も賃銀鐵則說の崩芽とも見る可き思想は、十七八世紀頃の英國經濟學者の間にも見る事が出來た。然し乍ら當時に於いては賃銀の鐵則の依て來る資本制生產が完全に行はれてゐない時代であつたから、この思想が尙獨立の學說と言ひ得るものでなかつた事は勿論である。次いで佛蘭西の經濟學者チュルゴー、ネッカー、ケネー等によつて說かれたけれども、これに學說としての組織と統一とが與へられたのは、マルサスを經てリカルドに至つてからである。それ故に賃銀の鐵則と言へば、マルサスの精神を汲んでリカルドが創說するに至つたものと考へられてゐる。

【賃銀鐵則說に對する批評】 この說に對しては各國學者の間に、種々贊否の論議が取り交はされたが、其贊成者として、辯護者としては最も代表的なのは英國のマーシャルである。然し乍ら彼の主として庇護してゐたのは、リカルドの所謂『自然價格』である。勞働賃銀の自然價格は、勞働者の生活に必要とされる生活資料に依つて決定されると言ふ說についてである。これはリカルドの後、マルクスが嚴密なる學理的組織を與へて、勞働力の『價値』と稱へた處のもので、マーシャルの辯護はリカルド說の根本的缺陷に對して、何等の庇護をも與へ得なかつた。マルクスを始めとして社會主義者の側から放つた攻擊の矢は、マーシャルの庇護した點とは全く異つた處へ向けられてゐたのである。ラッサレが彼れ一流の絢爛な辭句を並べて、此鐵則の冷酷を高唱してゐるので、社會主義の唯一根據は賃銀鐵則にあると思惟してゐる者もあるが、この法則は何等社會主義說の根據となり得るものでない。一八九〇年獨逸ハレーの共產黨大會で、リーブクネヒトが賃銀鐵則說の絕對に存在し得ない事を力說したのは、卽ちその爲めであつた。

【賃銀鐵則說の誤謬】 賃銀鐵則說は社會に於ける資本の總額が一定不變のものであり、且つその組成に變化が行はれない事を條件としなければ想像し得られないものである。資本の組成とは、卽ち一定資本の內で不變資本卽ち生產機關と、可變資本卽ち勞働力價値との比例を言ふので、勞働力の價値とは換言すれば賃銀の總額である。かくの如き場合には、賃銀に當てらる可き社會の資本額が一定してゐる限り、或は賃銀鐵則が行はれ得る事があるかも知れないが然し事實上絕對にあり得ないことである。資本制生產の目的が資本の增殖にある限り、資本は次第に增加し蓄積されて行く事は當然の事實である。それと共に、機械の發達、生產組織の改良等が行はれて來るので資本の組成は時と共に變動してゐる故に勞働人口が『マルサスの所謂』輕卒なる習慣』

に依つて增加されるとしても、資本の增殖がそれ以上の速力を以て行はれて行くならば、勞銀は低減する事のない計りでなく却つて增騰して行くのである。また勞働人口が、勞働階級の窮乏乃至死亡によつて低下するとしても、資本の組成に變化が生じ、可變資本卽ち勞銀に當てらる可き社會の資本總額が低下して行くならば、個々の勞働力の價格は一向に高騰し得ない事となる。更に產業界に於ける實狀を一瞥するならば、賃銀鐵則說の論據は全く失はれて終ふのである。それは實際上の賃銀の動搖は、賃銀鐵則論者の言ふが如く、甲の時代から乙の時代へと言ふ長い時間の間に動搖するのではなく、常に動搖してゐる事である。甲の時代に於ける賃銀の昂騰は、前の時代に於ける勞働階級の窮乏に依つて生じたものでもなければ、又次の時代の勞働人口を減少せしめるものでもない。賃銀は勞働力の價値(『賃銀』參照)を中心に勞働力の需要供給の作用を受けて刻々變化してゐるのである。勞働力の價値は、勞働階級の習慣の變化及び勞働生產力の變化するに從つて變動する。卽ち勞働階級の一般的習慣が變し、又は勞働生產力が進んで、勞働階級の標準的生活に要する生活資料に必要な勞働量が減少すれば、勞働力の價値が低下する。この場合に若し需給關係の變化がないとすれば賃銀は低下するのである。また勞働力の需要が供給を超過し、而も勞働力の價値に變化がないとすれば、賃銀は自然昂騰せざるを得ない。故に賃銀鐵則說は今日全く顧られぬのである。

賃料(チンリョー)

賃料とは使用財の貸借に對し、借用者が該用財の使用價値を享受しこれを減少せしめた事に對する報償、並に、貸與それ自身に對する報償として支拂ふものを指す。財には使用財(又は續用財)と消費財(又は處分財)の二者があるが、後者は一回の使用に依つて、その使用價値を喪ふものであるが、使用財は一定の期間反覆してその使用價値を享受する事が出來る。しかも使用財は之を使用する間に、使用價値が漸次消失し、遂には全然之を喪失するに至るものである。されば、使用財の貸與を受けた者は、最初借用したものと同量の使用價値を返還しなければならぬ。卽ちその財物の損害を辨償しなければならぬのである。この場合に若るものには、地代利子賃料の三種があるが、前二者には決して損害の報償が含まれてゐないのである(『利子』參照)。

地主(チヌシ)

地主には農業地の地主と非農業地の地主とがある。而して農業地の地主は、單に農業地を所有する者を意味する場合と、小作人に對して小作地の所有主を意味する場合とあり、非農業地にありては、單に土地を所有する者を意味する場合と、借地人に對して土地の所有者を意味する場合とある。外國語では單に土地所有者を意味する地主 Grundbesitzer (獨) landowner (英)、小作人に對する土地所有者を意味する地主 Verpächter (獨) landlord (英) の區別がある。非農業地の地主、殊に市街宅地の地主の大小多少及び借地人に對する態度は、都市社會問題に重要な關係を有し、農業地の地主、殊に小作人に對する地主の大小多少及び態度は、農村社會問題に重要な關係を有する。都市の地主に於ては、近年の急速なる都市發展の結果、都市に隣接せる山林田畑の所有者が一瞬にして市街宅地の所有者となれる者あり、又舊大名の邸宅、寺院跡等の大面積を擁有して、周圍の市街の繁昌と共に巨大なる地主となれる者がある。市街が繁華と

なるに伴れて、地價が上り地代が騰貴し、此等の地主は少しも自ら手を動かすことなくして莫大の所得を得る。一種の不勞所得といふを妨げない。市内に於ける大邸宅の所有者が其所有地名義を山林として租稅を免れつつある事實は、近年東京に於て問題となつた。歐洲戰爭後殊に大都會の　口激增し、住宅の拂底家賃の暴騰を來すや、大邸宅遊地の解放問題が喧しくなつた。土地は元來自然の作れるものにして所有者が作れるものにあらず、高額なる地代は都市の繁華といふ社會現象の生み出せるものにして、土地占有者の勤勞の結果生ずるものにあらずといふ見地から、特に市街地國有案を提唱する者も出た。農業地に於ける地主對小作人の關係に至ては一層重大な社會問題を提出する。日本では、德川時代に於て農業地が農民の間に分割所有され、大名は其領地の支配權を有したが、實際の土地所有は農民に許れてゐた。明治維新に際してそれが名實共に農民の所有に歸したので、外國に於ける如き貴族大地主を生じなかつた。外國では封建社會から近世國家に移る際に、貴族が其領地の大部分を自己の所有としたので、農民が所有すべき土地は少ししか剩されなかつた。革命後の露西亞が、農民の土地私有といふ、社會主義の原則に矛盾した政策を採らざるを得なかつた原因は、露國の農地の大部分は貴族に占有されて大多數の農民は土地を所有せず、土地を所有せんとの欲求が永く強く農民の頭を支配し來つた所にある。土地に對する農民の關係は、工場に對する工業家の關係などと異り、密接不離にして、之を心理的に見れば愛着深く、之を經營勞働の上から見れば土地が唯一の資本であり勞働の對象であり他は之に附隨するに過ぎぬ。耕作地が自己の所有である場合は、耕地に加へられた勞力投資は直ちに自己の收益として歸り來り、他に其利益を分配するの必要なく、永久的の改良や設備が貸借關係の解除によつて他人に横奪される憂ひもない。農民が自己の土地を耕すことは、生産を增す上からも土地改善の上からも望ましいのである。土地が如何に農民の間に分配されてゐるかは、かくて重要なる社會問題となる。地主の大・中・小は、標準を異にせざるを得ぬ。何となれば或國土に於ては十町歩二十町歩をもつてしては生活を維持するだけの農業を營むを得ず、これに反し或國に於ては、二町歩三町歩の田地を以て十分に生計を營み得るからである。日本では農業の經營收入の狀態より見て、五反歩未滿を過小地主、五反歩から一町歩を小地主、一町歩から五町歩を中地主、五町歩以上を大地主とすることが出來やう。獨逸では二町歩以下を過小地主とし二町歩から五町歩を小地主、五町歩から二十町歩を中地主、二十町歩から百町歩を大地主とし、百町歩以上を一般に過大地主と稱してゐる。過小地主は自己所有の地だけでは生計を維持し得ざるもので、一家の勞働を十分に働かせる餘地なく小作或は他の職業を兼營するものである。小地主は一家の勞働を用ゐて過不足なく收入も亦生活を維持するに足り、一家内の人員が過多でない場合は、小作或は他職業を營むことがない。然し場合によつては一家の生計を維持するだけの收入が得られなくなる。中地主は自家族のみならず雇人を使用し、其大なるものに至つては小作を用ゐ或は主人は直接勞働に從はずして監督のみに當る。大地主に至つては、農經營の監坤にさへ人を雇ひ、全部の土地を經營するのは困難であるから、大部分を小作に附する。但しこの區分は、生計費の上から見たものであるから、經濟狀態の變化に從つて、多少づゝ變化して行くものと見なければならぬ。

地理學的社會學（チリガクテキシヤカイガク）

地理學的社會學（geographical sociology）は社會地理學或は人類地理學といふも同じである。社會現象殊に社會進歩を、主に氣候、地形、地勢、水利等の地理學的因子によつて說明せんとする學問である。近世の歷史哲學家文化史家、諸學者等の中にも其學問研究上地理學的因子の重要なるを力說したものは多いが、今日の地理學的社會學は主にドゥ・トルギエ、ドラモン等によつて說かれてゐる。彼らの所說は地理學的因子の重要を力說する點に於て一致してゐるが、その着眼點、問題とせる所もまちまちで、概括することは出來ない。

知識階級（チシキカイキュ）1）

『中間階級運動』を見よ。

地租（チソ）

地主の收得する土地の收益は、その一部分を國家によつて徵收される。これ卽ち地租である。土地より生ずる收益といつても種々あつて、その中でも土地が農業に利用されることによつて人々に與へる利益は、最も重大なるものである。是に次いで直接的なるものは山林として木材を産出するの效用である。この兩者は土地收益の代表的なものであつて、封建時代の終り迄は、それ以外に土地の效用なるものを認められず、從つて君主、封侯は專ら土地山林に向つて課稅したものであつた。然し乍ら現代の資本主義時代に入ると、土地は鑛業、工業、商業等の經營をなす上に必要缺く可からざる效用をなすに至つたのみならず、人口の增殖につれて宅地としても重大なる獨占價値を有するに至つた。從つてこれらの土地は夫々新しき收益を認めらるに至つた故に、國家は宅地、鑛山、工場敷地等、苟くも何らかの效用と、從つて地價とを有する土地に對しては、その所有者から一定の率に從つて租稅を徵收することになつたのである。

又その徵收の方法に就て見るに、封建時代の方法としては、土地の農産物を實物にて徵收するか、又はその耕作者に勞役を課するか、その何れかであつた。然るにその後貨幣經濟の發達に依つて、現在の國家に於ては他の一切の租稅と一樣に、貨幣を以て徵收されることになつたのである。稅率の點から云つても現在に於ては地方の區別、作の出來不出來によつて變動を來す樣なことはなく、一定の原則に從つて規則的に徵收されることになつてゐる。

土地の所有者從つて收益者たるものが、租稅の徵收を免れる特別事情は如何といふに、古代に於ては僧侶及び貴族の如きは、文武の公職に從事する代償として、納稅免除の特權を獲てゐたのであるが、近代に至つては斯る特權の廢止さるゝと共に、地租の一般的性質の原理が納稅義務の上に擴充さるゝに至つた。尤も道路、學校その他公益を目的とする團體の敷地の如きは、納稅義務を免除されることになつて居るが、是に對して公共團體と雖もそれが土地の收益を得てゐる以上地租を支拂はなければならぬと、論ずるものさへ見られるのである。

土地の收益中からその一部分を徵收するといつても、土地の收益を如何樣に査定するか、是に對する稅率如何等の細目に至つては、時と場合によつて種々の變革を示して居る。耕作地の面積を標準として稅額の多少を決定する如きは最も幼稚、原始的のものである。是に近いもので些少の發達を示して居るのは、歐洲の中世に行はれた十分一稅の如きものである、これは土地の總收穫を標準として賦課するものであるが、前者と同樣唯收穫のみを眼中に置いてそれに要する生産費を顧みないといふ嫌ひがある。其後土地を三四の階級に分つて課稅するといふ樣な方法も案出されたけれ共、猶幾多の缺陷を免れず、結局歐洲十八世紀に至つて、土地の純收益卽ち生産費

を控除したる殘額に課稅するといふ方法が採用され、以て今日に至つて居る。この方法には土地臺帳登錄といふことが必要とされる。卽ち課稅す可き土地の廣さを測量し、收益の性質に依つて宅地・山林・原野・田畑等に分類し、然る上でその收益を標準土地の收益から推算して決定し、之を土地臺帳に記入するといふ方法である。一方各種類の土地には夫々の純收益の程度に從つて、一定の稅率が決定されてあるのだから、こゝに各人の支拂ふ稅額は比較的公平正確に決定されることとなる次第である。

地租は營業稅と並立して、國庫收入の二大財源をなすものである。然し乍ら現代日本の狀況に就て云ふと、地租はその重要さに於て遙に營業稅にまさつて居る。これは日本の產業が、今の所まだ加工的工業よりも農業を主としてゐる當然の結果である。所が地租は國稅として徵收される以外に、附加稅として地方官廳及び自治體から徵收される。斯くして土地の所有者、殊に農村地主は可なりの重稅を負擔することになるのである。近年小作爭議の頻發するによつて、地代收得の上に可なりの制約を蒙つてゐる農村地主には、一方この二重の納稅が非常な負擔として感じられる次第である。殊に小中の地主に於ては爲に非常な經營の困難を生ぜしめ、土地を賣却し之を商業資本に換ふるの餘儀なきに至らしめる。斯くて土地兼併の勢は益々助長され、幾多の憂ふ可き弊害を伴ふに至つた。斯る傾向は他に多數の原因があつて、それらの總合結果たるものであるが、地租の二重負擔といふことも其の主要なる一原因と考へられる。農村救濟の手段として、地租の府縣委讓といふことが、政界に提唱されたことは、斯る事情に基づくものである。但しこの地租委讓といふことは、國家財政の見地よりして輕々に贊同することの出來ぬ政策であるとされる。少くとも地租を以て國家の重要財源としてゐる日本にあつては、之を委讓する前に、それに代る可き相當大きな財源が用意されてあらねばならぬのであるが、營業稅の增徵といふことは商工資本家の利害に一致せず、況して間接稅の增徵といふことは甚だしく一般消費階級の生活を脅かすものであるとして反對されてゐるのである。

懲役（チョーエキ）

犯罪者の惡心を懲しめんが爲めに、一定地域に監禁し種々の工事に使役する刑罰上の一制度であつて、死刑、禁錮、拘留、罰金と區別される。如何なる時代、如何なる國の社會にも犯罪者の絕えたことなく、之に對する處罰の方法は必ず備はつてゐるのであるが、その中でも懲役の制度は最も有效且つ合理的のものとされてゐる。我國では昔し之を徒刑と稱した。

單に惡心を懲すといふも、その中には二つの意味が含まれてゐる。卽ち人が自己に害を加へたるものに對して報復せんとする場合に、社會が代つて、加害者に苦役と監禁とを課するものは第一で、第二は犯罪者を改悛せしめんとして、是に勞働の習慣と靜思反省の機會を與へんとするものである。刑罰の報復的意義は古代に發し社會が文明化するにつれて次第に非とせられ來つたものであつて、現代に於ける懲役の意義は大抵後者によつて代表せられて居る。但し之は理想上の問題としてであつて、懲役の實際的狀態に就て見れば報復思想の猶甚だしきを見る。卽ち苦役度を超え監獄の衣食が甚しく粗惡なる、殊に一定の懲役を果したる後も人之を目するに前科者を以てし、惡心猶止まず何時危害を加ふるやも知れずとして警戒する如きはそれである。然し乍ら大體に於て懲役の意味が報復的より敎化的に變じつゝあるのは事實であつて、監獄制

の改革、前科者としての特別取扱廢止等のことが盛に唱道され少しづゝ實現されつゝあるのは、この傾向を語るものである。

徵發令（チョーハツレー）

徵發令は明治十五年八月、太政官布告第四三を以て公布され、五十三ヶ條より成つてゐる。徵發とは戰時若しくは事變に際し、陸軍或は海軍の全部又は一部を動かすにあたり、所要の物資を人民に賦課して、その所有權又は使用權を徵收又は制限する國家の行爲をいふ。卽ち國家命令權の作用により、個人の權利を徵收乃至制限するのであるから、假令これに對して賠償をなすことがあつても、それは契約のごとき私權關係とは性質を異にする者である。徵發は徵發書に依つて行はれるもので徵發書を發し得る者は、（一）陸海軍大臣、師團長、鎭守府長官、（二）陸軍に於いては特命司令官、軍團長、旅團長、分遣隊長、若しくは演習及び行軍の團長、（三）海軍においては特命司令官、艦隊司令長官、艦隊司令官、分遣艦長、若しくは操練及び航海の艦隊司令官又は艦長である（徵發令第三條）。そして此徵發書は徵發區（徵發令の公布される時には、必ず徵發の目的物と、その區域とを示す）の府縣知事、郡區町村長又は、停車場長、船舶會社の店長に交附することに依つて効力を生ずるのである。大正十二年九月、大正大震災に際して公布された非常徵發令は、憲法第八條に依る緊急勅令であつて、震災救濟に必要なる食糧、建築材料、衞生材料、運搬具その他の物件乃至勞務を、地方長官の徵發書を以て徵發せるものであつた。そして徵發物件乃至勞務に對する賠償は其地の市場に於ける前三年間の平均價格に依る（平均價格に依り難いものは、評價委員の評定する所に依る）と決定し、非常徵發の命令を拒み又は徵發物件を藏匿した者は三年以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に處すべき事を規定されてゐた。

徵兵（チョーヘー）

軍事的活動に堪ゆる一般成年男子を强制的に、軍務及びその準備的敎育に服せしむる國家の制度である。封建時代に於ては兵事にたづさはるものは武士階級に限らるゝが故に徵兵制度は存在せず、又英米等非軍國主義の諸國に於ては自由募兵制度を採り、職業的軍人のみを養ふが故に、これ亦徵兵制度は存在しない。戰前の獨逸は徵兵制度の最初に而も完全に發達せる國であつて、日本は是に倣つて同制度を採用し、現在では佛國と並んで、最も完備せる徵兵制度を有する國とされて居る。

その社會的効果は大多數の國民に奉仕の精神を以て軍事敎育を施すが故に、國民思想の上に軍國的精神を旺んならしめる。募兵制度の職業的利己的なる思想を生むに對比せられる。但し活動力最も旺盛なる國民をして一定の期間產業的活動より離れしむるが故に、國民の經濟的利福に對して少なからざる障碍を齎らすこと云ふ迄もない。

徵兵保險（チョーヘーホケン）

徵兵保險は兵役保險とも稱し、年少の男子を被保險人とし、彼が他日兵役に服した時、豫定の金額を支拂ふ契約をなすものである。日本を初め多くの國には徵兵の制度があつて、男子成年に達すれば皆徵兵に應ずるの義務を有し、徵兵檢查に合格して入營したる場合、二三年の間は生業を失はねばならぬ。彼か一家の生計を支へるのに重要な役目を勤めてゐる場合は勿論、比較的富裕な家庭にあつても其爲めに損害を蒙る。この損害を擔保すべく生じたのが、徵兵保險である。徵兵保險が現在の形態で現はれたのは一八七八年獨逸ハノーバーの『獨逸徵兵保險會社』が成立したのを嚆矢とする。而してこれより先き、類似の事業は久しく佛國に行はれてゐた。佛國ではル

イ十四世以來徴兵に召集せられる壯丁は、相當の代人を差出す時は服役を免れ得との規定を定めたので、商人のうちに代人引受業者を生じた。一八六一年に至り代人制度は改められて、徴兵を免れんとする者より代償金を徴收することとなつたので、代人引受會社は變つて代償金を支拂ふ會社となり、漸く現時の徴兵保險會社に接近した。而して前記の獨逸會社に次いで佛蘭其他に續々同樣の事業が起り、日本には明治三十一年に徴兵保險株式會社が創立された。日本では保險金は百圓以上三千圓以下と制限されてゐる。それは此保險の性質上、保險金を支拂はねばならぬ場合の豫想が困難な爲め、大口の契約をするのが不安であるのと、此保險を利用するものが、比較的富裕ならぬ人々に多いからである。獨は瑞西には社會的徴兵保險とも稱すべきものが行はれてゐる。それは現役中にある軍人が疾病負傷に陷りたる時、無料で醫療を加へ、罹疾となつた時は一定期間又は終身の手當を給し、死亡したる時は遺族に對し埋葬料を與へる制度で、保險料は全部聯邦の負擔としてゐる。

直接行動（チョクセツコードー）

サンヂカリストの主張に據れば、勞働者が自己の利益を追求する方法としては、「議會政策や選擧運動の如き間接的行動によらずして、直接の行動による」事を必要とする。勞働者相互間から、代表者を選ぶにしても乃至他の階級中の同情者を以て自己の代表者と認むるにしても、これらの被委任者を議會に送つて以て自己の利益が國法の擁護を受けることを期待するといふことは、一方勞働者の集團的行動意志を沮喪せしむる怖れあり、加之議會に於ける代表者は自己の名譽心と利己心とに驅られ勢ひ妥協的行動に出ること多く、偶々彼ら代表者の斯る不純なる意識が勞働者の心理に反映し後者の團結と戰鬪力とを分解するのみにて、積極的現實的の利益が實現せられる望み甚だ少なしとされる。サンヂカリストの目には、要するに議會は現代の權力階級たる資產階級が金力と武力とを以て圍みめぐらせる公衆欺瞞の遊戲場と映ずるのである。抑々吾人の生活目的は窮極に於て經濟的のものであつて、この經濟的目的を追求する上に政治的手段を採ることは、合法といひ委託といふが如き既成觀念に禍ひせられて無用の迂廻を爲すものである。只吾人は一刻も早く斯る懷疑的、屈從的態度を棄て去つて、直接目的に沒入し行動に醉ふことを必要とすると、されるのである。

斯くて所謂合法的手段を棄て去つたサンヂカリストの行動は、勢ひ多數勞働者の有する物理力を團體的に行使する外はない。即ち彼らが自己の勞働條件を改善せんと欲して、而も資本家之を容れざる時は同盟罷工（その最も有效なるものとして總同盟罷工）、怠業等の擧に出でる。資本の運轉を停止せしむる目的を以て有形無形の壓迫に堪へ、故意に勞働を中止するといふ意味に於て、それは明に一種の積極的行動であるが、工場を破壞し官憲と衝突する等の、所謂積極的行動に出づる場合に對して、前者を消極的行動と稱するのである。

直接行動なる言葉の本來の意義は、以上の如きサンヂカリズムの理論を意識して行はるる勞働團體の同盟罷工、怠業、ボイコット、暴動等を指すのである。但し現在に於ては、この言葉はヨリ廣義に使用さるゝこと少なからず、現在の社會組織を改廢せんとする、虞無主義、無政府主義等の祕密結社が自己の目的を貫徹せんとして暗殺、破壞等の非合法手段に訴ふる場合、農民及び都市の群集が一時的目的を貫徹せんとして暴擧に出づる場合等にも適用されるのである。

サンヂカリズムの搖籃たる佛蘭西のC・G・Tの中の革命派の歷史は、大體に於て直接行動の歷史と見ることが出來る。卽ちこの勞働組合は總同盟罷工を以て主要なる運動標的とするものであつて、政治的手段を避けて旺に罷工怠業を行つて來たのである。殊に近年この組合が政府の下級官吏を味方に引き入るゝに及んで、その運動は益々險惡性を增し來り、一九〇九年の春に起した大運動の如きはその性質極めて重大であつた。卽ち當時巴里の食料供給は將に杜絕せんとし、巴里の外部との通信交通は、殆んど完全に切斷されたと云はれてゐる。續いて翌一九一〇年の鐵道從業員の大同盟罷工は國家の存在に對して恐る可き危險を暗示したのであつた。佛國に次いで暴動的性質の勞働爭議が行はれるのは、伊太利である。勞働運動の穩健著實を誇る英國に於ても歐州大戰前に行はれた鑛夫大同盟罷工の如きは明にサンヂカリズムの影響を立證するものがあつた。我國の友愛會の如き歐洲大戰後、勞働運動勃興の氣運に乘じて、非議會主義の精神を以て各種の勞働爭議を指導し來つたのであるが、最近普選實施の機漸く熟するに及んで、直接行動を放棄して政治的色彩を濃厚にして來た。然し乍ら斯る勞働運動の議會主義化は獨り我國丈けの傾向でなく、歐洲大戰を轉機として各國の政府が國內統一に意を注いだ結果、勞働者の直接行動は極度に鎭壓せられ、佛國のC・G・Tの如き明に革命的性質を喪失して仕舞つた。一方露國獨逸等に於いて勞働者が政權に參加したことは政治的行動の效果を暗示し、勞働黨の勃興を刺戟して、最近に至つては英國勞働黨の內閣組織といふが如き極端なる現象を生ぜしめたのである。

直接稅（チョクセツゼー）

直接稅は間接稅に對照される租稅徴收上の形式である。今若し甲の納稅者があつて、形の上では直接に租稅を納附することになつてゐるが、この稅金に相當する金額が更に彼の手によつて、納稅金を塡充するといふ以外には何らの理由なく、乙から徴收されるものだとする。事實上、この租稅は、乙が甲を通して間接に納附することになるのである。これを財政學の術語では納稅の轉嫁と稱するのである。斯る轉嫁が行はれないで、納稅者が同時に擔稅者である場合には、斯る形式に依つて納附される租稅を、前者の直接稅と稱せられるに對して、間接稅と稱するのである。但し嚴密に云へば、この區別は便宜上のものであつて、或一人の負擔する直接稅が何らかの形で他に轉嫁されてゐないかといふことは、絕對に保證するといふ譯に行かぬのである。例へば直接稅の典型的なるものと稱せられる地租の如きものが、全部或は一部分地代の不當釣上として借地人の負擔に轉嫁されてゐるといふ現象は、世間往々にして見る所である。

直接稅の部類に屬するものとして先づ異議のないものは、地租、所得稅、營業稅である。これらの稅は收益に課せられる稅、卽ち收益の一部を當然の義務として徴發さるゝものであるから、之れを生產費の一部と見做して更に第三者から支拂を要求するといふことは、表面上許されて居らぬ譯である。これら以外のもので、通行稅、相續稅、取引所稅、鑛業稅、登錄稅の如きものは普通直接稅として取扱はれるのであるが、官制上の便宜に應じて間接稅と見做されることもないではない。

鑄貨（チューカ）

鑄貨とは重量と純分とが刻印によつて證明せられたる金屬片である。古來諸國に於て貨幣として使用せられた物品は種々あり、穀物・貝殼・毛皮・家畜・布・眞珠などはその重なるものであつた。併し金屬はその特性が貨幣に最も

適する所から、遂に他の物品を驅逐して今日の文明國に於ける唯一の貨幣となつた。金屬貨幣使用の起原は甚だ古いが、初めは使用財殊に裝飾品の形をとり、漸次環狀・棒狀・楔狀延板狀等をとるに至り、金は粉狀又は粒狀に於て使用された。是等の貨幣を受授するにはその品質を檢べ、重量を量る必要があつた。この手數をはぶく爲めに、金屬をして一定の重量及び純分を有せしめ、刻印を施してこれを證明し、通用せしめんとするに至つた。鑄造貨幣は斯くして生じたが、其起りは紀元前七世紀東洋と希臘の境なる小亞細亞であるといふ。鑄造貨幣は初め鑄造の一面にのみ刻印を施したが、其裏面を削取られるのを防ぐために兩面に刻印する樣になり、遂に全然不正行爲が出來ないやうに緣に凸凹を附する至つた。而して初めは鑄型で製造されたが、今日では鑄型を用ひず金屬板を打拔いて造る。西洋では、鑄貨は中世に諸侯及び都市で製造されたが、近世には政府監督の下に私人をして鑄造せしめ、近時に至つて國家が貨幣鑄造權を握り、政府の工廠に於て製造するのが通例である。日本では德川時代に於て、特定の役人に請負はせて金銀貨を鑄造せしめたが(『金座』參照)、維新後政府の直營となつた。各國には各々鑄貨に關する法規が存し、量目及び品位が定められてゐる(『貨幣』『貨幣制度—各國別』參照)。

中間階級(チューカンカイキュー)『中間階級運動』を見よ。

中間階級運動(チューカンカイキュー・ウンドー)

中間階級とは、經濟的地位がブルヂオア及びプロレタリアの中間に位する人々の總稱である。中間階級の解釋については、學者に依つて種々なる相違があるが、大體において知識階級及び手工業者・小商人などが此の階級に屬するものとされてゐる。知識階級は普通教育以上の敎育を與へられ、純粹の筋肉勞働をなさず、大なり小なり精神的勞働に從ふものとして理解される。卽ち獨立自由職業者、月給取等がそれであるとされる。中間階級はしかし、嚴密なる意味の社會階級は經濟的乃至政治的優劣のでない。社會階級は經濟的乃至政治的優劣の相對立する社會群を意味するが(『階級』參照)、中間階級は他の階級と對立するものでない。經濟的優劣の相對立するものは、資本家階級と勞働階級とであるが、中間階級の構成分子と目せられるものの中、手工業者及び小商人等は資本家階級に屬し、月給取は勞働階級に屬すべきものである(『資本家階級』『勞働階級』參照)。勞働階級は筋肉勞働者に限らず精神的勞働力を提供して主要生活費を獲得するものをも包含し、資本家階級は純然たる資本所得のみにて生活し得ずとも、資本所得及び他より摶取される事なき自己の勞働所得を以つて生活するものをも包含し得るからである。また獨立自由職業者は、資本家階級及び勞働階級の何れにも屬せず、全然社會階級の圈外に立てるものが多い。知識階級と云ふが如きものも社會階級を構成するものでない。知識的優劣は各階級間に錯綜し衝突しつゝあるもので社會階級構成の基因となり得ないからである。故に中間階級及び知識階級なる言葉は、漠然たる觀念を表す通俗的用語に過ぎない。

中間階級運動とは、事務員組合、敎員組合等の如きものの待遇改善運動、手工業者、小商人等の自衞運動等に冠せらるゝ言葉である。然し乍ら事務員、敎員等の運動は勞働運動の一種として理解さるべきものであり 小企業者の運動は嚴密なる階級運動と目し得ない。中間階級と稱せらるゝこれ等の社會群の間には、階級的一致もなく、從つて中間階級運動と稱せらるゝものも、事實において甚だ微弱である。たゞ中間階級を所得の中位に位する

社會群、又は小中生產業者等として理解する場合には、租稅問題等に關し、または大生產業者に對する自衞として起る團體的運動などを中間階級運動と呼ぶことが出來やう。

中央集權(チューオーシューケン)

政治的機能、その中でも殊に行政的機能を、單一の權力の下に集中し、行使することを云ふ。此言葉が重大な意義を帶びて來たのは、封建時代から現在の產業的大國家時代に移らうとする時であつた。乃ち一國の政治的權力が小さな單位に分割されて各地方に散在してゐたものが、相併合するか、或一箇の權力に吸收されるかして、共通な主權の下に統一されるといふ傾向が存在し希求された場合、中央集權といふ言葉が政治上の標語として出現したのである。しかし一國民の範圍に於ける此集中の過程は、現在では如何なる文明國に於ても殆んど完全に達成されてゐるが故に、此言葉の現在に於て持つてゐる意義は行政上の機能を何の程度迄地方政廳に委任することが便宜であるかといふ行政政策上の問題と、斯る權力集中が經濟生活上に如何樣の影響を與へるかといふ經濟的効果の問題とに關してゐるのである。

【經濟的意義】 或社會の主權がその社會の內部に存する富及び經濟的機能の上に、至大の影響を與へてゐることは明白の事實である。この點に關して從來多くの經濟學者達は、個人の經濟的活動を拘束する政治的機能及び機關が、如何なる程度に迄制限されることが適當であるかといふことを論じてゐる。

經濟的活動の自由無拘束なることを以て產業發達の唯一條件であると考へる自由主義の經濟學者は、中央政府の活動に極度の責任を附加する必要上議會の權限を大ならしめることを主張してゐる一方に、地方政府の行政權を擴張することを通して中央權力の活動範圍を縮少しようと要求してゐる。現代に於て意義を持つ地方分權論は、多く經濟的自由主義から發してゐるのである。例へばミルの如きは其經濟原論に於て、數名の大臣が一切國務の總括を要求してゐる歐洲大陸の集權國家に於ける經濟上の弊害を指摘して、政治的資本家の專制と產業の固定とがそれであると論じ、その救濟策として地方分權を主張して居る。是に反して社會主義的經濟學者は資本の活動を自然的競爭の狀態に放棄することを以て、恐慌と失業との來る所以となし、寧ろ强大なる中央の政治的權力を利用してこの弊害を矯むることの策を得たる所以を力說してゐる。殊に彼等の見る所によれば各種の產業部門に於ける多數の資本は一箇の强大なる資本に併呑される自然的傾向を有するものなるが故に、この集中されたる資本を國家權力によつて統制し、各種の企業を官廳の組織的經營たらしめんことを要求してゐるのである。斯くして中央政府の機能の增大と權力の尊嚴化とは、彼等にとつては一面經濟生活の合理化にとつて必須缺く可からざる理想たると共に、また資[二]集中の自然的結果であるとされるのである。

仲裁裁判制(チューサイ・サイバンセー)

【概說】 勞働爭議調停の爲めの制度であつて、廣義に解した場合の仲裁和解制度と、その强制的形態たる狹義の仲裁裁判制度とを含む。一八六九年、英蘭北部地方の製鐵工場に於て、各部門の勞働者が集つて自己の代表委員を選出し、是に勞働條件決定の權限を與へて雇主と相協議せしめたことがあつたが その後この協議方法の便宜が認められて一般に採用さるゝに至つた所から、『勞働和解法案』が一八六七年の議會を通過し、各地に和解局なるものが設けらるゝことゝなつた。その後一八七二年に、これらの和解局を統一し、勞資の協調を一層徹底させる必要から、仲裁裁

判所設立法案なるものが實現されたのである。仲裁々判所は首府にあつて、勞働の集合契約に關する一切の爭議を裁判し、個々の勞働契約の內容に關する仲裁をも行ふ者であり和解局は地方地方に設けられ、勞働爭議の和解に努めるものである。和解局は其の爭議に法律上解釋上の疑義ある場合に、これを仲裁々判所に移すことゝなつて居り、特別和解局は爭議の兩當事者のみに依つて、合意的に造られることゝなつてゐる。ニュージーランドに於ては、一度び爭議が仲裁々判所又は和解局に提起された以上、工場閉鎖、同盟罷工等の手段に出づる者を罰することゝなつて居り、國家は爭議に對して强制的に仲裁、和解を爲さしめる事が出來るのである。

【效果】 ニュージーランドの仲裁和解制度は、最も急進的であり、强制的である爲め、其效果も亦著しく大なるものがある。卽ちニュージーランドが『同盟罷工の無い國』と呼ばれてゐるのは、其の爲めである。英國に於いては、その制度が强制的のものでない爲め、和解や居中調停、仲裁等によつて爭議が和解されることは極めて僅かであり、多くは兩當事者の商議によつて解決されてゐる 英國以外の諸國に於いても、和解及び仲解によつて爭議が圓滿に解決されることは比較的少く、その效果は至つて乏しいやうである。

中産階級（チューサンカイキュー）
『中間階級』を見よ。

中産階級運動（チューサンカイキューウンドー）
『中間階級運動』を見よ。

中世ギルド（チューセーギルド）
【意義】 ギルド（Gild）を語義的に說明すれば、『共同飮食のための寄合』の意味であつて、これが轉じて『共同生活の集團』に用ゐられたものである。このギルドなる言葉が、經濟史上に於ける一種の社會單位を指すやうになつたのは、英國に在つては十世紀頃、獨逸に在つては十二世紀頃に屬する。元來ギルドなる言葉の語系は、チュートン語系に屬するものであつて、從つてラテン系の諸國に於ては用ゐられてゐなかつたものである。佛、伊等の諸國にもこれに類すべき社會單位は存在したけれども、これに對してギルドなる名稱は遂に用ゐられなかつた。ギルド組織は決して、チュートン民族特有のものではなかつたが、最も隆昌を見たのは、その諸國であつた。而してギルドが最も發展したのは、中世紀の事に屬してゐるので、今日のギルド社會主義といふが如き、ギルドの新しき概念に對してこれを區別するため、普通『中世ギルド』と呼んでゐるのである。

【起源】 ギルド組織はこれを歷史的に通觀するに、血族團體が崩壞して地域團體が起つたその中間の時期を領有するものであつた。その意味に於て、ギルドの性質は一面に血族團體の特色と、他面に、地域團體の特色とを併有してゐる。蓋し經濟事情の發展に伴ひ、職業に差別が生じ、また住居地域を隔つるに從ひ、在來の血族團體が各自の利害關係によつて分裂し、却つて地域を等しうする者が、一團を形成するにいたるものである。ギルドは未だその新團體が形成せざる過渡時代に生じたる、準血族的他人間の連鎖と見做して差支へはない。血族團體が經濟單位として、又社會團體として、生活と生業を保證する力を失へる時、獨逸に於ては『シュッツ・ギルド』『フリーデンス・ギルド』英國に於ては『フリッス・ギルド』が起つて、稍堅固なる社會團體を結ぶに至つた。この意味に於て、ギルドの發生を內容的に觀察すれば、宗教、道德、私法及政治上の目的を有してゐたものである。後世に於てギルドが發達して宗教的ギルドと非宗教的ギルドとに分れ、非宗教的ギルドが平和ギルドと經濟ギルドの二派に分裂したけれど

も、それは各固のギルドに就ての特色であつて、その性質に於ては、各のギルドは共通の特色を有してゐる。然らばギルドは何世紀頃に現はれたかといへば、英國に在つては八世紀頃すでに存在してゐたといはれてゐる。然しギルドが盛んになつたのはノルマン征服の後、國內の平和が確立されてからである。それは兎に角として、ギルドなる文字が十世紀頃の文書に散見してゐる所を見れば、當時に於ては、確かに存在してゐたものと見て好い。獨逸に於て明らかにギルドが發生したのは十八世紀の事であつて、主として工業ギルドであつた。而して英國に在つても、獨逸に在つても、ギルドが明らかに現はれたのは都市に限るもので、村邑のギルドはこれに後れてゐる。斯くの如く、ギルドはその始め、多くは宗教的、道德的な目的を有して生じたものであるけれども、漸やく十二世紀に入るに及び、英獨兩國共に却つて非宗教的ギルドが盛んになつた。この意味に於て起つたものが『商人ギルド』及び『工業ギルド』である。斯くしてギルドは經濟史上に重要なる位置を有するやうになつたのである。

【商人ギルド】 商人ギルド（merchant guild）は中世時代に普ねく存在してゐたもので、ハンザ又はハンザとも稱してゐた。これは元來通商の特權を共有する一種の同業組合であつて、ギルドの營む商業はことを獨占事業となし、組合員以外には營業を許さぬ事としてゐた。またギルドの他の主要眼目は他の都市との通商にあつた。ギルドに加盟する者は、相當の加盟金を納入して加はり、ギルドは又その組合員に對して、營業警察及び營業司法の權能を有し、組合員の非違に對しては權威をもつて君臨してゐた。而してギルドが組合規約等を制定するに當つては、モロースピーチと稱する會合が定期的に開かれ、これによつて諸種の相談が決せられてゐた。尙ほギルドの組織に關して一言するならば、アルダーマンと稱する最高の責任管理者があつて、その下にワーデン、エチエキン、スチュアード等の事務員が置かれてゐる。アルダーマンを補佐する機關としては評議會といふものがあつて、これは十二人乃至二十四人より成り、直接アルダーマン自身が議長の椅子に當る事となつてゐた。この點は商人ギルドたると工業ギルドたるとに大差はなかつた。たゞ商人ギルドの特質として注意すべきは、當時の商業なるものが、一般に農產物、畜產品の賣買に限られてゐたので、土地所有者が生產物の餘剩を賣出すといふ程度に過ぎず、商人は農業を兼ねたもので、今日意味する商業とは、大分その趣が異つてゐたことである。今日の大商業に屬する範圍は寧ろ工業ギルドに屬すべき領域であつて、自家の生產物に加工して賣出す織物の如きは、この意味に於て工業ギルドと屢々衝突せざるを得なかつた。蓋し、當時に於ては、各ギルドが國土の特許を得て販賣權の獨占を爭つてゐたからであつた。斯くの如く、ギルドがその掌中に特權を收め、且つ組合員に對して、峻嚴なる取締を勵行してゐた事は、卽ちギルド員の共同利益を目的としたものであつて、品質の良好、取引の正直を期する上には、極めて自治的なる訓練が行はれてゐたと共に、またこの非違者を取締るにも周到な用意が規定されて居たものである。ギルドは斯くの如き種々の特權を有してゐるが故に、ギルドに加盟するためには漸次一種の權利がついて來て、何人もこれが一員となるといふ譯には行かなくなつて來た。わが文字でいへば一種の『株』であつて、この株は世襲的なものとなり、且つ新にその株を得んとすれば、莫大な金を必要とするやうになつたのである。以上は單に英國のそれであるが、獨逸に於ても商人ギルドは發達し、中にもゲヴ

ンド・シュナイダーと稱する織物商人のギルドが非常なる勢力を占め、後年英國との貿易が行はれるやうになつた時ぱ 率先してその衝に當つたものである。わが經濟史にあつては『坐』と稱したものは、恰もこの商人ギルドに該當すべきものである。

【手工業ギルド】 工業ギルド (craft guild) は商人ギルドに後るゝ事、約百年にして出でたものである。このクラフトなる言葉は元來力の謂であつて、それが轉じて技術、熟練等の意味を生じたものである。これによつて理解し得る如く、クラフトギルドは手工業ギルドといふよりも、日本語的にいへば職人組合の義である。クラフトギルドの發生に就ては、自由公民たる職人の團體として起つたとなすもの と、諸侯の領内に於ける奴隷民の間に起つたとなすものとの兩樣なる見解があるが、今日一般的に信じられて居る學說は、前者である。たゞ然し當時の奴隷民の間にも、このクラフトギルドの起原とも見るべき、略々同樣の組織があつたことは認められてゐる。假りにその起原が奴隷民の間に發したものと見做しても、クラフトギルドが發達した十三世紀の時代に及んでは、その組合員として奴隷は加へられてゐなかつた事はいふ迄もない。然らばこのクラフトギルドと無關係に發達したものであるかといへば、それも幾多の議論はあれど、多くの場合前者が寧ろ後者に對抗する必要として生じたものであつた。斯くして中世ギルドに於ける代表的なクラフトギルドは發展して來たのである。偖てクラフトギルドは如何なる組織よりり成るかといふに、大體の組織は商人ギルドと大差はない。職業上の利益を維持するため職業警察及職業司法の組織を設けこの兩樣の職務を果たすべく諸般の制度も設けられてゐる。而してこの組合結社の中心となれるものは『ギルド會合』であつて、一定の時期を定めて組合全員を招集し、役員選定を始め重要事項を議定した。同職の監督、及び反則者の檢斷に任ずるワーデン、ベリーフ等の役員の任命も、このギルド會合に於てせられた。十四世紀頃からアップレンチスシップ（徒弟制度）が大いに發達し、組合員たる『親方』になるためには、一度は必らず徒弟たる事を必要とせられた。その期間は、英國が七年、獨逸が二年乃至四年、佛蘭西が一年乃至四年であつた。この年期の徒弟生活を勤め上げた上で、一種の『旅稼ぎ』の時期があつて、諸方を遍歷して腕を磨き、その年限が終つた後、工業上の卒業製作といふものを拵へた。これを稱してマスター・ピース (Master-piece) と呼んだのである。今日英語でいふマスター・ピース（傑作）なる言葉は、マスター（親方）になるためのピース（製作品）に發したものである。更にまた Master of arts なる學位の語源の如きも、等しく此時代に胚胎したものであつて、學問上の年期を勤め上げた親方といふ意味である。それは兎に角として諸都市を彷徨して來た彼等がこの卒業製作を認められて、始めて親方となる資格が附與される。而してこの資格が附與されたからとて、直ちに親方の一人としてギルドに加盟出來るのでなく、それが爲めには莫大な金子が必要だし、その上また相當の時間も必要なのである。この親方の資格を有しながら、尙ほ親方となり得ない者を稱してジェルネーメン (journeymen) といふ。十四世紀以前に於ては、徒弟より直ちに親方になり得たけれども、十四世紀及びその後の時代に於ては、此點に特別嚴重な規則が勵行された。これはいふまでもなく、ギルド員が自己の地位を獨占せんとして案出したもので、成るべく少數の手に於て、ヨリ多くの收益を獲んとした結果である。故に徒弟に關しては何等の制限を設けず（制限を設けたのは十六

紀以後、ただ親方となる爲に複雜な羈絆を與へたのである。これを要するにクラフトギルドは、同職相互の目的の下に起つたものであつたが、漸次獨立的なものとなるに從つてその實を失ひ、後には少數の特權者のみにその利益を壟斷されるやうになつた。玆て自由工業の時代となるに及んで、遂に瓦壞するに至つたのは當然の運命であつた。尙ほ商人ギルドたると手工業ギルドたるとを問はず、その職業的特色によつて斯く分派したのであつたが、一種の社交機關としての實は、他の幾多のギルドと同樣に備へてゐたのである（『マニュファクチュア』『家内工業』『五人組』參照）。

中世手工業組合（チューセーシュコー ギョークミアイ）

『中世ギルド』を見よ。

抽象（チューショー）

思惟が對象を分析して其要素に還元するに際して、各對象に存在する類似の要素を同一と見て之れを一となし、以て其等の各對象を總括して置くことを概念と云ひ、その概念を作る働きを抽象 (abstraction) と云ふのである。例へば甲を分析してイ・ロ・ハ・ニなる要素を得、乙を分析してイ・ロ・ホ・ヘを得、丙を分析してイ・ロ・ト・チを得た場合には、イとロとは甲乙丙に共通である。共通のものが嚴密には同一物ではないにしても我々の思惟は之を同一と見て、イ・ロを取つて思惟の上に甲・乙・丙を代表させる。卽ちイ・ロは一の概念である。この場合に思惟はイとロとを他の要素中より抽き出して概念を作つたものであつて、之を抽象と云ふのである。抽象の反面には必ず捨て去られたものが存する。この捨て去られた要素、卽ち前記のハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ等に就て云へば、これを捨象 abstraction と稱するのである。洋語にてはもとの 一語があるのみであるが、英語では慣例上主として抽象卽ち共通の點を抽き出す方にのみ使用し、獨逸語では主として捨象卽ち捨て去る方の意味に使用される。凡そ概念を作るに我々は抽象に據る場合と、捨象に據る場合とがある。例へば日常手近かな經濟的事物に就て有する概念は、多くは相互を比較することによつて抽象的に作られ、神、平等、絕對、宇宙、靈魂等の概念は捨象によつて作られる。何となれば是等の概念は比較對象して得ることが出來ず、差別點を捨象することによつてのみ得られるからである。

中等教員（チュートートーキョーイン）

中等教員とは公私立の中學校、高等女學校、師範學校の教師に對し、其有資格者（教諭、助教諭又は訓導）たると、無資格者（教諭心得、助教諭心得、教授囑託等）たるとを問はず、これを總稱して呼んだものである。その有資格者とは一學課以上に對して中等教員たるの免狀所有者であつて、無資格者とはこれを有せざるものである。大正八年三月の調査によれば全國の中等教員總數は一三・八三八人に及んでゐる。內譯、有資格男教員五・五三七人、無資格男教員二・一七六人、有資格女教員一・七五二人、無資格女教員九三〇人となつてゐる。中等教員たる意味を更に廣義に解した公私立實業學校の教師は、總計五・八二八人で、この內女教員は僅かに一四人を數ふるに過ぎない。

D

大地主（ダイチヌシ）

大地主とはその所有地廣大にして、自ら直接耕作に從事せざるのみならず、寧ろ數多の助手を置いて、その指揮監督を輔佐せしむるものを謂ふ。我國情よりすれば五町歩以上の所有者は、この大地主の中に數ふる事が出來やう。獨逸に於ては更に大地主の上に過大地主なるものを認め、百町歩以上の所有者はこれに充てゝゐる。わが國に於ては、二十町歩以上の所有者はこれに該當するものと見て好い（『地主』參照）。斯の如く大地主は經濟的に、資力、權力、智力も優秀なものであつて、その經營に關しては、學理を應用した合理的な經濟法を行ひ、新式の農業機械を購入し、優良なる種畜を輸入し、農經濟をして組織的なものたらしめるものである。然しその反面には大地主の土地兼併により、幾多の悲慘なる事象は釀され、中等農にして土地を失ふものを增し、玆に地主對小作人の社會的問題を惹起する事になる。殊に大地主は多く不在經濟をなすにより、それによつて生ずる禍害も鮮少なものではない。近世愛蘭に發生したる事件の如き、また日本に現在頻發しつゝある小作人爭議の如きはかゝる現象によつて招かれたものと解釋して好い。然らばこの地主對小作人の關係を如何にして圓滑ならしむべきかといへば、國家の保護干涉は元より、地主が直接に小作人保護の施設を致すべきである。即ち地主協會を組織して小作料及び小作契約等の一致を計り、小作農の改良奬勵に協力的手段を講じ、或は小作米品評會、稻作立毛品評會等を開いて優良者を賞典し、或は懇談會を催して談合する等の事業をなすべきである。その他地主が率先して信用組合購買組合等を組織し、小作人の經濟狀態を改良する事を始めとして、食料米の貸與、養老、育兒、火災保險等幾多の救急手段を數へられる。

大英國鑛夫聯合會（ダイエーコクコーフレンゴーカイ）

大英國鑛夫聯合會 (Mineres Federation of Great Britain) は英國各地に散在する鑛夫聯合會の總聯合會である。同會は實に英國の凡ゆる勞働組合中最大であると同時に世界に於ても最大のものである。多數の會員と多大の基金とを擁する同會が一度起てば、英國の產業界は大脅威を感ずるのも無理はない。

英國の大なる地方聯合會は何れも發達して自治的に活動して居るが、各委員を選出してこれが中央執行委員會を作る。そして中央集權制の下に活動して居る。委員會は加入組合から最も民主的に選擧された有給役員を以て組織し、個々の加入組合の內部的方針には干涉しないが、一般目的に就ては中央集權的に活動し、地方聯合會も此命令によく服從する。聯合會の活動は主として政治運動であるが、その目的は勞働者が代議士となり又は有產階級の仲間入りをすると云ふことではない。從來における聯合會の功績は勞働階級に不利な法律を打破して有利な法律を作らせた事である。鑛業法の大改正、八時間勞働法、最低賃銀法等皆それである。右の中特に注意すべきは最低賃銀法に就てゞある。最低賃銀法は今より約十年前に制定されたのであるが、大英國鑛夫聯合會は其數年前から之を實行政策として揭げて來た。然るに、協議不調の結果、同會は斷然總同盟罷業を全國に命令し、莫大の基金と時日を費して大ストライキをやつた。其のため政府は資本家の反對に拘らず、最低賃銀法を發表してしまつたのである。同法によれば最低賃銀額は鑛主及鑛夫の協議會の決定する所となつて居る。此法律の制定

依り鑛夫の賃銀は一ヶ年に約千五百萬圓增加したと云ふ。

由來勞働組合は基礎が固まつて來ると保守主義になり勝である。然るに大英國鑛夫聯合會は常に新原則を發見して突進して行くのである。今日同會が根本主義として奉じつゝあるものは炭坑の國有で、炭坑の所有を國家に托し管理を勞働者が握らうとするのである。大正九年の炭坑國有問題委員會の席上に於ても、政府、鑛山主、鑛夫の代表者中、鑛夫の見解の堂々たるに反し、鑛山主は常に其の言曖昧で嘲笑の的となつたと傳へられる。炭坑の國有は卽ち資本主義の一角が崩壞する事を意味する。鑛夫出身の會長スマイリーは英國のレニンの名を有する男であつて、其熱烈素朴な信條は百萬の會員の意思感情を代表すると言はれてゐる。

大逆事件（ダイギャクジケン）

平民新聞の發行停止（明治三十七年）赤旗事件（明治四十一年）等の後に爲された官憲の一層の壓迫の下に、猶ほ幸德傳次郎（秋水）等は密に無政府主義思想の宣傳に努め、或はクロポトキン等の著書飜譯出版に、或は言論に因りてその主義を主張しつつあつたが、是より先き明治四十一年二月には幸德外二十五名が發企人となつて日本社會黨大會を東京神田の錦輝館に於て開催し、公然現代社會組織の變革の爲めに直接行動を執るべきことを決議して以來、行動に於ても漸次過激に赴きつゝあつたので官憲の之に對する壓迫も甚しいものであつた。

明治四十三年六月に幸德等一味の陰謀が長野縣明科に於て發覺したと世に稱せられてゐるが、事件の內容は暴動的行爲によつて急激に社會革命を遂行せんとしたものであると傳へられるけれども確かなる事實に就いては一切不明である。幸德等二十四名はただちに捕へられ明治四十四年一月十八日大審院の判決に依て、幸德傳次郎、菅野須賀子、大石誠之助、森近運平、宮下太吉等十二名は、絞首臺上に命を終へ、阪本、高木、峰尾等十二名は無期懲役に處せられた。これ世に所謂大逆（又は幸德）事件である。

この事件以來社會主義者、無政府主義者等に對する官憲の監視は一層嚴重となり、他方に於てはこの事件が日本民衆をも驚倒震駭せしめ、呼ぶに大逆の名を以てしたから、世人の社會主義無政府主義に對する感情には一種の憎惡戰慄を伴ふに至り、此の後七八年の間は社會運動は火の消えたるが如くであつた。

大逆事件當時の內閣總理大臣たりし桂太郎の斡旋に依つて成立したる濟生會は該事件の副產物なりと世に言はれてゐる。

代理商（ダイリショー）

【意義】代理商とは使用人に非ずして特定の商人の爲めに、平常その營業の部類に屬する商行爲の代理又は媒介をなすを業とする者を云ふ。今商法に從つて簡單にこれを解說すれば次の如くなる。

一、代理商とは平常商行爲の代理又は媒介をなす者である。卽ち特定の商人の營業部類に屬する商行爲の代理のみをなすも、又媒介のみをなし或は又その代理と媒介とを併せ行ふも代理商たるを妨げない。而して平常と云ふが故に各行爲を個々になすのでなくして繼續的に行ふことを意味する。二、代理商が行ふ所の代理又は媒介は必ず商人の爲めになすものでなくてはならぬ。三、代理商は一人又は數人の特定の商人の爲めに代理又は媒介をなすものであつて、自己の爲めに商行爲を營む商人とは全く性質を異にする。四、特定の商人の營業の部類に屬する商行爲を目的とする。假令特定の商人のためにするも、その行ふ營業の部類に屬する商行爲の代理媒介をするのでなければ代理商ではない。五、代理人

は一個獨立の商人であつて他の商業使用人ではない。從て代理商は自己の名を以て商行爲の代理の引受をなし、又その媒介を引受く。（商法第二六四條第一二、第一一號）

【區別】一、其目的により(イ)商行爲の代理のみを目的とする者、(ロ)商行爲の媒介のみを目的とする者、(ハ)前二者を併せ營む者。二、代理權の範圍により(イ)本店の營業の全部をば代理する全部代理商、(ロ)一部を代理する一部代理商。この區別は時に代理權行使の地域の廣狹によつて定まることもある。三、商行爲の代理又は媒介の委托が本人によつてなさるゝか又は代理商によつてなさるゝかにより(イ)代理商(ロ)複代理商の二つに分かたる。前者は直接本人によつて委托さるゝもので後者は間接本人によつて委托せられたる行爲の代理又は媒介を被托者たる代理商が更に之を他の代理商に委托する場合を云ふ。換言すれば、前者は直接委托後者は間接委托である。四、その代理し媒介する商行爲の種類により(イ)販賣代理店(ロ)銀行代理店(ハ)保險代理店(ニ)船主代理店等に分つ。

代替の法則（ダイタイノホーソク）

【意義】同一の費用を以て、互に其効果（心的所得と貨幣所得とを問はず）を異にすると思惟せらるゝ欲望（消費慾と生產慾とを問はず）充足せられ、又同一の効果（同上）を獲らすと思惟せらるゝ欲望（同上）を充足する費用が互に相異なる場合に於ては費用と効果との關係上最も有利な効果を獲らす所の欲望が充足せられ、之れを以て爾餘の欲望を代替するに至るのである。欲望と云へば畢竟酒を飲まんとする欲望と云ふが如く、直ちにその對象物を意味するのであるから對象の互に異なるに從て欲望も亦當然異ならなければならない。故に或欲望が他の欲望を代替すると云ふことは結局或る財が他の財の代替物となると云ふ意味に外ならない。

【範圍】欲望に於て意義を有するは、其充足の効果の大小のみである。若し或る充足方法にして最も有利なるものであるとすれば、該充足形態による欲望は、當然他の充足形態の欲望を一切代替して、己れ獨り全く所要の心的所得を獨占するに至る。例へば讀書により無二の心的所得を得る人が他の一切の欲望を斥けて、一意專心讀書に沒頭するが如きこれである。併し假令如何なる讀書家と雖も長く寢食の慾を廢する事が不可能なる如く、凡て欲望の效果は早晩飽充し盡され、かくして快感の遞減より來る利用遞減の現象が起る。從て一定充度の心的所得を獲得するに、同一欲望を反覆充足するを不利ならしめ、必ず他の欲望の發現を促がすことゝなるを以て、かの欲望多岐の法則の示す如く所要の心的所得を一欲望に集聚せしむることの難きは勿論、僅少の欲望に集聚せしめて以て他の多數欲望を代表せしむる事すら甚だしく困難となり、代替の範圍は甚しく局限せらるゝのである。

【適用】代替作用は如何にして表現さるゝかと云ふことに就いて述べれば、今、同一の費用を以つて大小異なる充度の諸効果を獲らし得ると思惟さるゝとき、その費用を充度の大なると思惟せらるゝ欲望を充足する使途に供せんが爲めに代替が行はるゝとして、この場合同一財を以て現在慾、未來慾の兩者中、何れか多大の効果を獲らすと思惟さるゝ欲望が擇ばるべく、假りに未來慾を撰ぶとしても後日の享樂慾の爲めの貯蓄又は貯藏慾を取ると生產慾を取るとの間に代替が行はるべきである。尙同一の効果を獲らすに至る、大小相異の費用を以てなし得る場合に於ける代替に就いても、上述せる所によりて容易に類推し得るであらう。

男女同權主義（ダンジョドーケンシュギ）

『フェミニズム』を見よ。

ダンピング

ダンピング（dumping）とは、貨物の生產者がその生產物を賣却するに當り、國內市場に於ては高く、國外市場に於ては安く賣る營業方針をいふ。アメリカ及ドイツのトラストやカルテルの屢々行ふ所である。蓋しこれらの國に於ては或種の貨物には重き輸入稅を課するので、內國產の其貨物は外國品の競爭を受ける事が少ない。從つて國內に於ては、高價に賣却する事が出來るのである。トラスト又はカルテルの國內に於ける獨占的地位は益々此事を容易にする。かくして國內に於て十分利益を得てゐるので外國市場に向つて安く賣放つても損失を被る事なく、却つて販路の擴張に依つて利益を受けるのである。かゝる繼續的ダンピングのほか、ダンピングは生產過剩の際に一時的に屢々行はれる。現代工業は大規模であり固定資本に資金を投ずる事大なる爲、生產過剩の場合にも、俄に轉業、代業によつてこれを救治する事が出來ない。從つて貨物は市場に累積し、其價格は益下落する事になる。かゝる場合に、生產者はダンピングを行ひ、內は以て生產物の減少によつて價格を引上げ、外は以て輸出品の增加によつて利益を獲得せんとするのである。

團體移民（ダンタイイミン）

移民には色々の種類がある。これを移民の數によつて區別する時には團體移民と單獨移民との二種となる。團體移民とは、例へば古代に於ける民族の移動或は近世に於てモルモン教徒、淸教徒等が一團體擧て米國に移住せるが如き、或は一部落の住民が團體を組織して移民を企つるが如きはこれである（『移民』參照）。

團體交涉權（ダンタイコーショーケン）

【團體交涉の意義】團體交涉とは、雇主又は雇主の團體と勞働者の團體とが相互協議の上、標準賃率、雇傭條件其他を協定する事をいふ。其結果、各勞働者はその協約の範圍內に於て雇主との間に個々契約を結ぶことゝなる。從つて其協約の最低限以下に下す事は出來ず、又反對にその最高限も固より法外に上ぼす事は出來ない。勞資の折衝は、此の協約の範圍內に於て行はれる。かくて個々的には微力な勞働者も、團體交涉のお蔭で、比較的有利な條件を以て就職し得る事となるのである。

【團體交涉の必要】團體交涉の必要は其意義より見るも自明であるが、今勞資の對立狀態を一瞥すれば更にその然る所以を知るのである。一體資本家が勞働者を雇ふと云ふ目は的出來るだけ働かせ、少しでも利益を多からしむるにあるは言を俟たぬ。從つてその勞働條件の決定に當り、勞働者よりも自分にのみ都合の善いやうに努めるのは當然の事である。而も一方勞働者は無資本の爲め、見す〳〵損な條件で勞働力を賣る、且つ勞働力の供給は需要を超過するが常態なる故、勞働條件の向上は覺束ない。第三に勞働力は其身體と分離し得ない爲め、一身をあげて資本家の支配下に置かねばならぬ。かゝる事情は自由契約、對等契約の美名を無實にする。此不利を匡正する道は多數の團結である。つまり勞働契約に當り從前の各個分離狀態から、各個の連合と結合體の運動に入る事である。團體交涉の必要は實に玆に胚胎する。尤も實地に行はれ始めたのは比較的新しい事である。一八二四年英國に於て結社禁止法が解禁されたのは團體交涉權の諒容と目すべく、翌年阻止を受けたが、事態の進展は遂に一八七〇年に至り政府をして明らかに勞働者の團體交涉權を認めしむるに至つた。我國でも法律上はともかく事實上の權利が種々の形式で動いて居る。

【形式】團體交涉權の獲得には强大な勞働團體を必要とする。從つて時と處とにより自ら

幾多の階段あるは免れぬ。團體交渉權の最も幼稚な形式は工場契約である。常設の勞働團體がある譯ではなく、問題の起る度に、勞働者が寄々集まつて代表者を選び、雇主との交渉に當らせたものであつた。然しながら勞働者の覺醒は斯るものに滿足すべき筈がない。そして必然的に常設的團體を作るに至つた。斯うして勞働組合が發達して來れば組合は各自に代り、團體として雇主と有利に職業の全體又はその大部分に亙つて共通の規則を取り極め得る譯である。之が今日の所謂團體交渉である　勞働者側の事態斯くの如しとせば、一方雇主の間にも團結の發達するは亦當然の勢である。卽ち勞働團體と資本團體との協定に進むに至る。之を團體的協定と云ふのである。

團體交渉に依つ項目は、一、賃銀及勞働時間制定、二、作業、工場設備、衞生施設及福祉增進に關する諸條件、三、非組合員の雇傭其他である。右に對する契約に從ひ事業管理の上に勞働組合の及ぼす影響は少くない。而して雇主側が最頑強に承認を拒むのは第三者の非組合員の雇傭に關する協定である。勞働組合が以上の條件を得れば、當該産業又は工場は同一組合員のみを以て封鎖せんとするは明らかで、勞働者側は大勢力を得、資本家側の脅威蓋し知る可きである。かくする事は、勞働者が雇主に何つて團體交渉を爲すに當り最も有效である。米國に於ては資本家族の反對運動たる開放工場又は非組合工場が對抗手段として用ひられて居る。又一方英國に於ては戰時、國家の爲めの名に於て壓制に壓制を加へられた勞働者は遂に工場を單位とし工場官理に關する管理權を獲得せんとし、同盟罷業を宣言したので政府はこの形勢を緩和すべく工場委員制を採り委員は勞資双方より選出し、工場管理に關し自由協議を爲さしむることとなつた、所謂ホイットレー案で、團體交渉の一形式たるものである（『工場委員會制度』參照）。

【我國の所謂團體交涉權】　我國の團體交涉權は英米のそれと比すべくもない。治安警察法による事實上の束縛、會社の組合員壓迫が現狀である我國勞働者は、先づ始步として會社內に於ける組合の自由を認めしめ次で之を交涉團體たらしめんとしたのである。大正十年關西地方の勞働爭議に於て此の權利の確認に成功せるもの多しと雖も單に意見を徵する程の薄弱なる交涉權たるに止まる。而してその形式たるや、殆んど凡てが工場委員制である點、團體交涉權元來の意味に及ばざる事遠しと云ふべきである。

ダニエル（デ・レオン）

デ・レオン・ダニエル(Daniel De Leon)は一八五二年ヴエネズエラの沖なる和蘭領西印度諸島の一、クラサオ島に生る。ヨーロッパを經て、一八七二年米國に渡り、コロムビア法律學校を卒業した。コロンビアの經濟學校にて外交の講義を爲し、一八八六年頃にはヘンリー・デヨーデの運動を援助した。一八九〇年に至り社會勞働黨に加盟し、一八九五年に『ソシアリスト・トレード・アンド・レーバー・アライアンス』を創立した。彼はその後、社會民主黨に對抗する社會勞働黨の首領たる地位にあつた。一八九二年に週刊新聞『ゼ・ピープル』を創刊し、一九〇〇年に至つて、日刊『ゼ・ピープル』を創刊した。

ダーキン（チヤールス・ロバート）

進化論の創唱者ダーキン(Charles Robert Darwin)は一八〇九年二月十二日シュリュースベリーに生れ、エヂンバラ、ケムブリッヂの兩大學及びクライスト・カレッヂにて修學した。二十二歲の時、軍艦ビーグル號に乘組み、世界探險隊に隨伴して各地を巡航すること六年、其間生物學に關する研究に努め、多量の

材料を蒐集して歸つた。その研究の結果は週航日記と共に一八三九年より一八四六年までの間に著書として出版せられた。一八三九年軍艦ビーグル號の船長たりしロイの姪と結婚し　一八四二年ケント州なるダウンに居を卜して專ら研究に耽つた。三十四五歲の頃初めて自然淘汰の理に着想し、爾來十數年の研究を重ね、一八五九年有名なる『種の起原』を公刊した。『種の起原』の外『人類の由來』『人類及動物の表情』其他の著書がある。一八八二年歿す。

太宰春臺（ダザイシュンダイ）

名は純、字は德夫、通稱を彌右衞門又紫芝園とも號した。信州飯田の人延寶八年九月十四日を以て生れ、荻生徂徠の門に入り大に篤學を稱せられた。性剛毅狷介、多くの諸侯に見える機會を得たが、曾て己を枉げて進仕を求めようとはしなかつた。然し生涯處士を以て任ずる事は決して彼の本意ではなかつた。常に經世の學に心を留めて、吾れ此世に生を享け一たび齋生の患を救はざるを憾みとす、と稱した。享保年間、執政田沼侯に因て封事を上り、時政の得失を論じたことがあつた。延享四年五月晦日、六十八歲で歿した。

彼は其著『經濟錄』に於て「食貨とは上天子より下庶民まで人の治世の道を云ふ」と言つて、當時の學者が仁義のみを誇稱するの愚を誹つて、經濟の道德に先ずべきを明言して居る。"富國强兵を覇者の術と云ふは後世の腐儒の妄說なり、聖人の天下を治むる道、富國强兵の本なり、然れば天下國家を治むる人は食貨の道をよく〳〵心にかけて、臣民を養ひ、四維を張り、國用軍用の置しからぬやうに思慮せらるべき事なり"とは實に政治上に於ける後の根本思想であつて、そこには經濟的史觀の萌芽あることを見逃してはならない。

著書には經濟錄、産語、大經略說、聖學問答、論語古訓、論語古訓傳、孔子家語增註等がある。

デブス（ユーヂン・ヴィクター）

ユーヂン・ヴィクター・デブス(Eugene V. Debs)は一九五五年米國インヂアナ州の一都會チテルオートに生れた。小學校を終へてから一八七一年より七四年に至る間鐵道火夫として働き、その後一八七五年より七九年に至る間雜貨卸商の店員として働いた。一八七九年町役場の書記に選出されて一八八三年迄その職に居り州會議員に選擧された。一八八〇年より一八九三年に至る間鐵道火夫友愛會の顧問であつたが、後に至りこれを基礎として『米國鐵道勞働組合』を組織するに至つた。その目的は、保守的なる米國勞働聯合會に對立して、全米の鐵道勞働者を網羅せる一大勞働組合を組織せんとする事にあつた。しかして一八九三年より九七年に至るまで、彼は其組合の會長であつた。一八九七年の機關手大同盟罷工を指導して暨瘓罪に問はれ一旦は條件付で免されたが、規則に背叛した廉で、此度は裁判を經ずに六ヶ月間投獄された。出獄後は各地に赴いて社會主義宣傳を爲し、一九〇〇年、一九〇四年、一九〇八年、一九一二年の大統領選擧に社會黨の候補者として推薦された。一九一八年六月、米國の歐洲出兵に反對の演說をした爲めに十箇年の懲役を宣告され、アトランタ監獄に投ぜられた。一九二〇年の大統領選擧には、社會主義大會は全員一致で彼を大統領候補に推薦した。彼は獄中に在つて外部の運動を指揮したが得票は百萬足らずで、一九二二年の得票數よりは少なかつた。

一九二一年のクリスマスに、デブスは三十二ケ月の獄中生活より免れることが出來た。彼の刑期は十年であつたけれども、各方面の釋放運動が遂に政府を動かしたのである。出獄後、彼れは靜養のため故鄕のテルオートに歸つた。

デ・フリー説（——セツ）
デ・フリー説とは和蘭の植物學者デ・フリーによつて唱へられた進化學上の一説をいふ。所謂突變説とはデ・フリー説の謂である。元來ダーキンによれば、生存競爭、自然淘汰が生物種屬を生ぜしむる過程は、非常に緩漫なものであつて、目に見えぬやうな微細な變化が、長年月の間に段々と積り積つて、遂に一の新種を發生せしむるものだといふ。然るにデ・フリーは三十年間自分の庭で月見草の研究を積んだ結果、その栽培せる五萬本の月見草の中、八百本即ち全體の一分五厘までその親木と全く性質と形狀を異にする新種となつたことを發見した。そしてこの新種から生じた子孫はその種の特徴を承繼してゐることを發見した。彼はこの實驗に基づき、生物の新種は決して目に見えぬ程度の波動的な緩漫な變化によつて生ずるものではなく、寧ろ突然の激變によつて生ずるものである。而してその突變により生じた新種は、その次の變種が始まるまで、少しも性質を變へずにゐるといふ結論を導いたものである。かくて彼はこの些細なる月見草の實驗から、あらゆる生物の新種もまた、かくの如き短日月の間に突變すべきことを唱道した。然し彼の主張する突變説は常に何處にも行はれるといふのではない。尤も彼がカリフオルニア大學で試みた四時連講の『定時的突變の假定』といふ講演に於ては、變化の定止期と突變期とは、必ず多かれ少なかれ、規則正しく、相互交代するものであつて、一切の事實が明らかにこの結論を指示する事を説いた。而して尙ほデ・フリーは突變説を眞ならしめる條件として、地質學者と生物學者との意見の不一致を擧げた。即ち生物學者によれば、生物が今日まで經て來た時間は、實に何億萬年を要しなければならないとなすに對し、地質學者のいふところは二千萬年乃至五千萬年、稀に一億萬年と概算するものであつて、生物學者の要求するところより は、遙かに短日月のものと算してゐるた デ・フリーは、かゝる意見の不一致こそ、要するに突變説を基礎としてのみその十分なる調和を發見し得ると主張したのである。

デモクラシー
『民主主義』を見よ。

電氣工業（デンキコーギョー）
ワットの蒸氣力應用の結果、產業革命を誘起し水力產業時代が蒸氣力產業時代に變つた。而して現代の產業は更に蒸氣力に加ふるに電力を以てしこゝに電力產業の時代を現出すると共に、電氣力の便用は現代產業の特徴となつた。電氣工業に二種ある。一は一般電氣事業であつて他は電氣化學工業である。前者は主として電氣を機械的事業に應用するものにして、電力供給業、電燈業及び電氣鐵道業の如きものである。後者は電氣を化學的工業に應用するものにして電氣鍍金、電氣精鐵又は電氣分析等の如きものである。而して現今世界を通じて一般に主要なる部分を占むるものは電氣事業である。我國に於ける電氣事業は極めて新しきものに屬するに拘はらず、輓近大いに發達し鐵道の電力化すら叫ばれる程になつてゐる。

傳來需要の法則（デンライジュヨ ーノホーソク）
【意義】傳來需要の法則とは、一生產財の需要價格が、爾餘の共働生產財の需要價格の一部を犧牲たらしめて、之を壅占するに至るの理を說明する法則である。乙生產財に對する需要が甲生產財に對する需要によつて喚起せられ、之より傳來すべき理を說く法則ではなくて、斯く喚起せられたる傳來需要の價格の決定法を說明する法則である。換言すれば甲生產財の需要價格が、乙丙丁等の如き共働生產財需要價格より傳來すべきことを說き、需要價格の傳來を說く所の、傳來需要價格の生

則である。
今建築物に對する費用が平準の狀態にある時、俄かに漆灰工間に同盟罷工勃發し、又は漆灰工に故障が起つたとすれば、漆灰工の勞働の供給は一時杜絶する。從つて建築物の供給も亦杜絶することゝなり、一方建築物の需要價格は、爲めに從前に比して幾分騰貴する。これに反して他方漆灰工の提供する以外の勞働、即ち爾餘の共働生產財の供給價格は、助成財が價値を決定する原理に據り却て下落するをつねとする。かくて新に產出せらるべき建築物は、此等所要生產財の價格以上に、相當の『開き』を生ずべき程度の價格を以て販賣せらるゝことゝなる。今前記漆灰工の勞働が必要缺くべからざるものとすれば、建築業者は該『開き』を超過せざる限り前記の勞働に對しその供給の杜絶せる割合に應じて、支拂ふべき代價を引上ぐるの止む無きに至るべく、該勞動の供給價格は前記の『開き』を限度として騰貴する事を得べきである。即ち一生產物を產出する爲めに用ゐらるゝ生產財の中、その何れかの一種の一定量に對して提供せらるゝ價格は、その生產物の當該定量を賣却するを得しめる價格が、爾餘の共同生產財一切の當該定量を購入するを得せしむる價格以上に超過せる餘剩額を限度として定まるものであつて、之を經濟學的に云へば、一生產物を產出する生產財の何れかの需要價格表は、その生產財の需要價格表より傳來せしむることを得べきものであつて、之をなす方法は、その生產物の一定量の需要價格より、爾餘の生產財の當該量の供給價格全體を控除するに在ると云ふ事となる。傳來需要の法則とは之を指すものであつて、要するに消費の場合に於て享樂財に對する直接需要を支配する斯の助成財價値決定法則を、生產の方面に於て生產財に對する間接需要の價格決定の上に應用したものに過ぎない。

【法則實現の條件】この法則の實現せらるゝは、左記四條件の完備せる場合に限る。
(1)第一の條件としては、供給の撹亂せられ居る當該生產物の產出上、必要缺くべからざるか又は少くとも殆んど缺くべからざるものであつて、相當の價格を以てしからざるものであつては、他に代用品たるべきものを求むる事能はざる時、(2)前記生產財を以て產出せらるべき生產物が、その需要の彈力性弱く、從て消費者の幾分をして之に對する需要を放棄するに至らしむることは、甚だしく供給價格の騰貴したる曉なること、換言すれば、其供給杜絶の曉、消費者の殆んど全部をして、或程度迄ヨリ高き價格の提供を生ずるに至らしむる底のものなること、(3)當該生產財の價格が、その生產物の生產費中、比較的僅少なる部分を占むるに止まること、(4)爾餘の共働生產財の供給の彈力性小にして、それに對する需要が、少しでも減少すれば、はなはだしく其供給價格を減ずる程度のものなること。

電信（デンシン）
【概說】電信とは電氣を應用して短時間に、遠距離の人に通信する方法又は機關を謂ふのである。之を大別すれば普通電信、海底電信、無線電信の三となる。普通電信は陸上に架設せる電線に依り、海底電信は海底に沈設せる電線にて各電報を送受する機關であり、無線電信は架設を要せず、單に電波のみを應用して通信を交換する機關である。電信は之を經營する者によつて官業、民業の別があるが、北米合衆國及加奈陀を除く爾餘の文明諸國に於ては、概ね官業であると言つて好い。
【沿革】電信の發見は遠く百數十年前でありその發明者と稱する者また數十名の多きに上つてゐるのであるが、今より約八十年前、即ち一八四四年米國人サミュール・フヒンレー・ブリース・モールスが華盛頓よりバルチモー

アに至る三十哩間に於て通信を開始したのを以て實用電信の濫觴とする。モールスの發明は一八三二年彼が歐洲より米國への航の途次考案した粗雜な機械に始り、後十二年間幾多の研究を重ね終に完成せるものである。歐洲に於ては、英のホキートストン、ヒュースの如き、またモールスと同時代に一種の電信機を發明した。我國に於ける電信の創業は明治二年八月のことであるが、是れより前即ち嘉永五年ペルリ來朝の際之を幕府に寄贈したるを以て嚆矢とする。明治四年に至り『シーメン』式の『モールス』機、英國より輸入せられ、その一般に成績良好なりし爲め、廣くこの機械を以て通信の用に供したのであるが、當初は勿論其供給を專ら海外に仰いでゐた。明治六年工務省内に製機場を設け、之を作製せんことを企圖し、外國人を聘してその指導を受けた結果、遂に『モールス』機の製造に成功した。かくて電信の利用は年々增加し、近年に至り印刷電信機をも使用するに至つた。其他回線を經濟的に利用する爲めに、重單信燮信法、結合重單法等の如き通信方式年と共に顯著な發達を見るに及んだ。

田租（デンソ）

田賦、地賦に同じ。土地に課する稅である。賦は『斂』又は『責取』である。共に徵集の意である。田より徵集するから田賦と云ふ。租は田賦を宗廟の用に供するによつてかく名づけたものだと云はれてゐる。田賦の始めて史籍に見えたのは、『尙書』屬貢編である。同書に九賦を列叙して上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下となしてゐる。『周官』にも亦九賦の制がある。俱其種類を異にしてゐる。之を田賦と稱せるは『春秋』に、『哀公十有二年春用田賦』とあるに基づく。凡田賦は歷代國家の收入の主要部を占め、或は租、田租錢糧等の名に於て課徵されたもので ある。その沿革に就いては、元の馬端臨の撰『文獻通考』に特に田賦考の章を設け歷代田賦の制を詳かに述べてある、就いて參考せらるべし。

電話（デンワ）

【概說】 電話とは電氣の作用によりて談話を傳達する方法又は機關を謂ふ。同一郡市内の電話機關に由る通信を市内電話と稱し、異なる都市と連絡する電話線に依りて行はるゝ通信を市外電話と云ふ。又雷話線に依らずして、單に雷波のみを應用して通話を爲す方法を無線電話と稱して居る。

電話機は一八七七年、米人アレキサンドル・グラハム・ベルの發明に係る。彼は性來特に電信電話の技術の研究に趣味を有してゐたが、研究すべき資力を有しなかつたので、岳父ハーバートの會社に入り、會社の爲めに電氣機械の特許を得る契約を以て、研究費を得、大學の職を拋つて、專らその研究に從事し、一八七五年に至つて始めて實用電話機の發明を成就した。翌一八七六年米國政府の特許を得、その年夏これを費府博覽會に出品して、大いに世人の賞讃を博した。其後彼は更に一段の改良を加へ、一八七七年の春を以て初めてボストンに電話線を架設して、電話機の使用を實驗した所が成績良く益々世上の好評を得た。ハーバートは電話事業開始の必要を痛感し、資を投じて紐育電話會社を創立したのであるが、それ以來電話の需要は米國の内地に於て益々盛大に赴いた許りでなく、歐洲大陸にも傳播し、一八八〇年前後に於て各國皆競つて電話を架設し、以て今日の如き旺盛なる發達を見るに至つたのである。

【我國電話事業の沿革】 電話機に於ける起源は頗る古く、實に明治十年のことであつて、米人グラハム・ベルが電話機發明の翌年のことであつた。然し公衆通信機關として之が實用を見るに至つたのは、明治二十三年頃であつた。電話機が始めて渡來した時、直ちにこれが模造に着手した各種電話器械を購入して試用に供し、益々電話の利便を認むるに至つたので、明治十六年時の工務卿は電話交換所新設の議を唱へたのであるが廟議の容るゝ所とならず、偶々民間に於て之が經營を策するものもあつて一時は民營に傾いてゐたのであるが、間もなく、電話民營が國家社會に不利なるを認め、斷然民業を排して官業の方針を確立し、遂に明治二十三年四月電話交換規則を發布した。そして同年十二月十六日、東京横濱兩市間に電話業務を開始した。これが我國電話事業の濫觴である。

デパートメント・ストーア

【意義】 文字通りに解すれば『部より成れる店』の意であつて、店内數十の部に分かたれ、一堂の下に凡百の貨物を販賣する商店を云ふのである。之は一見我が國從來の勸工場に類似してゐるけれども、勸工場が主として建物所有者の提供する設備を賃借し、各自の計算に於いて全然獨立して小賣業をなす多數の出品人より成るに反し、デパートメント・ストーアは、その販賣する所の各種商品が擧て皆一個の大經營者の手に屬し各部に販賣主任はあるが、彼等は皆同一の經營者に使用せらるゝ雇員である。

【發達の原因】 デパートメント・ストーアの設立は歐米の地に治ねく、我國に於いても最近主なる都市に漸次發達しつゝある。その理由は（一）大工業組織の結果大量生產が行はれ製品賣捌の爲め特殊の機關を要求するに至つた事、（二）大經營に伴ふ種々の利益が漸次事業家の認識する所となり、一方信用の發達、金融機關の進歩の爲め容易に大資本を左右することを得るに至つた事、（三）小賣商の不正と不義とに慊焉たる一般消費者が信用するに足る大規模の小賣商を歡迎する事、（四）交通機關の進歩せる結果各地の產物を容易に都市に取寄せる便を有すると同時に、近郊各地の需要者を吸收する便を有すると同時に、近郊各地の需要者を吸收する事が可能となつて來た事、（五）嗜好の向上及購買力の增加は、小資本を有する小賣業者の力にては到底追從し得ざる所であつて、大經營の事業を要求するに至つた事等である。

【特殊の長所及短所】 長所は（一）顧客をして時間を節約せしめること、（二）大經營に伴ふ利益を收得せしめること、（三）經費負擔の能力の多い事、（四）信用を博し易い事、（五）現金正札賣に依りて生ずる利益を占め得ること。短所は（一）經營者を得る事が極めて困難な事（二）危險を冒かすこと餘りに大なる事等である。

動物虐待防止事業（ドーブツギャクタイボーシジギョー）

【起源】 古來より一般の風習として動物を虐待することはさまで惡事と思はれてはゐなかつた。一八〇九年イルスキン卿が、英國上院に於て動物虐待の不正行爲であることを絶叫した時に多くの人々は寧ろこれを嘲笑冷罵した程であつた。併し時代の進歩につれて長く動物虐使を看過することが出來なくなつたので、一八二二年英國下院議員マーテンが、家畜虐待防止法案を議會に提出して、その必要を唱道したので、多數議員の認むる所となつて、議會を通過した。これ即ち世界に於ける動物保護法の嚆矢である。一八二四年に至つて英國は天下に率先して動物虐待防止會を創設した。英國に次いで同事業に着手したのは北米合衆國であつて、その動機は米國領事館書記ベルフがかつて露國在職中、同國に於ける動物の取扱が頗る殘酷なのを目擊し、之が救濟の途を講ぜんとした事で、彼は歸任の時親しく倫敦に於ける防止事業を觀察し、歸來熱心にその必要を主張し、一八六六年動物虐待防止會を紐育市内に創設した。更にベルフの盡力の結果、同年四月動物を虐待する者は

輕罪に處せられると云ふ法律案が議會を通過した。爾來歐米著名の都市に於ては、いづれもこれに倣ひ同一の目的を以て防止會を設立する者が益々多くなつた。我國に於ても、東京、神戸、横濱等の都市に於て近來著しく盛んになつて來た。

【防止會の內容】 防止會中、斯業の鼻祖にして、內容形式共に完備してゐるのは英國の防止會である。同會に於ては虐待防止の目的を達せんが爲に、次の六箇條を規定して居る。(一)平常家畜を取扱ふ勞働者に對し動物虐待防止に關する小冊子を無代で配布し、又は廉價で販賣すること。(二)少年子弟に動物愛護の精神を鼓吹する書籍を小學校に推選すること。(三)冊子又は其他の印刷物を刊行して、一般公衆に動物愛護の必要を訴へること。(四)宗教家に依賴して時々教壇より說教をなすこと。(五)監視員を雇傭すること。(六)虐待者を告訴し、其の結果を公衆に報告すること。

上述の六ヶ條は敎育、指導、處刑の三つに區別することを得べく、前二者に就いては其の規定の如く必要に應じて時々冊子を印刷し、同會中活動の中心とも稱すべき婦人團體をして專ら其の冊子の配布に當らしめてゐる。經費は基本金の利子、會員の會費及臨時寄附を以て維持して居るが、英國防止會の如きは最近一ヶ年の收入五十七萬餘圓、其の支出三十八萬七千圓であつて、本部其の他百餘の支部を經營してゐる。

同業組合運動(ドーギュークミアイウンドー) 工場制工業の上に於て、大經營が小經營を壓倒して、これを工業界から驅逐しまらうとする時には、何れの場合でもこの衰運に向ひつつある小工業主の間に、昔の工業秩序を復活せんとする運動が起るものである。英米獨佛悉くこの過程を經た。ことにその間に於て、最も勢力を占めたのは獨逸であつた。それはこれら諸工場主によつて起された同業組合主義の復古運動に對し、政治上の保守黨がこれと結んだからである。獨逸にはそれ以前、即ち工業條例なるものが發布される以前に於て親方保護の法案が立法上に承認された事があつた。同業組合運動の目標とせる所もこれと同樣なものであつた。即ち彼等は一八七〇年代の工業事情の發展に伴ひ、大工業者からの壓迫に耐へ兼ねて、十八世紀初葉の手工業時代に復古し、工業經營の門戶封鎖、勞働者(徒弟)に對する支配關係を復活せんとしたのである。彼等の見解によれば、現在の苦境は工業條例の罪過であり、これを廢止して同業組合制度に還元する事が手工業救濟の唯一の道と信じたのであつた。政治上の保守黨がこの運動を援助したことにより、多少の勢力を占めることになつたが、彼等の理想とする親方試驗の再興、徒弟養成の排他的權利、雇主の支配權確立といふやうな事實は、遂に復活し得べくもなかつた(『中世ギルド』『工業的封建主義』參照)。

獨逸貨幣制度(ドイツカヘーセード)

【沿革】 普佛戰爭が終熄するまで、獨逸の聯邦各國は何れも銀貨本位制を採用してゐたが、一八七一年及一八七三年の貨幣法により各聯邦は何れも統一され金單本位制を行ふ事となつた。これは周圍に於ける各國の事情にも鑑され、一時は銀單位時代から引續いて流通してゐるターレル銀貨をして、一定の割合を以つて無限法貨たらしむる所の跛行本位制を採らざるを得ぬ事もあつた。然し乍ら一九〇七年の新貨幣法が制定されて以來、純然たる金單本位となつて終つた。

【現狀】 現在行はるゝ幣制は、即ち此の一九〇七年法に依るもので、純金〇、三五八四二二瓦を馬克(Mark)と呼び、その百分の一をプフェニッヒ(Pfennig)と呼ぶ十進法である。それから目下流通して居る貨幣は、金貨、銀貨、白銅貨、銅貨、兌換紙幣の五種である。

(1)金貨 は二十馬克、十馬克、五馬克の三種で、何れも無限法貨たる資格が附與されて居る。

(2)銀貨 には新貨幣法に依るものと從前より流通するものとの二種がある。前者は五馬克三馬克、二馬克、一馬克、五十プフェニッヒの五種で、九百位の銀を以て、人口一人に對し十五馬克の割で鑄造されてゐる。これは二十馬克を限つて法貨たらしめられ、二百馬克以上を提供すれば金貨との兌換を許されてゐる。後者即ち從來より流通するものは、所謂ターレル銀貨で、聯邦統一前に於いて各國が發行したものであり、一ターレル二ターレルの二種がある。これは新貨幣法制定と共に補助貨とされ一ターレルにつき三馬克の割合で流通して居る。

(3)白銅及銅貨 白銅は十プフェニッヒ五プフェニッヒとの二種、銅貨は二プフェニッヒ、一プフェニッヒとの二種で何れも一馬克を限つて法貨たらしめ、人口一人に付き二馬克半の割合で鑄造され、五十馬克以上は金貨と兌換する事が出來る。

(4)兌換券 兌換券は國庫證券と銀行證券との二種で、前者にも尙五馬克十馬克の二種があり、帝國政府の發行に係り何時でも通貨と兌換され得るものである。銀行兌換券は獨逸帝國銀行外四銀行の發行するもので、二十馬克、五十馬克、百馬克、二百馬克、五百馬克、一千馬克、二千馬克の七種を許されてゐるが、事實に於いて二百馬克、五百馬克の二種は發行されてゐない。これ等は何れも强制通用力を附せられて居り、帝國銀行により金貨と兌換さるべきものである、又他の四私立銀行によつて發行されるものも、帝國銀行發行のものと同樣で、發行額の三分の一の正貨準備と三分の二は支拂期限三ヶ月以內に、少くとも二名の署名ある商業手形を準備する事によつて發行を許されてゐるのである。

獨逸革命(ドイツカクメー)

【革命前の形勢】 ドイツに於ける革命宣傳の端緒は遠き以前に溯る。運動の中心たるドイツ社會民主黨は、十九世紀の終末までは勞働階級の手で社會主義的革命を遂行することを明白な綱領として居り、且つ信條としてゐた(『エルフルト政綱』參照)。然し二十世紀の初頭に至つて、黨內に漸進主義(修正派)が擡頭して來て革命派の首領株ウィルヘルム・リープクネヒト及アウグスト・ベーベルの死後に至つては、黨內に於ける決定的勢力となつた。其の牛耳を執つた者はベルンシュタインやダイツト等である。斯の如き狀勢に在るのに一九一四年八月世界大戰は勃發したのであつた。故に其の第二回の軍事公債案の如きも、カール・リープクネヒト唯一人の反對投票があつたばかりで無事議會を通過した。然し一九一五年七月には社會民主派を脫して別に社會主義協會を組織した者もあり、次いで十二月二十日には二十名の社會黨議員が新軍事公債に反對投票をした。一九一六年一月十二日には終に社會民主黨はリープクネヒトを除名した。彼はローザ・ルクセンブルグと共にスパルタクス・ブリーフエ(後の機關雜誌スパルタクス)を創刊し、ユリアン・ボルヒャルトも『光線』を發行して之に力を添へた。三月二十四日には議員ハーゼ以下十八名が脫黨して一時社會民主々義の勞働團體に加入した。之が後の獨立社會民主黨の萌芽である。リープクネヒトは五月一日を期して職場に向ふ兵士をベルリンのポツダム廣場で引止めようと企て、捕はれて數ヶ月の禁錮に處せられた。十月二十一日壞國社會民主黨首領の息子フリードリッヒ・アドラーは壞國首相スティルグを銃殺した。かく物情騷然たる中に一九一

六年は暮れ一七年も三月となつた時に、露西亜帝國は瓦解して十四日には最初の革命的聯立内閣がペトログラードに組織された。露西亜革命の影響は甚大であつた。獨逸獨立社會民主黨は創立せられて盛に革命を鼓吹し同盟罷工は各地に起り、皇帝は急遽選擧法を改正し普通選擧を布告するに至つた。然し斯様な御機嫌取の策は斯る時に當つて何の役にも立たぬ。其間に露國ではボリシェキーキが次第に力を得十一月七日にはケレンスキーが追はれてレニン、トロッキー等一派の勞働者獨裁主義者の手に政權が歸した。彼等は大規模の宣傳を獨逸軍隊に試みると同時に休戰を急ぎ一九一七年十二月五日ブレスト・リトウスクに休戰條約を結んだ。

【革命の破裂】 レニン等の宣傳に先だつて一九一七年七月、獨逸海軍部内に革命運動が起つたが首領二人の銃殺で騒亂は鎭定された。然しやはり革命の火の手は軍隊中から擧がつた。一九一八年十月廿八日第三戰隊所屬の戰鬪艦マルクグラーフ號で最初の兵員暴動が起つた。乘組員は錨を上げる事を拒み、絞車を占領して艦の出動を妨げた。皇帝は又急遽憲法の變更を實行して海陸軍は議會的政府に從屬するものなる事を聲明した。然し水兵等はそんな手には乘らなかつた。各艦相呼應して『若し出動するなら艦内の火は消して仕舞ふ』と宣言した。第三艦隊乘組員の逮捕は、革命の火藥に火を付けた。キール軍港の練兵場に海兵の大集會が催され捕縛者の解放要求の決議がなされた。多數の勞働者も之に參加し獨逸社會民主黨の一首領は演說を試み、一團となつて捕縛者放免を即座に實行せんとして隊伍を組んで行進した。此時始めて行列の先頭に革命の赤旗が飜つたのである。この時街上で五十人の工兵を率ゐる一士官はこの行列に向つて發砲を命じた。立處に四十人の死傷が出來た。然しこの市街戰こそ官憲の武力が叛逆者の鎭壓の爲めに行つた最後の企てであつた。各艦の士官は水兵に降參し、反抗する者は殺された。社會民主黨議員ノスケはキールに至り巧に水兵を籠絡して騒亂を鎭めた。キール軍港の運動は傳はつて各地に暴動を起させた。ミュンヘン及ブラウンシュワイヒに於ても暴動を起し王は退位して國外に逃れ政權は革命軍の手に歸した。ベルリンの暴動は終に十一月七日首相マックスをして皇帝の退位を迫らせた。しかし皇帝は之を峻拒した。マックスは同日エベルト（後大統領）に首相の地位を讓つた。議員シァイデマンは議會の窓から『獨逸共和國』を叫んだ。十日には三日前の廣言にも似ずウヰルヘルム二世は和蘭への落人と姿を變へたのである。

【皇帝退位後の建設的方面】 ドイツ革命の建設的方面はロシアの夫の如き社會的の重要さを有つてゐない。何故ならそれは政治的の改革に落ち付いてしまつたからである。あく迄經濟的革命とプロレタリア獨裁とを主張したリーブクネヒトとローザ・ルクセンブルグの率ゐるスパルタクス團は政府の組織にも除外せられ、政府はエベルト、ハーゼの兩社會黨領袖の二頭政府の形態をとつた。行政官廳に於ても、大體從來通りの官公吏を其の儘用ひた。スパルタクス團は『全權力を勞兵會に與へよ』と不斷の反抗を持續したが一九一九年一月十九日の立憲國民議會の選擧期日を目前に控へた一月十四日、終にリーブクネヒト及びローザ・ルクセンブルグは社會民主黨の兵士の手によりて暗殺された。

かくて第一回選擧は人心恟々たる裡に行はれたが、其の結果は次の如くであつた。

黨名	議席
獨逸國民的國民黨	四二
國民黨	二一
中央黨	八八

民主黨	七五
社會民主黨	一六三
獨立社會民主黨	二二
爾餘の諸黨	一〇

國民議會は二月六日を期してワイマールに召集された。議する所は新憲法制定である。八月一日憲法に對する最終の投票が行はれ右極の二黨及左極の獨立社會民主黨の反對投票七十五に對する中庸の二百六十二票で憲法案は愈々可決された。憲法に表はれた主要點は三である。曰く民主主義、曰く統一主義、曰く社會主義、但しその社會主義は極めて不徹底で之を社會主義とは謂ひ難いのである。かくて二月新政府は決して社會主義一派のものでない事を高調し七月には『將來の經濟に於ては資本より得る箇人的利益は全然除外されるものでない』と國民議會に於て聲明した。

これより先、各地に社會主義的運動が起された。例へばミュンヘン市、ライプチヒ、ハムニッツ市の如き一時は社會主義の勢力下に在つたのだが憲法制定の頃迄に全部覆された。次いで十月八日には獨立社會民主黨の首領ハーゼが此世を去つた。然し政府攻撃は保守派の側からも猛烈で一九二〇年三月十三日リュトキッツ將軍は八千の手兵を率ゐてベルリンを占領しカップを首領とする新政府樹立の宣言を發した。然し勞働者及官吏の反抗に依り十七日には、此反動政府は其位置を去らなければならなかつた。かくして政權は、中庸派の手に納つた。

二〇年六月八日第二回の總選擧は行はれた。其の結果前年一六五の議席を得た社會民主黨は一〇九に減じ前年二二の議席しか持たなかつた獨立社會民主黨は約三倍の七六を得た。然し依然として中央勢力は中庸派の手に殘つた。社會民主黨は、一九二一年九月二十三日、多くの非難を受けつゝ、ゲールリッツの大會に於て、綱領の採擇を決議した。そして明らかにマルクス主義から脫却した（從來とても實際に於ては脫却してゐたが）。其の綱領は、世界戰爭の結果益々資本の集中は促進せられ貧富の懸隔は增大された事を述べ、我黨は『集中された產業を共同經濟によつて以て全資本制經濟を社會主義的經濟……にまで導き上げる』爲めに努力するといつてゐる。然し其の改廢せんとする現狀は同黨が導き來つたものである。而して又謂ふ『社會民主黨はいまや獲得した自由の確保の爲めにその任務を盡すべく決意した。それは民主的共和政體を以て歷史的進化によつて與へられた再び元に歸へらざる國家形態と思惟し、それに對する如何なる攻撃も國民の生存權に對して加ふる謀殺と見做さるゝであらう』と。かくの如く獨逸革命の結着は社會主義とは緣遠いものとなり終つた。そして同黨の猶ほ勢力を維持する間、獨逸は當分現狀を持續するであらうと見られる。

獨逸勞働運動（ドイツロード ーウンドー）

【戰前】 近世勞働運動の具體的形式は、勞働組合運動である。獨逸の勞働組合は、英佛の勞働組合が各々勞働組合史上典型的特徵を發揮せるにも拘らず、初期に於て勞働運動は政治運動に光彩を奪はれ、宛も社會民主黨の隷屬的運動と見做された傾向がある。然し十九世紀後半に至つてからは、純然たる勞働運動として組合運動固有の特徵を發揮することとなつた。

獨逸に於ける勞働運動が定形を取つて現れたのは、ラッサレ、リープクネヒト、ベーベル等の社會主義運動に相前後するが、眞の勞働組合と名付けらるゝものゝ發達も一八六〇年代である。恐らくは一八六二年の印刷工組合の組織を以て嚆矢とするであらう。

獨逸に於ける諸邦の組合中最も有力にして、且本流とも云ふべき勞働組合の設立は、社會

民主黨員の努力に負ふものである。そのはじめに於て、ラッサレ派の設立せる組合とマルクス派の創立せる組合は、一時の隆盛に拘らず、官憲の團結禁止法勵行及び黨内の勞働運動に對する見解の齟齬の爲め相次いで衰滅した。然し一八七五年社會黨兩派の合同は再び組合運動勃興の氣運を醸成したが、一八七九年忽ち社會黨鎭壓令に逢著して、社會民主黨と共に有力なる勞働組合は相次いで消滅の悲運に坐した。而しその精神は依然として凡ゆる假面の下に生き延び鎭壓令が撤廢された後、一八九〇年の伯林大會に於ては、中央集權派は地方分權派を壓倒して中央集權的執行機關として全般委員會を設立し、勞働組合運動の宣傳及び勞働界全般に亙る各種統計の發表をその主要任務とした。當時この聯合に加入せる組合數六十二で中央集權派組合と呼ばれたが社會民主黨と密接の關係を有する爲、その中央集權的形式及び階級鬪爭的思想は共に毋體たる社會民主黨の形式及思想に酷似してゐる。是は當然地方分權派組合のサンヂカリズムとは相容れ難いものである。斯くて中央集權派組合は漸次その勢力を增大して一九〇六年に及びマンハイム大會の決議は勞働階級に影響する重要なる事項に就いて社會黨と相折衝し歩調を一にするを以て全般委員會の重要なる特別職分と定め、獨逸勞働運動の本流に於て社會民主黨と中央集權派組合との間に政治上經濟上の活動の分野が明瞭にせられた。此中央集權的傾向に依り加盟組合數は逐減し、組合員數は逐增し、一九一三年末四十七個の組合、二百五十萬人の組合員を數へた。此外獨逸には勞働運動の侮り難き傍流としての二の勞働組合運動がある。一は一八六八年マンチェスター派自由主義者のマクス・ヒルシュとフランツ、ドンカーの創立せるヒルシュドンカー職業同盟であり、英國流組合組織を標榜し勞資對抗階級の利害の一致を信じ社會主義的見解を排するもので主として自由主義政黨の活動に依つて生れた。從つて社會黨鎭壓令下にも尙發達を續け、一九一〇年の全盛期に於て組合員十二萬人を數へた。尤も一九一三年には十萬六千餘人に減じてゐた。

他の一は前者より遙かに有力な勞働者（ライン、ウエストファリア地方の炭坑勞働者）等の創るが、專ら獨逸中央黨の指導の下に、一八九立に係る基督敎勞働組合である。彼等は社會三年中央集權派組合に加盟せる勞働者中主主義の唯物史觀的反宗敎的傾向を指彈し、勞としてカトリック敎を奉ずる勞働者（ライン、ウエストファリア地方の炭坑勞働者）等の創立に係る基督敎勞働組合である。彼等は社會主義の唯物史觀的反宗敎的傾向を指彈し、勞資爭鬪の基督敎的平和解決を主張するのであるが、勞働團體たる性質上次第に深刻なる階級的意識を喚起せられ、加ふるに組合員中の新舊兩宗派の軋轢起りその創立の目的に添ふ發達は阻害せられた。一九一三年末に三十四萬人の組合員を包含してゐた。尙此外勞働者の團體として八十二萬の會員を有する獨立組合、資本家に由つて設立せられて資本家に由つて資金を支給せられ、十六萬の會員を有する黃色組合があるが、英國の自由勞働協會とも稱すべき性質のものである。

今獨逸勞働運動の本流たり大宗たる中央集權派組合運動を顧みるに、此の獨逸組合運動はマルクス派社會主義を最後の目標とするものであるが、彼等は最後の目標と現前の行動とを峻別するが故に、一九一四年歐洲の風雲急なるを告げた時、佛國社會黨の提議にも拘らず、獨逸社會民主黨及びその背後の勞働組合は終に總同盟罷工に由つて戰爭防止の擧に出づるを得なかつた。之は勿論その思想的中核たる社會民主黨のプルヂォア・デモクラシーへの右傾、及勞働組合運動の傍流たる有力なる反對組合員約百萬人の牽制に由るけれ共、最も主要なる原因としては勞働組合の官僚的保守的戰術に由る事いふ迄もない。

【戰時と革命】 一九一四年八月、產業體罷が獨逸勞働組合團と資本家團との間に聲明せられ社會民主黨が第一回の軍事費に投票した。獨逸帝國は戰時中安んじて卑屈なる官許勞働團體奉仕に信賴し得た。勞働組合は其訓練せる活動を戰時特別なる社會勞働に局限して好戰的資本家を悅ばせた。一九一六年强制的勞働法が陸軍大臣と組合の領袖等の商議を經て起草せられた。徵兵の爲中央集權派組合は一九一四年の二百五十萬から一四年末百五十萬に減じ一六年百萬未滿に減じ、一九一三年末の收入八千二百萬馬克は一六年末三千四百萬馬克に激減した。然しこの因循姑息な保守的勞働組合の形骸の下に革命的戰鬪的新興勢力が擡頭し、內外の戰線（國境と工場）に於ける勞働者の間に反政府熱非戰爭熱が昂まりつつあつた事は見逃せない。此間御用派社會民主黨と反政府派獨立社會黨と決裂し、後者中の極左翼スパルタクス團は新勞働者の力を背後にして革命的煽動に力むる所があつたので、永き戰ひを忌み平和を熱望する民衆の反政府的非戰爭的不平は刻々革命的氣運を昂まらせた。一九一八年一月の塹國勞働者の同盟罷工は獨逸に蔓延し、政界では社會黨員が臺閣に連つた。十一月キール軍港の暴動は俄然全獨逸動亂の口火となり全獨逸の反亂となり民衆の意嚮は明に徹底的革命の遂行を指した。伯林勞兵會が一切の權力を掌握し獨逸皇帝は廢位され、革命後豹變せる社會民主黨と獨立社會黨が政府を組織した。然し前者は漸進的政策を採つて憲法會議召集を主張し後者は急進的に勞働者獨裁を主張し、遂に分裂を見たが政府の方針は飽くまで妥協的漸進的社會化に過ぎなかつた。勞兵會は公然社會主義共和國の建設を主張しプロレタリア獨裁を叫び、革命の效果を完成せんとして是に對抗した。スパルタクス團は動もすれば新制度に慣れ平和を來めんとする民衆を警め妥協的憲法會議を排し、勞農ロシアとの修交を勸めプロレタリア革命の遂行に焦慮した。政府は民衆運動の武裝解除を斷行し、獨立社會黨は連袂政府を辭し、スパルタクス團は益々左傾し、再び騷然たる物情を現じ始めた。一九年一月果然アイヒホルン事件を中心に伯林に於て政府軍とスパルタクス團の市街戰が始まり、忽ちエッセン、ヂュッセルドルフ及その他の都市に波及し全獨逸が動亂の巷となつた。然しスパルタクス團の壯圖も既に時機を失しリープクネヒト、ローザ・ルクセンブルグ外數多の犧牲者を出して挫折し終つた。伯林暴動鎭壓後直ちに召集せられた國民議會は、社會民主黨、カトリック派、中央黨の聯合內閣を決定したが約束せられた勞兵會組織の準備は礙みなかつた。此後勞兵會內の權力復活を望み勞働者兵卒の罷工暴動は絕えず繰り返へされ、遂に八月新政府をして微溫的勞働者會議案を通過せしめ、獨逸に於ける暴動も全然終熄した。七月新憲法の制定發布と共に全獨逸が水平に歸し、二十年三月のカップの反亂と、六月國民議會に於ける左黨社會主義者の動搖とは其僅少例外である。

【革命後及び現在】 一九一九年六月より七月に亙るニュールスベルヒに於ける勞働組合大會は、獨逸勞働組合大聯合會の設立を決議し全般委員會に代らせた。是に加盟せる組合數五十二、組合員數八百五十萬を算した。一九年末は人員約七百三十三萬、二萬三千六百個の支部に分れ百六十一萬人の勞働者を含んでゐた。組合中最も有力なる者は金屬工組合約百六十萬人で、農業勞働者組合是に次ぎ工場勞働者運輸勞働者鑛山勞働者が順次に是に從ふ。其機關紙として週刊コレスポンデンツブラットを有してゐる。組合は職業別或は產業別であり熟練工不熟練工男工女工を等しく包含してゐる。新組織は從來の地方勞働組合會

を廢し地方組合會を以て代へ純然たる組合事務を管掌せしめてゐる。組合大聯合會の代表者選擧は各單位一萬人に就て一人を三年毎に選出してゐる。大聯各會は十五人の執行委員を選び、半年毎に開かれる各組合の代表者會議に事務を報告する。

因に、ヒルシュドンカー職業組合は、一九一八年末の統計に依れば組合員十萬、千七百二十八の支部を有し、基督敎勞働組合は戰後中央集權派組合と合併したが戰爭中會員增加して百萬に達し支部約一千を有する。尙獨逸革命中一度組織せられた勞兵會は、政府に由つて次第に去勢せられた事は上述の通りであるが、尙一九一九年四月勞兵會第二大會は遂に社會民主黨の提案に從ひ、是を以て勞資の協調機關たらしむべきを決議し、以後多少の曲折を經て勞働會議案は遂に國會を通過し、勞働協調機關の成立を見た。

斯くて獨逸勞働運動は、戰爭以前の狀態に後戻りせる觀がある。

獨逸社會主義運動（ドイツシャカイシュギウンドー）

【概說】 獨逸の社會主義運動は、一八四八年の騷亂を期として科學的社會主義運動に第一歩を進めた。此大轉機に際して獨逸に二人の運動者並に學者が產れた。それはラッサレとマルクスとである、前者の勞働者綱領は後者の共產黨宣言と共に、科學的社會主義の黎明期の運動を象徵するものである。

一八四八年の革命の失敗は獨逸に於ける共產主義者の前に恐るべきクーデターとなつて現はれた。卽ち一八六二年ウヰルヘルム一世は議會に大高壓を加へんが爲めに、ビスマルクを擧げて總理大臣とした。ビスマルクの威壓は忽ち顯はれて憲法を蹂躙し、豫算を無視して兵制改革を斷行した。玆に於て全國民の輿論は進步黨に集り、同時に獨逸の勞働階級も亦進步黨の後援者となつた。かくて一方には急進的勞働階級を基礎としたる社會民主黨が生れ、ラッサレの社會的運動がこの前後から開始されたのである。

【ラッサレの運動】 一八五二年頃に於ては英及び佛に於ては社會主義運動が鎭靜期に入つてゐたが、獨逸にては反之意義多き社會主義の運動が擡頭して來た。獨逸社會主義運動に於ける最も重要な人物はマルクス、エンゲルス、ラッサレである。中でも特にラッサレは獨逸に於ける社會民主々義運動の創始者として、歷史上に記錄せられる最初の人である。ラッサレの社會運動の始まりは一八六二年である。同年彼はベルリン市外オラニエンブルヒの手工業組合で、有名な勞働者綱領を發表したが、此綱領に於けるラッサレの立場は共產黨宣言に於けるマルクスの立場と同一である。この當時、獨逸勞働者間に發芽した急進的思想は進步黨の政治に飽足らずして靡然としてラッサレの下に集つた。一八六三年のフランクフルト勞働大會は、大多數を以て彼を迎へた。かくてラッサレの運動は、逐日普遍的となり、同年五月彼は全獨逸勞働者同盟を創立し、自ら其總裁に選ばれた。其黨則の第一條は其成立の根本目的を明かにするものである。曰く『獨逸勞働者階級の社會的利害は普通直接選擧法に依てのみ、完全に代表せられ、又社會階級の軋轢は是に依つてのみ排除し得らるゝといふ確信に基き、同盟は平和適法の手段に訴へて普通平等直接選擧法の實現を期す』と。黨員は次第に增加し行き、ラッサレは辯論及び著述に全精力を捧げ、就中ロンスドルフに於ける彼の演說は深く會衆を感動せしめた。然るに一八六四年八月廿八日の朝デエネバの近郊カルージュに於て、この一代の熱血漢ラッサレは戀の爲めの決鬪に破れて間もなく永眠した。

【獨逸社會民主黨】 ラッサレの全獨逸勞働者同盟の成立と時を同じくしてフランクフルト

に勞働組合の聯合會が成立した。この團體は、最初ラッサレ派に對する反對運動として生じたもので、頗る微溫的な內容を有してゐたが次第に急進的な形を帶びて來た。この運動の中に二人の中心人物がある。一はリープクネヒトであり他はベーベルであつた。この聯合勞働團は一八六五年普通選擧要求を宣言したが、その後次第に左傾し政治的には民主々義を執るが經濟上に於ては社會主義を容れた。一八六八年のニュルンベルヒの大會でインターナショナルに加入すべきことを決議した。一八六九年、この團體はアイゼナッハの大會を經て『社會民主黨』となり、此處に兩個の社會黨が獨逸に出現した。

【兩黨合同とゴータ綱領】 この兩黨の合同融一に就ては兩派から屢々論議されたが種々なる障害のために久しく實現されなかつた。處が遂に一八七五年ゴータ大會に於て始めて兩黨の結合が成立し、新に獨逸社會主義勞働黨が生れた。この大會の出席者は二萬五千と稱せられ、その中九千人はマルク系の社會主義者であり、一萬五千人はラッサレ系の者であつた。此結合と共に發表されたゴータ綱領は社會主義史上に名高いものである。

この綱領の發表と共に獨逸の社會民主々義運動は漸く一つの勢力に統一された。一八七七年には獨逸社會主義勞働黨は十二人の議員を下院に送つた。而してベルリンを始めとしてライン地方には社會民主々義の宣傳が非常な勢を以て行はれた。從て獨逸政府の是に對する禁壓手段が現はれた。卽ち一八七八年に社會主義鎭壓法が實施され、爲めに社會民主主義を標榜する新聞、印刷物、集會は一切禁壓せられ、黨員の罪科に問はれるものが夥しい數に上つた。然し乍ら、社會黨は隱忍自重能く決議綱領を確保し一八九〇年同法の撤廢迄約四回の總選擧中後の三回は益々ビスマルクの確信を裏切り、終に一八九〇年の總選擧に於ては社會黨は獨逸議會內の最大多數となつて社會主義鎭壓法に止めをさした。

【エルフルト綱領】 一八九一年エルフルトに於ける大會はゴータ綱領に代る新綱領を採用した『エルフルト綱領』（參照）。之はエンゲルスの起草に係り社會民主々義の宣言中最も進歩的であり完全なるものであつた。ゴータ綱領が生產組合及び賃銀鐵則を二大標識とせるに反し本綱領は歷史的進化の過程に於て集產主義を最後の標幟と認め、萬國の勞働者との協同に於いて、獨逸勞働者階級の自覺あり聰明なる組織せられた運動に依つて、始めて達成せられ得べしとするものである。社會革命的急激なる主張よりも寧ろ漸進的實際的行動が反覆強調されてゐる。

【一九〇〇年以降】 爾來社會黨は議會に於ける絕對多數を確保しエルフルト綱領を墨守して本質的に何等の變化も見なかつた。然し同黨が絕對多數黨の威力を振ひ、官僚的資本家的國家の施設に痛烈なる批評的態度に出で社會黨の綱目を發揮したに不拘、一面絕對多數を擁する政黨として次第に微溫的妥協的行動に傾くに至つたのは怪しむに足らぬ。此傾向は南部に强く北部に弱かつたが、ベルンシュタインのマルクス修正說出づるに及び修正派は急進派に對して優勢を占め、黨內に妥協的精神が橫溢した。國內に勞働組合、消費組合運動が激增し、是と結んで社會黨の活動は政界より敎育界に擴大し、思想と實行との巧なる結合が、獨逸社會黨の特殊な功業の祕訣と考へられた。併し一九一三年社會黨の古老ベーベルの死は黨內に急進派修正派の外に中央派を生んだ。之は主としてカッポチュニストの立場から修正派を支持し、急進派を抑制して綏びんとする步調を統整せんとする溫和派である。

【獨逸革命】 モロッコ事件、バルカン事件等相

次いで大戰切迫の危機を報ずる時、一九一三年獨逸政府の軍事豫算案は社會黨内の大論爭を惹起した。カール・リープクネヒト、ローザ・ルクセンブルグ等の反對にも拘らず軍備擴張の新財源たるべき課稅法案は社會黨多數の投票にて通過した、併し社會黨の戰爭反對運動は飽く迄續行され、機關紙は極力獨壞政府の態度を非難し、英國の調停に依賴せん事を勸告したが、無慙せる國民の示威運動及び官憲の干渉に壓迫され遂に大戰は勃發した。社會黨は戰爭反對の主義を抱き乍ら、少數の急進派を除いては大戰の渦流に投じて、提出される每年の尨大なる軍事豫算案に投票した。斯くて勢ひ社會黨とリープクネヒト、ルクセンブルグ、ツエトキン等の急進派の一團が決裂し獨立黨として反帝國主義を絶叫した。勿論社會黨の多數派及び少數派も猶反戰爭の主張を支持し戰爭がその規模と慘禍を增大するに從ひ、民衆殊に勞働階級の平和運動も亦熾烈を加へ、議會反對の不平が一般民衆の間に蔓延し、壞洪國に於ける勞働者の一般的反戰爭的罷業と共に國内的不安も亦刻々險惡に趨いた。終に一九一八年十一月キール軍港に起つた暴動が全國的暴動と化し、勞兵會が國内の全權を握り社會主義共和國を樹立し社會黨獨立黨に指導せしめた。然し獨逸皇帝の退位と共に政府を組織した者は、常に革命に反對し却つて反軍國主義的運動に妨害さへ試みた社會民主黨多數派であつた。政府の勢力は三名の社會民主黨員と三名の獨立社會黨員より成る評議委員會に納められたが、社會民主黨は飽迄遲々たる社會進化の過程を辿り階級鬪爭を避けんとし、反對に獨立社會黨は一切の權力を勞兵會に委せんとしてその態度は共に相容れざるに拘らず、獨立黨はその聯合團の意嚮を憚つて急進的態度を次第に曖昧にした。パルタクス團は飽く迄民衆による革命を成就せんとして蹶起した。十二月三日スパルタクス團の全國大會は、遂に獨立社會黨とも絶緣し、全會一致を以て革命的共產勞働黨を組織するに決した。然しスパルタクス團の奮起は時機を失し一時は革命的精神に燃えた民衆も既に新らしい狀態に慣れ始めてゐた。斯して政權を掌握せる社會民主黨の凡ゆる辛辣なる妨害と抑壓との爲に、無慙なる失敗に終るの餘儀なきに至つた。就中ルクセンブルグ、リープクネヒトの慘殺は各國共產黨就中第三インターナショナルの激憤を誘ふもとゝなつたのである。獨逸革命は遂にブルヂオアデモクラシーに終り、更に第二の革命を必要とするに至つた。

【革命後の黨勢】 一八一八年の總選擧に依る結果は、社會民主黨得票一一、五〇九、〇四八獨立社會黨二、三一七、二九〇であつたが、翌一八一九年の總選擧に於いては、社會民主黨五、五三一、一五九、獨立社會黨四、八〇一、八六九、共產黨四三八、一九九となり、議席に於いては、社會民主黨百十一にて第一位を占め獨立社會黨は八十にて第二黨、而して共產黨は二個の議席を占むるに過ぎない。

土人問題（ドジンモンダイ）

茲に土人とは苟も一國が新領土を得たる場合に於て、其領土に先入者として居住し居り、何れの國たるを問はず他國の國籍を有せざる人民を指すものであつて、其人種及文明の程度を問はないのである。西班牙、葡萄牙が新大陸の植民を初めるや單に本國に對する經濟的利益を得るに汲汲たりし結果、植民地永遠の利益は勿論植民地に於ける土人の利害の如きは顧るの餘裕がなく、專制橫暴を逞しうした。其の手段として殊に有名なのは西班牙が行つた repartimientos 及 encomiendas の兩制度であつた。前者は中年以上の土人に對して一定の貴重產物の貢獻義務を負はしめるもの

で、後者は土着の土人は土地と共に植民者の使役構内に移され、强制的勞働に服さしむるものである。前者は殊に近頃に至る迄、諸所に實施を見、特に屬領植民地及コンゴー植民地に行はれてゐた。葡萄牙も同樣の政策をとつてゐた。英國人も其植民の當初に在つては敢て前二國人に劣らなかつた。捕虜を奴隷として賣買する事を公然法律を以て承認した植民地さへあつた。唯北米に移住したクエーカー敎徒は宗敎的見解により、さほど亂暴ではなかつた。土人に對して漸く保護の實を見るに至つたのは北米合衆國の獨立以後の事であつた。卽ち土人に對して印度人世襲地域制度(System of Indian territory)が設けられたに始まる。

東印度に於ては、その政權が東印度會社から英國政府に移されて後に土人の利益を保護する制度が生じた。初め土人に同情あるもゝ樣であつたフランスは中途橫暴となつたが、後に其不利を悟るに至つた。佛領植民地問題中興味あるはアルゼリアである。當時アルゼリアの土地は殆ど悉く部落共有地であつて、土人の慣習上之を他に轉賣する事が出來なかつたのであるが、植民者は土地を分割して個人の所有權に移し、個人主義的所有權制度を作つた。其間に土人の大多數は白人の惡辣手段に懼り生活の根據を奪はれた。以上の如く諸國は初め、植民地に於ける富源及勞力を擧げて、本國民の利益に供しようとしたが、斯くては畢竟資源を枯渴させ、延いて結局本國の不利となる事を悟り、恒久的に植民地の資源を養成せんとするのが近時の植民政策上の主流である。然し飽く迄も本國本位である事には變りがない。

獨裁政治（ドクサイセージ）

【意義】 全人民の總意によらずして或特定の個人、若くは黨派、若くは階級に依つて行はるゝ政治は、個人黨派若くは階級の獨裁政治である。古代王權の隆盛であつた時代には君主の獨裁政治があり、封建時代に於ては武士の獨裁政治があつた。而して資本主義時代に於ては町人の獨裁政治がある。社會に於て支配階級と被支配階級が對立する間、政治は必ず支配階級の能動的意志に依つて行はれる。此意味に於いて今日までの政治はすべて、近代のデモクラシーに至るまで、或階級の獨裁政治である。と謂ふ事が出來る。

【種類】 獨裁政治を分ちて個人による獨裁、黨派による獨裁及び階級による獨裁とする事が出來る。根本的政治形式としての獨裁政治は如何なる意味に於ても許さるべきではないが、社會進化の一定の階段に於ける狀態として、獨裁政治は許さるべきか否かに就ては異論がある。マルクス主義の立場を取る社會主義者は、資本主義社會から社會主義社會に到る過程として、必ずプロレタリア獨裁政治の狀態を通過しなければならぬことを主張してゐる。卽ちマルクスは既に千八百七十五年、ラッサレ派のゴータ綱領の批評をした手紙の中に次の如く言つてゐる。『資本主義的社會と共產主義的社會との間には一方より他方に移る革命的變革の時代がある。之は政治的過渡期に照應するものであつて、その國家はプロレタリアの革命的獨裁以外ではあり得ない』と。現代の議會政治の形式を以て、政治の極致であると見做すブルヂオア・デモクラットが斯くの如き見解に反對であることは勿論である。現時の露國の行へる獨裁政治がマルクスの言つた意味のプロレタリア獨裁であるか否かに就てマルクス主義の立場を執る主義者の間に議論が交されてゐる。カール・カウッキーは露國のレニン等の行へる獨裁政治を以てプロレタリア階級の獨裁政治——卽ちブルヂォア・デモクラシーの如く國民中の少數者階級による政治にあらずして、國民中の大多

數による少數者の支配――ではなくして、單にプロレタリア階級中の一黨派のする獨裁政治であると看做してこれに反對してゐる。レニン派が是れに反對してゐるのは言ふまでもない。

獨占(ドクセン)

【意義】獨占とは競爭を杜絶して、獨り其の地位を占むるを云ふのである。經濟上に於て獨占といふときは或一人又は一群の團體が交易上全く競爭者なく一定の物件の買手又は賣手として獨り其の地位を恣にすることをいふ。故に經濟上の獨占には、販賣獨占と、購買獨占の二種類ある譯であるが、購買獨占の場合は其の例甚だ少なく、從て獨占と云へば販賣獨占を聯想するを通常とする。而して獨占の地位は通例一定の個人若くは法人が占むるを常としてゐるが、併し多數人の集團も亦其の集團が當該物件の供給又は需要を獨り支配するの地位にある時は、等しく獨占の實を擧ぐることが出來る。其の他獨占の目的物としては、交易場裡に於ける普通の有形財は勿論、運輸其他の勤務並に各種の勞務等苟も交易の目的物である物は、悉く其の目的物たるを得るのである。

【種類】獨占には前記の如く販賣獨占、購買獨占の區別があるが尙此の外に、獨占權發生の由來、有效區の廣狹、存續期限の長短、獨占業其のもの〻種類並に獨占的實權の强弱等に從つて種々に區別せられる。以下重要なるものを擧ぐれば

(1)自然的獨占と人爲的獨占　自然的獨占とは獨占の原因たる物件の存在が自然的に稀少な場合に其の物件の所有者が供給者として獨占の地位に立つ場合を云ふ。人爲的獨占とは之れに反して、祕密の技術、多數同業者の聯合又は國家的制度等の人爲手段によりて設定した獨占を云ふのである。

(2)一般的獨占と地方的獨占　一般的獨占とは獨占的權力の及ぶ區域が廣く交易の行はる〻區域全體に亙るものを云ひ、地方的獨占とは其の實權が單に一地方の區域內に限りて有效なものを云ふ。

(3)永續的獨占と一時的獨占　自然的獨占は同種物件の薪源泉の他に發見されない限り、常に又永久的獨占であるを例とし、政府專賣、其の他獨占の目的物としては、交易場裡に於ける普通の有形財は勿論、運輸其他の勤務並に各種の勞務等苟も交易の目的物である物は、悉く其の目的物たるを得るのである。

(4)生產上の獨占と商業上の獨占　生產上の獨占とは生產者自ら獨占の權力をも行使する場合を云ひ、商業上の獨占とは獨占權が生產物販賣の媒介者たる商人に依つて利用せらる〻場合を云ふ。商業上の獨占は由來商人が獨占の利益を獲得する爲め、投機的に設定する一時的の人爲的獨占に多く見る所であつて、『リング』又は『コーナース』として知らる〻所謂買占の如きは其の著しい例である。

(5)絕對的獨占と相對的獨占　絕對的獨占とは一定の個人又は團體が全然市場を獨占して他に全く競爭する者のない場合を云ふのであつて、相對的獨占とは、獨占者に對して市場に多少の競爭し得るものもあるが、其競爭者は生產又は販賣の條件不利なるが爲めに、到底對等の競爭を爲し得ない場合に於ける獨占を云ふ。故に相對的獨占は嚴格な意味に於ては獨占と稱し得られない。

(6)購買獨占　購買獨占とは、所謂自然的の獨占でなく、概ね國家的制度又は地方的若くは社會的關係から生ずる人爲的のものであつて、國民經濟上に於ける效果も亦重大なものでない。

【獨占と價格】理論上より見れば、獨占者は

需要者の支拂能力によつて制限さる〻外、價格の形式に就いて完全なる自由を有するが故に、購買者の支拂能力の許す範圍に於て、其の供給物件の價格を引上げ、總賣高の上に於て最大の利潤を生ずべき價格の何れの邊に存在するやは正確に算定し得られない。從つて大凡の見込によつて任意に供給高を定め、なるべく高價にこれを賣却せんとするを常としてゐる。此獨占的傾向は資本主義制度の發達に伴うて益々助長されるのである。『トラスト』『カルテル』等の組織は其の主なる實例である。各國政府は多少これ等の組織に對して制限策を講じ、單に利益が一部の人々の手中にのみ壟斷せられることなく、社會一般に普及せしめらる〻よう努めてゐるが、到底十分な效果を擧ぐることは困難である(『トラスト』『カルテル』參照)。

同盟罷業(ドーメーヒギョー)

『同盟罷工』を見よ。

同盟罷工(ドーメーヒコー)

【意義】一企業又は多數の企業に於ける勞働者が同盟して同時に其の作業を停止し、當該企業經營の進行が其爲めに妨害せらる〻か若しくは全然停止せらる〻に至る時は、勞働者の其停業を稱して同盟罷工といふ。一に又同盟罷業、又は勞働中止、又はストライキともいふ。其目的は主として(一)賃銀減額反對(二)待遇改善要求(三)監督者反對等が擧げられるが(四)時としては自家直接の利益を目的とせずして單に他の同位置者に後援を與ふるの目的に出づる事もある。直接の目的は以上の初志を貫かんとし資本家を屈服せしめんとするのであるから、其手段に隨伴する殺傷等の現象が目的でない事は勿論である。

同盟罷工に對し資本家側は工場閉鎖閉出又は一般解雇を行ふ。又多數企業家が同盟して所謂同盟解雇を行ふ事もある。

【沿革】十八世紀の末葉から十九世紀の中葉に至る間に起つた產業革命の結果として、資本の集中が行はれ大工業が現はれ、多くの勞働者は農園を捨て、手工場を捨て、都市の大工場に集つた。勞働者の數は益々多きを加へ、其の間に在つて資本家は勝手氣儘に勞働條件を決定する事が出來た。之に對抗するには勞働者は是非團結しなければならぬ事が自覺せられ、此所に勞働者は團結して運動を試みることを始めた。英國の勞働者が最初採用した手段は、自分達の不平を議會に請願し政治家によつて其救濟を求めようとしたのであつたが、然し議會は漸く明瞭に自由主義を意識的に採用する樣になり、契約の自由を尊重するといふ名の下に、この勞働者の要求を無視して、資本家の虐使の下に放任するに至つたのである。勞働者は古い『公平法』などにより保護を受けんとしたが之も絕望であつた。殘る手段は團結して罷工の手段に出るより外なかつた。然し此勞働者の團結に對する官憲及世間の態度は非常に壓迫的であつた。一七九九年一八〇〇年には一般的の禁止法さへ出た。かくして長い苦鬪を續けた後、漸くにして英國の勞働者が同盟罷工をする權利を得たのは一八七五年の事である。以後漸次に勞働者の罷工權は歐羅巴諸國に於て認められて來たのである。我國に於ては法律上未だ認められて居ない。然し我國に於ても諸外國と同樣勞働者の資本家に對する唯一の武器として同盟罷工は盛に起つてゐる。一工場內にのみ行はれる事もあるし同一產業を通じて行はれる事もあるし、各種の職業に從事せる勞働者が全國的に行はんとする事もある。然し其の資本家を脅す力、及び社會の根本的改革に對する貢獻の程度については、疑を挾む人もないではない。

諸外國の同盟罷工の狀態を一々說明する事は困難であるが、概して同盟罷工は國民性に比

例するものといはれる。佛蘭西では曲折多く、サンヂカリズムの人々は之を政治的に使用する事を極度に排斥してゐる。米國は激動的で、一九〇三年の如き三千六百件の同盟罷工をやつた。英國は大規模である。最近大きい罷工として有名なるは米國の鐵道從業員のそれと、英國の三角同盟の動かんとしたる炭鑛從業員のそれとである。一般に、同盟罷工は經濟界の好景氣と平行して激烈となり、不景氣につれて減少するが、不景氣に於て一層烈となる場合も有る。

【日本の狀態】 日本に於ける同盟罷工は明治三十七年七月『勞働組合期成會』が出來た年から數へて、明治四十四年まで 三百〇二件あつた。表示すると次の通りである。又最近六ヶ年の統計も參考の爲めに表示しよう。

年度	件數	罷工人員
明治三十年	三二	三・五一〇
同三十一年	四三	六・二九三
同三十二年	一五	四・二八五
同三十三年	一一	二・三一六
同三十四年	一八	一・九四八
同三十五年	八	一・八四九
同三十六年	九	一・三五九
同三十七年	六	八七九
同三十八年	一九	五・〇一三
同三十九年	一三	二・〇三七
同四十年	六〇	一一・四八三
同四十一年	二四	一四・二一四
同四十二年	一八	七二八
同四十三年	九	二・四三六
同四十四年	一七	——
計	三〇二	五八・二五一

最近六ヶ年の統計

大正三年	五〇	七・九〇四
同四年	六四	七・八五二
同五年	一〇八	八・四一三
同六年	三九七	五七・三〇九
同七年	四一七	六六・四五七
同八年	四九七	六三・一三七
同九年	二八二	三六・三七一

奴隷問題（ドレーモンダイ）

【意義】 奴隷とは法律上より見れば法律行爲の主體たるを得ないと同時に、經濟上より見れば自由意志に依り自己の勞力及び財產を處理する權限を有しないものであつて、殆ど一箇の物と等しく其の持主たる主人の手に生殺與奪の權を掌握された人間を謂ふ。奴隷は夙に希臘及羅馬其他の古代文明國に存在し、且つ人類の社會發達の或階段には必ず存在したのであるが、近世に於て其旺盛を極めたのは新大陸發見後に起つた植民地の黑奴に如くものはない。されば現在に於て奴隷問題と言へば直ちに此植民地に關係ある奴隷の問題を意味することゝなつた。十五世紀の末新大陸及び喜望峰航路の發見以來歐洲諸國が競つて新領土を發見占領し其の富源の開發獲得に志したとき先づ第一に必要を感じたのは勞力の供給であつた。然れども熱帶地方の勞働は白哲人の能く堪へる所でなく而も土人の勞役意の如くならず、其の供給が不十分であつたから茲に亞非利加の黑人を輸入し之を奴隷として使役するの止むなきに至つた。黑人は新大陸發見當時から十九世紀の初期に亙つて植民地勞力の最も重要な部分を占め植民政策と分離すべからざる問題となつた。しかし人類を奴隷として虐使することが啻に人道上看過すべからざる事柄であるのみならず、强制的勞働は經濟上必ずしも有利なる方法にあらざることが明かとなり、十九世紀の中葉に至り奴隷制度は遂に崩壞した。

【解放以前に於ける狀況】 黑奴賣買及び使役の先鞭者は葡萄牙で、十五世紀の後半すでに黑奴を輸入した。しかし黑奴に對する急激なる需要は新大陸の開拓と共に其度を增した。

土人虐待の慘狀は女王イサベラの聽く所となつて、コロンブスを招還してその非を責め、土人でも基督教に歸依するものは、全く自由の權利を享有し得ることゝした。けれども當時の植民者の眼中には一の人道もなく、事實は依然として土人の虐使を持續した。反之西班牙政府は黑奴賣買を公許したから植民地に於ける勞力は黑奴に俟つことになり、國王及び特許者は盛んに黑奴を新大陸に輸入し莫大の利益を壟斷した。最初植民者は公許を得て初めて黑奴を使役することを得たが後には自由に之を使役することを得るに至つた。而して植民地に於ける黑奴輸入權は當時の政府にとつては一種の財源であつて、或は之を私人の手に租借し政府は租借料を得るに甘んじたこともあつた。西衞植民地では最初は別に黑奴に關する嚴密なる規則も設けられず黑奴は雇主に對して純然たる主從的關係を保ち、其の待遇は必ずしも殘酷でなかつたから他國植民地に於けるが如く一揆暴動も比較的僅少であつた。英國人も奴隷貿易には夙に關與し十六世紀の中頃以來英國貴族を先頭として西部アフリカから新大陸に向つて黑奴の密輸入を營んだ。英領植民地に黑奴が使用され始めたのは一六一九年である。一六六二年に至つては『ローヤル、アフリカ』會社に對して黑奴輸入の獨占權を與へ且つ初めて黑奴規則を制定した。この規則はその後屢々增補せられたが、黑奴の自由を束縛すること頗る大であつた。英領西印度にも甘藷栽培のために頗る多數の黑奴が使役せられたがその待遇は一層酷烈であつた。蓋し西印度では黑奴の供給大なると同時に代價も安かつたので栽培者は黑奴の壯年時代を遺憾なく酷使して老朽に至れば棄てゝ之を顧みず、其の給養の薄きが爲に遂に餓死に至つたものが多かつた。主人は殆ど生殺與奪の權を黑奴の上に振ひその虐使は他に比を見ざるほど甚しかつたから英領西印度に於ては一揆暴動が絕え間なく起り、其鎭壓手段も亦酸鼻の極に達した。佛領西印度諸島にも多數の黑奴を使役し政府は黑奴輸入奬勵金すら設けた有樣であつた。しかし該地方に於ける黑奴の待遇は之を英領植民地のそれに比すれば尙餘程寬大で、一六八五年に黑人法なるものが設けられて奴隷の殺傷を禁じ、衣食の給與、罹疾者の給養義務を規定するのみならず、自由の身となつた黑人は佛國人同樣の權利を有する事を定め、且つ奴隷法に違反した主人に對しては五百法の罰金を課する事とした。和蘭人も夙に黑奴貿易に從事したのみならず自國領植民地や、ことにスリナムに於て多數の黑奴を使役し、その待遇頗る酷烈を極め政府の禁制をも顧みず植民者は事實上奴隷の生殺與奪權を握つた。されば該地方に於ては黑奴の逃亡反抗絕ゆることなく、そのため拓殖事業を阻害せられた事も少くなかつた。

【奴隷廢止顚末】 未だ十七世紀の間に於ては各國政府は奴隷を必要缺くべからざるものとする外、奴隷使役が人道に反することに想到するものなく學者も之を理論上正當とする者が多かつた。しかし他方に於て之に反對する者もあつた。十八世紀に入り、ロック、モンテスキュー、ヴオルテール、ルソー、チュルゴー、アダム・スミス等が輩出して奴隷制度が人道上自然法上、將た經濟上非なることを唱道するや、漸くこの問題に注意するものが增加して來た。佛國に於ては一七八七年に黑友會なるものが組織され人道及び自由平等主義に基いて黑奴廢止運動を開始し本國の輿論を喚起すると同時に、植民地の人心を煽動し、黑戰苦鬪の結果遂に佛國政府をして、一七九三年黑奴輸送補助金を停止すると共に佛國人の奴隷賣買に從事するを禁じ、黑人も全然白人と同等の地位に立つべきことを是認するに至ら

しめたが偶々一時西印度諸國が英國の手に歸した爲めに之を實施するの遑なく、次いでナポレオンが政權を握るに及んで植民地に於ける黒奴制度の復活を見るに至つた。英國に於ても夙に宗教家及學者にして黒奴反對の議論をする者があつたが、漸く議會の問題となつたのは十八世紀の末葉である。一七八七年クラークソン等の奴隷賣買廢止同盟會は佛國の黒友會と協同して奴隷反對運動を開始し、奴隷貿易業者の激烈なる反對にも拘らず、一七八八年奴隷輸送取扱方法改正案が兩院を通過して實行されるに至つた。奴隷賣買の全廢は下院をすら容易に通過しなかつたが、カンニング等の志士の多年の奮闘が終に奏効して一八〇七年に至つて奴隷賣買廢止案は兩院を通過し實施を見るに至つた。北米合衆國は曩に奴隷の輸出を禁止したが後には輸入も禁止した。英國は他に率先して奴隷賣買の廢止を實行したが當時尚ほ英國民で奴隷密貿易に從事する者が少くなかつたのと、他國中には英國の奴隷賣買廢止は敢て正義人道よりするには非ずして、其實他國植民地の發展を阻害するを目的とするものだと非難するものがあつたので、誠意ある英國の志士は憤慨して一八一四年巴里及維也納萬國平和會議に於て奴隷賣買廢止の必要を鼓吹し、其結果一八一五年歐洲八大强國の代表者相會して奴隷賣買禁止に關する根本的同意を見るに至つた。しかし猶ほ白國植民地の必要上之が實施を欲せざる有樣であつた。英國に於てはブックストン、ピール卿等の熱烈なる運動に依り、偶々一八三一年ジアマイカに起つた奴隷の大暴動に對して天下の同情が集まつた事と相俟つて、一八三三年五月奴隷廢止法案は議會の協贊する所となり、同年八月法律として制定發布されるに至つた。佛領植民地も奴隷制度全廢を見るまでには幾多の曲折を經た。一部の人士殊に植民地に利害關係を有する者は極力奴隷廢止の不可を主張し、政府も亦是に倣ひ、葡領植民地は一八六九年、蘭領植民地は一八七三年、北米合衆國南部諸國は一八六三年乃至一八六八年（南北戰爭の結果）西領植民地は一八八一年、普魯西は一八七一年乃至八八年に於て奴隷廢止を實行する至つた。今や マホメット教國を除く外、苟も文明國及びその領地に於ては、最早奴隷制度を認める所は無いこととなつた。

動産銀行（ドーサンギンコー）

【意義及分類】 動産銀行とは主として公債、社債の發行、會社の創立併合等に關する業務を營み、自己の計算を以て株券の賣買に從事し、時には自ら事業經營の任に當り、其の資金を運用する一種の銀行を云ふ。それであるから動産銀行の營む業務は凡て投機的危險の分子を含んでゐるのであるが、此等の業務の外、尚普通の預金銀行の行ふ業務をも併せ行ふを常として居る。動産銀行の名稱は、恰も不動産に關する信用の業務を主として行ふ銀行を不動産銀行と云ふが如くに、動産に關する作用業務を主として營むが故に附與せられた名稱であるが、動産銀行も亦夫と同時に、營む業務の見方の異なるに依つて或は證券或は設立銀行、或は發行銀行、投機銀行等の名稱を附せらるゝこともある。歐洲大陸諸國は別として英國の如く銀行とし云へば直ちに預

金銀行を指す所にあつては動産銀行と同一の業務を營むものを金融會社或は信託會社と呼んで普通の銀行と區別してゐる。

【沿革】 動産銀行は、經濟事情が漸次に發達して株式の募集をなすにも、公債社債の發行並に其の借換をなすにも資力の豐な仲介者を必要とするに至つた結果生れたものである。其の起源としては、一七一六年ジョンロールによつて佛國巴里に設立されたる銀行、一七七二年普魯西のフリードリッヒ大王によつて創立せられた銀行等を擧げ得るが、前者は紙幣の發行を主なる業務とし、後者は危險な事業に關係せぬから、純然たる動産銀行であると云ふことはできない。其の純然たる動産銀行の起源は一八二二年白耳義ブリュッセルに於て始めて設立せられ當初は Société générale des Pays-Bas と稱し、後に Société générale Pourfavoriser l'industrie nationale と改稱したものに求めなければならぬ。この『ソシエテ、ゼネラール』は今日も猶存在するものであるが これは單に動産銀行の起源をなしたばかりでなく、債券を最初に發行した動産銀行であつて、國王ウヰリヤム二世によつて創設せられ、二千萬『グンテン』の債券を發行する權利を附與されてゐた。この銀行に次いで盛んに投機事業に從事し、純然たる動産銀行として一時大いに著名であつたものは、一八五二年巴里に於てペレールによつて創立せられた動産銀行である。

我國に於ては有價證券の賣買に從事する動産銀行の如きは甚だ危險なものであるとの考が一般に行はれて居り、且公債の發行に就ても、株券の募集に付ても、少くとも今日迄はまだ資金の豐富なる引受人を必要とすることがさまで緊要でなかつた爲め純然たる動産銀行が生れる程度には達してゐなかつたのである。併し經濟事情の發達進歩は勢ひ動産銀行の業務を行ふものを必要とし、最近に於て普通銀行若しくは資本家、其の聯合團體、『シンヂケート』等によつて引受の業務を行ふの氣運に向うてゐる。我國の銀行中最も動産銀行に近似せる銀行を求めるなら日本興業銀行であらう。

【利害】 動産銀行の經濟上に及ぼす影響に就いて、一般的思想は少くとも動産銀行を以て極めて危險なものとなし、甚しきに至つては、經濟界に投機の氣風を奬勵し、經濟界を攪亂するものであるとしてゐるが、既に獨逸の經濟學者たるワグオー自身も認めてゐる如く、動産銀行は今日の如き私有財産制度に基いてゐる經濟組織を有する時代に於ては、其の存在を否定する事が不可能である。且つ獨逸に於ける動産銀行の如く動産銀行の業務を行ふ傍ら普通銀行の業務をも行ひ其の經營方法宜しきを得せしむるならば强ひて有害のみなりと斷ずることは出來ぬ。却つて經濟上甚だ有益なるものとしなければならぬ。要は一國の銀行制度を利用する者の知識、並に道德的觀念の如何によるのみである。

動産稅（ドーサンゼー）

凡て一般財產稅はこれを類別して不動產稅と動產稅の二つに分ける。前者は不動產に賦課する租稅であり、後者は動產に賦課する租稅をいふのである。所謂動產とは樣々の種類を包含するも、大體に於て轉轉し得るものであつて、家具、家屋は勿論、中央及地方公債、社債、個人的貸借證書、差引勘定、年金、利子等の如きものである。

我國の租稅中、不動產稅としての地租はあるが、動產稅に至つては、これに相當する稅目がない。唯、所得稅中に國債、貯蓄、債券及社債等の課稅物件として使用せられつゝあるを見るのみである。かくして一般財產稅の性質を考ふるに、該稅は不動產及動產よりの收入を稅源として賦課するものであるから、こ

れを收入稅、更に詳しく云へば、不動產收入稅及動產收入稅と云ふべきである。更に其の所得稅と異なる點を擧ぐれば、所得稅は不動產より來る收入又は企業或は動產より來る收入との間に區別を設くることなく、之を各個人の全收入として、其の所得に賦課するものである。而して、不動產收入稅は其の收入の種類を區別して課稅する。故にこれを特別收入稅とも稱することが出來る。それであるから、動產稅は動產を課稅物件として、其の收入を稅源として賦課する租稅であるといひ得る。

道德統計（ドートクトーケー）

【意義】道德統計とは一般道德的行爲に關する社會現象を觀察する統計である。而して其の觀察の對象は人の一般的行爲であるから、單に人口數量の方面を觀察する所の人口統計とは劃然區別あるが如くにして、而も密接な關係を有して居る。卽ち殊に離婚の如きは道德統計として取扱ひ得らるゝのみならず、更に適切に人口統計としても取扱ひ得べきもの又取扱はるゝものである。

【分類】道德的社會現象に二つの方面がある。一は積極的行爲であつて他は消極的行爲である。右の中、積極的道德行爲卽ち慈善事業、又は社會改善に關する公共事業等の觀察は、漸く社會に知られたる一部分のみに限られて、其の知られざる事實の全部に及ぼすことは該行爲の性質上困難であるから、普通に謂ふ所の道德統計とは消極的道德行爲に關する一般社會の觀察及び調査であると云つて妥當であらう。而してこの消極的道德行爲としては觀察せらるべき主なる事項は（一）自殺、（二）私生兒、（三）離婚、及び（四）犯罪等である。

同族結婚（ドーゾクケッコン）

同族結婚とは同一の氏族又は同一の血族者の間の結婚をいふ。古代に於ては一般に行はれ之を强制した國又は時代もあつたが、次第に異族結婚卽ち族外結婚に移つて行き、現在では大抵同族結婚を排してゐる。我國に於ては二等親內の近親結婚を禁じてゐる。又朝鮮の如く同姓間の結婚さへも排される程嚴重な慣習となつてゐる所もある。

然し現在に於ても、野蠻人種の間には猶未だ同族結婚が堅い規則となつてゐるものが、かなり多い。例へば中央アメリカの種族に行はれ、南印度イエルカラス族に於ては母系の叔父は、自分の子の妻として姪を要求する權利を有する。又カレン族に於ても近親結婚が普通である。ホッテントット族も族外の結婚は決してやらぬ。又ニュージーランドのサンドウイッチ島にも行はれてゐる樣である。然し野蠻人種のみならず我が日本に於ても、山間僻地の民族間又は特殊民族間に於ては、或は交通不便の結果、或は氏族の誇として或は周圍の輕蔑の結果として倘ほ同族結婚が行はれてゐる事は明かである。歐洲諸國に於ても部分的に未だ此の古代の習慣を保持してゐる氏族がある。例へばイギリスのサウザンプトンの近くのイッチンフェリー、或ひはポートランド島、ヨークシーアのベンザム、マウンツベーのマウスホールやニューリン等の漁村に行はれ、フランスに於てはローアール・アンフェリユーのル・ブロアシの近くのバッツ或はブレターニュの中央諸郡を擧げる事が出來る。其他諸國に行はれ枚擧に暇がない。同族結婚から異族結婚に移り行つた理由に就いては事實上の研究が必要であり學者の說も必しも一致してゐないが、思ふに征服後の同化の必要、交通の發達の結果等を擧げることが出來やう。同族結婚の利害に就いては諸說區々であるが現在に於ては有害說が有力である。

E

江戶（エド）

【經濟的略史】江戶（卽ち今日の東京）の名は古くより現れてゐるが、我國經濟史上に重要の地位を有するに至つたのは、德川家康の入國に始まる。關原戰後、家康天下の權を握るや江戶は政治上の中心となつた。慶長八年、家康は新開地たる江戶の根本的市區改正を施し、同時に伊勢の商人、京堺の商人、近江商人等を移住せしめ、之に伴ひ諸國の人が續々來集して、漸次都市的發達を見るに至つた。是より先家康は諸國の街道を修築し、一里塚を作り、慶長八年日本橋を架し、翌年之を內國里程の原標とし關東交通の中心とした。慶長十六年諸國の賦稅を悉く江戶城に納付せしめたが、之より江戶と諸國の運輸の途が大に開けた。元和六年淺草米藏を建てた。けだし米價騰貴の際、之を開いて物價の昇騰を防がんとしたのである。慶長十七年駿府にある銀座を江戶に移し、又金座を置いた。

當初、關東地方には永樂錢が專ら行はれてゐたが、その通用を禁止し、凡ての物價は金を以て本位とした。關西の銀本位と異なる所である。金銀座既に備かれた後、明曆二年には更に錢座を置いた。これより金銀錢の相場をなす者漸く出で、その發達について大いに金融を助けた。是より後、天明の大風洪水の結果、江戶の米價大いに騰貴し、一般の市民窮乏甚しく遂に『天明のうちこは』なる騷擾を惹起した。又此の頃に至り、名目銀なる貸附法が始まつた。後、寬政三年に至り淺草に町會所を建てゝ市民救濟の法を講じた。天保の末に至り一般の物價が騰貴したが、其の原因は十組問屋の占賣にありとの說があつたので同十三年一般の問屋組合を停止し同業組合の制を禁止した。然し其結果金融閉塞し商業の不振を來したので、嘉永四年更に問屋株式を再興した。

【政治的略史】江戶の市政は初め家康麾下の士をして支配させてゐたが慶長六年初めて町奉行二人を定め、市內の行政司法及警察を司らしめた。奉行の監督の下に町年寄あり、政令の頒行、名主の進退其他官民の間に立つて一切の市政を取扱つた。町年寄は俗に三年寄といふ。天正十八年、樽氏、館氏、喜多村氏が任ぜられ以來世襲となつてゐた。年寄の下に名主あり、莫分、古町、平、門前、の別があり、町中の事を支配した。その管する所一二町のものあり或は二十二三町に渉るものあつた。幕府の中央集權の實整ふに及び、寬永十九年江戶に諸大名の邸宅を起し、人質に擬して其妻子を居住せしめ、藩邸には留守居役を置き諸侯をして參勤交代せしめた。此事は素より幕府の重大なる政策として行はれた事ではあつたが、其の副產物として人口の增大、日用品の需用增大、工商人の江戶集中、地方との交通の發達を來たした。

營業稅（エーギョーゼー）

【意義及性質】營業稅の意義を說明するには先づ營業の意義を說明せねばならぬ。營業（Gewerbe）は廣狹二義を有し狹義に於ては單に工業のみを意味するに過ぎないが、廣義に於ては凡ての獨立したる繼續的の企業を包含し其範圍頗る廣い。然し營業稅の場合には通常、農業、狩獵業、漁業、森林業等は包含させない。農業は理論上一の企業には相違ないが、實際上、農業に對して、地租のうへに營業稅を並課する事は煩雜であるし、地租は早くより發達し其主なる負擔者は農業者である

故、其後に發生した營業稅は自然農業者を除外したわけである。

【營業稅の範圍】 營業稅は營業の收入に對して課する所の租稅をいふのであるが、其の範圍が廣汎漠然たるものであるから、實際上は營業の種類を列擧して其の範圍を確定するのが普通である。從つて理論上の營業は實際に營業稅を課せられる營業とは必ずしも一致しない。營業稅は其の性質上收益稅の一種に屬する。何となれば營業稅は營業的企業の收入に課するもので、其の營業卽ち課稅の客體は課稅の主體と分離して存在するを許し得るからである。然し見方によつては收益稅の限界に位するといはれる。何となれば營業は常に資本と共に、人の能力に待つ所が大であるからである。故に學者は皆營業稅を收益稅或は物稅(Ertrags-oder Realsteuer)の一種として數へるか、又所得稅的物稅(Einkommenartige Realsteuer)とも呼ぶのである。營業稅と所得稅との關係はかなり重大な問題である。營業稅は全然獨立したる租稅として認むべきか、或は所得稅の補充として認むべきかといふ問題が是である。實際上諸國の立法は多く後者を採用してゐるものゝやうである。

【營業稅の課稅標準】 營業稅は營業の收入殊に純收入に對して課稅するものであるが、此の純收入を分析すれば二個の要素より成立せる事を見る。卽ち營業資本より生ずるもの、及營業者の勞力若しくは能力より生ずるもの、の二つである。而して此二個の要素は各個の營業について其の分量を異にするものである。此關係は實際政策上、大いに顧慮する必要がある。課稅標準は大別して二とする。一は外標課稅法(分類課稅法)といつて外形的の標準によるもの、一は純益課稅法(直接課稅法)といつて、直接に營業の純收入を標準として個々營業者の申告に對して嚴格なる審査決定をして之れを標準とするものである。昔は多く前者により、最近の立法は多く後者によつてゐる。

【諸國の制度】 (一)英國 英國には General property and income tax があるが特に營業稅として課せられる者はない。(二)佛蘭西 古くは一七九八年の特許稅とも稱すべき Droits des patentes が發布せられた。其特徴は第一、佛國の他の直接稅と異りて定率稅なる事、第二、其の課稅標準を採る事である。現行法は一八八〇年の制定に係るものである。(三)我國の制度 從前地方稅としては存してゐたが國稅となつたのは明治二十八年であつた。現行營業稅法は明治二十九年三月法律第三十三號を以て規定し爾後屢々改正せられ、最近には明治四十四年法律第三十九號を以て改正せられたるもので、別に勅令を以てする營業稅法施行規則がある。其の課稅法は、一般に定率稅式を採り、課稅標準に至つては外形的標準に依るを通常とする。

【その審査決定】 營業收入を審査し營業稅の賦課を決定する機關は各國共課稅法の異るに從ひ差異がある。佛國と同じく我國は外形的標準に依るが故に、稅務官廳が之を司つてゐる。審査委員會を開き其の諸問を經るを要するのは唯、納稅人が異議の申立をした場合に限るのである。

英國貨幣制度(エーコクカヘーセード)

【沿革】 英國では初め複本位制を採用してゐたが、金銀比價が他の諸國に較べて金に有利であつた爲め、銀貨の海外へ流出すること甚しく、十七世紀末に至つては日常使用すべき小額貨幣は全く缺乏する有樣であつた。此處に於いて、一六九九年比價を改めて金一と銀十五半とした。更に、一七一七年、一と十五一四の比價に改めたが銀の流出は止むことなく、實際に完全なる銀貨は殆んど其の跡を絕つた。市場に止る銀貨は何れも磨滅の爲め實

價の減少せるもののみとなり、貨幣の流通は頗る混亂して來たのである。かくては到底取引の安全を期し難いので、政府は一七七四年銀貨二十五磅以上を法貨として通用せしめざる事とし、それ以上の銀貨は原價を以つて價格を決定する旨の法律を發した。その後一八一六年に至つて金單本位制が實施され、一八七〇年及び九〇年に多少の改正を經たが、本位制の眼目に就いては何等の變化なく今日に至つてゐる。

【現在】 現在では九一六・三分の二位の標準金一二三・二七グレーン、卽ち純金一一三・〇七一グレーンを磅とし、之を價格の單位としてゐる。磅の二十分の一を志、志の十二分の一を片、片の四分の一をファーシングと呼ぶ。金屬貨幣は金・銀・銅の三種より成り、金貨は半磅・一磅・二磅・五磅の四種、銀貨は五志・四志・二志半・二志・一志・六片・三片の七種、銅貨は一片・半片・四分の一片の三種に分れてゐる。此の中金貨は英本國は勿論、オーストラシア カナダ、ケープコロニー、モルタ、ナタル及び西印度植民地の或地方に於いて無制限法貨として流通し、自由鑄造を許されてゐる。銀貨及び銅貨は補助貨幣であつて、前者は二磅を以つて、後者は一志(但しファーシング銅貨に限り六片)を以て、法定支拂限度とされてゐる。貨幣の鑄造は倫敦の帝國造幣局が司り 造幣局を有せざる諸植民地の爲めにも貨幣の供給をしてゐる。然し各植民地の鑄貨には バーミンガムの私立造幣局の鑄造にかゝるものも少くない。

【植民地幣制】 英領諸植民地のうちに加奈陀株式銀行から發行されてをり、その種類は各行に依つて異つてゐるが、英蘭銀行は五磅を最低限度とし、蘇格蘭の銀行に於ては一磅のものを夥しく發行してゐる。然し英國の母券發行制度は、一八四四年所謂ピール條例に依つて定めたもので、主義としては單獨銀行發行制を採り、たゞ僅かに沿革上他銀行の發行權を認めてゐるに過ぎない。

英領諸植民地のうちに加奈陀は英本國を去ること遠く その貿易關係も米國と最も密接な爲め、商業上の計算單位は主として弗を用ひられ、貨幣も英米兩國のものが共用されてゐる。紙幣は政府發行のもの、及び諸銀行のものの二種があり、舊時行はれた州政府發行の代換券も尙流通してゐる。印度は英領となつて以來、著しい幣制の變化を經たが而も尙從來の習慣より脫する事なく、價格の單位 名稱、實際流通する成貨等は悉く本國のものと異るのである。其他オーストラシヤ、香港、喜望峯植民地等は、今日に於ては殆んど完全に英本國の幣制が布かれてゐる。

英國勞働運動(エーコクローバーミンガム)

【概說】 英國は勞働組合運動の祖國と稱せられ、最も古き歷史と、最も廣汎なる組織とを以て知られて居るが、之れは英國に於て最も早く產業革命が起つたからである。英國の勞働組合運動はその性質の穩和保守的なる事、その組織が職業的、分裂的なることを以て名高かつた。然るに今やその運動は一面に於て簡單なる勞働條件の改善より一步を轉じて、產業管理權獲得の要求に進み、他面に於て、職業別による組合を產業の單位として組織せしめ、同一職業若くは密接に相關聯せる職業の諸組織體を聯合又は合同せしめんとする運動を以てその顯著なる特色とするに至つた。英國に於ける產業革命が、一七六〇年に初めて呱々の聲を揚げるや、その直接の影響結果として十八世紀の末葉に至つては、英國全土の諸職業に亙つて勞働者の團結が所々に勃興し初めた。しかし是れ等の團體は概ね孤立分離せる「職工俱樂部」であつて孰れも排他的性質を帶びてゐた。故に今日の勞働組合運動の

一特色となつてゐる『勞働階級の協力一致』と云ふことはこれに當らない。然しかゝる團體をなすのは殆ど熟練手工職人に限られ、不熟練勞働者の間には當時未だ何等の團結も存しなかつた。當時の英國政府は第十六世紀以降確定せる政策として勞働者の生活標準を保護する事とし、之に關する法令も施行されてゐたのであるが、第十八世紀後半より社會上の一新勢力として漸次擡頭し來れる資本家階級はこの時遂に國會に不拔の地を占め、次第に舊法令を廢止する等、勞働者の要求を擊滅するに至つた。時恰も一七七六年、アダム・スミスが、『富國論』を公けにし、自由競爭の個人主義的經濟說を唱道するに及び、爲政者、資本家は學理上の一大援兵を得、自由放任主義政策を採つた。而して一七九九年及び一八〇〇年に一般團結禁止法が制定施行せられるに及び 英國の勞働階級は未曾有の屈辱と悲慘の底に陷入れられた。

【團結禁止の期間】 一般團結禁止法は一七九九年及び一八〇〇年に制定されて二十五年間の施行後、一八二四年に撤廢された。この新法律は頗る綿密嚴酷なもので勞働者は全く國法の保護を剝奪され、勞働史は迫害と處刑の凄慘な記錄に充ちた。而も勞働者の團結の薄弱と窮乏とはこの惡法に對する反辯運動を微弱ならしめた。しかしこの法律が組合を根絶することは斷じて不可能であつた。むしろ勞働團體は祕密結社の形式を以て存立し、一八二四年の該法廢止當時には既に非常に優勢なる職工團會が成立してゐた。この苛酷なる法律は倫敦の裁縫師フランシス・プレースの巧妙なる運動と、議會內部からの ヒューム の熱心なる盡力の結果、遂に一八二四年廢止され 茲に職工の團體を認める法律案が國會を通過した。

【勞働運動の革命時代】 一般團結禁止撤廢の結果、新組合續增し所々に同盟罷工或は暴動的騷擾が起つたので、國會は新に委員會を設けて組合の金滅を期すべき新法案を提出せんとしたが、プレース其他組合員の努力により僅かに危地を脫した。勝に乘じて勞働者の團結は愈々勃興し、若干の勞働新聞が發刊せられるに至つた。かくして英國勞働運動史上に最も光彩ある革命時代は來つた。即ち凡る職業の組合を全國的に結合せんとする『勞働組合』の時代である。この時に當りロバート・オーエンは社會主義的思想と計畫とを提げて組合運動に乘り出した。かくて一八三四年には全國各地の勞働者約百萬を糾合する『大英及愛蘭全國合同勞働組合』が組織されるの盛況を呈したが、不幸にして組合內部の紛爭と、罷工敗戰のために四分五裂して一八三七年から四二年に至る暗黑時代を現出した。

【新組合運動の發達】 第十九世紀中葉に起つた新精神は英國勞働運動史上に一新紀元を劃した。即ち曩來の『大勞働組合』主義を建てゝ各職工組合を基礎とする聯合主義をとり、戰鬪手段としても從來の總同盟罷工を抛棄し、和解、仲裁等の外交手段を執ることゝなつた。かくて職工組合の聯合運動も漸々その歩を進め、一八四一年大英及愛蘭坑夫聯合會の組織を始めとして數多の組合及び聯合會が建設された。一八五〇年から六〇年の間は比較的平靜に進み、組合は孰れも組合員數と基金の增加とに力を盡した。この間に勞働組合は漸次相互扶助、階級意識、戰鬪精神の涵養に力めた。かくて勞働組合に政治上に於ても產業上に於ても幾多の勝利を贏ち得たのであるが、一八七九年の世界的大恐慌のため再び一頓挫を來たすことゝなつた。

【不熟練工組合の勃興】 ウヰリアム・モリス、ハインドマン等は一八八三年に社會民主同盟を創立し、後更にフエビアン協會を創立して社會主義を宣傳し、時に不熟練勞働者を刺戟

するや、八九年には『一般不熟練工組合』が組織され、其罷工が勝利を占むるに至つた。其後歷史的に有名な倫敦の船渠大罷工の大勝利は不熟練勞働者に夥しき刺戟を與へ、組合は二十萬の不熟練工を增加した。

【勞働組合と政治運動】 第十九世紀末葉の勞働運動は社會主義思想の影響を受けて政治的方面に活動を開始した。卽ち一八九二年には三名の組合員が下院議員に當選し、九三年には獨立勞働黨の創立を見た。翌年同黨は隆盛となり、一九一〇年には四十人の代議士を得るに至つた。かくて一九一三年には勞働黨の努力に依つて職工組合法を通過せしめ、以て職工組合が代議士候補者に對し、金錢を支出する權利ある事を認めしめた。

【經濟運動】 勞働組合組合員の數は、一九一三年末に至つて合計四百五十萬に達した。又商店員・船舶司廚・旅館僕及び給仕・英國園丁及び看視人・會社書記・保險勸誘員・新聞記者・音樂師・郵便配達夫・公共團體雜僕・產婆・女小間物工・女中等の組合さへ漸次に創立されるに到つた。かくて組合の財政的基礎も逐年確固を加へ、又勞働爭議も一九一三年には一千四百六十二件の多數に上り、爭議の結果も次第に組合側に有利に向つた。一九〇七年及び一一年の鐵道罷工、一一年及び一二年の運輸勞働者罷工は組合權の承認問題、團體交涉權の要求にまで進んで來た。

【最近の形勢】 二十世紀の劈頭、英國の勞働組合運動に深甚なる感化を齎らしたのは、一般組合員間に於ける革命的精神の勃興と、產業單位の產業的組合組織を以て、偏狹保守的なる職業別の職工組合の形式に代へんとする新運動の出現であつた。一九一〇年の職工組合大會はペン・チレットの動議に依て『現在の部分的職工組合は資本家制度と戰つて勞働階級を解放するに足らず、故に職工組合は悉く其從事せる產業の下に聯合し、この聯合諸組合が造り出せる一中央執行委員會に依て勞働爭議の際一致協同の運動に出でる』ことを決議した。この著しき勞働組合政策の變化に與かつて力あつた者はサンヂカリスト たるト ム・マンである。一九一一年には諸種の產業的組合が成立し、一二年四月倫敦エセックス會館に開かれた二十萬の組合員を代表する勞働大會、並に同十一月倫敦に開かれたサンヂカリスト大會は、共に職工組合を產業單位に聯合せしめる旨の決議をなした。一三年二月鐵道勞働者の主なる三組合の合同成立し、組合員二十萬を有する全國鐵道從業員組合が始めて設立され、同年組合員二十五萬の鐵道汽罐工聯合會の組織を見、越えて十五年の末には大英坑夫同盟、全國鐵道從業員組合及び全國運輸勞働者同盟の、組合員總數百五十萬を算する三角同盟が成立した。一三年以來產業界の宿題たりし所謂『罷工攻守同盟』は玆に遂に實現されたのである。

一八九八——一九〇九年の間に組合數は一千七百八十七より一千百十五に減じ、組合員の數は百六十八萬八千より二百三十四萬七千に增加し、一三年末には四百五十萬に上つた。以て組合員增加の傾向と、聯合若くは合同による組合減少の趨勢とを窺知するに足る。歐洲大戰の終結と共に、今や英國の勞働組合運動は、產業管理權の獲得に向つて進んでゐる。戰時勞働黨首領トオマスが議會に提出せる鐵道・鑛山・運輸機關の國有、勞働時間短縮、賃銀增加、工場の利益分配要求の法案の如き、又大英坑夫同盟の領袖スマイリーの炭坑國有案の如きは、孰れも之れが表現に非ざるはない。炭坑夫・鐵道從業員・運輸勞働者の三角同盟は全勞働者階級が一團となるべき將來の運命を豫知せしむるものである。

英國社會主義運動（エーコクシヤカイシユギウンドー）【起源】 思想系を備へた革命的社會主義運動が

英國に勃興したのは第十九世紀末に於ける產業革命以後のことであるが、原始的な社會運動は既に第十四世紀頃から發生してゐた。產業革命の結果救民問題及び工場改良問題が先づ興り、時恰もロバート・オーエンが之に先だつ一八一七年に社會主義的共產制の計畫を下院に提出し、一八三五年には英國に於ける全階級の結社を創立し、其時始めて傳道運動の上に主義といふ言葉を用ひた。玆に注意すべきは、ロバート・オーエンの理想主義が後代の社會主義運動に――特にマルクス派の運動に著しい影響を與へたと共に、オーエンの理想主義は夫自身英國に於て獨自の經路を辿つて發達して來たといふことである。

【チャーチスト運動】 オーエンの經濟的運動の失敗は勞働者を政治的運動に追ひやつた。是卽ちチャーチスト運動である。一八三八年に『ピープルス・チャーター』が宣布せられ其翌年には百三十萬人連名の請願書が議會に提出された。此運動はロンドンを中心として一八四八年に至るまで十年間行はれたが、政府の干涉壓迫峻酷を極め遂に終りを告げた。要するに運動の中心項目は選擧權の擴張であつて、運動夫自體を通じては未だ社會主義的思想の發生を見ることは出來ない。

【キリスト教的社會主義運動】 チャーチスト運動以後是に對する反動としてキリスト教的社會主義運動が起り、英國の社會に非常な感激を與へた。この運動はモリス、キングスレー、ヒューズ等の指導する所で、社會的改革はキリスト教の精神に依つてのみ可能であるとし、組合主義を是認主張した。此運動が英國勞働組合の發達に貢獻すること大であつたのは看過すべからざることである。併し他の一面に於て、英國の勞働者が政治的方面に走り過ぎ一般に社會運動を微溫ならしめたる罪は、オーエンの空想的社會主義と共にキリスト教的社會主義の負はねばならぬ所である。

【民主々義聯合】 一八四九年から一八八三年までカール・マルクスが倫敦に滯在したことは英國の社會主義運動に尠からぬ影響を及ぼした。卽ち一八八一年にはマルクス主義を奉ずるハインドマンに依つて民主々義聯合が成立した。此聯合は一八八四年に至つて社會民主々義聯合に變つた。この團體中に於て意見が二つに岐れた。一はハインドマンに依るマルキシズムの運動であり他はウヰリアム・モリスを主とする無政府主義的傾向の一派であつた。而してモリス及びバックス等は、社會主義同盟を組織した。兩派分離の原因は主として方法上の問題であつて前者は集產的中央集權的なるに反し、後者は生產機關の自治的管理を主張した。社會民主々義聯合は各產業中心地に旺な運動を開始した。一八八九年バーミンガムに於ける大會の宣言は次の如くである。『生產・分配・交換の機關を共同的所有となし、之を公共の利益のために民主的國家の處理に任じ、勞働者をして資本主義の結果より解放せしめ、男女兩性の社會上經濟上の平等を期す』と。一方、社會主義同盟も猛烈なる運動を試みたが、一八九〇年に至つて內訌の爲め分裂した。

【フェビアン協會】 フェビアン協會の設立は社會民主々義聯合の設立と同じく一八八三年であつた。フェビアン協會は頗る複雜な內容を有し急進派・溫和派の一切を包含し、其成立當初の目的は學理の討究、研究の發表に主要點を置いた。この時英國には三個の社會主義團體があり、一は一八九二年に成立せる獨立勞働黨、他は社會民主々義聯合、及びこのフェビアン協會であつた。その中社會民主々義聯合はマルクス主義を基礎とし、他の二團體は大體の傾向としてマルクスの唯物史觀を採用するが價値說を斥けた。

フェビアン協會はその成立と共に主として言

論出版に依る運動を開始したが出版に依る運動が最も功を奏した。卽ち數多の小冊子を頒布し月刊のフェビアン新聞をも出した。又地方巡回講演も非常な成果を收め、勞働者の啓蒙運動に貢獻する所多大であつた。

【無政府主義的影響】 英國社會主義運動に現はれた最大の特質は勞働組合主義であるけれども、一八九〇年代には無政府主義の强烈な影響を蒙つた一時期があつた。これは當時諸外國より亡命流浪して倫敦に來れる多數の無政府主義者の、熱心なる宣傳に依るものであつた。

【組合運動】 英國の勞働運動はチャーチスト運動を經過して一轉換を行つた。それは一八八〇年代に於て舊勞働組合が無職業勞働者の加入を拒み、爲めに無職勞働者の多數が全然組合の外に放置されたことである。然るにこの間に擡頭した社會主義運動が反組合派の勞働者に著しい刺戟を與へた。トム・マン及びジョン・バーンス等に依る社會主義的運動は、幾千もなくして全土に擴かり、社會民主々義同盟及び社會主義協會の實際運動は、各地方の產業中心地の間に非常な勢力を示すやうになつた。

一八九一年に於ける英國勞働組合員の總數は九十二萬五千二百人の多きに上り、その中心思想は社會民主々義であつた。一八九三年にケア・ハーディに依て獨立勞働黨が組織され、ブラットフォードの大會に於て『生產分配交換機關の公有經營を目的とし、その實現手段として社會主義の原理に基く社會教育勞働者の政治的及經濟的團結をとる』旨の宣言を發して大いに活動を開始するや、獨立勞働黨の勢力は俄かに增大し、數年の後には同黨が英國勞働者の間の中心勢力を掌握するやうになつた。同黨は選擧に際して言論運動に依り、新聞冊子に依つて旺盛なる運動を試みたので、全體としての社會主義運動が益々英國に於て普遍化して來た。この時フェビアン協會は依然として啓蒙運動に努力してゐた。

【勞働黨】 諸種の勞働組合、獨立勞働黨・フェビアン協會・婦人勞働同盟・消費組合其他多數の地方勞働團體より成る聯合組織であつて、每年十六人の執行委員を選出しその一人は會計を掌る。尙スコットランド協會員會を設け、最近にも執行委員を任命する。

此の勞働黨の援助によつて選出された下院議員の團體として院內勞働黨がある。一九一〇年の總選擧に當選した議員數は四十二名、一九一六年には二十五名に減つたが、その後黨の組織を改正して弘く智識階級をも網羅するに至つた結果、一九二二年の總選擧には一躍百四十二の議席を獲得し、更に最近（一九二三年十二月六日）の總選擧に於いては百八十五名となり、英國政界の第二黨として一九二四年一月、遂にラムセー・マクドナルドを首相とする純粹勞働黨內閣の設立を見るに至つた。

【獨立勞働黨】 マルクス主義に依らず、英吉利の國情に立脚して社會主義を實現せんとする一派であつて、勞働黨中の急進分子を成してゐる。其宣言に曰く『吾人は社會主義國家の建設を目的とする。土地及び資本は、社會各人の幸福の爲めに、社會共同の手に支配されざるべからず。此目的を達する爲めに、吾人は國際的運動をなす』故ケア・ハーデーは、この團體の創立者である。その議會に於ける代表者には、ラムセイ・マクドナルド、フォリップ・スノーデン、アンダーソン、クラインズ、ジェームス・パーカー、リチァードソン等知名の士がある。八百の支部、六萬の黨員を有する。中央機關紙としては The Labor Leader（週刊）及び Socialist Review（年四回）が發行されてゐる。

【英國社會黨】 前身は社會民主同盟にして、

ハインドマン、ジョンバーンス、ウキリアム・モリス、エドワード・カーペンター、ハーバート・バローを主脳とする。歐洲大戰に際し故ウォーター・クレーンのなした宣言は黨内に紛爭を惹起する原因となり、一九一六年の總會に於て二派に分裂した。卽ちハインドマンの率ゐる愛國的の一派は、國民社會黨と稱して、從來英國社會黨の機關であつた「Justice」(滿刊)を其機關として繼承し、他の社會的一派は、依然英國社會黨の名を以て存續してゐる。然し何れも勢力微々たるものである。

永小作制度(エーコサクセード)

【意義】永小作(Erbpacht)とは權利設定の手數料と年々の小作料を得、相續讓與しうべき使用收益の權利を他人に與へて土地を管理する方法をいふのである。

【沿革】この制度は、中世に於て就中寺領に廣く行はれたものであるけれども、今日は次第に廢絶に歸しつゝある。我が國封建時代の地主なる者は、其實永小作人と見做すべき者であつて、又永小作人は多少の負擔ある土地を所有する地主と見做すことを得る。永小作制そのものは決して惡いものではないけれども、封建時代歐洲に於て領主が永小作人に過重の負擔を加へたため、この制度に廢れるに至つた。けれどもこの制度にも長所があり、或場合には健全なる土著の農民を作らんが爲めに、此制度によるが適當である。我國に於ては改正民法によつて永小作制度を廢止し之に代ふるに稍や永き期間の年期小作を以てした。けれども我が民法は此年期小作に關する規定は永小作の名を以てし、卽ち民法第二七八條第一項に『永小作の存續期間は二十年以上五十年以下とす』とあるから、次項に永小作權を說明するに當つては、我民法の所謂永小作權について記すことにする。今は元來の意義に於ける永小作に就いて說明することゝする。

【長所】永小作は最も自作に近いものであつて自作と殆ど同樣の利益がある。(一)土地改良が行はれ易い。(二)永小作料が適當な額であれば永小作人をして富裕ならしめる。(三)資本の乏しい者をして獨立の農業者たらしめる。(四)道德上及經濟上未だ進歩しない階級から健全な農民を作ることを得る。

【短所】(一)土地所有者に十分の收益を得せしめない。之に永小作料が一定してゐる爲めであつて農業の收益が增加しても地主は增徵する事が出來ずして、元の收穫物を基礎とする僅かな永小作料に滿足しなければならない。(二)有爲なる永小作人の經濟上の發展を阻害する。有爲なる永小作人は地主より土地處分に關して種々なる制限をされるので、なるべく速かに完全なる目作人ならんとする。この弊害は地主の權利を買收する事が不可能なとき又は困難な時に特に著しい。(三)永小作關係は廣く且つ永く續くものでない。永小作は主として健全なる土著の農民を強るか、若くは土地廣大に過ぐるが如き場合に地主が大害を避けんが爲に小害を忍ぶものであつて、止むを得ず採る管理法である。又永小作人の側から見ても永小作人が道德上及經濟上ある程度以上に進歩すれば永小作關係に隨伴する種々の制限を煩はしきものと考へ、完全なる所有者となることを欲するに至るから、永小作は遂に廣く且つ永く行はれることが頗る困難である。

【永小作制度を適用すべき場合】新開地或は人口稀薄なる土地に農民を土著せしめるに最も適當なるは永小作制度である。廣大なる新開地を分割して賣却し土著の小農民を作ることは困難である。永小作とすれば初めに多少の資本を要するが故に、永小作人たらんとする者は多く勤勉で且つ多少の資產があり健全なる農民となる可能性が多い。

【永小作制度の實施に關して注意すべき點】(一)永小作制度を實施する初めに當つて土地分割を禁ずることを要する。蓋し獨立なる目作農として農業を經營するには一定面積の土地を要する。然るに永小作に於て之れが分割賣買讓與を禁じなければ、其土地は多數の人に分與されて過小農場となる。されど、之を永遠に禁ずることも不可能である。(二)永小作權者が永小作地を擔保として負債をなすに制限を設けることは以前に於ては非常に必要であつた、現今に於ても初めて永小作地を設けたるときには一定の年間負債の制限を設けることが必要である。けれども之を永久に制限することは不可能であつて、負債の制限を置けば永小作人は他人の資本を利用して農業經營の進歩を計ることができない。(三)永小作地を設定するに當つて權利設定の手數料及び永小作料の最高額を定めることを要する。永小作地を設定するに當つて不公平を避けるが爲めに、競爭によつて權利設定の手數料及永小作料を定むることは止むを得ないけれども、この競爭に一定の制限を置かなければ大なる弊害を來たすもので、永小作人たらんとする者が多くの資產を有してゐれば、其損害に堪へ得るが、然らざる場合には、餘り高き手數料、或は永小作料を徵收すれば永小作人は土地を荒廢し遂に破產するに至つて其土地を地主に返す。地主はその返されたる土地を再び他人に貸附ける等の困難に逢ふのであるから、むしろ初めから一定の制限を必要とする。(四)永小作權設定の手數料を取ることが必要である。若し之を取らなければ、地主は永小作人の農業經營につき深く干渉せざるを得ない。之れ永小作地の主たる大地主或は國家の能くする所ではない。故に永小作地設定の場合には幾分か權利設定の手數料を取ることを要する。

永小作權(エーコサクケン)

【意義及び沿革】永小作權とは小作料を支拂つて他人の土地の上に耕作又は牧畜を爲すことを目的とする制限物權である。永小作權の制度は古來我が國に存せる永小作の慣行に基き、ローマ法に於る Emphyteusis (Erbrecht) を參酌して認めたものである。舊慣と異る點は之を耕作及び牧畜を目的とする特殊の物權であるとし、且つ其の存續期間を限定した處である。

【性質】(1)永小作權は土地の上に存する物權である、(2)土地の使用を目的とする制限物權である。使用といふは收益をも包含してゐる。而して土地使用權の內容として所有を爲すの權利及び物上請求權を包含することは地上權に同じで、相隣者間の關係に關する定規の準用があるかないかは、學者間にも多數の說がある。

(3)土地使用の目的は耕作及び牧畜に限るものである。其の他の目的のために永小作權を設定することはできない けれども、耕作及び牧畜の目的を達するが爲めに、建物其他の工作物を設置することは、固より妨げない。(4)小作料支拂の義務の附着することを以てその存在の要件としてゐる。故に無償耕作又は牧畜をなす權利は永小作權としては之を設定することを得ない。これが又地上權と異る點である。而して地上權との間に斯くの如き差異を設けたるは主として舊慣に從つたものである。(5)永小作權の內容たる土地使用權に付いては一の制限がある。卽ち土地に永久の損害を生ずべき變更を加へることを得ない。蓋し永小作權終了の場合に於て原狀の儘に土地を所有者に返還する義務を有するものであるが故に、土地に永久的の損害を加へる事を得ないものとしたのである。永小作權者が此規定に反して、土地の使用を爲したる時は、所有者は如何なる權利を有するかについ

ては法律に規定がないから不明である。或は永小作權の消滅を請求し得ることは勿論であるとする學說もあるが、法典上の根據に乏しく、むしろ損害賠償及び妨害除去の請求權があるに止まると解する方が至當な樣である。(6)永小作權は相續性と並びに讓渡性とを有してゐる。其の讓渡性については民法第一七二條の明文がある。地上權と異つて永小作權に讓渡禁止の物權的契約を認めたのは、永小作權の內容たる耕作及牧畜は地上に於て行はるゝものであつて、財產の融通、權利の移轉をなす必要が、地上權に比して少い爲めである。永小作權者は又永小作權の存續期間內に於て、耕作若くは牧畜の爲めに土地を賃貸することを得る。然し設定行爲を以て賃貸を禁止した時は、其禁止は絕對的動力を有するものである。(7)永小作權者は其の權利を以て質權又は抵當權の目的とすることができ、これが所謂權利質、權利抵當の一種である。讓渡禁止あるときは質權抵當權も亦禁止せられたるものとするのが至當である。

【永小作權の取得】 永小作權は契約・遺言・時效・讓渡及び相續に因つて取得せられる。

【存續期間】 永小作權の存續期間は設定行爲に依つて定まる場合と、然らざる場合とがある。

(1)設定行爲に依つて存續期間を定むる場合には、之に從ふことは勿論であるが、其範圍については法律上制限がある。即ち二十年以上五十年以下たることを要する。蓋し二十年以下なるときは、賃貸借の規定に從ふを便利とし、又五十年以上に亙る時は、其權利が絕大に過ぎて殆ど土地所有權と選ぶ處がないに至ることを慮つてこの規定を設けたのである。永小作權の設定は之を更新することができるけれども、其の期間は更新の時から五十年を超ゆることを許さない。設定行爲を以て五十年以上の存續期間を定めたる時は、之れを五十年に短縮する。民法施行以前に五十年以上の存續期間を以て設定せられた永小作權については民法施行の日から五十年以上存續することを許さざるの外尙特殊の規定がある。

(2)設定行爲を以て存續期間を定めない場合には慣習に依ること、なつてゐる。但し慣習によるも五十年以上の存續期間を定めることを得ないのは明かである。慣習の時には、其期間を五十年と看做すのである。

【永小作權の終了原因】 永小作權の終了原因については地上權の終了原因と同じく、存續期間の終了、權利消滅の請求、權利の拋棄、消滅時效、土地の滅失、混同等の原因に依つて終了する。

【小作料】 永小作權者の有する重要なる義務は小作料支拂の義務である。その他土地に永久的の損害を加へざる義務、永小作權終了の場合に於て土地を返還する義務も亦小作權者の義務として擧げられる所であるけれども、前者は永小作權の範圍を認むるもので正當であり、又後者は他人の物の所有者として當然負擔する義務に過ぎない。小作料支拂の義務に付いては、第一に設定行爲に因るべく、第二に慣習に從ふべく、第三に民法第二七四條乃至第二七六條に從ふべく、此等に依りて定まらない部分については賃貸借に關する規定に從ふ。民法第二七六條に『引續き二年以上小作料を怠り、』と言ふのは、支拂を爲さゞる事二年以上繼續したことを要するのか、或は小作料が二年以上延滯したといふことだけを指すのが不明であつて、解釋上議論の存する處であるが、大審院の判例は嘗て前說を採つたけれども後之を改めて後說を採用したまゝ之を正當とすべきである。

演繹學派(エンエキガクハ)

演繹學派とは凡て學理の攻究に際して、演繹

的研究法を使用し、歸納的研究法は全然又は比較的之を重要視しない學者の一派をいふ。演繹的研究法とは、既知の一般原理より未知の特殊事項に推理する方法をいふ。古來の形式論理學は主として此法を論ずるものであつて、その說によれば、まづ諸物を知覺して觀念を得、これより名辭を作り、名辭を組合せて命題を作り、此れを若干(三以上)組合せて推論式を作り、かくて論斷を得るといふ。斯くて純理論者なる哲學の一派は、此方法を以て眞正なる認識即ち哲學研究の唯一方法と考へ　幾何學を以て其の好例となし(現今に於ては幾何學と雖も純粹に演繹法のみに依るに非ずとせらるゝ)、全然幾何學方法で哲學を建設せんと試みた。スピノーザの哲學たるEthica, more geometico demonstrata(幾何學の順序に從つて論證したる倫理學)の如きは此の考の最顯點を示してゐる。ジョン・スチュアート・ミルの如きは、一切の命題は皆歸納法の結果と見るが故に、演繹的方法と言へば非常に廣くして歸納法、三段推理及論證法を總稱する。然し之は特別の用法である。又カントが『純粹悟性槪念の演繹に就て』といつた場合もカント特有の用法に從つたものである。全體の意義としてはやはり歸納法と對照すべきものであらう。經濟學に於けるアダム・スミス一派のも此派に屬するものである。

演繹法(エンエキホー)

凡て學問の研究方法は二種に大別せられる。一は演繹法で他は歸納法である。演繹法とは既知の一般原理より未知の特殊事項に推理する方法をいふ。古來の形式論理學は主として此の法を論ずるものである。

エンゲルス(フリードリヒ)

エンゲルス(Friedrich Engels)は一八二〇年十一月二十五日、獨逸ライン地方のバルメン市の製造家の息に生れ、始めバルメンの實業學校に入り、後にエルベルフエルトの高等學校に進んだ。然るに彼は漸やく學校教育の弊を知り始めたとき、恰も家庭の事情あり、一商人となるに至つた。かくして、ブレーメン及びベルリンの商店で働き、一八四二年から三年間父の關係してゐる英國マンチエスターのある製造會社に雇はれた。これより先き彼は哲學及び科學の研究をたしてゐたが、マンチエスターに來ると共に、その銳利なる經濟的哲學的洞察力を以て、直ちに資本制的生產の趨向を看取し、專ら勞働者の問題に就て注意するやうになつた。それと共に當時行はれてゐた空想的社會主義の運動、勞働者の運動等に加はり、チアーチストの機關紙『北星』オーエンの雜誌『新道德界』等にも關係した(『チアーチスト運動』『オーエン・ロバート』參照)。かくして彼は獨逸に歸り屢ねて交通してゐたマルクスを巴里に訪問した。これは即ち兩人の生涯の交友を結べる最初の會見であつた。この會見の結果彼はマルクスと全然意見の一致してゐることを發見したので、共に一書を著すことを約したのが『神聖家族』であつた(『マルクス・カール』參照)。これはヘーゲルの唯心論に對する分離の宣言とも見らるべきもので、彼等はその代りに唯物論を取つたのである。その後彼は『一八四四年に於ける英國勞働階級の現狀』なる一書を發表し、勞働運動に社會主義を産み出す力となり社會主義は勞働運動の前に立つ目標とならねばならないことを始めて明かにした。從つてその後二年を經てマルクスとの共著たる『共產黨宣言』が發表せられて、唯物史觀と、階級鬪爭の歷史的意義が明瞭にせられ、始めて科學的社會主義が主張されたのであるが、エンゲルスは『英國勞働階級の現狀』に於て之れを公にしたのである。これ實に彼が年齡僅かに二十五歲の折であつた。彼がこの書を書いたのは故郷バルメンに於てであつたが、バルメンは有名

なる信仰地であり、且つその家庭は正教派の保守的な家庭であつたため、彼は商業生活と家庭を見棄ててブルッセルスに赴いた。ブルッセルスにはマルクスが先に巴里を追はれて滞在してゐたのであるが、彼等は協力して新學說の建設と、その基礎の上に勞働運動を置くことに研究を進めて行つた。共産主義同盟の一員となり『共産黨宣言』を發表するに至つたのは、その翌々年一八四七年の冬の事であつた（『インターナショナル』『共産黨宣言』參照）。彼及びマルクスの新生涯はこれから始まつた。彼等は直ちにケルンに於て日刊『新ライン新聞』を發刊し、巴里の革命運動を應援し、言論制度破壞のために力戰したが、一八四九年五月十九日を以て發行を禁止され、マルクスは國外へ追放された。これより先きエンゲルスがエルベルフエルトの內亂に赴いた事實があるために壓迫甚だしく、遂にケルンを去るの已むなきに至つた。斯くして彼は英國に渡つてチャーチストの運動に加はり、義勇隊の副官として轉戰したがムルゲの激戰に敗れて瑞西に亡命し、また茲に倫敦に入つてマルクスと會した（『チアーチスト運動』參照）。一八五〇年彼等はまた『新ライン新聞』をハンブルグに起し、機會の到來するのを待つてゐたが事態はにはかに革命を起すのが不利益と したのみならず、獨逸文壇は全く彼等二人を容れなかつたので、彼は父の關係せる毛織會社に入り、自らも織物會社を起したりして工業生活を送る傍ら、軍事、比較言語學、博物學等の研究をなし、幾多それ等に關する小著述を公にした。一方マルクスは倫敦にあつて『資本論』の基礎を造りつつ、彼等は二十年間別れて生活してゐたが、文通は一日も缺くことはなかつたといふ。一八七七年エンゲルスはブルヂョア的社會主義者たる伯林大學講師デューリングに對する攻擊の一書を發表した。これは『資本論』に次ぐ近世社會主義の根本的著作といはれるもので、その一部は後に『空想的及び科學的社會主義』として公にされたものである。一八八三年マルクスの死後に、資本論第一卷の三版の訂正增補をなし、翌年『家族・私有・及び國家の起源』を著はし、後一年にして資本論第二卷を刊行し、一八八三年に資本論第一卷の英譯訂正といふ難事業を成した。その後八年を經て、資本論第三卷を出版した後、マルクスの諸著書や自著の發行に忙殺されてゐたが、一八九五年八月六日七十六歲で倒れた。

慧遠法師（エオンホーシ）

支那晉代の學僧、東晉安帝隆安十二年の春八十三で入寂した。遠謚して圓悟大師といつた。彼は支那淨土教の始祖と云はれた人である。其一生を通じてみれば哲人たるの觀がある。なろん一個の哲學者といふことは出來ないが、其哲學的思索は、支那佛教史上に重大なる位置を有して居つた。著書には大智論要略問大乘中觀義十八科、何晃沙心序、妙法蓮華序、修行法便禪序、三法度序等がある。

營利（エーリ）

昔、交易的經濟組織が未だ存在しなかつた時代に於ては、貨物を收穫する途は唯貨物を生產する事のみに限られてゐた。然し交易經濟が行はれ出し、殊に貨幣使用が普及し出すや各個人若くは國家は、生產の方法に依らないでも、既得の貨物を移轉する事に依つて、他人の生產した貨物を收得する事が出來るやうになつた。斯の如き貨物の移轉が經濟的交易の方法に依つて行はれる時これを廣義の營利と稱する事が出來やう。然し近世の所謂營利は、一に貨殖ともいはれる處の狹義の營利を意味するのである。即ち從前の如く、貨物の直接收得を目的とする事なく自己の生產せざる所要の貨物を購入するに必要なる貨幣を收得する事を主眼とするところの經濟行爲を意

味するのである。

營利資本（エーリシホン）

當今の經濟學上に於ける資本の意義に二種ある。一を營利資本と云ひ、他を生產資本といふ。營利資本は私經濟的資本とも云ひ所有者より見て營利の手段たるに過ぎないものを謂ふことになつてゐるが重要な區別ではない。

營利衝動（エーリショードー）

【意義】營利衝動とは營利を目的とせる衝動、詳しく云へば吾人を驅りて營利を目的とせる各種の行動に出でしむるの衝動をいふ。所謂營利衝動なるものが衝動分類上如何なる種類に屬し、他の各種の衝動と如何なる關係に在るかは、學者の意見の一致しない現今に於て確言する事は出來ないが、ラッセルの所謂『所有的衝動』に屬する事は疑ひない。其他學者の主として列擧する自存衝動・性的衝動・活動衝動・認識衝動・競爭衝動に就いていへば、營利衝動は幼稚な社會では自存衝動に屬するが、近世の發達せる社會に於ては競爭衝動に屬するといひ得るだらう。

【その起源及發達】シュモラーに依れば、經濟的な努力は本來主として飢餓に依つて喚起せられたものであつて、原始社會に於ては、所有其物を目的として努力を拂つたのではない。然し家畜・妻妾・奴隸等に對する所有權が發生すると共に、所有物蓄積を目的とする人類の利己心が發動して來た。爾來所有慾念の擴大や、交換の發達、商業の發達に伴ひ此の衝動に益々激烈を加へるに至つた。かくて所有財の增加の爲めに生ぜる暴力的爭鬪は爾來幾多の星霜を閱し、幾多の變遷を經て、つひに一定の嚴格なる法律制度・宗教的法則・倫理的法則により制限せられるに到り、此等の法則の認むる範圍內に於ける營利競爭を容認する平和的競爭時代に達した。即ち此の衝動の發生及發達は自我感情自我意識の發生及發達に相並行し、近世的個人性の發展と相並んで實現せられた。

【營利衝動と經濟學說】此の營利衝動が人類の經濟に及ぼした影響は頗る大なるものがある。近世經濟學の初期に當り經濟學者が一般に此の衝動を基礎として一切の經濟現象を說明しようと試みたのもつともな事である。古來、人類行爲の原因として、自愛心、利己心を認めた思想家は勿論ホッブス、マンデヴィル、ヘルヱチウス、ベンタム等皆然りであるが、十八世紀の後半十九世紀の中葉に至る間は特に此等の數術者が多かつたので、此間に芽を出した近世經濟學も其影響を受けないではゐられなかつた。即ち斯學の鼻祖アダム・スミスより、其の大成者ジョン・スチュアート・ミルに至る迄、皆經濟學の基礎を此の營利衝動に置いてゐた。そして常に其の作用の結果に對して、樂觀的の言說を爲す風があつたのである。

エルフルト政綱（——セーコー）

エルフルト政綱は、獨逸社會民主黨が一八九一年のエルフルト大會に於て決定したものであつて、エンゲルスの起草に係る。爾來、三十年間、ドイツの社會黨の政綱として繼續してきたものであり、世界の社會主義運動史上、重要の文獻である。はじめ獨逸國內に存したマルクス派とラッサレ派との合同の結果ゴータ大會にて發表されたゴータ政綱には、賃銀鐵則、生產組合等、ラッサレの思想が猶ほ多分に殘存してゐた。エルフルト政綱に於ては明かにマルクス主義のみにて貫かれるに至つた。同政綱は理論と實際要求との二大部に分れてゐる。理論の部には次のやうな事が述べられてゐる。即ち資本主義社會の發達と共に生產力が增大し、小經營が沒落して、プロレタリアが增加し、生存の不安・窮迫・壓迫・隷屬が激烈となるのであつて、其結果として階級

爭鬪が始つてくる。恐慌が頻發する。不安といふことが社會の根本特徴となつて來る。斯くの如き狀態を打破するものは階級鬪爭のみであつて、プロレタリア階級の一大任務である。プロレタリアの解放は全人類の解放を意味するのであるか、然し其事業はプロレタリア階級のみの行ひ得る所である。土地鑛山原料道具機械交通機關等の生産機關の資本制的私有を廢して社會の公有となし、商品生産を變じて社會主義生産たらしめる時始めて萬人の爲の幸福が來るであらう。勞働者階級の鬪爭は必然的に政治的鬪爭たるべく政治的權力を有せずして經濟的改革を行ふ事は出來ぬ。而して資本主義的生産方法を採れる凡ゆる國を通じて勞働者階級の利害は共通である。世界的交通や世界市場に對する競爭は必然的に諸國の勞働者を一致せしめる。勞働者の解放は萬國勞働者の共同事業である。而して勞働者階級は新しき階級的特權の爲に戰ふに非ずして却つて階級的支配を廢止する爲に戰ふのである。而して勞働階級の解放は黨派・人種・男女の區別に拘はるものではない——と。以上の如き原則を掲げたるのちエルフルト政綱に實際要求を掲げてゐる。此實際要求も二個の部分に分れ、第一部には二十歳以上の男女の選擧權・直接立法・常備軍の廢止、國民軍の設定、言論結社の自由、男子及び女子の法律的平等、宗教を私事たらしめる事、裁判及び辯護の無料、間接稅廢止等を要求し、第二部に於ては即時要求として、八時間勞働、十四歳以下の少年勞働の廢止、夜業禁止、出來高賃金の廢止、勞働局の設立、農業勞働者と工業勞働者とを同地位たらしめる事、勞働保險の實施等を要求してゐる。エルフルト政綱は三十年の長きに亙り獨逸の社會民主黨を律してゐたが、世界大戰後同黨の分裂するや、獨逸社會黨は別に一九二二年その第二回大會に於いて新政綱を發表した。又從來の社會黨は一九二一年ゲーレンブリックに於て新政綱を發表した。獨逸社會黨の政綱は先づエルフルト綱領の原則を支持することを宣言し、依然マルクス主義を以て貫かれてゐるに反し、本來の社會黨の政綱は議會主義に執着し、マルクス主義を抛棄した形がある。

穢多（エタ）

所謂特殊部落民のことであつて、今日と雖も普通民より多くの侮辱を受けてゐる薄倖の人人である。彼等は非人と共に明治四十年の解放令に依り平民の籍に入り、租稅と兵役の義務を負ふに至つたのであるが、彼等は新平民若しくは特殊部落民の名の下に今も依然として侮辱を蒙りつゝある。次に是を歷史的に觀察して見よう。

【その數と大部落】　この社會階に屬してゐる人々は遠隔なる北海道や沖繩を除いては、內地の到る所に住んでゐる。寬政十二年に於ける穢多非人の統計表ともいふべき彈左衞門の書上なるものを見るに、江戸・彈左衞門構內・府下各所の小屋・關八州・甲・駿・豆州・奧州に於て合計七千七百二十軒の家族があつた。明治四年の解放令布告の當時には全國を通じて其數三十八萬二千八百八十六人あつた。が、今や其數は實に百萬を超過する。近時に於ける其の人口增加率は一年三萬人である。其部落の大なるものは、滋賀縣に於ける南野・虎姫・大町・三重縣に於ける城喜村字淺宇田・兵庫縣の長田村・奈良縣の丹波市・御經卷及大福村の如きものである。

【その發達史】　穢多の字の初見は鎌倉期に書かれた『厩圀袋』であるといふ。『和漢三才圖解』には『屬兒郡古餌取也』とあり、天智天皇の詔勅にも『佛氏葬禁殺生、故忌避餌取者不許同居同火、』とあり、穢多は餌取の轉訛であらうといふが他に異說がないでもない。

（一）發生時代　特殊部落民の最も遠い起源は是を古代日本の奴隸經濟時代に於ける奴隸群に求むべきであるが、當時に於て既に穢多族なる明白な階級的存在して居つたわけではない。又當時に於ける奴隸群の總てが後世に穢多となつたのでもない。其階級的成立は奈良平安の貴族國家時代に在る。同時に其成分は、舊來の奴隸の外に自由民の一部も加はつてゐる。

大化改新の前後に於ては、職業の分岐も決定的となり、賤民の法律的存在も明となつた。當時の奴隸群は所謂五色の賤民並に雜戶である。また當時、其種類に依つて、山人、うかれびと、傀儡子等の名を以て呼ばれた所の無政府主義的な一種の浮浪民が存在してゐた。彼等は古代の狩獵民の末であらう。兎に角、彼等も亦後代の賤民の有力な成分である。穢多族は實に以上の奴隸群のうちの或者が『經濟の進化』に基き『職業の分化』を動機とし、奈良平安の貴族國家の時代即ち自由農民時代に於て、終に其階級的存在を有するに至つたものである。

（二）形成時代　特殊部落民が、鮮明な階級的存在を有するに至つたのは、鎌倉時代乃至室町時代である。此時代に於ける賤民階級は、本來の賤業　即ち農業以外の陵番・動物屠肉の處分、皮革の製造、動物の飼育等）の外に社寺の掃除夫・井戸掘・獄舁丁・植木職等に從事してゐたのであつたが更に遊藝が彼等の重要な職業となつた事も注意せねばならぬ。即ち鎌倉時代より後は舞猿、マヒマヒ猿樂・千秋萬歲法師・獅子舞等が彼等賤民の職業となつた。

鎌倉時代は商業上にも工業上にも『座』——歐洲のギルドに當る——の組織の發生時代であるが、穢多族に於ても一種の座の組織が存在してゐたと見る理由がある。即ち『地方凡例錄』に彈左衞門の祖先たる宋人が賴朝の爲めに馬徒二十八座の首領に任ぜられたと記してある。この事は社會學上特に注意すべき事である。穢多族が一の職業團體としての實質を具備するに至つたことを認むべきである。

（三）爛熟時代　特殊部落民の奴隸的地位の爛熟したのは、德川時代、特に其の後期に於てである。此の時代に於ても、彼等は舊來の如く一種の職業團體たる性質を有して皮革業、竹皮草履、蠟心細工等に對し獨占的權利を有してゐた。德川時代の法制は彼等に對し一定の範圍の自治を許してゐた。例へば遠島以下の犯罪にありては犯人を穢多の頭領に引き渡し、その『穢多仕置』に依つて處分せしめた。佛教は鎌倉時代以後、かなり穢多賤視を煽動したものであるが、眞宗は敢然として彼等の中へ入つて行つた。然し穢多蔑視の風は取去るべくもなく、その眞宗すらも後には嫌惡の感を生じたやうである。要するに彼等の地位は德川時代に於て次第に悲慘なものとなつてきた。その原因としては、幕府の冷酷なる政策、同階級內部に於ける人口の增加、職業の範圍の縮小を擧げ得るだらう。

補遺

エベルト（フリードリヒ）

獨逸社會黨首領フリードリヒ・エベルト（Friedrich Ebert）は一八七〇年ハイデルベルヒに生れ、小學教育を受けただけで、或る鞍師の徒弟となり、刻苦勉勵して、一八九二年社會主義機關ブレーメル・ビュールゲル・ツァイツングの記者となり、後も次第に頭角を現はして社會黨中の錚々たる領袖となつた。一八一八年の革命に依り、マックス公に繼いで宰相に推され、一九一九年二月共和獨逸の正式大統領に選ばれ、一九二五年二月二十八日就任中病死す。

F

ファランジュ

ファランジュ（Phalange）とは空想的社會主義の先驅者フリエーが、その著『産業的及び社會的新社會』の中に、一個のユトーピアを描き、その社會生活の單位に名づけた名稱である。フリエーのユトーピアはベラミー及びモリス等と共に、社會主義の理想鄉を說いた名篇である。殊に彼の着想は建設的で且つ組織的な意味に於て注目されてゐる（『フリエー』參照）。

ファランジュは彼が其理想鄉の社會生活に於ける單位となるべきものに、假りに名づけた名前であるが、ファランテール（又はファランステリー）といふ一つの建物に住み、一平方リーグの土地を有する大家族である。この家族の人員は十二の慾情を（彼の心理學は十二種の慾情が人間にあることを說いてゐる）十分自由に發揮させる旨意により、四百人以上千八百人以下と限られ、その組織は共同生活の利益と個人生活の自由とが、巧みに按排されてゐる。そして一つのファランジュは幾つかの部に分れ、其各部は二十四以上三十二以下の組に分たれ、其一組七八人または八九人から成立ち、すべての部や組の所屬は各自の趣味に從ふこととし、例へば果樹栽培に趣味を持つた人々が集まつて果樹部を作り其中でも葉果、栽培に趣味を持つた人人が集つて葉果組を作るのである。かくの如く、各人は皆その好むところに從つて働くが故に、勞働は全て快樂となり、殊に屢々組の所屬を代へる自由が與へられるから、生産力も頗る增大する。ことに仕事によつてかくの如く部や組に分れてゐるが、ファランジュそのものは家族的であつて、一つのファランステールの中に、一家族が幾室づつかを占領し、炊事や料理を共に行るが故に、無駄費用といふものはかからない。かくしてファランジュには協力と分業が十分行はれ、少ない費用と手數とを以て多大の善美な効果が擧げられ、兵士も警官も犯罪者も法律家も必要としない。のみならずファランジュの仕事は主として農業であるを以て、商工業は最少限度に縮小され、全收入の一定額を各員に平等に分配し、その殘餘を勞働と資本と才能に對して分配することになつてゐる。故にファランジュには强制もなければ、支配もなく、役人は選擧によつて選擧することとなつてゐる。尙ほフリエーの考へによれば、各のファランジュは各々その首長を選んで、相互に聯絡を取り、同盟を結ぶ。その同盟の全首長が一人選出されて、それが全世界の首府たるコンスタンチノープルにをるといふところまで說いてゐる。

ファシスチ

【概說】 ファシスチ（Fascismo）は、伊太利において社會民主主義者から熱烈な國粹主義者に變じたベニトー・ムッソリーニ（『ムッソリーニ』參照）、ビアンチ等を中心に、一九一九年三月成立した愛國的政法團體である。社會主義者との抗爭を目的として起つたものであるが、次第に勢力を得、一九二二年の十月に至つて遂に伊太利の政權が同黨の掌中に歸した。革命狀態に近い伊太利にあつて、社會主義者の暴力に對しては暴力に訴へ、大クーデターを行つて黑衣の制服のまゝ內閣組織の大命を拜授した劇的な經過は深く世界の興味を呼んだ。ファシスチ及びムッソリーニの名は、それ以來世界の隅々まできこえてゐる。

ファシスチ又はファシズムといふのは、古代羅馬の將軍たちが征討の軍を進める時に前方に押し立てゝゐたファスシ（一種の飾杖）

由來せる名稱である。その飾杖は羅馬に抵抗する野蠻人を征伐するための正義の象徵であり、兼ねて國權伸長の使命を表はすものであつた。ファシスチは黨旗として黑旗を用ひ、制服には黑襯衣を用ひてゐる。彼等を黑襯衣組とか、黑衣同盟とか稱するのは、卽ちこれに由來してゐる。彼等はまた、常に『メ・ネ・フレゴー』（水火を辭せずの意）といふ標語を記した徽章を佩用してゐる。

ファシスチは在鄉軍人を主力としてゐる。彼等が嚴然たる組織と統一の下に立つてゐるのは、全くこの軍人を中堅とする結果であらう。ファシスチの組織は、先づ最少單位をスクワドラと云つて二十名乃至五十名が一團をなして居り、スクワドラが四個集つてセンチュリーを組み、このセンチュリーが四個集つてコホルを作つてゐる。コホルが三個乃至九個集つて一のリージョンをなしてゐる。リージョンは一軍團でコンサルがこれを指揮してゐる。また地理的には全國を四區に分ち、各區に一個乃至數個のリージョンを配置し、各區に一名づゝの總攬閣を置く。この四名の總攬閣の上に司令部があり、一人の司令官が全軍の總帥となつてゐる。現在ではムッソリーニがその總帥である。

ファシズムの概念は今日尙明かに捕捉することが出來ない。或者は國家的サンヂカリズムだといひ、或者は單なる國粹主義であるといふ。また、要するにムッソリーニズムに過ぎないと評するものもある。しかしながら、ファシスチが繰返し高唱する處は、(1)國家に忠實であること、(2)革命及び國際的紛爭を避くべきこと、(3)黨員は革命に依らず、寧ろ教育と組織によりてその目的を達成すべきこと、(4)凡てに歩調を一にして共同すべきこと、(5)個人的能力と努力とに制限を加へざること等の諸點であるから、少なくとも國家主義であることだけは事實である。ムッソリーニが內閣組織當時發表した政綱中には『吾吾は小農主義に基礎を置く農民民主主義を唱へる。大地主はその土地を小農者又は組合に讓らねばならぬ。』といふ一句があり、ファスシスチが始めて議會に現はれた當時の政綱には『國民は國家に超越す。』なる一句がある。これ等を見ると、頗る社會主義的であるが、一九二二年十一月の國會に於いてムッソリーニは、『自由主義は我が伊太利をあらゆる國難より救ふものである。而もその自由主義こそは、我がファシスチの標目として進むべきものである。』と演說してゐる。これを見れば卽ち彼等は極端なる自由主義者なのである。彼等の言ふところには、絕えず矛盾があり、撞着がある。幹部の中には、かつて社會主義者や共產主義者として活動してゐた人も多く、黨員の內部は多數の小派に分れてゐるので、社會主義共產主義に反對することの外には、必ずしも同一の態度をとることがなく、主義信條は絕えず動搖してゐるのであらう。

【起源及沿革】 ファシスチの起源は一九一四、五年の參戰運動にある。世界的大戰亂に當面して、伊太利の詩人ダンヌンチヲは猛烈な參戰論を唱導した。これに贊成して奮起したのが、當時伊太利社會黨の機關紙『アヴァンテイー』の主筆だつたムッソリーニである。彼は社會黨本部からの度々の注意にも應ぜず、熱心に開戰論を唱へ、ダンヌンチヲ等を助けて愛國的精神の喚起に力めた。それがため、一九一五年の春遂に社會黨から除名されたのである。ムッソリーニは、斷然社會主義及び社會黨と緣を切りミランに赴いて日刊新聞『ポポロ・デ・イタリア』を創刊し、愛國主義を高唱し參戰論を唱へたのであつた。ムッソリーニもダンヌンチヲも、伊太利の開戰以來、戰線に走つて活動した。一九一九年の三

月に至つて、ファシスチなるものが組織されたが、この中には戰場歸りの軍人が多く、ダンヌンチォの崇拜者も甚だ多かつた。この時黨員は僅に一萬七千人であつた。その年の九月第一回大會が開かれたが、まだ見る可き組織もなかつた。翌二〇年五月には三萬人となり、二一年には、俄然黨員三十二萬に達し、二二年には、天下の權を執るに至つたのである。恐らく今日においては、夥しい黨員があることと思はれる。ファシスチが成立すると、其處彼處に社會黨との衝突が行はれたが、一九二〇年十一月の暴動は特に大きなものであつた。即ちボロニアの共產主義者が少數派市參事會員を射殺したので、ファシスチは直ちに暴徒等を木葉微塵に蹴散らしたのである。この事件は伊太利の上下を震撼させた。殊に一九一九年以來、著しく擡頭し來つて、反社會主義者が財產權を行使することは不可能になつた程、暴虐をつくしてゐた社會黨及び、社會主義者を戰慄せしめた。このボロニア事件がなかつたならば、同年のうちに伊太利全土が革命の巷となつたのであらう。以來同市の市民を始め、ファシスチに入團を申込む者は夥だしい數に上つた。かくしてファシスチは、漸く一勢力となつて來たのである。當時、伊太利の政界は、あまりに理想主義的であり理論的であつて、人民の現實生活とは距離があり過ぎた。例へば、社會黨や勞働黨が議席の過半を占めても、勞働階級の實際生活とは差したる交涉もなかつた。そこで社會主義運動に投じてゐる者の外は、勞働者も亦ファシスチに同情を持つてゐた。

一九二〇年は社會黨の勢力も、決してファシスチに蹴落されはしなかつた。しかし、この年は丁度亂麻の如き狀態で、社會黨の內部にも仲間割れがあり、絕えずファシスチとの衝突も行はれてゐた。この間に、ファシスチの勢力は次第に增大し、社會黨一味を敵手に廻して何事かを爲し得るまでに至つた。そして翌二一年の一月から三月まで、ファシスチは社會黨の暴に對して、暴を以つて酬い、伊太利全土に暴威を振つた。さしもの社會黨の勢力も遂にファシスチに蹴落されてしまつた。時の首相ヂオリッチは、ファシスチの歡心を得ておいて改選を行へば、政權は當分己のものだとして、議會の解散を行つた。しかし五月の總選擧の結果は、意外にも社會黨の勢力を盛り返させたのである。この時ムッソリーニは躍起となつて反對した。露國代表の宣傳を監視するため、ファシスチの代議士バッタイが五萬の會員をつれてゼノアに乘込むといふ物々しい雲行になつた。外にも經濟上の失策があつたボノミー內閣は、それでたうとう倒れてしまつた。それは一九二二年の二月である。

その後一ヶ月、伊太利には政府がなかつた。混亂紛糾の末漸く成立したのはファクタ內閣である。ファクタは出來る丈け社會黨の意を迎へやうとしたので、ファシスチは社會黨や人民黨を目當にして破壞、掠奪、放火、殺人等あらゆる騷擾を敢てした。この時に殺されたものは三千人に及んでゐる。これがため內閣は僅か四ヶ月足らずで瓦解し、再び無政府狀態に陷つた。七月にはラヴェンナで社會黨とファシスチの大衝突があり、社會黨の新聞社、俱樂部、事務所、組合建物等は悉く破壞されてしまつた。伊太利政界の二大勢力たる兩派が、かくの如き激烈な抗爭を續けてゐては、何人も政局の收拾が出來ない。そこで、八月に入つて兎も角も息つぎ內閣が出來た。ファクタ改造內閣がそれである。然し兩派の軋轢は鎭靜に歸するどころでなく、羅馬やアンコーナは無政府狀態であつた。社會黨の方ではファシスチの橫暴を懲すために總同盟罷工を行つた。ファシスチはこれに對して、公共運輸機關の運轉に當り、若し近日中に罷業を愼めないならば、斷然たる報復手段に出ると嚇した。ファシスチには武力があるから、かゝる威嚇手段も常に武力があつた。政府は死者狂ひになつて努力し、社會黨首領セラチも密に中止を要請するに至つたので、罷業は遂に終熄して一先づ小康を得た。八月から十月まで重大なる問題は生じなかつたが、その間にファシスチの勢力が增大するに反比例して、社會黨の勢力は漸次失墜して來たのである。

十月に入つてから、ファシスチは頑强な內閣劃込運動を開始した。その示威運動を兼ねて

同月二十四日盛大なファシスチ大會がナポリに開かれた。この形勢に驚いてファクタはムッソリーニと會見したが、何等の好結果も生ぜず、二十八日夜總辭職を敢行した。內閣倒潰と同時に全國に戒嚴令が敷かれさうになつたが、皇帝は堅く署名を拒まれた。この時には、實際上ムッソリーニが伊太利の獨裁的執權者たる觀を示してゐたが、少數の議席を有するに過ぎないファシスチが單獨で內閣を組織することは、代議政體上由々しき問題だといふので、皇帝も非常に憂慮された。ムッソリーニはしかし、飽く迄單獨內閣を主張し、何人とも妥協することを拒んだ。そして全國にクーデターを行ひ、何等の抵抗もなく各地を占領した。十一月二十九日、遂に內閣組織の大命はムッソリーニに降下した。翌三十日ムッソリーニ內閣は成立したのである。斯うなつては、天下は完全にファシスチの物である。社會黨や共產黨は、這々の體で解散する外はなかつた。三十日の電報は、共產黨が一切の行動を中止し、黨員全部は黨規及び黨務の遵守を解かれ、下院の共產黨議員は全部辭職したことを報じた。ファシスチは共產黨社會黨の領袖連を逮捕しヒマシ油を大量に呑まして放免した。ムッソリーニ內閣の顏觸れは左の如きものである。

首相兼內相、外相	ベニトー・ムッソリーニ
陸相	アルマンド・ディアス
海相	タオン・デ・レブアル
植民相	ルィデ・フェデルゾニ（國民黨）
法相	アルド・オヴイルヨ
藏相	アルベルト・デ・ステファニ
國庫相	ヴインツエンゾ・タレゴラ（人民黨）
文相	ヂェンチレ
工務交通相	カロ・カルナッサ（民主黨）
農務相	ロシー
勞働相	ステファ・カヴァツオユ（人民黨）
郵便電信相	チェサロン
新領土相	ジョヴァン・ジュリアチ

ムッソリーニは就任早々各國に對して穩健な挨拶をし、國際關係上の危惧を一掃した。諸官省の冗員冗費を廢止し、多くの公共事業を私人の企業に移すことを計畫し、順次重大な施政方針を確立し、華府條約の悉くを批准し對米負債は勿論全部支拂ふつもりであることを發表した。これに依つて英米佛等の關係諸國より甚大な信用を拂はせるやうにした。

新政府はまた選擧法の改正を計り、選擧區制を廢止し全國を一選擧區として、最大多數の投票を得たものは、下院において三分の二以

上の議席を占め得る、といふ新法案を上院に提出し一九二三年七月十一日から討議に附せられた。下院は之れを三百三十五對百三十九の多數で可決した。

また勞働大臣ロシーが辭職したので勞働省を廢止し、事務を工務省に移し、行政整理のためそれを農務省と合併して、國民經濟省を造り、國庫省も之を廢止した。

一九二三年の一月には、陸軍新編成案を決議し、在營年限を一ヶ年半(從前は二ヶ年)とし國民皆兵主義を採用してゐるが、財政狀態が許さぬため、當分の間特殊の條件を有するもの、及び體格不充分なるものの兵役を免除することになつてゐる。その他、戰後窮乏の極に陷つてゐる財政の恢復に努めるなど、ファスシヂは目下盛に活躍してゐる。

扶持(フヂ)

扶持とは米を以つて支給される祿であり、一人一日の食料を標準として定められるものである。『贈補家忠日記』に『天正八年七月十二日秀吉北條氏直をして高野に赴かしむ。……秀吉懇意を加へて氏直に百人扶持を賜る』と記されてある處から見ると、戰國時代にも既に存在してゐた制度であつて、何人扶持なる稱も、亦當時からあつたもののやうである。

德川時代にはその制度全く確立し、一人一日の口糧を玄米一斗五升として、これを一人扶持と言ひ月々に給與することとなつた。扶持の下附は切米、役料などと同樣に藏奉行が管理する處であり、又札差(『札差』の項參照)がその仲介者となつてゐたものである。

扶持には又職掌に附屬したものがあつて、これを役扶持と呼んだ。この役扶持も通常の扶持同樣に、月々給與されるものであつたが、慶應年間に至つて役俸の制が改められると同時に布衣以上の吏の役知、役料、役扶持は廢止され、役金を以つて之に代へらることとなつた。この外に足扶持、加扶持等があつたが、これは專ら小役人の爲めに加給されるものであつた。

今日の官吏に於ける加俸と等しいものであつた。

札差(フダサシ)

札差とは旗本御家人の代理となつて彼等が幕府から支給される切米、扶持米、役料、足高などの米穀を請取り、これを賣捌いて一種の手數料を得てゐたものである。札差はまた、この米穀を書き入れとして金銀の貸附けもしてゐたもので、德川時代に於ける旗本御家人の唯一の金融機關であつた。

旗本御家人が自ら切米、扶持米等を受け取つて、之を賣捌くと言ふことは不便極ることであつたから、札差同樣の業を營む者は慶安頃から存在してゐたが、札差札なるものが制定され、公然の營業となつたのは享保九年の事であつた。札差札の制定された當時には、定員を百九人として片町組、森田町組、天王町組の三組に分けられ、各組に月行司を置いて取締の任に當らせてゐた。この組織はその後度々改正されたが、札差制度そのものは幕末まで繼續されてゐた。

かくの如き札差營業者は、又札差仲間とも言はれて居り、仲間の人員は常に一定されてゐたので、新に札差を營まんとする者は、その株を讓受けなければならなかつた。この株は千兩株と言はれてゐたもので、札差營業が如何に利益の多かつたかを證明するものであつた。然し藏米請取りの手數料即ち札差料は、高百俵に就いて金一分、拂米手數料金三分と規定され幕末まで變更された事がなかつたから、手數料だけでは莫大の利益を擧げ得る筈もなく、從つて藏米風と稱する豪華な生活を營み得る筈もなかつた。彼等の利益は實に旗本御家人に對する米穀抵當の貸金の利息から生じてゐたのである。

貸金の利息は、享保九年札差仲間の許可が單

渡されると共に、年一割半以下と定められたが、札差仲間の懇願に依つて、『其上少々の儀は借人相對次第たる可し』と云ふ事になつた。然し札差側は利子以外の禮金を求め、借人側は町人浪人を代理として强談脅迫するなどの弊害が百出したので、實政元年松平定信は利率を改めて金一兩につき銀六分と規定した。これは年一割二分に當るものであり、且つ此の改正と共に五ヶ年以前の借財を棄却することとなつたので、旗本側の歡迎に引かへて、札差側の反對は甚しいものであつた。その後天保の改革が行はれると共に、一時は札差業者の約半數が閉店したなどのことがあり、その後また復興したものゝ、遂に往時の繁榮を恢復する事が出來ず、幕末に至つては千兩株と言はれた札差株が、三百兩から百五十兩位に低落してゐた有樣である。札差は江戸の町人を代表する最大のものであつて、大阪町人と共に我國ブルヂョア階級の大なる先驅者である。

フェビアン協會(——キョーカイ)

フェビアン協會は元來政治的團體ではなかつたが、英國の社會主義運動には多大の影響を與へた。一八八九年に創立されたものであつて、その組織はデモクラチックで一般人士の加入を歡迎したのであるが、會員の數はさまで增加せず、多くも數千人を出でたことがない。併しその勢力は數字が示すよりも遙か上にいづるものであつて　過去及び現在に亙り創立者たるバーナード・ショーやシドニー・ウエブ、ウエルズ、アンニ・ベザント　シドニー・オリヴァー、グラハム・ワラース等の名士を會員に有した。會員の多數は所謂中間智識階級に屬する人々であつて、彼等の主たる目的は燥急な宣傳に非ず、社會主義の政治的、經濟的理論と實際とを眞面目に研究し、學び得た結果を各自めい〳〵に、機會ある毎に宣傳せんとするのである。

フェビアン協會の主張は、『土地及資本を私的階級的占有より解放して總人類の幸福の爲に社會の共有とする。かくする事によつて國家の自然的文化的富を國民全體に公平に配分する。現在に於ては生產的發明や資本より生ずる利益の大部分は資本階級に隷屬しなければならぬ。』『吾人は社會主義思想の普及とその結果たる社會的制度の轉換とを期する。吾人は目的を達する爲めに個人と社會との經濟的・道德的・政治的關係に對する智識を、一般に普及せんとするものである。』と云ふのである。

夫役(フエキ)

夫役とは自治關係團體が公課の一種として、人の力を强制的に徵收することを言ふ。公課は卽ち租稅であつて、原則上金錢を以つて徵收する事とされてゐるが、特別の事業の爲めに勞力を必要とする場合等に於いては、勞力を以て徵收することが、却つて公課の負擔者にとつて便利な場合がある。かゝる場合には夫役として賦課するのであつて、市町村、郡乃至は縣が公共の安寧を計り、又は公共的事業を行ふ場合に限つて許されるものである。然し急迫の場合以外には府縣は內務大臣、郡は府縣知事の許可を要するものであり、又市は府縣參事會の、町村は郡參事會の許可を受く可きものとされてゐる。夫役の沿革は頗る古く、資本主義經濟以前に於ては何れの國にありても重要な人民の負擔であつた。

フェミニズム

【概說】　フェミニズム(Feminism)は直譯すれば『女の主義』又は『婦人の主義』であるが、一般には『男女同權主義』『女權主義』などの意譯語が用ゐられてゐる。

フエミニズムは一定の綱領を持つてゐるものでなく、常に變化しつゝある複雜な諸種の思

想を含むものであつて、是に嚴密な定義を與へることは不可能である。然し總てのフエミニズムの根柢に流るゝものは、婦人が從來の束縛された境遇を脫して、少なく共男子と同樣なる自由を獲得し、男子同樣に廣々とした生々とした生活に生きんと欲する精神なることを知るのである。支那に於ける婦人が纏足の風習に反抗したのも、印度に於ける婦人が配偶者への殉死の習慣に反抗したのも、又土耳古に於て 婦人が覆面の風習を破つて男子と同樣に素間で街を步くやうになつたのも、皆フエミニズムの一種である。然し婦人の自覺が一層進步して來ると、此舊習の束縛に對する反抗運動は、單に殉死や纏足や覆面などにのみ止まらないで、益々社會上の廣汎な、影響の强大な問題へと傳播して行くのである。その自由を求め、解放を欲する心は、生活獨立の哲學にまで發展して行き、婦人が獨立の生活 むために缺くべからざる事柄は、すべてフエミニズムの問題とする所となつたのである。

【近世フエミニズム運動】 フエミニズムなる者は一種の解放運動である。即ち自由生活への革命運動である。フエミニズムは勿論婦人に關することのみを中心問題とするのであるが、男女を通じての近世自由主義運動の一潮流と見ることが出來るのである。自覺せる婦人の運動たるフエミニズムは、他の近代思潮と同じく、十八世紀末の佛蘭西革命以後に出現したものである。佛蘭西革命の父と云はれるルーソーは、人間の自由を唱へたとはいへ、然し彼自身はフエミニス・ではなかつた。彼れの自由は男子だけの自由であつた。而して佛蘭西革命黨が千七百八十九年に發表した人權宣言中の『自由・平等・博愛』の上には、婦人は與らないのであつた。で、オリンプ・ド・グージュの如き婦人は 婦人の權利を男子と同樣ならしめよと主張し、その爲めに捕へられて死刑に處せられた。斯くの如く佛蘭西革命は婦人の自由や權利を在來以上には認めなかつたのであるが、自由の思想は婦人の心裡に侵入し自覺を促す動機となつたことは疑ひない事である。佛蘭西革命の精神は 英吉利に非常な影響を與へた。メリー・ウォールストンクラフトの如きは『婦人權利の擁護』を著し、ルーソーを以て毫も自由を解せざるものと非難し、激烈な婦人解放論を主張した。彼女の精神は英吉利の婦人達を非常に刺戟した。その後ジョン・スチュアート・ミルが現はれて婦人の隸從』を著しは、婦人の隸從は習慣の結果であつて自然ではないとし結婚・職業・政治に關しても婦人は男子と同等の權利を保有すべき事を主張して、この問題の基礎を堅めた。また議會への婦人參政權運動も彼れによつて導かれたのである。一七六六年に獨立して各人の自由と獨立とを宣言した亞米利加は、その宣言の精神からして早くより婦人參政權運動を生ぜしめ、婦人會職業婦人協會が設立され、婦人の自由獲得運動は益々旺盛に赴いて行つた。獨逸もまた佛蘭西革命の影響を蒙り、英のメリー・ウォールストンクラフトの主張は獨逸婦人中に熱心な共鳴者を見出したのである。

かくして、婦人自由の精神や、女權要求の運動は、世界の到る處に、傳播したのである。而して『人形の家』や『海の婦人』等を書いたイブセンを始めとして、文學者や藝術家は好んでこの問題を作品の題材として取扱ひ、氣運を促進したのである。

【フエミニズムの內容】『近代婦人運動』の著者ゲーテ・シルマッヘルは その序文のうちに、婦人の根本要求は、總ゆる國々を通じて次の四項に分つことが出來ると云つてゐる。

一 教育の領域に於て、男子と同等な教養の可能。

二、勞働の領域に於て、男子と同等の勞働に對する同等の自由並に同等の賃銀。

三、民法に於ては妻の完全なる權利及び行爲能力。刑法に於ては女性に對するあらゆる除外規定の廢止。性の問題に關する男子の法律上の責任。公法に於ては婦人の選擧權。

四、社會的には、婦人の社會的事業の尊敬すべき價値の認識、及びあらゆる獨占的『男子領』の不完全、苛酷、偏頗なることの認識。

以上の各項に就て少しく說明を加へるならば、第一は、婦人の教育上の要求であつて、現在の專門學校大學等を開放せよとか、女子の爲めに斯種の學校を新設せよとかいふ要求は固より、教育內容教育方針等に關して、男子同樣の實質を與へよとの要求も含むのである。此要求は現にかなり容れられつゝある。第二は、現に男子の從事してゐる凡ゆる勞働乃至職業に對して、婦人をも從事せしめよと要求すると同時に、その賃銀も、男子同樣たるべしと主張するのであつて、社會主義的なフエミニストは、此點を特に高調するのである。この主張は歐洲戰後殊に急調となり、現實化されつゝある。第三は法律の改正を要求するのであつて、例へば夫と妻との財產所有權を同等ならしめるとか、結婚離婚に關する權利義務を同等ならしめるとか、姦通に關しては男女共に同等の法律を適用すべしとか、立法權參政權を男子同樣に保有すべしとか云ふ樣なものである。此等の要求は、各國に於て未だ充分に容れられてゐない（但し革命後の露國に於ては、ほゞ男女同權が實施されてゐるらしい）。

然し參政權は戰後の英吉利、亞米利加等に於て或程度まで許容された。フエミニストのうちで、特に參政權を要求する者は、別にサフラヂエットと呼ばれる。第四は、要するに、社會的道德及び風習等に於て從來の男女同權主義は畢竟婦人の性的自由に到達する爲めの一準備なりとし、終局的に價値を有するものにあらずとするのである。餘りに職業的教育を受け餘りに勞働に從事し餘りに政治に奔走することは、婦人の特殊な性的自由を阻害するやうになる。此等の要求は現在の餘りにみじめな婦人の奴隸的な境遇を打破つて、眞の性的自由を得る爲めの準備として役立つものであると云ふのである。この點に於て彼等は婦人參政權論者、勞働權獲得論者とは相反するものであつて、兩者の間—を遂げた。從來のフエミニズムの要求は、專ら男子と同樣な地位を教育に、勞働に、法律に、社會道德に獲得せんことを主眼としたのであつたが、近來一部のフエミニストの間では、此自由に關する觀念が變化した。彼等は哲學的に、生物學的に人類學的に、また社會學的に一層深酷な考察を女性の上に加へるに至り、たゞ漠然と男子と同等の權利を與へよと叫ぶことに不滿足を感じ出したのである。彼等は、男女の同等を主張する代りに、女性の上に要かれた女性の自由を要求する。換言すれば、彼等は婦人の性的自由を要求する。この種のフエミニストのうち最も有名なのはスエーデンのエレン・ケイである。彼女は從來の男女同權主義を畢竟婦人の性的自由に到達する爲めの一準備なりとし、終局的に價値を有するものにあらずとするのである。餘りに職業的教育を受け餘りに勞働に從事し餘りに政治に奔走することは、婦人の特殊な性的自由を阻害するやうになる。此等の要求は現在の餘りにみじめな婦人の奴隸的な境遇を打破つて、眞の性的自由を得る爲めの準備として役立つものであると云ふのである。この點に於て彼等は婦人參政權論者、勞働權獲得論者とは相反するものであつて、兩者の間

ミニズムは注目すべき變化——乃至は進化——

には甚しい意志の阻隔と不和とが生起しつゝあるのである。性的自由を主張するフェミニストは心理的、論理的當爲の歸結として、戀愛及び結婚に關する現在の婦人の地位を改革せんことを要求する。卽ち戀愛の選擇、結婚の自由を要求する。彼は云ふ『戀愛を自由に選擇する力こそ眞に婦人選擧權と云ふべきである。この力を婦人の手に取り返さねばならぬ。現在の結婚は父家長時代の有害な遺物である』と。

從來のフェミニストの個人主義的なるに對して新らしきフェミニストはより多く社會的である。前者の標語は獨立であるに對して、後者の標語は社會的義務なりと云ふことが出來やう。如何となれば彼等は女性としての自由を得て、その性的使命を果し、男子と共に、また子供と共に全人類の文化を進めて行かうと行ふ信仰を、意識的に、また無意識的に彼等の心に抱いてゐるからである。從來のフェミニストは先づ何よりも自己の樹立に急であつて、家庭をも子供をも犧牲にすることを厭はず、男女の性的差別を呪つて、なるべくこれを抹殺せんとする傾向を有してゐたのであるが、新しきフェミニストは性の差別を誇りとし、益々深めて性の特色を發揮せんと企圖するのである。

不具勞働者問題（フグローヽドー シャモンダイ）

不具勞働者は古くから存在してゐたが、其數が少なかつた爲め、最近まで餘り問題とならなかつた。然るに歐洲大戰の結果として、歐洲には甚だ多數の不具者が生じ、それが何れも生産界に流入して來たので、不具勞働者の問題は著しく重要なものとなつて來たのである。今歐洲各國における不具勞働者の概數を擧ぐれば、大體次のごときものである。

（1）英國　百七十萬人（一九二一年國際勞働事務局への報告による）

（2）獨逸　百五十萬人（一九二一年國際勞働事務局への報告による）

（3）佛國　百五十萬人（一九二〇年年金大臣發表）（4）伊太利　五十七萬人（第四回戀兵大會への報告）（5）チェック、スロバキア　十七萬五千人、（6）ポーランド　十五萬人、（7）白耳義　四萬人。

かゝる不具者は多く戰傷者である爲め、一定の年金を得てゐるのであるが、然し年金のみを以てしては、生計を與へることが出來ぬので、何れも勞働者として働くことに依つて生活費を得る外はない。然るに何處の雇主も勞働能力の不十分な勞働者を喜んで迎へることはしないので、彼等は健康な勞働者なら容易に職業に有りつけられない勞働市場に於いて勞働の機會を見出すことは甚た困難である。卽ち佛國における一九二〇年中の事實に就いて見れば、三萬三百十三人の公立紹介所に對する求職者の中で、就職し得たものは僅か一萬七百十六人に過ぎぬのである。

斯くの如く就職に苦しむ不具勞働者が生じて來た爲め、不具勞働者の雇傭問題が盛に論議されることゝなり不具勞働者の組合は『官私を問はずあらゆる工場の雇主は、その使用人中に一定數の不具勞働者を加ふ可きこと』を提議するに至つたのである。卽ち英國の解雇及復員水陸兵全國聯盟（會員數約百萬人）獨逸の戰傷者從軍者生還者全國同盟（會員數約八十萬人）墺太利の戀兵及歸還兵地方組合全國聯盟（會員數約十五萬人）佛蘭西の不具戀疾者組合聯合（會員數約二十萬人）及び不具者竝び傷員勞働者全國組合（會員數約四萬人）、伊太利の不具者及び戀兵全國組合（會員數約二十萬人）等がそれであつた。

これ等の組合は、何れも不具勞働者の就職について、種々の活動をして居るのであり、また一九二〇年ブラッセルに開かれた國際聯合會議でも、一般戀兵問題が論議され、不具勞

働者の雇用組織に就いても、多くの考案が發表された。その結果不具勞働者を一般私工場に於いても、强制的に雇用せしむ可きことを決議したが、何等職工組合の代表者を含まない此種の議會では、かゝる問題を解決する力がないので、右の決議も尙現實に於いては行はれるには至つてゐないやうである。然し乍ら、不具勞働者に對して、强制雇用を爲さしむる必要のあることは、近來次第に認められて來てゐる樣である。

不變資本（フヘンシホン）

『資本』を見よ。

フィヒテ（ヨハン・ゴットリープ・フィヒテ Johan Gottlieb Fichte）

ヨハン・ゴットリープ・フィヒテ（Johan Gottlieb Fichte）は一七六二年獨逸ランメナウに生れ、イエナ及びライプチッヒの兩大學に入つたが貧困の爲めに中途退學した。彼れは、家庭教師、賣文などで辛じて生活を續けてゐたが、一七九一年カントの門に入り、翌年その指導紹介の下に處女作『天啓の批判』を著はし漸く名聲をあげた。

一七九四年イエナ大學の招きを受けて赴任したが、彼の嚴格な態度と大なる名聲とは學生及同僚の反感を招き、また一七九五年に刊行された彼の名著『知識論理』は無神論を唱ふるものであるといふ輿論に動かされてワイマル政府は彼を排するやうな形勢が見えたので、一八九九年の春遂に同大學を退いた。同年七月伯林に移り、自由講座を開いてゐたが、一八一〇年伯林大學が創設されるや入つて教授となり、間もなく大學總長に推された。一八一三年獨逸自由戰爭が宣戰されるや、フィヒテは講義の傍ら義體を推して、國民義勇軍の教練に當つたが、一八一四年一月、夫人の腸チブスに感染して、同月二十九日遂に伯林の土と化した、享年五十三。

フィヒテは純然たる哲學者であつたが、彼の學說はやがてヘーゲルの社會進化說を生み、更にヘーゲルの祖述者たるラッサレ、マルクス、ブルドーン等によつて經濟學の方面に少なからず影響を及ぼした。彼は國家法律の强制を要せぬ圓滿な社會に到達すべく、過渡時代にある所の現在に於ては、個人は國家と云ふ社會組織の一部として、暫く不自由を忍んで國家及び法律を認め、國家はその最善の形として鎖國的商業國家を採るべしと唱へ、一八〇〇年自ら『鎖國的商業國』といふ著書を公にした。

回々敎（フイフイキヤウ）〔1〕

回々敎は西曆五百年代の末葉に、アラビアのメッカ市で生れたマホメットに依つて創められたもので、マホメット敎とも呼ばれ、基督敎、佛敎と共に世界の三大宗敎として數へられてゐる。回々敎は古くからアラビアの各部落で行はれてゐた多數の原始的自然神を、唯一至上の神に統一してアラー神と稱し、之を世界唯一の神として尊崇してゐるのである。その信條は『人類は平等である。喜捨救恤は回々敎徒の任務である』と云ふにあるさうだが、他の宗敎が慈悲忍辱のみを唯一の信條として、專ら平和的な傳道に從つてゐるに反し敎へを擴め他敎を驅逐する爲めには、常に武器を用ひ來れるものである。これ回々敎に對して、多くの非難攻擊の聲が放たれる所以であつて、又マホメットに向つて惡魔、邯鄲師などの惡名が浴せかけられる原因となつてゐるのである。事實に於いて回々敎は血と劍とを以て布敎されたもので、アラビアを回々敎國としたのみに滿足せず、印度・中央亞細亞・埃及・阿弗利加・西班牙・東羅馬等を、何れも布敎の爲めに攻擊し、劍の力を以て基督敎その他の異敎を驅逐して來たのであつた。

回々敎が經典とするのはコーランであるが、之は統一された書籍ではなく、斷片的に種々なる言葉が集められてゐるものである。回々

教徒の大部分は無學無識であつて、コーランがアラビア語を以つて記るされてゐるので、世にアラビア語以外の言葉があることを知らず、一生コーラン以外の物を讀む事もなく終るものが多い。彼等はたゞ『我は人間なり、汝等と共に平等なり、神を信ぜよ、我を信ぜよ、神に祈禱禮拜せよ、我に之を爲す勿れ』とのマホメットの言葉を信奉し、祈禱禮拜のみを事としてゐる。故に神都メッカの大禮拜殿は、常に多數の教徒が集合して祈禱に耽つてゐるさうで、開教以來千三百何十年の今日も、尙祈禱禮拜の爲めの巡禮の群は絶えないと言ふ事である。

囘々教が最も隆盛であつたのは、十八世紀の中葉、土耳古が盛んなる勢力を有してゐた頃であつた。當時はアラビア、ペルシア等の小亞細亞國は固より、バルカン半島・コーカサス・埃及・モロッコ・アフガニスタン・印度・マレー半島・南洋諸島・支那等の廣汎な地域に渉つてその教が奉じられてゐた。今日最も囘々教の布教運動が行はれてゐる處は、中部アフリカであり、又囘々教を國教として、政教一致の政體を布いてゐる國家は、亞細亞方面に澤山あるやうだが、國家としての獨立性を有するものは、土耳古と波斯のみで、この兩國に於ける信徒は二千九百十七萬人である。又現在に於ける囘々教信徒は、大略二萬二千萬人でその內歐露にあるものが千四百萬、コーカサス・中央アジア等にある者は二千七百萬、關領アフリカが三千六百萬、埃及が一千三百萬、支那が三十萬、アルゼリアが五百二十萬で、他はそれ〳〵各地に散在してゐるのである。囘教は嘗てアラビアの社會的發達に大に貢獻したが、今は却て障礙となつてゐる。彼等は囘教以外の何物をも信じ若くは理解しようとしないから、其結果として何時まで無智の間に取り殘されざるを得ないのである。

フィジオクラット

經濟學が眞に一個の經濟學として呱々の聲を揚げたのはフィジオクラットの學說に始まる。その學說は一七五八年佛王路易十五世の侍醫ケネーの著『經濟表』の發表に始まる。當時ケネーの門には俊秀相集つて一團を爲し彼等自ら呼んで『經濟學者』(Economistes)と稱し、後世、彼等を名付けてフヂオクラシー (Physiocracy)なる語は二つの希臘語より出で、自然の支配と云ふ意味がある。是れ此派の學者が社會に於ける自然的秩序なるもの〻存在を認め、之を以て政策の最高理想としたるに基づく。邦譯に於て重農學派とするは、マーカンチリズムを重商主義と譯すると等しく妥當を缺く嫌がある。之は同學派が上述の基礎に於て農業を司んだ事のみを觀たものである。フィジオクラット學派はルウソー、モンテスキューの影響を受けて、經濟學上に干渉主義のマーカンチリズムと全然反對なる次の如き二種の新思想を提供したものである。

第一　人類の社會には、其本質に基いて生ずる自然の秩序がある。吾人はこの秩序を認識も且つ是に順應すべく徒らに法律を立て、干渉を加へ制度を設くるを無用とする。要は只成るに任せ、行くに任せるにある丈である。

第二　農業は商業及び工業に優る。土地以外に純生產物を齎すものなく、その源泉は土地卽自然である。從つて社會に於ける農業階級以外の階級は皆不生產的である。

右の思想は此學派の流を汲むミラボー、メルシエ、デュポンデュヌムール、ボードー、チュルゴー等に由つて擴張され完成せられたものである。

右の第一の原則は爾來一世紀に亙り經濟學の確定不動の基礎となり自由放任主義の名の下に幾多の偉業を成就した。蓋し事實はその儘にては科學の基礎となり得ず、その本質に基

いて生ずる自然の秩序を認識するに至つて初めて科學の成立を見るのであるからである。

次に第二の原則はマーカンチリズムの誤謬を匡正するに與つて効果あつた事は否定し難いが、又自ら一個の謬想たるを免れない。其學派が倒れた所以は又此に在るのである。然し乍ら經濟學上、自然の秩序の認識に於て行論明晰、論理精確なる抽象的思想を輸入し、單に國富の充實のみを以て研究の任務とせず、貧者の研究や其救濟の研究に重きを置き、後に至つて起つた人間性質の高揚の傾向に、幾分の準備たる礎石を置いた効果は甚だ多い。猶ほフィジオクラッシーの功績沒し難いものは其アダム・スミスに及ぼせる影響である。此影響あればこそ、フィジオクラトは經濟學の發達史上に其地位を保つを得るのである。此意味に於て、フィジオクラシーの時代を以て科學としての經濟學成立の時期と呼ぶを得るのである。アダム・スミスが起らず、アダムスミスがフィジオクラットの學說に學ぶ所無かつたならば、フィヂオクラシーも亦マーカンチリズムと等しく只一個の時務論たるに止まつたであらう。

フィリッポヴイッチ（フォン・フィリップスベルク・オイゲン）

オイゲン・フィリッポヴイッチ・フォン・フィリップスベルク (Eugen Philippovich von Philippsberg) は、オーストリアの經濟學者でウイーン大學の經濟學正教授である。ロレンツ・フォン・スタインの指導の下に學んだが、後カール・メンガー、ベームバヴェルク等一派のオーストリア學派の感化を受け斯學研究上抽象理論に偏せず歷史的研究のみにも馳せず折衷的態度を取るの風がある。その著『經濟原論』は教科書的讀本として推稱せらる。一八五八年の生れである。

婦人解放論（フジンカイホーロン）

『フェミニズム』を見よ。

婦人問題（フジンモンダイ）

【概說】婦人問題を廣義に解すれば、婦人に關する一部の問題を意味するものであるが、特に婦人問題といふ場合は、婦人の奴隸的地位を向上し、現在の男子中心の文明を改造して、男女の相互支持になる社會を建設せんとする目的を有するものである。從つてこの意味に於ての婦人問題は、勞働問題と同じく一個の被支配階級として待遇されてゐる事は必然である。勿論、在來の社會生活が男子中心のものとして發達して來たに就ては、幾多の理由の存することいふまでもないが、健全なる人類の生活は、男子と婦人とによつて相互的に支配されねばならないものである以上、男子中心の社會生活が、不健全なることもいふまでもない。是に於て婦人の奴隸的境遇を打破し、男女の相務支持に成る社會を實現するといふ婦人問題の目的は、單に婦人のみに限局さるべきものではなく、全社會の問題と見做されねばならない。かくして、婦人問題は如何にして婦人の地位を向上せしむべきかといふ點に於て、種々の部門に分れることになる。例へばこれを政治的手段によつて達せんとすれば、勢ひ婦人參政權の問題を中心とするやうになり、教育的方法によつて達せんとすれば、婦人教育の問題が論ぜられるといふ如きものである。更にまた婦人の地位を高めんための理由とする所の條件に於ても、母としての婦人の權利を擁護せんとする母性主義もあり、單純に男女の機會均等を主張する女權主義もある。（『婦人參政權問題』『フェミニズム』參照）。

【婦人問題の諸方面】　これまで婦人問題を解

決せんとする運動の主潮を形成して來たところのものは、婦人參政權を中心とする問題及び　性保護に關する問題に外ならなかつた。參政權運動は主として英米二國に華々しく發展し、バンカースト母子等のサフラジエット(Suffrage)によつて、支持され、母性運動は獨逸スカンヂネヴィア等の北歐地方の婦人(例へばエレン・ケーの如き)によつて導かれて來た。而して前者は多く男子と同等にして同種類の女權を主張するものであり、後者は主として戀愛問題を中心とし、婦人が母としての責任を完全に發展せしむる必要に基づきたとひ社會的、政治的權利を主張するにしても、その母としての權利に出發點を置いてゐた。然し一般の傾向は男女の性別を無視すること、即ち生理的に女子が男子に比して幾多の弱點を有することは否定し得ない事實であるから、單純に男女の同權を主張し、同質同種類の權利を求めんとすることは誤まりとされ、參政權の要求をなすにしても、母權を基礎として論ぜられるやうになつて來たのである。然るに一方に於ては、かかる觀念上の方面ばかりではなく、實際上に於ても婦人の職業範圍は擴張され、勞働婦人の數が激增して來ると共に、特に職業婦人のみに關する問題、勞働婦人のみに關する問題等が、實際上の問題として重要なものとなつて來た。殊に婦人勞働に關する問題は、一般の勞働問題が喧しくなると共に、諸種諸方面の婦人問題中、殊に重大なる意義を有することとなつたのである。(『婦人職業問題』『婦人勞働問題』參照)。かくの如く婦人問題は樣々の種類に分つことが出來るが、一個の實際問題として現在注目すべき運動は、婦人參政權運動と婦人勞働運動との二者である(『婦人運動』參照)。故に婦人問題の解決については、既にその根本觀念に於て母權主義によるか、單純なる男女同權主義によるかによつて區別され、またその解決の方策として政治的手段を取るか、教育の普及もしくはその他の手段によるかによつて區別され、更にその屬する社會階級の如何によつて區別されるものと見られる。

【婦人問題の發生原因】　然らば婦人問題の原因は何處に存するか。その第一原因は經濟問題である。生産の全部もしくは大部分が家庭に於ける手工によるか、少くとも手工と相連絡して成立してゐた時代は、婦人はその既婚未婚を問はず、家庭に適當なる職業を得ることが容易であつたが、近世の機械工業はかかる經濟生活を根柢より顚覆し、その結果として男子が家庭外の大工場に職を求むるの必要に迫られたばかりでなく、婦人も亦之に伴はれるに至つた(『産業革命』『婦人勞働問題』參照)。かかる事情は更に家庭生活の基礎にまで動搖を與へ、男子の收入がその妻子を養ひ得ざるために、獨身生活を餘るの已むなき有樣に立ち到らしめた結果、婚期を失ひたる女子の數が甚だしく增加して勢ひ女子が經濟的に獨立せざるべからざる必要が生じて來たのである。殊にこの不幸なる境遇を最も痛切に感じたのは、中間階級の婦人であつた。勞働階級の婦人にあつては、比較的容易に新なる關係に甘んじて適當なる職業を見出し得たけれども、中間階級婦人にあつては貸銀生活者としてその身を束縛する事能はざるに係らず、文明の進歩は容赦なく彼等に壓迫を加へて來た。これが卽ち婦人問題の最後の叫びが、階級婦人によつて叫ばれた所以に外ならない。而して第二の原因は經濟的原因と內的關係を有するものであつて新に成立したる社會問題が、婦人教育に對する要求を增進した事に由來する。既に婦人も經濟的に獨立しなければならなくなつた必要は、かかる要求に應ずべき教育制度を樹立せしめ、從つて婦人も高級の智識を受くる樣になつた。それと共に自己

の奴隸的地位を自覺し、これを改善せんとする希望を有するに至つたのである。婦人問題の論ぜられるやうになつた初期時代に於て、或は母權主義といふが如く、觀念上の問題のみに就て論ぜられたのは、かかる理由に基づくものであつた。然し婦人に對する經濟上の壓迫は年と共に增さり、工場制工業の發展が共に盛んになると共に、婦人勞働者もまた純然たる勞働者としてその數を增すに至つたことは、特に婦人勞働に關する問題を漸次重要なものたらしめて來たのみならず　やがて中間階級婦人によつて支持されて來た參政權運動、及びその他の諸運動とは、まつたくその性質を異にしたるものを形成するにいたつたのである。

婦人勞働問題(フジンロードーモンダイ)

廣義に於ける勞働なる言葉が、頭腦的勞働と筋肉的勞働とを含むと同じく、婦人の勞働問題の範圍も、廣義に解する場合は俸給生活者たる職業婦人をも含むことなるが、一般に勞働婦人といふは、工業上の婦人勞働者のみを意味する。それは、勞働問題なるものが主として工業勞働者に關する問題を意味すると同じく、婦人勞働者とは工業勞働婦人、特に女工に對して用ひられてゐる。而して工業上の婦人勞働者以外のものは多く職業婦人なる言葉をもつて呼ばれてゐる(『勞働問題』『婦人職業問題』參照)。

工業上の婦人勞働者の發生する社會的原因はこれを二つと見得れる。その一は、產業革命以來、諸種の機械が使用されるやうになると共に、勞働者は器械の附屬として取扱はれるやうになつた。然しかかる保護政策論の如きも、多くは婦人勞働者に自身の保健衛生の問題としては訴へず、ただその結果子孫に及ぼすべき惡影響が、延て國家の盛衰にも關係するものあるべきを以て、第二國民の保護といふ趣旨より、婦人勞働者に對して特別なる保護を國家が加ふべしといふにあつた。その結果婦人勞働者は第二國民の母たるべき資格を以て、國家から立法上の保護を受けてをるのである。(『保護勞働者』『工場法』參照)。

婦人參政權問題(フジンサンセイケンモンダイ)

【概說】　婦人參政權問題は廣義の婦人問題中、重要なる位置を有する者であつて、母權保護問題と共に、その重要な內容を成して居り、この十年以來實際上の問題となつてきてゐる。婦人參政權問題とはいふまでもなく、婦人に男子と同樣なる議員投票權を附與すべきか否かといふ問題であつて、この問題に就ては少くも希臘時代から論ぜられてゐた所で

ある。然しながら殊に重大な問題として取扱はれるやうになつたのは近世の事に屬する。卽ち佛蘭西革命は婦人解放の祖先なりといはれてゐる如く、佛蘭西革命以來、新しく婦人參政權に關する注意が喚起せられたといつていゝ。殊に歐洲戰爭が開始さるゝと共に所謂婦人の後方勤務が完全に奏效した結果、歐米の各國は政府當路者を通して、新しく婦人の參政權に就て考究し、これによつて、英・米・獨を始め、婦人が參政權を獲得するに至つた國は數國を加へたのである。

【實際運動】婦人參政權に關する運動の殊の外に激烈であつたのは英國である。英國は國民としても智識的に進歩の程度が高く、且つ工場工業が最も早く發達した國であるだけに、婦人の職業問題に關しても幾多の運動が起されて居た。從つて參政權問題も最も早く提起されてゐた。卽ち同國に於ては既に一七九二年にメリー・ウオルトーンクフト夫人によつて、『女權の要求』なる一書が發表され、一八一九年の『改革運動』は、一の實行運動にまで移されてゐた。而して彼等の理由とするところは社會で男子と女子とが協同生活をして行く上に於て、兩者は平等な待遇を與へられねばならないのみならず、健全なる社會を建設せんとすれば、女子が女性としての特權及び責任を完全に保有するに至事を必要とする。而もその一歩は女子に選擧權を分配し、男子と同等の義務と權利を附與せしむべしといふにあつた。然しながら當時に於ては、英國も亦謂ふところの賢母良妻主義を採り、多くの男子は女子に參政權を與ふる事により、善良な家庭を破壞せしめ、女性としての本來の性質を失はしめると考へてゐた。從つて參政權論者の主張は顧られなかつた。是に於てパンカースト夫人の母子を中心とするサフラヂェットの一味は、暴力手段に訴へてまで、幾多の迫害を受けつゝ奮鬪したのである。かかる事實は一面に社會の輿論を刺戟し、一面に當路者の反省を促す所以となつたのであるが、歐洲戰爭が開始さるゝと共に女子は男子によつてなされたる職業まで完全に果たし、女子の必ずしも社會的に無力でない事も實證せられ、戰爭終結と共にロイド・ヂョーヂ内閣によつてこの問題は解決さるるに至つた。それと共に米國も在來は十三州だけに行はれてゐた婦人の參政權を全國に及ぼし、革命後獨逸及び墺太利では滿二十歳以上の女子と男子に等しく選擧權を與へたのである。勞農露西亞は十八歳以上の女子にこれを認めてゐる。以上は戰爭後に與へられた諸國であるが戰爭前既に婦人に參政權を與へた國も、幾分あつた事を記さねばならない。卽ちこの先驅をなしたのは和蘭であつて、同國に於ては既に一九〇六年婦人に完全なる選擧權及び被選擧權を與へ、丁抹は一九一五年六月五日の法律を以て婦人に參政權を附與し、その他諸威及び瑞典（同國は自治體のみ）も之を認めてをつたのである。以上記したる諸國は何れも婦人の被選擧權をも認めてゐるのであつて、少數ながら婦人代議士が各々その議席を有してゐるのである。然し乍らこれ等の諸國とて完全に男子と同等なる選擧權及び被選擧權を認めてゐるとは限らず、そこに多少の制限を加へてゐる。それらの制限は主として婦人が財産を所有するか、ある一定の營業に從事してゐるか、乃至は自由職業に從事してゐるかによつてなされてゐるのである。

【日本に於ける婦人參政權問題】日本に於ける婦人參政權に關する問題は、それ等の諸國に於けるものとは全然比較すべくもない程度に遲れてゐる。夫は一面に男子の普通選擧制度さへ、まだ實行されない政治的狀態にあるを以て、誠に當然の理由であるかも知れないが、婦人が選擧權又は被選擧權を有せざるは

愚か、治安警察法の規定するところによれば、婦人は政治的結社に加盟することが出來ないのみならず、政談演說を傍聽する資格さへも認められてゐなかつたのである。新婦人協會を中心とする婦人運動者の請願により、大正十年度の議會には治安警察法第五條、卽ち婦人の政談集會の禁止の條項撤廢の建議案が提出され、衆議院は通過するに至つたけれども、遂に貴族院に於て否決するところとなつてしまつた。これは大正十一年度に至つて通過したが婦人の參政權に關する問題の如きは、未だ社會的の輿論を起す程度に至つてをらない。從つて婦人參政權問題は單に一部の婦人運動者の間に論議されてゐるに過ぎないのである（『普通選擧』參照）。

婦人職業問題（フジンショクギョーモンダイ）

【概說】婦人の職業は今日では頗る多樣になつてゐる。而して家庭より出でて職業に從事するところの婦人が、著しく增加しつゝあると云ふ現象は、今日最も注目す可きものの一つであらねばならぬ。此事は一面に於いて、社會生活の不安を語るものであると共に、他の一面に於いては自由に對する婦人の要求が熾烈となり、彼等が個人主義的となりつゝあることを語るものでなければならぬ。今日の社會に於いては、生活の不安が漂り渡つてゐる。生活の困難は次第に進んで行くのである。從つて結婚年齡は、一般に晩くれることとなり、從來は極めて容易に結婚し得、同時に生活の扶助を受けることの出來た婦人が、結婚の機會を見出すことも困難となり、且つ結婚後も男子の扶助を離れねばならぬ不安が多くなつて來たのである。

之に加へて文化の普及と共に、婦人の間にも自由を尊ぶところの風潮が盛となり、家庭の中にあつて、種々なる拘束を受くることを厭ひ、獨立して自ら生活の道を樹てんとするに至つたので、今日見るが如き職業婦人の增加が現はれた。

尙、近世工業の發達と共に、工場勞働は頗る分化されて專門の習練なしに從事し得る部分が增加し、賃銀の低廉なる婦人勞働者を要求することとなつたのも、見逃す可からざる重大原因である。下層階級に於ける勞働婦人は實にかゝる要求に應じて現はれたもので、その結果は男子勞働者と競爭し、父たり夫たる勞働者の賃銀を低下せしむるに至つた。故に今日では男子勞働者の中に、その收入のみを以て妻子を養ひ得ざるものを增加し、家計不足を償ふ爲めに勞働せざるを得ぬ婦人がまた從つて增加して來たのであつた。

主として中流以上の婦人が從事するところの自由職業に於いては、また他の理由がその增加を扶けてゐる。それは性的索引によつて男子の自由業よりも隆盛なるを得ることである。此理由は、シドニー・ウェッヴ氏等の極めて重要視するもので、今日婦人の文學者、美術家、音樂家等が男子のそれよりも極めて有利なる地位にあるのは、全くその爲めであり、從つてまた多くの婦人をしてかかる職業に就かしめるところの誘因ともなつてゐるのである。

【沿革】初めて婦人が職業を有するに至つたのは、家長的大家族經濟が亡んだ當時であつた。卽ち都市發生の當初において、歐洲では一般に婦人が過剩であつた結果、都市繁榮の爲めに外來者を歡迎し、職業上何等の拘束をも加へることがなかつたので、婦人の職業に就く者が生じた。斯く都市が發生し手工業が發生した當時に、婦人が過剩であつたのは一には男子の數も一般に少なかつたからであるが、徒弟制度が行はれて居り、徒弟に獨立の機會が少く、獨立するまでは結婚し得ないことも重大なる原因であつた。當時の手工業中最も多く婦人の勞働力を使用したのは、パン

製造業者・毛皮業・皮帶業・革具業等であつた。その後近世の初頭に至つて、手工業組合の生産が過剰となつたが爲めに、婦人勞働者は一般に排斥されることゝなり、從つてその賃銀は低下して來たのであつた。故に十六世紀より十八世紀の終りに至るまでは、婦人の職業が殆んどその影を沒してゐることとなつたのである。

然るに產業革命が行はれ、近世的工業が勃興すると共に、生產勞働は次第に單純化され、且つ續々と起る新產業に於いて勞働力の需要が盛となつた爲、婦人及び少年の勞働がしきりに行はれて來たのである。中流以下の婦人は、かくて次第に工場に流入するに至つたのである。また十八世紀の中葉以來發達し來たつた此近世工業は、十九世紀に入るに至つて、各地に大工場が設けられ、資本の集積と生產增進とが進んだ爲めに、甚だ隆盛となつて來たのである。かゝる近世工業に依て生じた思想は卽ち資本主義思想である。而してそれは甚だ自由主義的、個人主義的のものである。自由主義と個人主義とは、常に資本主義に表裏するところのものである、婦人も亦、此一般社會を風靡してゐる資本主義思想の影響を免れることが出來なかつたのである。

近世婦人の感情が甚だ主我的、個人的になつて來たのは全くその爲めであつた。この傾向は、貧富の懸隔が甚しくなるに伴れて生ずる、中流以下の男子の晩婚化と共に、多くの婦人をして職業人たらしむる原因となつた。然し乍ら婦人には、好んで家庭的城塞にとぢ籠らんとする傾向もある。それは社會に對する自然し中流以下の、殊に勞働階級の婦人に對しては生活上の必要が、中流以上の婦人に對しては一種の優勝欲に對する要求が、職業に就かしめるに至つて來た。卽ち近世に於いては唱歌者、俳優等を初めとして、非生產的なる職業が中流以上の婦人の爲めに開かれ、それぞれの社會に於いて、名聲を博することも出來るやうになつて來たのである。

【現狀】 今日婦人が從事してゐる職業の數は極めて多い。宗教・科學・藝術等の各方面から官公吏・教師・醫師・產婆及び看護婦・事務員・勞働者・賣笑婦等その種類は千差萬別であり、殆んど大部分の職業部門に於いて男子の競爭者となつてゐるのである。然し乍ら、今日に於いても尙、軍人、過激なる身體的勞働等の如く、婦人の侵入し得ざる職業があり、從つてまた必ず婦人に待たねばならぬ職業もある。唱歌者、俳優等の一部・產婆・看護婦、タイピスト・賣笑婦等の如きものがそれである。この內自由職業に於いては、婦人の收入は決して男子に劣らないけれども、家婢、女工等の肉體的勞働者が受くる賃銀は、今日尙甚だ低廉である。卽ち何れの國に於いても、女工の賃銀は男工の賃銀の二分の一より、多きも三分の二を越えぬ有樣である。事務員の中にもタイピストの如く、比較的高給のものもあるが全體の平均においては、矢張り男子の半額を超ゆる程度のものに過ぎない。又官公吏、教師等も男子より報酬の少い場合が多いのである。

我國に於いて、今日婦人勞働者の最も多數を占めてゐるのは染色工業である。大正八年末の調査によると、男子勞働者數は十三萬二千六百三十一人に過ぎぬにも拘らず、婦人の勞働者の數は五十六萬七千百九十三人である。その他の勞働部門に於いても、婦人の占める數は甚だ多く、大正七年における十五人以上の勞働者を使用する全國工場に於いて、總數

百六十三萬六千三百八十一人の中、婦人勞働者の數は七十九萬八千四百八十三人に上つてゐるのである。

その他教師・事務員・家婢等の數も甚だ多く、女子教育の發達の著しいことゝ文化の發達とは、婦人の新職業を增加せしむるに至つたので、婦人職業者の數は甚だ多いことゝなつて來てゐるのである。

【影響】 かくの如き婦人職業の隆盛は、婦人の母性を破壞し、家庭生活を衰滅せしめんとしてゐる。今日に於いては、溫かなる家庭生活を樂しみ得る餘地が甚だ少なくなつて來てゐる。男女ともに終日職業の爲めに追はれるやうな家庭は、恰かも少さき合宿所のごとき趣きを呈するに至つた。一ヶ度び勞働者町に赴くならば、何人も、かゝる冷かなる家庭を瞥見することが出來るであらう。合宿所のごとき家庭は、必ずしも勞働階級のみに特有なる現象ではない。中流階級に於いても、この傾向の外部に立つことは、極めて困難となつて來たのである。母性保護の叫びは、卽ちこの傾向に對する反動の一である（『母性保護論』參照）。

婦人職業の勃興に基く此傾向は、もとより呪ふ可きものとも、忌むべき弊害とも呼ぶことが出來るのであるが、然し社會は常に原子化せんとしてゐる。人類の生活單位は次第に縮小されつゝあるのが社會の傾向である。原始共產團體から大家族へと人類の生活單位は變遷して來たのである　職業婦人の續出、性的結合の浮動に依つて、今日の家族生活が崩壞されることも、亦避け難き現象であらう。

現在に於いて家族生活が動搖し、脅威されてゐると云ふことは悲慘なる現象である。然し乍ら、かゝる現象の生ずることが、社會進化の一過程である以上、是非善惡の評價は結局無意義である。吾々はたゞ斯くの如くして家族生活の亡び行く傾向の中に、次代社會に於ける男女關係の萌芽が育まれつゝあることを知り得るのみなのである。

婦人運動（フジンウンドー）

【概說】 婦人運動は之を大別して婦人參政權運動と、婦人勞働運動との二種とすることが出來る。勿論、婦人運動の範圍は、婦人の社會的地位改善に關する一切の運動を意味するものであるけれども、婦人運動の中軸を形成し、その解決の急を告ぐるは、此二問題であるる。婦人運動そのものゝ歷史としては、參政權運動が最も早く、ある時代に於ては婦人問題の解決が參政權問題に懸るものとさへ考へられてゐたけれども、現在に於ては、單に婦人運動の一部たる位置を與へられてゐるに過ぎない。

【佛・英・米の婦人運動】 婦人運動の曙光は佛蘭西革命に求める事が出來る。勿論、ルネサンス、宗教改革以後に於ては、婦人の地位は幾分か在來の社會的地位を改善せしむる所もあり、且つ婦人解放に關する主張もピサノ、グールネー、ヴァロラ等の著述によつて公にされてゐたが、これに口火を點じたのはルソーの民約說であつた。彼の婦人觀なるものは中世紀的見解を脫しないものであつたが、その自由平等の思想は、女子をして男子に服從する義務なきことを考へしむるに效果があつた。この時佛蘭西にはガーヂュなる女權宣言なるものを草し、婦人は經濟的にも、社會的にも、政治的にも、男子と平等なるべきを主張した（『人權宣言』參照）。哲學者コンドルセーもまた熱心なる解放論者であつて、ストランクラフト（英）及びヘッベル（獨）等と呼應し、國際的運動を起しつつあつたが、時恰もナポレオンのために全歐洲が蹂躙されてゐる際であつたが故に、耳を傾くる者が少なかつた。殊に

デエーヂ・サムドがその餘りに急進的な思想を小說に托して、婦人解放の主張をなしてゐたがため、一般からは好感を以て迎へられなかつた。かくして十九世紀の中葉に到り、有力なる婦人運動が米國に起された。當時米國婦人等は熱心なる婦人解放運動者として盡くしてゐたが、彼等の地位は畢竟奴隷と何等擇ぶところなきを悟るに到つた。尤も米國の婦人は既に職業と教育に於ては、十分なる男女同權を獲得してゐたるを以て、かゝる運動は先づ參政權運動に傾注された。卽ち一八五〇年ウースターに世界最初の婦人大會を催し、政治上に於ける男女同權を宣言した。この運動は一八六九年に至つて二個の同盟を組織せしめ、後兩同盟が結合して米國婦人選擧權國民協會が成立し、その第一回大會には二十一州より二百六十七人の代表者を集會せしむるに及んだ。然るにこの運動は更にジョン・ミルによつて英國に移植せられ、此處に漸く勢力を得て遂に近世婦人運動の母胎たるに到つた（『婦人參政權運動』參照）。佛蘭西に於ては、ラブレーによつて婦人運動が先導され、婦人の道德修養を目的としたる幾多の會合の外、その政治的解放を所期する協會も簇生するに至つた。

【獨逸の婦人運動】 英・米・佛のかゝる傾向に反して、獨逸の婦人運動が最初から經濟問題を主眼とした事は注目に價する事實である。卽ち一八六五年レッテ協會、及び全獨逸婦人同盟會なるものが組織せられ、前者は中流階級婦人の就職難、生活難を救濟する目的を有し、後者は主として婦人の教育的向上に盡くして來た。其後南北獨逸にはこれを模倣する多數の協會が組織せられ、これら二百を數ふる協會は一八九五年に合同し、獨逸婦人協會同盟と稱した。この巨大なる協會は、その後會內に二派の傾向が生じて來た。その一は勞働階級に屬する婦人によつて支持され、社會民主主義を基礎とするものであり、他は中間階級に屬する職業婦人によつて支持さるる一派である。而して前者を指導するものはクララ・ツエットキン女史であつて、九萬の購讀者を有する機關誌『平等』を有し、社會民主黨に屬し、これと提携するものである。これに反して後者は、前者の反動派として生じたもので、その勢力もまた弱小であるを免れない。獨逸には尙は進步的協會同盟と稱する參政運動派があるが、該同盟は機關誌『婦人運動』を有し且つ一九七年には首唱者となつて十二ヶ國の婦人協會と聯盟し『婦人參政權運動』なる機關誌を發行した。

【露西亞の婦人運動】 露西亞の運動は十九世紀中葉に於ては智識階級婦人の虛無黨に投ずる者多く、流刑・死刑に處せられるといふ悲慘なる出發點を有するに係らず、注目に價すべき組織的運動はない。僅かにバルチック地方に見られたのみである。スカンヂネヴィアの二國及丁抹の運動は起原を等しうしてゐる。卽ち瑞典婦人は十八世紀より既に大臣選擧權を有してゐたが、一八六一年に市會議員選擧權、一九〇九年には被選擧權を獲得した。同國は有名なるエレン・ケイを有する關係上、母性主義に基づける道德的運動も相當に盛んである（『母性保護論』參照）。

【塊・伊の婦人運動】 塊匈國の婦人運動は塊國の婦人勞働問題を主とし、匈國は婦人教育問題を主としてゐる。卽ち前者はシュレジンゲル、ホツプ等の女子社會主義者が指導者となり、社會黨と協同の運動を以て發達して來た。後者は、幾多の女子職業學校及び職業婦人俱樂部を有する外に、婦人勞働者の團體は中央地方に數個を算し、五萬の婦人勞働組合員を有し、それらの多くは社會主義組合に屬するものである。伊太利の運動もまた教育方面にのみ注がれて見るべきものは少ない。

が、一九一〇年以來社會黨が婦人勞働組合のために盡くす所あつた結果、八百有餘の婦人組合と十五萬の會員とを數ふるに及んだ。最近に於ける伊太利の婦人運動は參政權運動と廢娼運動が提携して、その中央機關婦人俱樂部を有してゐる。丁抹は參政權運動に目覺しく展開し、一九〇八年には市會議員の選擧權、被選擧權を獲得した。婦人の選擧權を最初に得たる和蘭はヒーローによつて指導され、一八九四年には政黨加入の權利を得、一九〇八年の萬國婦人參政權大會に於ては、大規模なる示威運動をヘーグに催した。社會黨の運動にはローランド・ウエスを首腦とする組合主義の運動が奏效してゐる。白耳義は中產階級と勞働階級の運動が明らかに區別されて發達し來たり、前者はホリペン女史、後者はヴアンダーベルト、カンムドの二女史が社會黨員として指導して來た（『婦人勞働問題』『婦人職業問題』『フエミニズム』參照）。

藤田幽谷（フジタユウコク）

水戸藩の儒者、名は一止、次郎左衛門と稱した。藤田東湖の父である。立原東里に學んで絕才を賞せられ年十五にして彰考館生に擧げられた。爾來永く大日本史編纂の事業に從事して、史館の總裁となつた。人と爲り豪邁、大節を持して下らず、爲に青年時代には建議した事が累をなして不敬罪に坐した。久しく中局に衙つて、修史の業大に見るべきものがある。また、勸農或問を著はして濟政の五弊を發いて、革新の急務を說いた。要旨は矢張り一般學者と同じく農本主義で勸農を以て唯一の富國政策となして居る。著書には正名論修史始末、勸農或問等がある。

不熟練勞働者（フジュクレンロードーシャ）

【意義及び其發生】 不熟練勞働者とは、特別の教養乃至技術的訓練を有することなく、人間各自が平均的にその身體組織中に具備する勞働力を提供する勞働者を云ふ。マルクスはかゝる勞働者の勞働を『單純勞働』と呼び、其形成に特別の修練を要する勞働力、卽ちその再生產に單純勞働力よりも一層多量の勞働を要するところの勞働力の消費を、『複合的勞働』と呼んだ。

不熟練勞働者は、近世的機械工業が起るに及んで著しく勃興して來たものである。手工業が工業の主流を爲してゐる時代においては、各勞働者の有する手工的熟練が、工業勞働の基礎となつてゐた。從つて當時の勞働者は大抵、熟練勞働者であつた。卽ち徒弟制度なるものがあつて、數年間修業を積んだ後、始めて獨立の勞働者（卽ち年期上り職人）となり、進んでは親方となるのであつた。

マニュファクチュアの時代においても（『マニュファクチュア』參照）、手工業的熟練は尙重要なものであつた。總ての作業はまだ人間の手によつて行はれてゐたのであつた。然るに近世的大機械工業が出現するに及んで、機械は人間の作業にとつて代つた。發達せる機械と分業とは、次第に勞働を單純化して來た。機械工業によりて、特殊の熟練を要する勞働は次第に減少して來たのである。

【賃銀に對する影響】 勞働の單純化從つて不熟練勞働者の增加は、近世的機械工業の大特色である。機械工業が現はれてからは、工業勞働に從事し得る者は、必ずしも成年男子のみではなくなつた。婦人や小兒も工場に入つて夫たり父たる勞働者と地位を爭ふことになつたのである。されば勞働階級の賃銀は一般に低下することゝなつた。勞働賃銀なるものは、由來その勞働力の再生產費によつて決定されるものである（『賃銀』參照）。換言すれば、當時において社會的に普通とされるところの生活を營み、妻子を養つて行く生活費によつて決定されるものである。然るに、勞働が單純化し、年少にして既に獨立の勞働者と

なり得る事や、婦人も小兒も共に勞働し得る事實は、勞働者の早婚を促し、その再生產期を短縮せしめるのみならず（『產業豫備軍』參照）、從來は夫たる勞働者の賃銀を以つて、一家の生活を支へることが普通とされてゐたのであるが、婦人も小兒も勞働に從事することが普通となつた爲め、それ〴〵の勞働賃銀は、全家族の生活を支へるに不十分となり、漸く各個人の生活を支へ得るに過ぎないものとなつた。

【家庭に對する影響】　かくて、勞働階級に對する資本階級の搾取は彌が上にも增加した。而して勞働階級の家庭は次第に破壞されて來たのである。父も母も、姉も兄も、それ〴〵工場に赴いて終日の勞働に服し、いたいけなる小兒と立居も不自由なる老母のみが殘されると云ふ勞働者の家庭が、家庭的情味を生じ得ざることは云ふまでもない。それ〴〵のものが、それ〴〵の賃銀を得て歸るところの家族が、恰も合宿所のごとき、下宿屋のごとき空氣を生んで行くことも、亦避け難い勢ひである。

勞働の單純化と不熟練者の增加とは、また勞働階級における男女關係を自由にして、各々獨立の勞働者たる夫と妻との間には、昔作らの庇護や服從は見る可くもない。彼等の結合は昔作らの永續的全人的のものではなくなつたのである（『婦人職業問題』參照）。

【新社會の萌芽】　然しこの家庭生活崩壞の傾向は、勞働の單純化によつて、勞働者が甲の產業部門より乙の產業部門へ、絕えず流動しつゝある傾向と共に、次代社會に於ける人類の生活を暗示する者である。父家長制大家族より近世の小家族へ、更に小家族より個人の獨立へと變轉し行くことは、社會原子化の傾向が齎らす必然の勢ひであらう。而して單純化されたことに依つて、次第に著しい苦痛となつて來た勞働は、勞働部門の絕えざる變化の爲めに緩和されて行く可きものである。さればこそ資本制工業の爛熟によつて、益々勢を甚しくするところの勞働の單純化と、それに附隨するところの不熟練勞働者の增加とは、却て次代社會の地ならしをするものであると言はねばならぬのである。

不換紙幣（フカンシヘイ）

【概說】　不換紙幣とは政府が强制流通力を附した紙幣の一種であり、兌換紙幣と對立するものであつて、所有者が正貨との兌換を請求することを許されない紙幣を指すものである。卽ち一片の紙片に對して、政府が保證を與へその信用を以つて貨幣としての職分を果さしめるものである。然し貨幣が價値の尺度として、交換の媒具として役立ち得るのは、貨幣それ自身商品であり、一定の價値を有し、從つて額面に表示されてゐる價格を代表してゐるからなのであつて、不換紙幣は此點に於て商品としては無價値である。不換紙幣は多くの場合、政府が財政上の困難を切り抜ける爲めに、當面の彌縫策として發行するものであり、その權力を以つて通用せしめるものであるから、國の信用を超越して、若しくは不換紙幣に對する需要を越えて發行される際には、勢ひ價格が低減し額面に表示された價値を以つて通用する事が出來ないのである。金爲替本位、跛行本位に於ける銀貨や、總ての補助貨や、或は又兌換券等は、表示價格丈けの實質を有してゐないにしても、兎も角も材料となる金屬の價格を基礎とするものであつて本位貨幣と兌換されるといふ保證の下に流通するものであるが、不換紙幣に至つては、根據とす可き何等の價値をも有せず、且つは、兌換され得べき可能性をも持つてゐないのである。それはたゞ國家の權力に依つて支持され、その信用に依つてのみ流通してゐるものである。故に一朝その信用が失はれることがあれば、價格は下落し忽ちグレシアムの法則によつて良貨を驅逐し去り、物價を奔騰させる。然し乍ら、不換紙幣に對する需要が旺盛な場合、その需要を充し得る程度に行はれるとすれば、價格の低落する處もなく、鑄貨を驅逐する處もない。それは我國で目下行はれてゐる五十錢、二十錢、十錢等の小額不換紙幣が最もよく說明してゐる所で、補助貨幣が拂底して小取引に際し甚だしき不便が釀されてゐるので、之を緩和する目的の爲めに發行されたものであり、需要額以上に發行される事のないものであるから、聊かの弊害も生ずる餘地がないのである。若し、これが財政上の困難から、乃至は需要額以上に發行されるとすれば、忽ちグレシアム法則の支配する所となつて、正貨はその影を潛めて終ふのである。

不換紙幣は最初から不換紙幣として發行されるものと、兌換券として發行されたものが、政府に兌換能力が失はれる等の理由に依つて不換紙幣となつたものとの二種がある。何れにもせよ、不換紙幣の流通は通貨を紊亂せしめ財界を攪亂せしむる事が多いもので、各國ともに、その苦い經驗を味はされた事のあるものである。

【實例】　不換紙幣の發行は、何れもその國の經濟上の困難、從つてその社會狀態を反映してゐる者で、各國に於ける實例の主なるものを調べて見る事は、必ずしも興味のない事ではない。不換紙幣の弊害の最も大なるものは佛蘭西革命當時に於ける佛蘭西のそれであつた。當時佛蘭西の政府は國內の動搖が絕えない爲、極度の財政的困難に陷つてゐた。其處で政府は、國內の寺領を全部沒收して之を保證にし一種の紙幣を發行した。これは將來寺領の賣上金を以つて償却することを約束した者であるが、一七八九年から一七九六年までの間に、政府は四百五十五億ルーブルと云ふ巨額の紙幣を發行したので兌換の見込は全く失はれ、紙幣價格は著しく低落して一七九六年に額面價格の千分の三。三三にしか通用し得ない事となつたのである。政府は、此紙幣の市場價格を、額面價格同樣に引上げる爲め、百方策を回らしたけれども、何分にも巨額の紙幣の事故、政府の權力を以つてしても遂に回復する事が出來なかつた。然し政府がかくして焦慮してゐる間に紙幣價格は益々下落して、最早貨幣として通用し得ない事となつたので、この不換紙幣は自然に市場から驅逐されて終つたのである。英國では十八世紀の末に外國との戰亂の爲め、巨額の資金を英蘭銀行から借り入れなければならぬ事となり愛蘭銀行發行の紙幣は兌換の可能を失ふ事となり、一七九七年には政府の命に依つて其兌換を停止する事となつた。この狀態は一八二三年まで繼續してゐたが、同年以後は不換紙幣の下落は間もなく防止し得た。米國に於いては一八六二年南北戰爭の戰費を支辨する爲めに發行された不換紙幣が、最も著しい弊害を齎らしたやうである。これは發行總額四億五千萬弗に達し、金に對する打歩が十六割四分に上つた事さへあつた。然し一八七九年以來、兌換の途が開かれてから、次第に整理され、今日尙兌換券として通用されてゐる。

露國も亦不換紙幣に惱まされる事の多い國であつた。一七六八年に銅貨と兌換されるルーブル紙幣が發行されたが發行額が常に過大だつた爲め、價格は甚だ低廉となり額面同樣の鑄貨と引き換へられる事はなかつた。然も一八五四年クリミア戰爭の開始されると同時に兌換を停止されその後兌換券として復活しても、正貨と同樣の價格が維持された事はなかつた。近年ソヴキエット政府が樹立され、從來有產者の所有に屬した貨幣價値を消滅させ

る爲に不換紙幣を濫發してからは、從來發行されてゐたルーブル紙幣は全く無價値となつて滅亡して終つたのである。獨逸は不換紙幣を發行する事の最も少い國であつたが、一九一四年の世界的戰亂が開始されると共に、巨額の不換紙幣を發行する事となり、マーク相場は著しく低落し、目下の處では容易に恢復し得る見込も立たぬやうである。

我が國も亦明治の初年に太政官札なる不換紙幣を發行したが、維新前に行はれてゐた藩札の下落に懲りた國民は、容易にこの紙幣を信ぜず、之を受取るのを好まなかつたので、正貨に對する六割餘の打歩を支拂はねばならなかつた事もある。當時の政府は維新後の財政的困難に遭遇してゐたので、この紙幣は總額四千八百萬兩に及んでゐた。次で七百五十萬兩の民部省小札が發行され、明治四年には獨逸制の新札を發行して、太政官札、民部省小札と引換へた。而してこの新札を以て引換へる事の出來なかつたものは、兌換券と交換したが、明治十三年頃迄は依然として正貨と不換紙幣との均衡を得るに苦しめられてゐた。然し十五年に日本銀行が設立され不換紙幣の整理償却に努めるやうになつてからは、不換紙幣に依る弊害も悉く驅逐されて終つたのである。

父系（フケー）

父系とは、母系と反對に、血統上、父方のみを認めて、母方を認めないのをいふ。即ち亂婚時代は元より、多夫多妻、多夫一妻等の婚姻關係を有する場合には、多く父親の系統が不明であるばかりでなく、子は母の生家に止まるが故に母の姓氏を繼いだのであるが、その後種々なる事情によつて父系の制が起されたのである（『母系』參照）。その種々なる原因に就ては定說がないが、（A）男子の權力が增大して來た事、（B）掠奪結婚が行はれた結果、女子は男子の許にあつて所有物として取扱はれ、從つてその子も男子の所有とせられるやうになつた事、（C）小兒は父の種なりとの觀念が發達して來たこと、（D）母系時代には有事の際父母の民族が相敵視する事がありまるで、その團結が頗る薄弱であつたので、生存競爭上の必要からして、團結の鞏固なる父系團體に變遷した事等、凡そこれらの必要に基準したものと見られる。即ち斯くの如く父系制度がおこされると共に妻は夫の財產として取扱はれるを以て、妻及びその子は全く男子たる夫及び父の所有物となり、一家族は全く父の氏族に屬する事となつた。從つて一家の團結力は鞏固となり、一旦事ある時も、母系時代の如く同民族内に敵味方を生ずるが如き事がなくなり、氏族としての戰鬪力が增大したのである。

不景氣（フケーキ）

不景氣とは長期に亙る產業特に商工業の沈衰をいふ。その意味に於て不景氣とは事業界の慢性病態と解されてゐる。故に不景氣は工業的不景氣、商業的不景氣、產業的不景氣といふやうに呼ばれてゐる。その原因は經濟的、物的なものであつて、恐慌を伴ふことが多い。（『恐慌』參照）。

父權（フケン）

父權とは家父權の謂であつて、家族の支配者には其家族の家父が任じ、家族の全員が彼の家父權に服從するをいふ。父權は原始時代の大家族制度の場合にも既に確立されてゐたものであつて、家父は家長としての絕對命令權を有し、家族の全員に對しては生殺與奪の權能を有してゐた者である。（『家族』「家族共產體」參照）。然るにかゝる父權說に對して、現在の原始民族の婚姻事情、及び族制が研究されると共に、新に母權の主張が起された。この說によれば、プロミスクイテートの論據から、父權的支配に先行して母權的支配の存在は認容さ

があつたとするのである。然しプロミスクイテートの主張は一般に架說たる事を承認せられるに至り、母權說もまた架說として斥けられるに至つた（『母權』『プロミスクイテート』參照）。此に於て人類の家族生活は、その最原始時代より父權的支配が確立されてゐたものであるとの說が認められるやうになつた。即ちこの時代にあつては、婚姻關係の成立の有無に係らず、妻は永くその生家に止まつて夫の家には入らず、夫が妻の家に通ふことが行はれてゐたと解され、妻並にその子は妻の生家の家父權によつて支配されてゐたものとされる。然し經濟生活の幼稚な時代にあつては勞働力として有用な女を夫の家に行かしめる事は、その生家の經濟上の損失であつたが爲に、女子は永くその生家に止まり、その夫が妻の許に通つたのである。之れが必然の結果として、夫妻の間に生れた子は、母の生家の家族の一員として取扱はれ、父の權力は何らこれに及ばなかつた。然しその母が權力を有してゐるのではなく、その子は母の生家の家長たる家父の權力の下に置かれてゐたものであつた。故にこの場合は母方の姓を繼ぐ母系時代であるが、決して母權的支配が確立されてゐたものではなかつた。かくの如く母系は必ずしも母權を伴ふものでないばかりか、嚴密な意味に於ては母權的支配の存在は認容されないのである。故に原始時代の母系法の存在してゐる事は事實であるが、母權もしくは母長なる事實は存在してゐなかつたと解すべきである。たゞその場合に注目すべき事は、生子が直ちにその父の權力に支配されてゐたといふのではなく、母の生家の家父の權力の下に置かれたのであつた。家長權の最も强大であつたのはローマであつたが、古代日本にても家長は「いへぎみ」と稱せられ、家族に對し絕對權を有してゐたらしい（『母系』參照）。

復興院（フッコーイン）

『帝都復興院』を見よ。

復興審議會（フッコーシンギカイ）

『帝都復興審議會』を見よ。

富國論（フコクロン）

富國論はアダム・スミスの『國民の富の性質及原因に關する研究』（An Inquiry into the Nature and Causes of Wealth of Nations 一七七六年出版）の異稱で、或は『國富論』とも云はれ、自由主義經濟學の基礎を築いたものである。

全篇を五に分ち、第一編には主として勞働、價値、價格及び所得を、第二編には主として資本を、第三編には各國產業進步の過程を、第四編には經濟政策、第五編には財政學を論じてゐる。彼れは勞働に先づ、國民の富の增殖は勞働の生產力の增進にありと說き、勞働の生產力の增進は第一に分業により、次に機械の利用によるべきことを述べた。彼れの分業論は今日も尙最高の權威を保持するものであつて、マルクスの協業による分業の說は、之れを別方面から見て大成したものである。分業論の外に尙、需要供給の說、固定資本流通資本の區別等は、今日一般に採用され、而して所謂正統派經濟學なるものは、富國論の說く所に多少の修正補綴を施して、之を遵守してゐるのである。（『正統派經濟學』參照）。

服役結婚（フクエキケッコン）

服役結婚とは一種の賣買結婚であつて、妻を娶る報償として、女子の家の僕となり、ある期間だけその家族のために勞働して、然る後に女子を連れ歸つて妻となす事をいふのである。つまり妻を購ふに物品を以てした代りに自らの勞働を以つて之を購ふ制度である。何が故に物品を以てせずして勞働を以てしたかといふに、その多くは經濟的な原因に由來してゐたものであるらしい。即ち女子に對して

ある報償を拂ふ事の出來ない者が、その負債を自己の勞働を以つて支拂つたのである。故に服役結婚の行はれたのは、主として買買結婚の行はれゝ所に於て、而も同時に相並んで行はれたものである。されば或る論者は服役結婚を以つて買買結婚と同一の範疇に入れて論じてゐる。

複合國（フクゴーコク）

複合國とは國家を國土によつて類別する際、これを法律上の解釋によつて區別したものであつて、單一國に對立する名稱である。卽ち同君國家、國家聯合、聯合國家を總括したる名稱である。卽ち墺太利匈牙利の如き同君國家、舊ライン同盟の如き國家聯合、獨逸、瑞西の如き聯邦國家等は、日本の如き單一國に對して、これを複合國家と呼ぶのである。然るに二國以上の數國家が、一君主の下に結び、國際上の聯合をなす同君國家は元より、國家聯合と雖も政治的同盟關係の一層親密なるものに過ぎず、而もこの國家聯合が一層醇化したものが聯邦國家に過ぎないがゆゑに、國家發達の順序よりすれば、複合國家は單一國家の過渡狀態にあるものと斷ぜられる。その一般を英國に求むるに、いふまでもなく現在の大不列顚帝國は單一國家であつて複合國家でないが、それが United Kingdom なる名稱を以て呼ばれてゐる事實は、同國が嘗て複合國家であつたことを語るものといはねばならない。卽ち英蘭、蘇格蘭、愛蘭の三國が融合して今日の單一國家を形成したのであるが、歷史的には複合國家であつた事を語つてゐる。此關係は殊に歐羅巴諸國には多くの事例を求めることができる。その意味に於いて、複合國は政治的同盟國が融合して、單一國を形成するまでの過渡的狀態といふべきである（『國家聯合』『聯邦組織』參照）。

複本位（フクホンイ）

單本位が一種の金屬のみを本位貨幣とするに反し、複本位は二種の金屬を一樣に本位貨幣として流通せしむるものである。卽ち金貨と銀貨とを一定の比價の下に本位貨幣たらしむるもので、十八世紀から十九世紀末葉までの間歐米諸國に行はれてゐた所の幣制である。これは國民經濟が今日の如く發達せず、貨幣の流通も亦從つて今日の如く頻繁でなかつた時代には、不便を感ぜられる事も少なかつたが、通貨の量が次第に增加して來ると共に、世人の貨幣に對する要求は、容量に比して價値の大なるもの、卽ち重量容積の割合に多くの價格を表章する物へと移つて行くので、遂に金單本位乃至は跛行本位に征服されて終つたのである。（『單本位』『平行本位』『跛行本位』『貨幣』參照）。

複選擧制（フクセンキョセー）

複選擧制とは普通の選擧投票によつて選擧人を選定し、而してこの選定されたる選擧人によつて、その目的とするところの選擧投票をなさしむる二重選擧法をいふ。米國の大統領及び副統領選擧、並に佛蘭西元老議院選擧は、かゝる複選擧の制度によつて行はれてゐる。かくの如く複選擧制なるものは折衷的方法によるものであつて、本來の原則としては一人一票制度でなければならないのであるが、國家の樞機に任ずべき重大人物を選擧する事は、多數の民衆によつて成されるのが困難なる事情あるを以て、二重選擧制による折衷的方法を案出したに過ぎないのである。加ふるに野心家もしくは煽動者の如きものが現はれて民衆を欺く危險があると稱し、茲に一般公民をしてその投票權を行使せしめ、更に少數の選擧人をしてその人物の選擇を行はしめるに外ならない。この方法は普通選擧を行つて人物選擇の實質を行はしめんとするものであるが、その目的を達するには諸種の困難を有

する。蓋し、二重投票はその手續が困難であるのみならず少數の選擧人に對しては買收、結托、干渉等の事が行はれ易いため、結果に於ては極端なる制限選擧制度と變ることなき事實を招き易いものである。殊に合衆國の如き政黨政治の發達したる所に於ては、選擧のことは黨內の元老またはボスの手によつて一定まり、憲法及び法律上の選擧投票は、たゞ形式を追ふに過ぎない有樣を呈してゐる。故に複選擧制を單に結果に於てのみ觀察するならばデモクラシーの標語に對して一般公民を除外する事が出來ず、さり乍ら一般公民による直接の普通選擧制を採るならば、勞働階級に屬する政治家が、國家の樞要政務に參劃する危險あるを以て、看板はデモクラシーの原理を實行するが如くに見せて、その實制限選擧を行ふ必要に出でたものと見るのが妥當である。

福澤諭吉（フクザワユキチ）

【傳記】天保五年十二月、奥平藩士福澤百助の第五子として、大阪の倉屋敷　生れた。年少、緒方洪庵に就て經史を修め夙に長崎に赴いて蘭學を修めた。大阪に歸つて緒方洪庵に學び、安政五年江戸藩邸の蘭學塾の敎師に擧げられた。これ後年に於る慶應義塾の濫觴である。安政六年十二月、幕使木村攝津守の從僕となつて渡米し、親しく彼の地の文物に接觸するの機會を得た。その時始めて日本にウェブスター英字典を持歸つたのは彼であつた。その歸朝して幕府の飜譯官となつた。その後、數度の洋行を終へて歸朝するや、先の滯熟を新錢座に移して慶應義塾と稱し、明治四年に至つて現在の三田に遷した。茲で彼が四十五年に亙る生涯を通じての獨立自尊の敎育を始めや、國を擧げて哀惜した。病中、明治天皇は功を賞して金五萬圓を賜つた。享年六十八。

【事業】(1)慶應義塾　明治四年の移轉以來、日進文明の學術を輸入して敎化に力めた結果、三田は自ら全國に於ける洋學の中心となり、養を受くる者萬を以て數へ、幾多の人材は玆より社會の各方面に供給せられた。明治廿三年、大學組織となつてからは、幼稚舍より最高學府まで整然として完備した點に於いて、私學中の權威としてその比を見ない。彼は常に熟生に向つて『慶應義塾は單なる一個の學塾たるに甘んずる者でない。其目的は日本に於ける氣品の源泉、智德の模範たらん事を期し、之を實際にしては、立國の本旨を闡明し、躬行實踐以つて全社會の先導者たるにある。』と、その見識を見るべきである。(2)著譯事業　彼の慶應義塾の事業と相對して、日本文化開發の導火となり、木鐸となつたものはその飜譯と著述とである。萬延元年より死去の前年に至る四十年間、その著譯の數は、五十七種一百餘册を計へる。彼が一生涯の心血は殆ど此事業に濺がれたと云つてよい。總括して福澤全集に收めてあるが、洩れたる者にても、福翁百話・同百餘話・新女大學・女大學評論・福翁自傳・丁丑公論・瘠我慢之說等少くない。(3)時事新報　明治十五年、三田出身の俊才を率ゐて『時事新報』を創刊した。當時の新聞の多くは政黨の機關かさもなくば特殊の目的の爲めの新聞であつて、眞に社會の木鐸たるに足るものは一としてなかつたのであるが、時事紙の出づるや、彼自ら主筆となつて社說を擔當し、常に堂々の論陣を張り、極めて平民的の筆を執つた。公正健實の意見を吐いては一世を率ゐるの概があつた。一外人は之を英のタイムス紙に比した。多くの著書に依て個人及び社會の經濟法を說いた彼は、時事新報に於て、時に應じて國家の財政經濟に關する諸問題を論ずること屢々であつたが、就中、西南役後政府が不換紙幣を濫發して戰後の財政を愈々紊亂させてしまつた時、彼は極力そ

の非を攻撃して止まなかつた。而して彼が常に論ずる國家經濟の主張は、自由貿易を重じた非干渉主義であつた。是れは彼の獨立不羈の立場にも由るが、また自己の修めたマンチュスター學派の經濟論に影響された所が尠くない。

複稅制度（フクゼーセード）　租稅には國庫上の法則を始め、國民經濟に關し納稅者が遵守すべき法則が規定されてゐる。而してこれらの法則に適合すべき租稅を良稅といひ、然らざるものを惡稅といふ。然し一の租稅を以て悉くこれらの法則を具備する事は至難であつて、一方に長所あれば他方に短所があるといふ風である。例へば所得稅の如きは頗る良稅であるが、地方に於ては脫稅の行はれ易いものである。既に脫稅の危險あれば、能力適合の原則に反するばかりでなく、國庫の收入をも減少せしむる結果となる。故に諸國の租稅制度に斯る單獨の租稅による事を避け、種々の特色を有する租稅を併立せしめ、以て一國の租稅制度全體の上に適用せしめ多額の收入を擧げんとしてゐる。斯くの如きを複稅制度といふ。故に複稅制度は單に歷史的結果によるばかりでなく、實際上の必要が自然に多數の租稅を併立せしめた結果によるものである。卽ち租稅の法則の要求に從ひ各種租稅の性質を研究し、その最も優良なるものを擇んだのである。然し複稅制度がその組織の妥當を缺くに於ては、徒らに課稅の複雜を增すのみであつて、實際に公平を期し難い憾がある。殊に租稅制度は動もすれば極端に走り易く、その結果重複課稅の弊に陷り易い故に、課稅をなす上に於ては理論上、實際上、幾多の注意を要する。

フランクリン（ベンジァミン）　ベンジァミン・フランクリン（Benjamin Franklin）　一七〇六年一月六日米國ボストン市に生れた。最初同市の高等學校卒業後、家事を繼いで蠟燭製造業に從事したが、兄より印刷術を習ひ一七二八年フィラデルフィア市で印刷業を開業し、新聞を發行した。彼はなほ本業の傍ら電氣學を研究し、避雷針を發明した。一七三六年フィラデルフィア植民議會の書記官となり、一七三七年には同郵便部長官に任命されたが、一七五七年より一七六三年に至る間、及び一七六六年より六七年に至る間、同植民地を代表して倫敦に駐劄し、印刷稅法撤廢運動に參加して大貢獻をなした。また一七七六年の米國獨立宣言は主として彼れの筆になつたと云はれてゐる。一七七六年より八五年に至る間公使として巴里に駐在したが、一七九〇年四月十七日ペンシルヴァニア州知事在任中、フィラデルフィア市で逝去した。フランクリンは政治家、外交家たるに止まらず、深き學殖を有した。アダム・スミスに先だつ五十年前に於て、勞働が最も公正なる價値の標準なることを指摘し、又マルサスと殆ど同一なる人口論を唱へた。

佛蘭西貨幣制度（フランスカヘーセード）　【沿革】　十八世紀の終りまではリーヴルを單位とする制度が行はれてゐたが、一八〇三年に至り、ナポレオンに依つてフランを價格の單位とし、一フランを百サンチームとする十進法が制定された。これは金銀共に無限法貨たらしむる複本位制であつたが、金銀價格の變動に依つて、通貨の紊亂を生む事が頻りであつた。一八六六年に至つて、等しく佛蘭西の幣制に則つてゐた白耳義、伊太利、瑞西の諸國は、何れも佛蘭西同樣の通貨難に苦しめられた結果、共通の苦痛を逃れる爲めに、羅典貨幣同盟なるものが結ばれ、複本位制の確立と、小銀貨の流出とを防ぐ可き條約が締結された。又、その翌年には世界の幣制を統一する爲めに、巴里に於いて國際貨幣會議が開催されたが各國とも當時既に經濟的發達が、重

量容積に比して價値の大なる貨幣を要求する狀態に達してゐたので、多くの商業國は金貨を世界貨幣たらしめんとする意向を持つてゐた。佛蘭西も亦、此形勢に動かされて、一時は金單本位制を採用するかに見えたが、恰も普佛戰爭の勃發を招き、且つ戰敗した結果多額の償金を支出せねばならぬ事となつたので、經濟上の疲弊甚しく、更に苦痛を增す可き金單本位制の施行は全く望む可からざる事となつた。而も戰捷の獨逸は佛蘭西より得た償金を以つて、金單本位制を採用したので、銀貨は急激なる勢ひを以つて流出し始め、その多くは佛蘭西及び白耳義に流入した結果、銀價格は著しく低減して佛蘭西も亦甚しき打擊を蒙るに至つた。斯くの如き通貨上の難關は佛蘭西のみに限らず、他の羅典貨幣同盟參加諸國も等しく逢着してゐた所であつたので、同盟國の意向は次第に銀貨鑄造の制限に傾き、一八七八年の同盟會議に於いては遂に五法の銀貨及金貨の鑄造禁止が決議されるに至つた。かくて銀貨の自由鑄造が禁止され、金單本位に近き跛行本位の採用されて後も、金價格の變動はしきりに行はれ、その間に開きの生ずる事も一切でなかつたので、一八八五年に至つて同盟條約は再び改締するの必要に迫られる事となつた。同年の會議に於ける主要の問題は、同盟脫退の際に於ける五法銀貨の處分策であつて、遂に『同盟を脫退したる國は他國内に流通する自國の五法銀貨を回收す可し』てふ一條が加へられるに至つた。その後一八九七年及一九〇八年に兩度補助貨幣の增鑄が定められ、人口一人に付き十六法の割合で補助貨が鑄造され得る事となつた。これが今尙引續いて行はるゝ幣制であつて、要するに一八〇三年に確立し一八〇六年から一八六六年より跛行本位に移つて現代に及んだものである。

【現狀】　現在行はるゝ幣制は、一八〇三年法の規定を基本とするもので、金貨、銀貨、銅貨及び紙幣が流通して居る。

(1) 金貨　は四十法、二十法の二種で、金の品位は九百の純分と百の雜分とより成つてゐる。

(2) 銀貨　は五法、二法、一法、七十五サンチーム、五十サンチーム、廿五サンチームの六種で、品位は金貨同樣九百の純分と百の雜分とより成つてゐる。

(3) 銅貨　は五サンチーム、三サンチーム、二サンチームの三種で純銅によつて造られてゐる。

(4) 紙幣　は千フラン、五百フラン、百フラン、五フランの四種で、何れも佛蘭西銀行からのみ發行されて居り、最高制限額を五十八億フランとし、發行準備に就いては何等の制限もないが、實際に於いては發行額の七八割は兌換す可き正貨が用意されてゐる。

佛蘭西革命（フランスカクメー）　【原因】　佛蘭西革命の內面的原因と見るべきは、いふまでもなく在來の被支配階級たる商工階級の勢力が增大し、これと支配階級たる僧侶、貴族の階級との衝突せる結果に外ならなかつた。故にそれらの社會的、經濟的なる原因は頗る複雜なるものがあるけれども、直接の政治的原因となつたものは、ルイ十四世以來の專制主義と、それによる人民の苦痛に外ならなかつた。卽ち、佛蘭西はルイ十四世以來、歷代の君主が專制主義を勵行し、重稅を賦課し、人民を殺戮すること甚しかつたが故に、怨嗟の聲が漲つてゐた。加ふるに當時の土地分配の制度は甚だ不平均極まるものであつて、納稅の義務を負はざる少數の貴族僧侶が約その三分の二を領有し、驕奢を極めてゐた。これに比較して平民階級は、土地を有するものが稀であつたのみならず、彼等の負擔は頗る重く、民權は抑壓せられてゐたのである。然しまた一方には十字軍遠征以來、交